

<札幌丸井三越>社員労働協約 付属諸規定旧対照表

現行	改訂	備考																																													
就業形態規程	就業形態規程																																														
第 1 章 総 則	第 1 章 総 則																																														
第 101 条(目的) 本規程は、 <u>ゼネラルスタッフ</u> 労働協約第 602 条に基づき、営業時間・就業時間、シフト勤務、フレックスタイム制勤務及び変形労働時間制勤務に関する事項を定める。	第 101 条(目的) 本規程は、 <u>社員</u> 労働協約第 602 条に基づき、営業時間・就業時間、シフト勤務、フレックスタイム制勤務及び変形労働時間制勤務に関する事項を定める。	・ 名称変更																																													
第 2 章 営業時間・就業時間	第 2 章 営業時間・就業時間																																														
第 201 条(営業時間及び就業時間) 「大規模小売店舗立地法」に該当する店舗の営業時間・就業時間は、会社・組合協議の上、各店ごとに別に定める。 (1) 丸井今井札幌本店 <table><tr><td></td><td>右記記載以外</td><td>大通館地下2階、地下1階</td></tr><tr><td>営業時間</td><td>10時30分～19時30分</td><td>10時30分～20時</td></tr><tr><td>主たる就業時間</td><td>10時15分～19時40分</td><td>9時50分～19時15分 10時45分～20時10分</td></tr><tr><td>休憩時間</td><td colspan="2">90分</td></tr></table> (2) 札幌三越 <table><tr><td></td><td>右記記載以外</td><td>本館10階、北館</td><td>本館地下2階～1階</td></tr><tr><td>営業時間</td><td>10時～19時</td><td>10時～19時30分</td><td>10時～19時30分</td></tr><tr><td>主たる就業時間</td><td>9時45分～19時10分</td><td>9時45分～19時10分 10時15分～19時40分</td><td>9時35分～19時 10時25分～19時50分</td></tr><tr><td>休憩時間</td><td colspan="3">90分</td></tr></table> (3) コンタクトセンター <table><tr><td>営業時間</td><td>10時～18時</td></tr><tr><td>主たる就業時間</td><td>9時15分～18時20分</td></tr><tr><td>休憩時間</td><td>70分</td></tr></table> (以下略)		右記記載以外	大通館地下2階、地下1階	営業時間	10時30分～19時30分	10時30分～20時	主たる就業時間	10時15分～19時40分	9時50分～19時15分 10時45分～20時10分	休憩時間	90分			右記記載以外	本館10階、北館	本館地下2階～1階	営業時間	10時～19時	10時～19時30分	10時～19時30分	主たる就業時間	9時45分～19時10分	9時45分～19時10分 10時15分～19時40分	9時35分～19時 10時25分～19時50分	休憩時間	90分			営業時間	10時～18時	主たる就業時間	9時15分～18時20分	休憩時間	70分	第 201 条(営業時間及び就業時間) 「大規模小売店舗立地法」に該当する店舗の営業時間・就業時間は、会社・組合協議の上、各店ごとに別に定める。 <table><tr><td></td><td>右記記載以外</td><td>大通館地下 2 階～1 階、 西館 2 階</td></tr><tr><td>営業時間</td><td>10 時 30 分～19 時 30 分</td><td>10 時 30 分～20 時</td></tr><tr><td>主たる就業時間</td><td>10 時 15 分～19 時 05 分 10 時 50 分～19 時 40 分</td><td>9 時 50 分～18 時 40 分 11 時 20 分～20 時 10 分</td></tr><tr><td>休憩時間</td><td colspan="2">80 分</td></tr></table> (1) 丸井今井札幌本店 <		右記記載以外	大通館地下 2 階～1 階、 西館 2 階	営業時間	10 時 30 分～19 時 30 分	10 時 30 分～20 時	主たる就業時間	10 時 15 分～19 時 05 分 10 時 50 分～19 時 40 分	9 時 50 分～18 時 40 分 11 時 20 分～20 時 10 分	休憩時間	80 分	
	右記記載以外	大通館地下2階、地下1階																																													
営業時間	10時30分～19時30分	10時30分～20時																																													
主たる就業時間	10時15分～19時40分	9時50分～19時15分 10時45分～20時10分																																													
休憩時間	90分																																														
	右記記載以外	本館10階、北館	本館地下2階～1階																																												
営業時間	10時～19時	10時～19時30分	10時～19時30分																																												
主たる就業時間	9時45分～19時10分	9時45分～19時10分 10時15分～19時40分	9時35分～19時 10時25分～19時50分																																												
休憩時間	90分																																														
営業時間	10時～18時																																														
主たる就業時間	9時15分～18時20分																																														
休憩時間	70分																																														
	右記記載以外	大通館地下 2 階～1 階、 西館 2 階																																													
営業時間	10 時 30 分～19 時 30 分	10 時 30 分～20 時																																													
主たる就業時間	10 時 15 分～19 時 05 分 10 時 50 分～19 時 40 分	9 時 50 分～18 時 40 分 11 時 20 分～20 時 10 分																																													
休憩時間	80 分																																														

		11 時 20 分～19 時 40 分	10 時 20 分～ 19 時 40 分	分
	休憩時間	80 分		
	(3) コンタクトセンター			
	営業時間	10 時～18 時		
	主たる就業時間	<u>9 時 30 分～18 時 10 分</u>		
	休憩時間	70 分		
	(以下略)			
第3章 シフト勤務	第3章 シフト勤務			
第302条(就業時間及び休憩時間) シフト勤務における就業時間及び休憩時間の基準は次の通りとする。	第302条(就業時間及び休憩時間) シフト勤務における就業時間及び休憩時間の基準は次の通りとする。			・ 所定労働時間短縮に伴う修正

【2024年2月以降 勤務区分一覧】

①基本（1ヶ月変形）

◆月給制フルタイム勤務者・フレックス勤務者（私服化部門）

	勤務区分(新)	旧	勤務区分名称	所定勤務 開始時刻	所定勤務 終了時刻	休憩 時間	1日当 時間	基本 差	備考	
基本	36	23	3623 月フル23	7 30	16 55	80	475	0	8:00開店 早番当番	
	36	17	3617 月フル17	7 45	17 10	80	475	0	8:00開店 早番	
	36	18	3618 月フル18	8 15	17 40	90	475	0	9:00開店 早出当番	
	36	54	3654 月フル54	8 30	17 55	90	475	0	9:00開店 早出当番	
	36	02	3602 月フル02	8 45	18 10	90	475	0	9:00開店 早出当番	
	36	65	3665 月フル65	9 0	18 25	90	475	0	10:00開店 早出当番	
	36	03	3603 月フル03	9 15	18 40	90	475	0	10:00開店 早出当番	
	36	16	3616 月フル16	9 30	18 55	90	475	0	10:00開店 早出当番	
	36	01	3601 月フル01	9 45	19 10	90	475	0	10:00開店 早番、18:00開店 遅番	
	36	55	3655 月フル55	10 0	19 25	90	475	0	10:30開店 早出当番	
	36	05	3605 月フル05	10 15	19 40	90	475	0	10:30開店 早番、18:30開店 遅番	
	36	28	3628 月フル28	10 25	19 50	90	475	0	10:30開店 +20遅番	
	36	36	3636 月フル36	10 35	20 0	90	475	0	10:30開店 +20遅番	
	36	04	3604 月フル04	10 45	20 10	90	475	0	20:00開店 遅番	
	36	29	3629 月フル29	10 55	20 20	90	475	0	20:00開店 遅番+20	
	36	06	3606 月フル06	11 15	20 40	90	475	0	20:30開店 遅番	
	36	37	3637 月フル37	11 25	20 50	90	475	0	20:30開店 遅番+20	
	36	07	3607 月フル07	11 45	21 10	90	475	0	21:00開店 遅番	
	36	08	3608 月フル08	12 15	21 40	90	475	0	21:30開店 遅番	
	36	78	3678 月フル78	11 5	20 30	90	475	0	20:00開店 遅番	
	36	80	3680 月フル80	9 55	19 20	90	475	0	10:30開店 早番	
	36	83	3683 月フル83	10 40	20 5	90	475	0	10:30開店 早番、18:30開店 遅番	
	36	84	3684 月フル84	11 35	21 0	90	475	0	10:30開店 遅番	
	36	85	3685 月フル85	8 50	19 15	90	475	0	10:30開店 早番、18:30開店 遅番	
	36	86	3686 月フル86	9 55	19 20	90	475	0	10:30開店 早番、18:30開店 遅番	
ロング	36	52	3652 月ロング52	9 45	19 30	90	495	20	10:00開店 早番+20分	
	36	53	3653 月ロング53	10 5	19 50	90	495	20	18:30開店 早番+20分	
	36	22	3622 月ロング22	9 15	19 10	90	505	30	10:00開店 早出+30分	
	36	42	3642 月ロング42	9 15	19 40	90	535	60	10:00開店・18:30開店遅し 早出+30分	
	36	57	3657 月ロング57	9 30	19 55	90	535	60	10:00開店・18:30開店遅し 早出+15分	
	36	13	3613 月ロング13	9 45	19 40	90	505	30	10:00開店・19:30開店 遅し+30分	
	36	50	3650 月ロング50	8 15	18 20	90	515	40	9:00開店 早出+40分	
	36	44	3644 月ロング44	8 45	18 50	90	515	40	9:00開店 早番+40分	
	36	43	3643 月ロング43	8 50	18 50	90	515	40	10:00開店・18:30開店 遅し+40分	
	36	19	3619 月ロング19	8 15	18 40	90	535	60	9:00開店 早番+60分	
	36	21	3621 月ロング21	8 45	19 10	90	535	60	9:00開店 早番+60分	
	36	09	3609 月ロング09	9 45	20 10	90	535	60	10:00開店・20:00開店 遅し+60分	
	36	73	3673 月ロング73	10 15	20 10	90	505	30	10:30開店・19:30開店 遅し+30分	
	36	74	3674 月ロング74	10 15	20 40	90	535	60	10:30開店・19:30開店 遅し+60分	
	36	10	3610 月ロング10	10 45	21 10	90	535	60	21:00開店 遅番+60分	
	36	47	3647 月ロング47	9 45	20 20	90	545	70	10:00開店・20:00開店 遅し+70分	
	36	61	3661 月ロング61	9 15	20 10	90	565	90	10:00開店・20:00開店 早出+90分	
36	82	3682 月ロング82	9 30	19 25	90	505	30	10:00開店 早出+30分		
ショート	36	51	3651 月ショート51	8 45	17 50	90	455	-20	9:00開店 早番+30分	
	36	79	3679 月ショート79	8 45	17 10	90	415	-60	9:00開店 早番+30分	
	36	35	3635 月ショート35	9 15	18 10	90	445	-30	10:00開店 早出+30分	
	36	56	3656 月ショート56	9 30	17 55	90	415	-60	10:00開店 早出+30分	
	36	14	3614 月ショート14	9 45	18 40	90	445	-30	10:00開店 早番+30分	
	36	76	3676 月ショート76	10 15	17 10	90	325	-150	10:00開店 早番+150分	
	36	26	3626 月ショート26	10 15	19 10	90	445	-30	10:30開店 早番+30分	
	36	77	3677 月ショート77	10 15	18 10	90	385	-90	10:00開店 早番+90分	
	36	75	3675 月ショート75	10 15	18 40	90	415	-60	10:30開店 早番+60分、19:30開店 遅番+60分	
	36	27	3627 月ショート27	10 45	19 40	90	445	-30	19:30開店 遅番+30分	
	36	15	3615 月ショート15	11 15	20 10	90	445	-30	20:00開店 遅番+30分	
	36	45	3645 月ショート45	9 45	18 30	90	435	-40	10:00開店 早番+40分	
	36	46	3646 月ショート46	11 5	19 50	90	435	-40	19:30開店 遅番+40分	
	36	33	3633 月ショート33	11 25	19 50	90	415	-60	10:00開店・18:30開店遅し 早番+15分	
	36	11	3611 月ショート11	9 45	18 10	90	415	-60	10:00開店 早番+60分	
	36	24	3624 月ショート24	10 45	19 10	90	415	-60	18:00開店 遅番+60分	
	36	59	3659 月ショート59	11 45	19 10	90	355	-120	18:00開店 遅番+120分	
	36	25	3625 月ショート25	11 15	19 40	90	415	-60	18:30開店 遅番+60分	
	36	68	3658 月ショート58	12 15	19 40	90	355	-120	18:30開店 遅番+120分	
	36	12	3612 月ショート12	11 45	20 10	90	415	-60	20:00開店 遅番+60分	
	36	48	3648 月ショート48	9 45	18 0	90	405	-70	10:00開店 早番+70分	
	36	49	3649 月ショート49	11 35	19 50	90	405	-70	19:30開店 遅番+70分	
	36	62	3662 月ショート62	9 45	17 40	90	385	-90	-90	10:00開店 早番+90分
	36	34	3634 月ショート34	9 45	17 10	90	355	-120	10:00開店 早番+120分	
	36	81	3681 月ショート81	9 30	18 25	90	445	-30	10:00開店 早出+30分	
36	87	3687 月ショート87	10 15	19 20	90	455	-20	10:00開店 早番		
36	88	3688 月ショート88	9 45	18 50	90	455	-20	10:00開店 早番		
36	89	3689 月ショート89	10 0	19 5	90	455	-20	10:00開店 早番		
36	90	3690 月ショート90	10 45	19 50	90	455	-20	10:00開店 早番		

【2025年4月以降 勤務区分一覧】

2025年3月4日時点

①基本（1ヶ月変形）

◆月給制フルタイム勤務者・フレックス勤務者（私服化部門）

月給制フルタイム勤務者・フレックス勤務者（私設化部門）										半日有休時間早見表			
	勤務区分（新）	旧	新	勤務区分名称	所定勤務 開始時刻	所定勤務 終了時刻	休憩 時間	1日当 時間	基本 差	午後半休		午前半休	
										前半開始	前半終了	後半開始	後半終了
基本		3623	3623	月フル23	7 30	16 20	80	450	0	7:30	11:15	12:35	16:20
基本		3617	3617	月フル17	7 45	16 35	80	450	0	7:45	11:30	12:50	16:35
基本		3617	3631	月フル31	8 20	17 10	80	450	0	8:20	12:05	13:25	17:10
基本		3618	3618	月フル18	8 15	17 05	80	450	0	8:15	12:00	13:20	17:05
基本		3654	3654	月フル54	8 30	17 20	80	450	0	8:30	12:15	13:35	17:20
基本		3602	3602	月フル02	8 45	17 35	80	450	0	8:45	12:30	13:50	17:35
基本		3602	3630	月フル30	9 20	18 10	80	450	0	9:20	13:05	14:25	18:10
基本		3665	3665	月フル65	9 00	17 50	80	450	0	9:00	12:45	14:05	17:50
基本		3603	3603	月フル03	9 15	18 05	80	450	0	9:15	13:00	14:20	18:05
基本		3616	3616	月フル16	9 30	18 20	80	450	0	9:30	13:15	14:35	18:20
基本		3601	3601	月フル01	9 45	18 35	80	450	0	9:45	13:30	14:50	18:35
基本		3601	3620	月フル20	10 20	19 10	80	450	0	10:20	14:05	15:25	19:10
基本		3655	3655	月フル55	10 00	18 50	80	450	0	10:00	13:45	15:05	18:50
基本		3605	3605	月フル05	10 15	19 05	80	450	0	10:15	14:00	15:20	19:05
基本		3605	3632	月フル32	10 50	19 40	80	450	0	10:50	14:35	15:55	19:40
基本		3628	3628	月フル28	11 00	19 50	80	450	0	11:00	14:45	16:05	19:50
基本		3636	3636	月フル36	11 10	20 00	80	450	0	11:10	14:55	16:15	20:00
基本		3604	3604	月フル04	11 20	20 10	80	450	0	11:20	15:05	16:25	20:10
基本		3629	3629	月フル29	11 30	20 20	80	450	0	11:30	15:15	16:35	20:20
基本		3606	3606	月フル06	11 50	20 40	80	450	0	11:50	15:35	16:55	20:40
基本		3637	3637	月フル37	12 00	20 50	80	450	0	12:00	15:45	17:05	20:50
基本		3607	3607	月フル07	12 20	21 10	80	450	0	12:20	16:05	17:25	21:10
基本		3608	3608	月フル08	12 50	21 40	80	450	0	12:50	16:35	17:55	21:40
基本		3678	3678	月フル78	11 40	20 30	80	450	0	11:40	15:25	16:45	20:30
基本		3680	3680	月フル80	10 40	19 30	80	450	0	10:40	14:25	15:45	19:30
基本		3683	3683	月フル83	11 15	20 05	80	450	0	11:15	15:00	16:20	20:05
基本		3684	3684	月フル84	11 40	20 30	80	450	0	11:40	15:25	16:45	20:30
基本		3685	3685	月フル85	11 55	20 45	80	450	0	11:55	15:40	17:00	20:45
基本		3686	3686	月フル86	10 45	19 35	80	450	0	10:45	14:30	15:50	19:35
基本		3695	3695	月フル95	12 30	21 20	80	450	0	12:30	16:15	17:35	21:20
基本		おせち	3696	月フルおせち	3 45	12 35	80	450	0	3:45	7:30	8:50	12:35
ロング		3652	3652	月ロング52	9 45	19 10	80	485	-35				
ロング		3653	3653	月ロング53	10 40	19 50	80	470	-20				
ロング		3622	3622	月ロング22	9 15	18 35	80	480	-30				
ロング		3642	3642	月ロング42	9 15	19 10	80	515	-65				
ロング		3657	3657	月ロング57	9 30	19 30	80	520	-70				
ロング		3613	3613	月ロング13	9 45	19 40	80	515	-65				
ロング		3643	3643	月ロング43	9 45	19 15	80	490	-40				
ロング		3619	3619	月ロング19	8 15	18 05	80	510	-60				
ロング		3621	3621	月ロング21	8 45	18 35	80	510	-60				
ロング		3609	3609	月ロング09	8 45	20 10	80	545	-85				
ロング		3673	3673	月ロング73	10 15	20 10	80	515	-65				
ロング		3674	3674	月ロング74	10 15	19 40	80	485	-35				
ロング		3610	3610	月ロング10	11 20	21 10	80	510	-60				
ロング		3661	3661	月ロング61	9 15	20 10	80	575	-125				
ロング		3682	3682	月ロング82	9 30	18 55	80	485	-30				
ロング		3692	3692	月ロング92	9 55	20 05	80	530	-80				
ロング		おせち	3697	月ロングおせち	3 45	14 40	80	575	-125				
ショート		3651	3651	月ショート51	8 45	17 00	80	415	-35				
ショート		3679	3679	月ショート79	8 45	16 30	80	385	-65				
ショート		3635	3635	月ショート35	9 15	17 35	80	420	-30				
ショート		3656	3656	月ショート56	9 30	17 50	80	420	-30				
ショート		3614	3614	月ショート14	9 45	18 05	80	420	-30				
ショート		3676	3676	月ショート76	10 15	16 35	80	300	-150				
ショート		3626	3626	月ショート26	10 15	18 30	80	415	-35				
ショート		3677	3677	月ショート77	10 15	18 50	80	435	-15				
ショート		3675	3675	月ショート75	10 15	18 00	80	385	-65				
ショート		3627	3627	月ショート27	11 25	19 40	80	415	-35				
ショート		3615	3615	月ショート15	11 50	20 10	80	420	-30				
ショート		3645	3645	月ショート45	9 45	17 55	80	410	-40				
ショート		3646	3646	月ショート46	11 40	19 50	80	410	-40				
ショート		3633	3633	月ショート33	12 00	19 50	80	390	-60				
ショート		3611	3611	月ショート11	9 45	17 30	80	385	-65				
ショート		3624	3624	月ショート24	11 20	19 10	80	390	-60				
ショート		3659	3659	月ショート59	12 25	19 10	80	325	-125				
ショート		3625	3625	月ショート25	11 55	19 40	80	385	-65				
ショート		3658	3658	月ショート58	12 55	19 40	80	325	-125				
ショート		3612	3612	月ショート12	12 25	20 10	80	385	-65				
ショート		3648	3648	月ショート48	9 45	17 25	80	380	-70				
ショート		3649	3649	月ショート49	12 10	19 50	80	380	-70				
ショート		3662	3662	月ショート62	9 45	17 05	80	360	-90				
ショート		3634	3634	月ショート34	9 45	16 30	80	325	-125				
ショート		3634	3636	月ショート36	10 25	17 10	80	325	-125				
ショート		3681	3681	月ショート81	9 30	17 45	80	415	-35				
ショート		3687	3687	月ショート87	10 15	18 45	80	430	-30				
ショート		3688	3688	月ショート88	9 45	18 15	80	430	-30				
ショート		3693	3693	月ショート93	9 20	16 50	80	370	-80				
ショート		3694	3694	月ショート94	12 35	20 5	80	370	-80				

◆月給制フルタイム勤務者(制服着用:食品部門のみ)

基本	37	06	3706	月フル制06	8	5	17	30	90	475	0	9:00閉店 早出当番
	37	28	3728	月フル制28	8	20	17	45	90	475	0	9:00閉店 早出当番
	37	37	3737	月フル制37	8	35	18	0	90	475	0	9:00閉店 早番
	37	32	3732	月フル制32	8	50	18	15	90	475	0	10:00閉店 早出当番
	37	38	3738	月フル制38	9	5	18	30	90	475	0	10:00閉店 早出当番
	37	05	3705	月フル制05	9	20	18	45	90	475	0	10:00閉店 早出当番
	37	36	3736	月フル制36	9	35	19	0	90	475	0	10:00閉店 早番、19:00閉店 遅番
	37	29	3729	月フル制29	9	50	19	15	90	475	0	10:30閉店 早出当番
	37	40	3740	月フル制40	10	25	19	50	90	475	0	10:30閉店 早番、19:30閉店 遅番
	37	07	3707	月フル制07	10	5	19	30	90	475	0	10:30閉店 早番、19:30閉店 遅番
	37	13	3713	月フル制13	10	35	20	0	90	475	0	19:30閉店 +20遅番
	37	17	3717	月フル制17	10	45	20	10	90	475	0	19:30閉店 +30遅番
	37	39	3739	月フル制39	10	55	20	20	90	475	0	20:00閉店 早番
	37	14	3714	月フル制14	11	5	20	30	90	475	0	20:00閉店 遅番+20
	37	41	3741	月フル制41	11	25	20	50	90	475	0	20:30閉店 遅番
	37	18	3718	月フル制18	11	35	21	0	90	475	0	20:30閉店 遅番+20
	37	42	3742	月フル制42	11	55	21	20	90	475	0	21:00閉店 遅番
ロング	37	27	3727	月ロング制27	10	15	20	0	90	495	20	19:30閉店 遅番+20分
	37	19	3719	月ロング制19	9	5	19	30	90	535	60	10:00閉店+19:30閉店通し 早出+30分
	37	31	3731	月ロング制31	9	40	20	5	90	535	60	10:00閉店+19:30閉店通し 早出+15分
	37	02	3702	月ロング制02	9	35	19	50	90	525	50	更衣通し
	37	21	3721	月ロング制21	8	35	18	40	90	515	40	9:00閉店 早番+40分
	37	20	3720	月ロング制20	9	35	20	0	90	535	60	更衣通し
	37	08	3708	月ロング制08	8	35	19	0	90	535	60	9:00閉店 早番+60分
	37	62	3762	月ロング制62	9	20	20	5	90	555	80	更衣通し
	37	43	3743	月ロング制43	9	35	20	20	90	555	80	更衣通し
	37	33	3733	月ロング制33	10	25	20	20	90	505	30	10:30閉店+19:30閉店 通し+30分
	37	34	3734	月ロング制34	10	5	20	50	90	555	80	更衣通し
	37	44	3744	月ロング制44	10	55	21	20	90	535	60	21:00閉店 遅番+60分
ショート	37	24	3724	月ロング制24	9	35	20	30	90	565	90	更衣通し
	37	45	3745	月ショート制45	9	35	18	40	90	455	-20	10時閉店 早番
	37	46	3746	月ショート制46	10	45	19	50	90	455	-20	19:30閉店 遅番
	37	47	3747	月ショート制47	11	15	20	20	90	455	-20	20:00閉店 遅番
	37	16	3716	月ショート制16	9	5	18	0	90	445	-30	10:00閉店 早出-30分
	37	48	3748	月ショート制48	9	5	17	40	90	425	-60	10:00閉店 早出-50分
	37	30	3730	月ショート制30	9	20	17	45	90	415	-60	10:00閉店 早出-60分
	37	49	3749	月ショート制49	9	20	17	25	90	395	-80	10:00閉店 早出-80分
	37	03	3703	月ショート制03	9	35	18	30	90	445	-30	10:00閉店 早番-30分
	37	50	3750	月ショート制50	9	35	18	10	90	425	-50	10:00閉店 早番-50分
	37	11	3711	月ショート制11	10	25	19	20	90	445	-30	10:30閉店 早番-30分
	37	51	3751	月ショート制51	10	25	19	0	90	425	-50	10:30閉店 早番-50分
	37	35	3735	月ショート制35	10	5	18	30	90	415	-60	10:30閉店 早番-30分、19:00閉店 遅番-30分
	37	52	3752	月ショート制52	10	5	18	10	90	395	-80	10:30閉店 早番-30分、19:00閉店 遅番-50分
	37	12	3712	月ショート制12	10	55	19	50	90	445	-30	19:30閉店 遅番-30分
	37	53	3753	月ショート制53	11	15	19	50	90	425	-50	19:30閉店 遅番-50分
	37	04	3704	月ショート制04	11	25	20	20	90	445	-30	20:00閉店 遅番-30分
	37	54	3754	月ショート制54	11	45	20	20	90	425	-50	20:00閉店 遅番-50分
	37	22	3722	月ショート制22	9	35	18	20	90	435	-40	10:00閉店 早番-40分
	37	23	3723	月ショート制23	11	15	20	0	90	435	-40	19:30閉店 遅番-40分
	37	15	3715	月ショート制15	11	35	20	0	90	415	-60	10:00閉店+19:30閉店通し 早番+15分
	37	55	3755	月ショート制55	11	55	20	0	90	395	-80	10:00閉店+19:30閉店通し
	37	00	3700	月ショート制00	9	35	18	0	90	415	-60	10:00閉店 早番-60分
	37	56	3756	月ショート制56	9	35	17	40	90	395	-80	10:00閉店 早番-80分
	37	09	3709	月ショート制09	10	55	19	20	90	415	-60	19:00閉店 遅番-60分
	37	57	3757	月ショート制57	11	15	19	20	90	395	-80	19:00閉店 遅番-80分
	37	10	3710	月ショート制10	11	25	19	50	90	415	-60	19:30閉店 遅番-60分
	37	58	3758	月ショート制58	11	45	19	50	90	395	-80	19:30閉店 遅番-80分
	37	01	3701	月ショート制01	11	55	20	20	90	415	-60	20:00閉店 遅番-60分
	37	59	3759	月ショート制59	12	15	20	20	90	395	-80	20:00閉店 遅番-80分
	37	25	3725	月ショート制25	9	35	17	50	90	405	-70	10:00閉店 早番-70分
	37	60	3760	月ショート制60	9	35	17	30	90	385	-90	10:00閉店 早番-90分
	37	26	3726	月ショート制26	11	45	20	0	90	405	-70	19:30閉店 遅番-70分
	37	61	3761	月ショート制61	12	5	20	0	90	385	-90	19:30閉店 遅番-90分

フレックス 34 01 L201 フレックス01 9 45 19 10 90 475 0 休憩時間が異なる為、3501は使用不可

②外商部お得意様担当サテライト（6ヶ月変形、北見・帯広のみ）

名称	勤務区分(新)	旧	勤務区分名称	所定勤務開始時刻	所定勤務終了時刻	休憩時間	1日当基本差	備考
基本	36	40	3640 外サテ基本40	9	15	18	35	90 470 -5
ロング	36	41	3641 外サテロン41	9	15	19	30	90 525 30 ※半期1回取得する。

◆月給制フルタイム勤務者(制服着用:化粧品部門のみ)

	勤務区分(新)	旧	新	勤務区分名称	所定勤務	所定勤務	休憩時間	1日当	基本差		
					開始時刻	終了時刻				時間	
基本		3738	3738	月フル制38	9	5	17	55	80	450	0
基本		3705	3705	月フル制05	9	20	18	10	80	450	0
基本		3736	3736	月フル制36	9	35	18	25	80	450	0
基本		3729	3729	月フル制29	9	50	18	40	80	450	0
基本		3740	3740	月フル制40	10	25	19	15	80	450	0
基本		3707	3707	月フル制07	10	40	19	30	80	450	0
基本		3717	3717	月フル制17	10	45	19	35	80	450	0
基本		3739	3739	月フル制39	11	30	20	20	80	450	0
ロング		3727	3727	月ロング制27	10	50	20	00	80	470	20
ロング		3719	3719	月ロング制19	10	10	30	20	80	480	30
ロング		3720	3720	月ロング制20	9	35	19	25	80	510	80
ロング		3762	3762	月ロング制62	9	55	20	05	80	530	80
ロング		3743	3743	月ロング制43	9	35	19	45	80	530	80
ロング		3733	3733	月ロング制33	10	25	19	45	80	480	30
ショート		3749	3749	月ショート制49	9	20	18	50	80	370	80
ショート		3711	3711	月ショート制11	10	25	18	45	80	380	80
ショート		3751	3751	月ショート制51	10	25	18	25	80	400	80
ショート		3712	3712	月ショート制12	11	30	19	50	80	420	80
ショート		3753	3753	月ショート制53	11	50	19	50	80	400	80
ショート		3700	3700	月ショート制00	9	35	17	20	80	385	85
ショート		3757	3757	月ショート制57	11	50	19	20	80	370	80
ショート		3710	3710	月ショート制10	12	00	19	10	80	360	80
ショート		3758	3758	月ショート制58	12	25	19	50	80	365	85
ショート		3760	3760	月ショート制60	9	35	16	55	80	360	80

■育児時短ライド 勤務区分一覧 ① (基本パターン)										※各人に設定された「シフトパターン」内の勤務区分のみ使用できます。他のシフトパターンの勤務区分は使用出来ません。										2024.02.01	
店舗/店舗時間		主な対象店舗		基本設定		シフトパターン		勤務区分 (※合計4ケタ)										★一時延長 (フルタイム勤務日) (休日の90分) ※申請書で		Time-3表示 (※内外時差 除外時上)	
店舗/店舗時間	主な対象店舗	勤務区分	休日	勤務区分	休日	勤務区分	休日	勤務区分	休日	勤務区分	休日	勤務区分	休日	勤務区分	休日	勤務区分	休日				
10:00開店店舗用 後方スタッフ	三越、 後方スタッフ	育児5H	60分	E1	7005	9:00-15:00	7006	9:15-15:15	7007	9:30-15:30	7008	9:45-15:45	7078	9:45-19:10	9:45-16:15						
		新勤務部門用	7017	8:50-14:50	7018	9:05-15:05	7019	9:20-15:20	7020	9:35-15:35	7090	9:35-19:00	9:35-16:05								
		育児5.5H	60分	A1	7105	9:00-15:30	7106	9:15-15:45	7107	9:30-16:00	7108	9:45-16:15	7178	9:45-19:10	9:45-16:45						
		新勤務部門用	7215	8:50-15:20	7216	9:05-15:35	7217	9:20-15:50	7220	9:35-16:05	7190	9:35-19:00	9:35-16:10								
		育児6H	60分	B1	7205	9:00-16:00	7206	9:15-16:15	7207	9:30-16:30	7208	9:45-16:45	7278	9:45-19:10	9:45-17:15						
		新勤務部門用	7217	8:50-15:50	7218	9:05-16:05	7219	9:20-16:20	7220	9:35-16:35	7290	9:35-19:00	9:35-17:05								
		育児6.5H	60分	L1	7305	9:00-16:30	7306	9:15-16:45	7307	9:30-17:00	7308	9:45-17:15	7378	9:45-19:10	9:45-17:45						
		新勤務部門用	7317	8:50-16:20	7318	9:05-16:35	7319	9:20-16:50	7320	9:35-17:05	7390	9:35-19:00	9:35-17:35								
		育児7H	60分	D1	7405	9:00-17:00	7406	9:15-17:15	7407	9:30-17:30	7408	9:45-17:45	7478	9:45-19:10	9:45-18:15						
		新勤務部門用	7417	8:50-16:50	7418	9:05-17:05	7419	9:20-17:20	7420	9:35-17:35	7490	9:35-19:00	9:35-18:05								
10:30開店店舗用	凡井	育児5H	60分	F1	7009	9:30-15:30	7010	9:45-15:45	7011	10:00-16:00	7012	10:15-16:15	7082	10:15-19:40	10:15-16:45						
		新勤務部門用	7021	9:20-15:20	7022	9:35-15:35	7023	9:50-15:50	7024	10:05-16:05	7094	10:05-19:00	10:05-16:35								
		育児5.5H	60分	H1	7109	9:30-16:30	7110	9:45-16:15	7111	10:00-16:30	7112	10:15-16:45	7182	10:15-19:40	10:15-17:15						
		新勤務部門用	7121	9:20-16:50	7122	9:35-16:05	7123	9:50-16:20	7124	10:05-16:35	7194	10:05-19:00	10:05-16:05								
		育児6H	60分	J1	7209	9:30-16:30	7210	9:45-16:45	7211	10:00-17:00	7212	10:15-17:15	7282	10:15-19:40	10:15-17:45						
		新勤務部門用	7221	9:20-16:20	7222	9:35-16:35	7223	9:50-16:50	7224	10:05-17:05	7294	10:05-19:00	10:05-17:35								
		育児6.5H	60分	M1	7309	9:30-17:00	7310	9:45-17:15	7311	10:00-17:30	7312	10:15-17:45	7382	10:15-19:40	10:15-18:15						
		新勤務部門用	7321	9:20-16:50	7322	9:35-17:05	7323	9:50-17:20	7324	10:05-17:35	7394	10:05-19:00	10:05-18:05								
		育児7H	60分	O1	7409	9:30-17:30	7410	9:45-17:45	7411	10:00-18:00	7412	10:15-18:15	7482	10:15-19:40	10:15-18:45						
		新勤務部門用	7421	9:20-17:20	7422	9:35-17:35	7423	9:50-17:50	7424	10:05-18:05	7494	10:05-19:00	10:05-18:35								
9:00開店店舗用 小型店舗用	小型店舗用	育児5H	60分	G1	7001	8:00-14:00	7002	8:15-14:15	7003	8:30-14:30	7004	8:45-14:45	7074	8:45-18:10	8:45-15:15						
		新勤務部門用	7013	7:50-13:50	7014	8:05-14:05	7015	8:20-14:20	7016	8:35-14:35	7086	8:35-19:00	8:35-15:05								
		育児5.5H	60分	E1	7005	9:00-15:00	7006	9:15-15:15	7007	9:30-15:30	7008	9:45-15:45	7078	9:45-19:10	9:45-16:15						
		新勤務部門用	7017	8:50-14:50	7018	9:05-15:05	7019	9:20-15:20	7020	9:35-15:30	7090	9:35-19:00	9:35-16:05								
		育児5.5H	60分	F1	7113	7:50-14:20	7114	8:05-14:35	7115	8:20-14:50	7116	8:35-15:05	7186	8:35-18:00	8:35-15:35						
		新勤務部門用	7117	8:00-15:30	7118	8:15-15:45	7119	8:30-16:00	7120	8:45-16:15	7190	9:35-19:00	9:35-16:35								
		育児5.5H	60分	A1	7105	9:00-15:30	7106	9:15-15:45	7107	9:30-16:00	7108	9:45-16:15	7178	9:45-19:10	9:45-16:45						
		新勤務部門用	7117	8:50-15:20	7118	9:05-15:35	7119	9:20-15:50	7120	9:35-16:05	7190	9:35-19:00	9:35-16:35								
		育児6H	60分	K1	7201	8:00-15:00	7202	8:15-15:15	7203	8:30-15:30	7204	8:45-15:45	7274	8:45-18:10	8:45-16:15						
		新勤務部門用	7215	7:50-14:50	7216	8:05-15:05	7217	8:20-15:20	7218	8:35-15:35	7288	8:35-18:00	8:35-15:45								
9:00開店店舗用 小型店舗用	小型店舗用	育児6H	60分	B1	7205	9:00-16:00	7206	9:15-16:15	7207	9:30-16:30	7208	9:45-16:45	7278	9:45-19:10	9:45-17:15						
		新勤務部門用	7217	8:50-15:50	7218	9:05-16:05	7219	9:20-16:20	7220	9:35-16:35	7290	9:35-19:00	9:35-17:05								
		育児6.5H	60分	N1	7301	8:00-15:30	7302	8:15-15:45	7303	8:30-16:00	7304	8:45-16:15	7374	8:45-18:10	8:45-16:45						
		新勤務部門用	7313	7:50-15:20	7314	8:05-15:35	7315	8:20-15:50	7316	8:35-16:05	7386	8:35-18:00	8:35-16:35								
		育児6.5H	60分	L1	7305	9:00-16:30	7306	9:15-16:45	7307	9:30-17:00	7308	9:45-17:15	7378	9:45-19:10	9:45-17:45						
		新勤務部門用	7317	8:50-16:20	7318	9:05-16:35	7319	9:20-16:50	7320	9:35-17:05	7390	9:35-19:00	9:35-17:35								
		育児7H	60分	P1	7401	8:00-16:00	7402	8:15-16:15	7403	8:30-16:30	7404	8:45-16:45	7474	8:45-18:10	8:45-17:15						
		新勤務部門用	7413	7:50-15:50	7414	8:05-16:05	7415	8:20-16:20	7416	8:35-16:35	7486	8:35-18:00	8:35-17:05								
		育児7H	60分	D1	7405	9:00-17:00	7406	9:15-17:15	7407	9:30-17:30	7408	9:45-17:45	7478	9:45-19:10	9:45-18:15						
		新勤務部門用	7417	8:50-16:50	7418	9:05-17:05	7419	9:20-17:20	7420	9:35-17:35	7490	9:35-19:00	9:35-18:05								

[illegible]

●要保護勤務 勤務区分一覧表

2024年2月1日時点

勤務形態	勤務区分(新)	名称	所定勤務 開始時刻	所定勤務 終了時刻	休憩時間	1日当時間	基本差	備考	半日有休時間早見表				
									午前半休		午前半休		
									前半開始	前半終了	後半開始	後半終了	
要保護5H	60	01 要保501	9	45	15	39	300	-150	9:45	12:15	13:05	15:35	
	60	02 要保502	10	15	16	5	300	-150	10:15	12:45	13:35	16:05	
	60	03 要保503	13	10	19	0	50	300	-130	13:10	15:40	16:30	19:0
	60	04 要保504	13	40	19	30	50	300	-150	13:40	16:10	17:00	19:30
要保護5.5H	61	01 要保5301	9	45	16	5	50	330	-120	9:45	12:30	13:20	16:5
	61	02 要保5302	10	15	16	35	50	330	-120	10:15	13:00	13:50	16:35
	61	03 要保5303	12	40	19	0	50	330	-120	12:40	15:25	16:15	19:0
	61	04 要保5304	13	10	19	30	50	330	-120	13:10	15:55	16:45	19:30
要保護6H	62	01 要保601	9	45	16	39	360	-90	9:45	12:15	13:05	15:35	
	62	02 要保602	10	15	17	5	360	-90	10:15	12:45	13:35	16:05	
	62	03 要保603	12	10	19	0	50	360	-90	12:10	15:40	16:30	19:0
	62	04 要保604	12	40	19	30	50	360	-90	12:40	15:40	16:30	19:30
要保護6.5H	63	01 要保6301	9	45	17	15	60	390	-60	9:45	13:00	14:00	17:15
	63	02 要保6302	10	15	17	45	60	390	-60	10:15	13:30	14:30	17:45
	63	03 要保6303	11	40	19	10	60	390	-60	11:40	14:55	15:55	19:10
	63	04 要保6304	12	10	19	40	60	390	-60	12:10	15:25	16:25	19:40
要保護7H	64	01 要保701	9	45	17	45	60	420	-30	9:45	13:15	14:15	17:45
	64	02 要保702	10	15	18	15	60	420	-30	10:15	13:45	14:45	18:15
	64	03 要保703	11	10	19	10	60	420	-30	11:10	14:40	15:40	19:10
	64	04 要保704	11	40	19	40	60	420	-30	11:40	15:10	16:10	19:40

■育児時短スライド 勤務区分一覧 ③ (30分早出パターン)				※各人に設定された「シフトパターン」内の勤務区分のみ使用できます。他のシフトパターンの勤務区分は使 用出来ません。												2024.02.01	
店舗/店舗時間	主な対象店舗	基本設定		シフト パターン	勤務区分 (※合計4ヶ所)												
		勤務形態	休憩		早番	※通常勤務				遅番①				遅番②			
						選番①	選番②	選番③	選番④	選番①	選番②	選番③	選番④				
				新	新	新	新	新	新	新	新	新	新	新	新	新	
10:00開店店舗用 後方スタッフ用	三越、 後方スタッフ	育児5H	60分	E3	7005	9:00-15:00	7006	9:15-15:15	7007	9:30-15:30	7008	9:45-15:45	7076	9:15-18:40	9:15-15:45		
				新服部門用	7017	8:50-14:50	7018	9:05-15:05	7019	9:20-15:20	7020	9:35-15:35	7088	9:05-18:30	9:05-15:35		
				A3	7105	9:00-15:30	7106	9:15-15:45	7107	9:30-16:00	7108	9:45-16:15	7176	9:15-18:40	9:15-16:15		
				新服部門用	7117	8:50-15:20	7118	9:05-15:35	7119	9:20-15:50	7120	9:35-16:05	7188	9:05-18:30	9:05-16:05		
		育児6H	60分	B3	7205	9:00-16:00	7206	9:15-16:15	7207	9:30-16:30	7208	9:45-16:45	7276	9:15-18:40	9:15-16:45		
				新服部門用	7217	8:50-15:50	7218	9:05-16:05	7219	9:20-16:20	7220	9:35-16:35	7288	9:05-18:30	9:05-16:35		
				L3	7305	9:00-16:30	7306	9:15-16:45	7307	9:30-17:00	7308	9:45-17:15	7376	9:15-18:40	9:15-17:15		
				新服部門用	7317	8:50-16:20	7318	9:05-16:35	7319	9:20-16:50	7320	9:35-17:05	7388	9:05-18:30	9:05-17:05		
		育児7H	60分	D3	7405	9:00-17:00	7406	9:15-17:15	7407	9:30-17:30	7408	9:45-17:45	7476	9:15-18:40	9:15-17:45		
				新服部門用	7417	8:50-16:50	7418	9:05-17:05	7419	9:20-17:20	7420	9:35-17:35	7488	9:05-18:30	9:05-17:35		
10:30分開店店舗 用	丸井	育児5H	60分	F3	7009	9:30-15:30	7010	9:45-15:45	7011	10:00-16:00	7012	10:15-16:15	7080	9:45-19:10	9:45-16:15		
				新服部門用	7021	9:20-15:20	7022	9:35-15:35	7023	9:50-15:50	7024	10:05-16:05	7092	9:35-19:00	9:35-16:05		
				H3	7109	9:30-16:00	7110	9:45-16:15	7111	10:00-16:30	7112	10:15-16:45	7180	9:45-19:10	9:45-16:45		
				新服部門用	7121	9:20-15:50	7122	9:35-16:05	7123	9:50-16:20	7124	10:05-16:35	7192	9:35-19:00	9:35-16:35		
		育児6H	60分	J3	7209	9:30-16:30	7210	9:45-16:45	7211	10:00-17:00	7212	10:15-17:15	7280	9:45-19:10	9:45-17:15		
				新服部門用	7221	9:20-16:20	7222	9:35-16:35	7223	9:50-16:50	7224	10:05-17:05	7292	9:35-19:00	9:35-17:05		
				M3	7309	9:30-17:00	7310	9:45-17:15	7311	10:00-17:30	7312	10:15-17:45	7380	9:45-19:10	9:45-17:45		
				新服部門用	7321	9:20-16:50	7322	9:35-17:05	7323	9:50-17:20	7324	10:05-17:35	7392	9:35-19:00	9:35-17:35		
		育児7H	60分	O3	7409	9:30-17:30	7410	9:45-17:45	7411	10:00-18:00	7412	10:15-18:15	7480	9:45-19:10	9:45-18:15		
				新服部門用	7421	9:20-17:20	7422	9:35-17:35	7423	9:50-17:50	7424	10:05-18:05	7492	9:35-19:00	9:35-18:05		
9:00開店店舗用 小型店舗店舗用	小型店舗店舗	育児5H	60分	G3	7001	8:00-14:00	7002	8:15-14:15	7003	8:30-14:30	7004	8:45-14:45	7072	8:15-17:40	8:15-14:45		
				新服部門用	7013	7:50-13:50	7014	8:05-14:05	7015	8:20-14:20	7016	8:35-14:35	7084	8:05-17:30	8:05-14:35		
				E3	7005	9:00-15:00	7006	9:15-15:15	7007	9:30-15:30	7008	9:45-15:45	7076	9:15-18:40	9:15-15:45		
				新服部門用	7017	8:50-14:50	7018	9:05-15:05	7019	9:20-15:20	7020	9:35-15:35	7088	9:05-18:30	9:05-15:35		
		育児5.5H	60分	I3	7101	8:00-14:30	7102	8:15-14:45	7103	8:30-15:00	7104	8:45-15:15	7172	8:15-17:40	8:15-15:15		
				新服部門用	7113	7:50-14:20	7114	8:05-14:35	7115	8:20-14:50	7116	8:35-15:05	7184	8:05-17:30	8:05-15:05		
				A3	7105	9:00-15:30	7106	9:15-15:45	7107	9:30-16:00	7108	9:45-16:15	7176	9:15-18:40	9:15-16:15		
				新服部門用	7117	8:50-15:20	7118	9:05-15:35	7119	9:20-15:50	7120	9:35-16:05	7188	9:05-18:30	9:05-16:05		
		育児6H	60分	K3	7201	8:00-15:00	7202	8:15-15:15	7203	8:30-15:30	7204	8:45-15:45	7272	8:15-17:40	8:15-15:45		
				新服部門用	7213	7:50-14:50	7214	8:05-15:05	7215	8:20-15:20	7216	8:35-15:35	7284	8:05-17:30	8:05-15:35		
				R3	7205	9:00-16:00	7206	9:15-16:15	7207	9:30-16:30	7208	9:45-16:45	7276	9:15-18:40	9:15-16:45		
				新服部門用	7217	8:50-15:50	7218	9:05-16:05	7219	9:20-16:20	7220	9:35-16:35	7288	9:05-18:30	9:05-16:35		
		育児6.5H	60分	N3	7301	8:00-15:30	7302	8:15-15:45	7303	8:30-16:00	7304	8:45-16:15	7372	8:15-17:40	8:15-16:15		
				新服部門用	7313	7:50-15:20	7314	8:05-15:35	7315	8:20-15:50	7316	8:35-16:05	7384	8:05-17:30	8:05-16:05		
				L3	7305	9:00-16:30	7306	9:15-16:45	7307	9:30-17:00	7308	9:45-17:15	7376	9:15-18:40	9:15-17:15		
				新服部門用	7317	8:50-16:20	7318	9:05-16:35	7319	9:20-16:50	7320	9:35-17:05	7388	9:05-18:30	9:05-17:05		
		育児7H	60分	P3	7401	8:00-16:00	7402	8:15-16:15	7403	8:30-16:30	7404	8:45-16:45	7472	8:15-17:40	8:15-16:45		
				新服部門用	7413	7:50-15:50	7414	8:05-16:05	7415	8:20-16:20	7416	8:35-16:35	7484	8:05-17:30	8:05-16:35		
				D3	7405	9:00-17:00	7406	9:15-17:15	7407	9:30-17:30	7408	9:45-17:45	7476	9:15-18:40	9:15-17:45		
				新服部門用	7417	8:50-16:50	7418	9:05-17:05	7419	9:20-17:20	7420	9:35-17:35	7488	9:05-18:30	9:05-17:35		

『育児のためのフルタイムシフト選択制度』

営業時間	選択できるシフト(早番)				選択できるシフト(遅番)			
08:00-20:00	3706	7:45	～	16:15	3731	11:40	～	20:10
09:30-18:00	3728	9:15	～	17:45	3702	9:40	～	18:10
09:00-21:00	3737	8:45	～	17:15	3721	12:40	～	21:10
10:00-17:30	3732	9:15	～	17:45	3708	10:05	～	18:35
10:00-19:00	3713	9:45	～	18:15	3734	10:45	～	19:15
10:00-19:30	3714	9:45	～	18:15	3744	11:10	～	19:40
10:00-20:00	3716	10:15	～	18:45	3724	11:40	～	20:10
10:30-19:30	3741	10:15	～	18:45	3745	11:10	～	19:40
10:30-20:00	3718	10:15	～	18:45	3746	11:40	～	20:10
10:00-21:00	3742	9:45	～	18:15	3747	12:40	～	21:10

※休憩時間60分

■育児時間スライド 勤務区分一覧 ④ (45分早出パターン)				※各人に設定された「シフトパターン」内の勤務区分のみ使用できます。他のシフトパターンの勤務区分は使用出来ません。										2024.02.01		
店舗開店時間	主な対象店舗	基本設定		シフト パターン	勤務区分「(総合計4ヶ所)」										★一時間延長 (7時タイム勤務 日) (休替90分) ※半日置きのみ	Time-3表示 (6時外は時 間外計上)
		勤務形態	休憩		★通常勤務		遅番①		遅番②		遅番③					
					新	新	新	新	新	新						
10:00開店店舗用 後方スタッフ用	三越 後方スタッフ	育児5H	60分	E4	7005	9:00-15:00	7006	9:15-15:15	7007	9:30-15:30	7008	9:45-15:45	7075	9:00-18:25	9:00-15:30	
		新曜部門用	7017	8:50-14:50	7018	9:05-15:05	7019	9:20-15:20	7020	9:35-15:35	7087	8:50-18:15	8:50-15:20			
		育児5.5H	60分	A4	7105	9:00-15:30	7106	9:15-15:45	7107	9:30-16:00	7108	9:45-16:15	7175	9:00-18:25	9:00-16:00	
		新曜部門用	7117	8:50-15:20	7118	9:05-15:35	7119	9:20-15:50	7120	9:35-16:05	7187	8:50-18:15	8:50-15:50			
		育児6H	60分	B4	7205	9:00-16:00	7206	9:15-16:15	7207	9:30-16:30	7208	9:45-16:45	7275	9:00-18:25	9:00-16:30	
		新曜部門用	7217	8:50-15:50	7218	9:05-16:05	7219	9:20-16:20	7220	9:35-16:35	7287	8:50-18:15	8:50-16:20			
		育児6.5H	60分	L4	7305	9:00-16:30	7306	9:15-16:45	7307	9:30-17:00	7308	9:45-17:15	7375	9:00-18:25	9:00-17:00	
		新曜部門用	7317	8:50-16:20	7318	9:05-16:35	7319	9:20-16:50	7320	9:35-17:05	7387	8:50-18:15	8:50-16:50			
		育児7H	60分	D4	7405	9:00-17:00	7406	9:15-17:15	7407	9:30-17:30	7408	9:45-17:45	7475	9:00-18:25	9:00-17:30	
		新曜部門用	7417	8:50-16:50	7418	9:05-17:05	7419	9:20-17:20	7420	9:35-17:35	7487	8:50-18:15	8:50-17:20			
10:30分開店店舗 用	丸井	育児5H	60分	F4	7009	9:30-15:30	7010	9:45-15:45	7011	10:00-16:00	7012	10:15-16:15	7079	9:30-18:55	9:30-16:00	
		新曜部門用	7021	9:20-15:20	7022	9:35-15:35	7023	9:50-15:50	7024	10:05-16:05	7091	9:20-18:45	9:20-15:50			
		育児5.5H	60分	H4	7109	9:30-16:00	7110	9:45-16:15	7111	10:00-16:30	7112	10:15-16:45	7179	9:30-18:55	9:30-16:30	
		新曜部門用	7121	9:20-15:50	7122	9:35-16:05	7123	9:50-16:20	7124	10:05-16:35	7191	9:20-18:45	9:20-16:20			
		育児6H	60分	J4	7209	9:30-16:30	7210	9:45-16:45	7211	10:00-17:00	7212	10:15-17:15	7279	9:30-18:55	9:30-17:00	
		新曜部門用	7221	9:20-16:20	7222	9:35-16:35	7223	9:50-16:50	7224	10:05-17:05	7291	9:20-18:45	9:20-16:50			
		育児6.5H	60分	M4	7309	9:30-17:00	7310	9:45-17:15	7311	10:00-17:30	7312	10:15-17:45	7379	9:30-18:55	9:30-17:30	
		新曜部門用	7321	9:20-16:50	7322	9:35-17:05	7323	9:50-17:20	7324	10:05-17:35	7391	9:20-18:45	9:20-17:20			
		育児7H	60分	O4	7409	9:30-17:30	7410	9:45-17:45	7411	10:00-18:00	7412	10:15-18:15	7479	9:30-18:55	9:30-18:00	
		新曜部門用	7421	9:20-17:20	7422	9:35-17:35	7423	9:50-17:50	7424	10:05-18:05	7491	9:20-18:45	9:20-17:50			
9:00開店店舗用 小型店店舗用	小型店店舗	育児5H	60分	G4	7001	8:00-14:00	7002	8:15-14:15	7003	8:30-14:30	7004	8:45-14:45	7071	8:00-17:25	8:00-14:30	
		新曜部門用	7013	7:50-13:50	7014	8:05-14:05	7015	8:20-14:20	7016	8:35-14:35	7083	7:50-17:15	7:50-14:20			
		育児5H	60分	E4	7005	9:00-15:00	7006	9:15-15:15	7007	9:30-15:30	7008	9:45-15:45	7075	9:00-18:25	9:00-15:30	
		新曜部門用	7017	8:50-14:50	7018	9:05-15:05	7019	9:20-15:20	7020	9:35-15:35	7087	8:50-18:15	8:50-15:20			
		育児5.5H	60分	I4	7101	8:00-14:30	7102	8:15-14:45	7103	8:30-15:00	7104	8:45-15:15	7171	8:00-17:25	8:00-15:00	
		新曜部門用	7113	7:50-14:20	7114	8:05-14:35	7115	8:20-14:50	7116	8:35-15:05	7183	7:50-17:15	7:50-14:50			
		育児5.5H	60分	A4	7105	9:00-15:30	7106	9:15-15:45	7107	9:30-16:00	7108	9:45-16:15	7175	9:00-18:25	9:00-16:00	
		新曜部門用	7117	8:50-15:20	7118	9:05-15:35	7119	9:20-15:50	7120	9:35-16:05	7187	8:50-18:15	8:50-15:50			
		育児6H	60分	K4	7201	8:00-15:00	7202	8:15-15:15	7203	8:30-15:30	7204	8:45-15:45	7271	8:00-17:25	8:00-15:30	
		新曜部門用	7213	7:50-14:50	7214	8:05-15:05	7215	8:20-15:20	7216	8:35-15:35	7283	7:50-17:15	7:50-15:20			
		育児6H	60分	B4	7205	9:00-16:00	7206	9:15-16:15	7207	9:30-16:30	7208	9:45-16:45	7275	9:00-18:25	9:00-16:30	
		新曜部門用	7217	8:50-15:50	7218	9:05-16:05	7219	9:20-16:20	7220	9:35-16:35	7287	8:50-18:15	8:50-16:20			
		育児6.5H	60分	N4	7301	8:00-15:30	7302	8:15-15:45	7303	8:30-16:00	7304	8:45-16:15	7371	8:00-17:25	8:00-16:00	
		新曜部門用	7313	7:50-15:20	7314	8:05-15:35	7315	8:20-15:50	7316	8:35-16:05	7383	7:50-17:15	7:50-15:50			
		育児6.5H	60分	L4	7305	9:00-16:30	7306	9:15-16:45	7307	9:30-17:00	7308	9:45-17:15	7375	9:00-18:25	9:00-17:00	
		新曜部門用	7317	8:50-16:20	7318	9:05-16:35	7319	9:20-16:50	7320	9:35-17:05	7387	8:50-18:15	8:50-16:50			
		育児7H	60分	P4	7401	8:00-16:00	7402	8:15-16:15	7403	8:30-16:30	7404	8:45-16:45	7471	8:00-17:25	8:00-16:30	
		新曜部門用	7413	7:50-15:50	7414	8:05-16:05	7415	8:20-16:20	7416	8:35-16:35	7483	7:50-17:15	7:50-16:20			
		育児7H	60分	D4	7405	9:00-17:00	7406	9:15-17:15	7407	9:30-17:30	7408	9:45-17:45	7475	9:00-18:25	9:00-17:30	
		新曜部門用	7417	8:50-16:50	7418	9:05-17:05	7419	9:20-17:20	7420	9:35-17:35	7487	8:50-18:15	8:50-17:20			

■介護時短スライド 勤務区分一覧 ①
(基本パターン)

※各人に設定された『シフトパターン』内の勤務区分のみ使用できます。他のシフトパターンの勤務区分は使用出来ません。
※スライド勤務:10日/月まで使用可能です。

店舗開店時間	主な対象店舗	基本設定		シフトパターン	勤務区分 (※合計4枠)									
		勤務形態	休憩		早番①		早番②		早番③		★通常勤務			
					新	新	新	新	新	新	新	新		
10:00開店店舗用 後方スタッフ用	三越、 後方スタッフ	介護5H	60分	A1	8005	9:00-15:00	8006	9:15-15:15	8007	9:30-15:30	8008	9:45-15:45		
				制服部門用	8017	8:50-14:50	8018	9:05-15:05	8019	9:20-15:20	8020	9:35-15:35		
		介護5.5H	60分	E1	8105	9:00-15:30	8106	9:15-15:45	8107	9:30-16:00	8108	9:45-16:05		
				制服部門用	8117	8:50-15:20	8118	9:05-15:35	8119	9:20-15:50	8120	9:35-16:05		
		介護6H	60分	G1	8205	9:00-16:00	8206	9:15-16:15	8207	9:30-16:30	8208	9:45-16:45		
				制服部門用	8217	8:50-15:50	8218	9:05-16:05	8219	9:20-16:20	8220	9:35-16:35		
		介護6.5H	60分	J1	8305	9:00-16:30	8306	9:15-16:45	8307	9:30-17:00	8308	9:45-17:15		
				制服部門用	8317	8:50-16:20	8318	9:05-16:35	8319	9:20-16:50	8320	9:35-17:05		
		介護7H	60分	M1	8405	9:00-17:00	8406	9:15-17:15	8407	9:30-17:30	8408	9:45-17:45		
				制服部門用	8417	8:50-16:50	8418	9:05-17:05	8419	9:20-17:20	8420	9:35-17:35		
10:30分開店店舗 用	丸井	介護5H	60分	B1	8009	9:30-15:30	8010	9:45-15:45	8011	10:00-16:00	8012	10:15-16:15		
				制服部門用	8021	9:20-15:20	8022	9:35-15:35	8023	9:50-15:50	8024	10:05-16:05		
		介護5.5H	60分	D1	8109	9:30-16:00	8110	9:45-16:15	8111	10:00-16:30	8112	10:15-16:45		
				制服部門用	8121	9:20-15:50	8122	9:35-16:05	8123	9:50-16:20	8124	10:05-16:35		
		介護6H	60分	H1	8209	9:30-16:30	8210	9:45-16:45	8211	10:00-17:00	8212	10:15-17:15		
				制服部門用	8221	9:20-16:20	8222	9:35-16:35	8223	9:50-16:50	8224	10:05-17:05		
		介護6.5H	60分	K1	8309	9:30-17:00	8310	9:45-17:15	8311	10:00-17:30	8312	10:15-17:45		
				制服部門用	8321	9:20-16:50	8322	9:35-17:05	8323	9:50-17:20	8324	10:05-17:35		
		介護7H	60分	N1	8409	9:30-17:30	8410	9:45-17:45	8411	10:00-18:00	8412	10:15-18:15		
				制服部門用	8421	9:20-17:20	8422	9:35-17:35	8423	9:50-17:50	8424	10:05-18:05		
9:00開店店舗用 小型店舗店舗用	小型店舗店舗	介護5H	60分	C1	8001	8:00-14:00	8002	8:15-14:15	8003	8:30-14:30	8004	8:45-14:45		
				制服部門用	8013	7:50-13:50	8014	8:05-14:05	8015	8:20-14:20	8016	8:35-14:35		
		介護5H	60分	A1	8005	9:00-15:00	8006	9:15-15:15	8007	9:30-15:30	8008	9:45-15:45		
				制服部門用	8017	8:50-14:50	8018	9:05-15:05	8019	9:20-15:20	8020	9:35-15:35		
		介護5.5H	60分	F1	8101	8:00-14:30	8102	8:15-14:45	8103	8:30-15:00	8104	8:45-15:15		
				制服部門用	8113	7:50-14:20	8114	8:05-14:35	8115	8:20-14:50	8116	8:35-15:05		
		介護5.5H	60分	E1	8105	9:00-15:30	8106	9:15-15:45	8107	9:30-16:00	8108	9:45-16:15		
				制服部門用	8117	8:50-15:20	8120	9:05-15:35	8119	9:20-15:50	8120	9:35-16:05		
		介護6H	60分	I1	8201	8:00-15:00	8202	8:15-15:15	8203	8:30-15:30	8204	8:45-15:45		
				制服部門用	8213	7:50-14:50	8214	8:05-15:05	8215	8:20-15:20	8216	8:35-15:35		
		介護6H	60分	G1	8205	9:00-16:00	8206	9:15-16:15	8207	9:30-16:30	8208	9:45-16:45		
				制服部門用	8217	8:50-15:50	8218	9:05-16:05	8219	9:20-16:20	8220	9:35-16:35		
		介護6.5H	60分	L1	8301	8:00-15:30	8302	8:15-15:45	8303	8:30-16:00	8304	8:45-16:15		
				制服部門用	8313	7:50-15:20	8314	8:05-15:35	8315	8:20-15:50	8316	8:35-16:05		
		介護6.5H	60分	J1	8305	9:00-16:30	8306	9:15-16:45	8307	9:30-17:00	8308	9:45-17:15		
				制服部門用	8317	8:50-16:20	8318	9:05-16:35	8319	9:20-16:50	8320	9:35-17:05		
		介護7H	60分	O1	8401	8:00-16:00	8402	8:15-16:15	8403	8:30-16:30	8404	8:45-16:45		
				制服部門用	8413	7:50-15:50	8414	8:05-16:05	8415	8:20-16:20	8416	8:35-16:35		
		介護7H	60分	M1	8405	9:00-17:00	8406	9:15-17:15	8407	9:30-17:30	8408	9:45-17:45		
				制服部門用	8417	8:50-16:50	8418	9:05-17:05	8419	9:20-17:20	8420	9:35-17:35		

■介護時短スライド 勤務区分一覧 ②
(15分早出パターン)

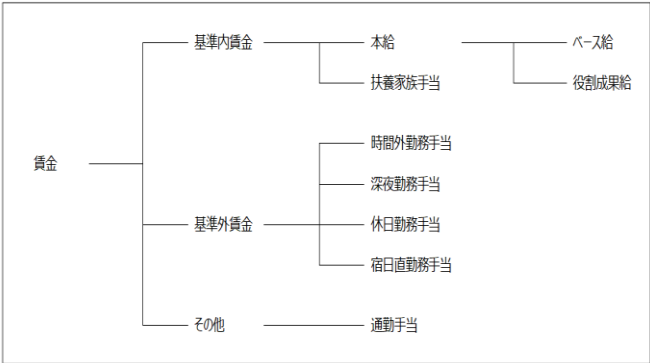
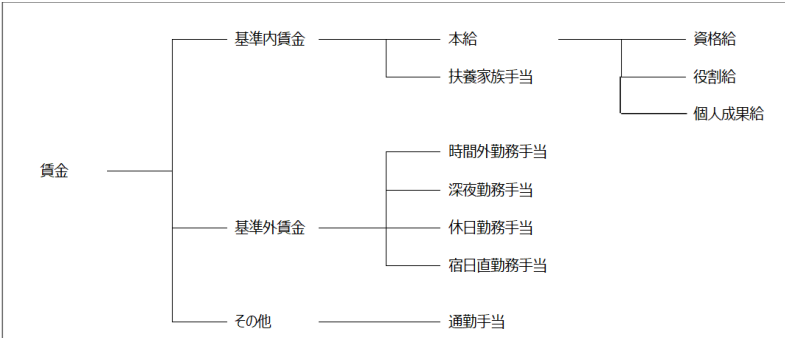
※各人に設定された『シフトパターン』内の勤務区分のみ使用できます。他のシフトパターンの勤務区分は使用出来ません。
※スライド勤務:10日/月まで使用可能です。

店舗開店時間	主な対象店舗	基本設定		シフトパターン	勤務区分 (※合計4ヶ月)									
		勤務形態	休憩		早番①		早番②		※通常勤務		遅番			
					新		新		新					
10:00開店店舗用 後方スタッフ用	三越、後方スタッフ	介護5H	60分	A2	8005	9:00-15:00	8006	9:15-15:15	8007	9:30-15:30	8008	9:45-15:45		
				制服部門用	8017	8:50-14:50	8018	9:05-15:05	8019	9:20-15:20	8020	9:35-15:35		
		介護5.5H	60分	E2	8105	9:00-15:30	8106	9:15-15:45	8107	9:30-16:00	8108	9:45-16:15		
				制服部門用	8117	8:50-15:20	8118	9:05-15:35	8119	9:20-15:50	8120	9:35-16:05		
		介護6H	60分	G2	8205	9:00-16:00	8206	9:15-16:15	8207	9:30-16:30	8208	9:45-16:45		
				制服部門用	8217	8:50-15:50	8218	9:05-16:05	8219	9:20-16:20	8220	9:35-16:35		
		介護6.5H	60分	J2	8305	9:00-16:30	8306	9:15-16:45	8307	9:30-17:00	8308	9:45-17:15		
				制服部門用	8317	8:50-16:20	8318	9:05-16:35	8319	9:20-16:50	8320	9:35-17:05		
		介護7H	60分	M2	8405	9:00-17:00	8406	9:15-17:15	8407	9:30-17:30	8408	9:45-17:45		
				制服部門用	8417	8:50-16:50	8418	9:05-17:05	8419	9:20-17:20	8420	9:35-17:35		
		10:30分開店店舗用 小型店店舗用	丸井	介護5H	60分	B2	8009	9:30-15:30	8010	9:45-15:45	8011	10:00-16:00	8012	10:15-16:15
						制服部門用	8021	9:20-15:20	8022	9:35-15:35	8023	9:50-15:50	8024	10:05-16:05
介護5.5H	60分			D2	8109	9:30-16:00	8110	9:45-16:15	8111	10:00-16:30	8112	10:15-16:45		
				制服部門用	8121	9:20-15:50	8122	9:35-16:05	8123	9:50-16:20	8124	10:05-16:35		
介護6H	60分			H2	8209	9:30-16:30	8210	9:45-16:45	8211	10:00-17:00	8212	10:15-17:15		
				制服部門用	8221	9:20-16:20	8222	9:35-16:35	8223	9:50-16:50	8224	10:05-17:05		
介護6.5H	60分			K2	8309	9:30-17:00	8310	9:45-17:15	8311	10:00-17:30	8312	10:15-17:45		
				制服部門用	8321	9:20-16:50	8322	9:35-17:05	8323	9:50-17:20	8324	10:05-17:35		
介護7H	60分			N2	8409	9:30-17:30	8410	9:45-17:45	8411	10:00-18:00	8412	10:15-18:15		
				制服部門用	8421	9:20-17:20	8422	9:35-17:35	8423	9:50-17:50	8424	10:05-18:05		
9:00開店店舗用 小型店店舗用	小型店店舗			介護5H	60分	C2	8001	8:00-14:00	8002	8:15-14:15	8003	8:30-14:30	8004	8:45-14:45
						制服部門用	8013	7:50-13:50	8014	8:05-14:05	8015	8:20-14:20	8016	8:35-14:35
		介護5H	60分	A2	8005	9:00-15:00	8006	9:15-15:15	8007	9:30-15:30	8008	9:45-15:45		
				制服部門用	8017	8:50-14:50	8018	9:05-15:05	8019	9:20-15:20	8020	9:35-15:35		
		介護5.5H	60分	F2	8101	8:00-14:30	8102	8:15-14:45	8103	8:30-15:00	8104	8:45-15:15		
				制服部門用	8113	7:50-14:20	8114	8:05-14:35	8115	8:20-14:50	8116	8:35-15:05		
		介護5.5H	60分	E2	8105	9:00-15:30	8106	9:15-15:45	8107	9:30-16:00	8108	9:45-16:15		
				制服部門用	8117	8:50-15:20	8120	9:05-15:35	8119	9:20-15:50	8120	9:35-16:05		
		介護6H	60分	I2	8201	8:00-15:00	8202	8:15-15:15	8203	8:30-15:30	8204	8:45-15:45		
				制服部門用	8213	7:50-14:50	8214	8:05-15:05	8215	8:20-15:20	8216	8:35-15:35		
		介護6H	60分	G2	8205	9:00-16:00	8206	9:15-16:15	8207	9:30-16:30	8208	9:45-16:45		
				制服部門用	8217	8:50-15:50	8218	9:05-16:05	8219	9:20-16:20	8220	9:35-16:35		
		介護6.5H	60分	L2	8301	8:00-15:30	8302	8:15-15:45	8303	8:30-16:00	8304	8:45-16:15		
				制服部門用	8313	7:50-15:20	8314	8:05-15:35	8315	8:20-15:50	8316	8:35-16:05		
		介護6.5H	60分	J2	8305	9:00-16:30	8306	9:15-16:45	8307	9:30-17:00	8308	9:45-17:15		
				制服部門用	8317	8:50-16:20	8318	9:05-16:35	8319	9:20-16:50	8320	9:35-17:05		
		介護7H	60分	O2	8401	8:00-16:00	8402	8:15-16:15	8403	8:30-16:30	8404	8:45-16:45		
				制服部門用	8413	7:50-15:50	8414	8:05-16:05	8415	8:20-16:20	8416	8:35-16:35		
		介護7H	60分	M2	8405	9:00-17:00	8406	9:15-17:15	8407	9:30-17:30	8408	9:45-17:45		
				制服部門用	8417	8:50-16:50	8418	9:05-17:05	8419	9:20-17:20	8420	9:35-17:35		

店舗開店時間	主な対象店舗	基本設定		シフトパターン	勤務区分（※会計4ヶ分）									
		勤務形態	休憩		甲番	★通常勤務		遅番①		遅番②				
						新	新	新	新					
10:00開店店舗用 後方スタッフ用	三越、後方スタッフ	介護5H	60分	A3	8005	9:00-15:00	8006	9:15-15:15	8007	9:30-15:30	8008	9:45-15:45		
		制服部門用	8017	8:50-14:50	8018	9:05-15:05	8019	9:20-15:20	8020	9:35-15:35				
		介護5.5H	60分	E3	8105	9:00-15:30	8106	9:15-15:45	8107	9:30-16:00	8108	9:45-16:15		
		制服部門用	8117	8:50-15:20	8118	9:05-15:35	8119	9:20-15:50	8120	9:35-16:05				
		介護6H	60分	G3	8205	9:00-16:00	8206	9:15-16:15	8207	9:30-16:30	8208	9:45-16:45		
		制服部門用	8217	8:50-15:50	8218	9:05-16:05	8219	9:20-16:20	8220	9:35-16:35				
		介護6.5H	60分	J3	8305	9:00-16:30	8306	9:15-16:45	8307	9:30-17:00	8308	9:45-17:15		
		制服部門用	8317	8:50-16:20	8318	9:05-16:35	8319	9:20-16:50	8320	9:35-17:05				
		介護7H	60分	M3	8405	9:00-17:00	8406	9:15-17:15	8407	9:30-17:30	8408	9:45-17:45		
		制服部門用	8417	8:50-16:50	8418	9:05-17:05	8419	9:20-17:20	8420	9:35-17:35				
		10:30分開店店舗用 小型店店舗用	丸井	介護5H	60分	B3	8009	9:30-15:30	8010	9:45-15:45	8011	10:00-16:00	8012	10:15-16:15
				制服部門用	8021	9:20-15:20	8022	9:35-15:35	8023	9:50-15:50	8024	10:05-16:05		
介護5.5H	60分			D3	8109	9:30-16:00	8110	9:45-16:15	8111	10:15-16:45				
制服部門用	8121			9:20-15:50	8122	9:35-16:05	8123	9:50-16:20	8124	10:05-16:35				
介護6H	60分			H3	8209	9:30-16:30	8210	9:45-16:45	8211	10:00-17:00	8212	10:15-17:15		
制服部門用	8221			9:20-16:20	8222	9:35-16:35	8223	9:50-16:50	8224	10:05-17:05				
介護6.5H	60分			K3	8309	9:30-17:00	8310	9:45-17:15	8311	10:00-17:30	8312	10:15-17:45		
制服部門用	8321			9:20-16:50	8322	9:35-17:05	8323	9:50-17:20	8324	10:05-17:35				
介護7H	60分			N3	8409	9:30-17:30	8410	9:45-17:45	8411	10:00-18:00	8412	10:15-18:15		
制服部門用	8421			9:20-17:20	8422	9:35-17:35	8423	9:50-17:50	8424	10:05-18:05				
9:00開店店舗用 小型店店舗用	小型店店舗			介護5H	60分	C3	8001	8:00-14:00	8002	8:15-14:15	8003	8:30-14:30	8004	8:45-14:45
				制服部門用	8013	7:50-13:50	8014	8:05-14:05	8015	8:20-14:20	8016	8:35-14:35		
		介護5H	60分	A3	8005	9:00-15:00	8006	9:15-15:15	8007	9:30-15:30	8008	9:45-15:45		
		制服部門用	8017	8:50-14:50	8018	9:05-15:05	8019	9:20-15:20	8020	9:35-15:35				
		介護5.5H	60分	F3	8101	8:00-14:30	8102	8:15-14:45	8103	8:30-15:00	8104	8:45-15:15		
		制服部門用	8113	7:50-14:20	8114	8:05-14:35	8115	8:20-14:50	8116	8:35-15:05				
		介護5.5H	60分	E3	8105	9:00-15:30	8106	9:15-15:45	8107	9:30-16:00	8108	9:45-16:15		
		制服部門用	8117	8:50-15:20	8118	9:05-15:35	8119	9:20-15:50	8120	9:35-16:05				
		介護6H	60分	I3	8201	8:00-15:00	8202	8:15-15:15	8203	8:30-15:30	8204	8:45-15:45		
		制服部門用	8213	7:50-14:50	8214	8:05-15:05	8215	8:20-15:20	8216	8:35-15:35				
		介護6H	60分	G3	8205	9:00-16:00	8206	9:15-16:15	8207	9:30-16:30	8208	9:45-16:45		
		制服部門用	8217	8:50-15:50	8218	9:05-16:05	8219	9:20-16:20	8220	9:35-16:35				
介護6.5H	60分	L3	8301	8:00-15:30	8302	8:15-15:45	8303	8:30-16:00	8304	8:45-16:15				
制服部門用	8313	7:50-15:20	8314	8:05-15:35	8315	8:20-15:50	8316	8:35-16:05						
介護6.5H	60分	J3	8305	9:00-16:30	8306	9:15-16:45	8307	9:30-17:00	8308	9:45-17:15				
制服部門用	8317	8:50-16:20	8318	9:05-16:35	8319	9:20-16:50	8320	9:35-17:05						
介護7H	60分	O3	8401	8:00-16:00	8402	8:15-16:15	8403	8:30-16:30	8404	8:45-16:45				
制服部門用	8413	7:50-15:50	8414	8:05-16:05	8415	8:20-16:20	8416	8:35-16:35						
介護7H	60分	M3	8405	9:00-17:00	8406	9:15-17:15	8407	9:30-17:30	8408	9:45-17:45				
制服部門用	8417	8:50-16:50	8418	9:05-17:05	8419	9:20-17:20	8420	9:35-17:35						

は、本規程第 201 条に基づき組合と協定した所属別就業時間の月間所定労働時間とする。	程第 201 条に基づき組合と協定した所属別就業時間の月間所定労働時間とする。	
第 405 条(労働時間帯の区分) 1. フレキシブルタイム 個人が始・終業を自主的に選択できる時間帯で、原則として午前 8 時から午後 10 時までとする。 2. 休憩時間 ゼネラルスタッフ労働協約第 603 条に基づきその日の標準労働時間帯に応じ組合と協定した時間とする。 3. 標準労働時間帯 本規程第 201 条に基づき組合と協定した所属別就業時間帯とする。	第 405 条(労働時間帯の区分) 1. フレキシブルタイム 個人が始・終業を自主的に選択できる時間帯で、原則として午前 8 時から午後 10 時までとする。 2. 休憩時間 社員労働協約第 603 条に基づきその日の標準労働時間帯に応じ組合と協定した時間とする。 3. 標準労働時間帯 本規程第 201 条に基づき組合と協定した所属別就業時間帯とする。	・名称変更
時間外・休日勤務に関する規程	時間外・休日勤務に関する規程	
第 1 条(目 的) 本規程は、労働協約第 604 条に基づき、ゼネラルスタッフに対する時間外勤務及び休日勤務をさせる場合の事由ならびに制限時間の範囲について定める。	第 1 条(目 的) 本規程は、労働協約第 604 条に基づき、社員に対する時間外勤務及び休日勤務をさせる場合の事由ならびに制限時間の範囲について定める	・名称変更
第 12 条(家族的責任を有する者の制限) 会社は、次の第 1 号に該当する場合、または第 2 号に該当する者が請求した場合には、第 2 条に定める時間外勤務及び休日勤務並びに深夜業（午後 10 時から午前 5 時まで）をさせない。 1. 育児勤務規程に定める勤務時間の短縮または介護・介護準備勤務規程に定める勤務時間の短縮を行っている者。 2. 3 歳未満の子の育児をする者または要介護状態の家族の介護をする者。 （以下略）	第 12 条(家族的責任を有する者の制限) 会社は、次の第 1 号に該当する場合、または第 2 号に該当する者が請求した場合には、第 2 条に定める時間外勤務及び休日勤務並びに深夜業（午後 10 時から午前 5 時まで）をさせない。 1. 育児勤務規程に定める勤務時間の短縮または介護・介護準備勤務規程に定める勤務時間の短縮を行っている者。 2. 小学校就学前の子の育児をする者または要介護状態の家族の介護をする者。 （以下略）	・法改正（対象となる子の年齢引き上げ）
休日規程	休日規程	
第 1 章 総 則	第 1 章 総 則	
第 101 条(目的) 本規程は、労働協約第 614 条に基づき、ゼネラルスタッフの休日に関する事項を定める。	第 101 条(目的) 本規程は、労働協約第 614 条に基づき、社員の休日に関する事項を定める。	・名称変更

連続休暇規程	連続休暇規程	
第 3 条(編成基準) 連続休暇は、次の基準により編成する。 1. 各自が保有する前年度の有給休暇と当該週各個休日及び連続休暇分各個休日をもって、原則として 1 週間単位で編成する。但し、分割取得も可能とする。 2. 編成期間は、毎年上期(4 月～9 月)及び下期(10 月～翌 3 月)に分割する。 3. 連続休暇分各個休日は、原則として上・下期に二分する。 4. 連休編成は、原則として各期の期初に申請する。編成週数の上限は、上・下期合わせて 4 週間までとする。なお、期初申請以外に連休編成を希望する場合には、原則として前月 25 日までに上長に申し出る。 5. 前号にかかわらず、新入社員は新有給休暇と当該週各個休日及び連続休暇分各個休日をもって 3 週間まで編成することができる。 6. 入社年度の編成は、入社後 3 ヶ月を経過した日以降に設定することとする。但し、<u>メイトスタッフ</u>から<u>ゼネラルスタッフ</u>に採用された者は除く。 7. 特に定める所属については、連続休暇を一斉に実施することがある。	第 3 条(編成基準) 連続休暇は、次の基準により編成する。 1. 各自が保有する前年度の有給休暇と当該週各個休日及び連続休暇分各個休日をもって、原則として 1 週間単位で編成する。但し、分割取得も可能とする。 2. 編成期間は、毎年上期(4 月～9 月)及び下期(10 月～翌 3 月)に分割する。 3. 連続休暇分各個休日は、原則として上・下期に二分する。 4. 連休編成は、原則として各期の期初に申請する。編成週数の上限は、上・下期合わせて 4 週間までとする。なお、期初申請以外に連休編成を希望する場合には、原則として前月 25 日までに上長に申し出る。 5. 前号にかかわらず、新入社員は新有給休暇と当該週各個休日及び連続休暇分各個休日をもって 3 週間まで編成することができる。 6. 入社年度の編成は、入社後 3 ヶ月を経過した日以降に設定することとする。但し、<u>メイト社員</u>から<u>社員</u>に採用された者は除く。 7. 特に定める所属については、連続休暇を一斉に実施することがある。	・名称変更
ストック有給休暇規程	ストック有給休暇規程	
第 1 条(目 的) 本規程は、<u>ゼネラルスタッフ</u>労働協約第 615 条第 2 項に基づき、その取扱いを定める。 なお、本制度は、時効により消滅する年次有給休暇のうち、一定限度の日数をストック有給休暇とし、従業員の福利厚生の向上を図るものとする。 従って、この制度による有給休暇は労働基準法で定める年次有給休暇とは別扱いとする。	第 1 条(目 的) 本規程は、<u>社員</u>労働協約第 615 条第 2 項に基づき、その取扱いを定める。 なお、本制度は、時効により消滅する年次有給休暇のうち、一定限度の日数をストック有給休暇とし、従業員の福利厚生の向上を図るものとする。 従って、この制度による有給休暇は労働基準法で定める年次有給休暇とは別扱いとする。	・名称変更
第 4 条（使用事由・期間及び手続） （中略） 4. 会社または組合主催の研修及び能力開発に<u>参加する場合</u>は、証明書を添えて原則として休業開始 1 ヶ月前までに申し出る。1 回に使用できる日数の上限は連続 20 日とする。 5. ボランティア活動に<u>参加する場合</u>は、証明書を添えて原則として休業開始 1 ヶ	第 4 条（使用事由・期間及び手続） （中略） 4. 会社または組合主催の研修及び能力開発に<u>参加するために休業する場合</u>は、証明書を添えて原則として休業開始 1 ヶ月前までに申し出る。1 回に使用できる日数の上限は連続 20 日とする。 5. ボランティア活動に<u>参加するために休業する場合</u>は、証明書を添えて原則	・運用ルールに合わせる（手続きの簡素化） ・要件（参加）の追加 ・表記の修正

月前までに申し出る。1 回に使用できる日数の上限は連続 60 日とする。 6・会社が認めた再就職支援を<u>受ける場合</u>は、原則として休業開始 1 ヶ月前までに申し出る。1 回に使用できる日数の上限は連続 60 日とする。 (中略) 10. <u>子の学校行事等</u>のために休業する場合は、事由及び日付を証明できる書類を添えて原則として休業開始 1 ヶ月前までに申し出る。1 回に使用できる日数の上限は連続 1 日とする。 11. 本人の不妊治療を受診するために休業する場合は、<u>医師の診断書、証明書など治療による通院または休業の事実と期間を証明できるものを添えて</u>、原則として休業開始 1 ヶ月前までに申し出る。1 回に使用できる日数の上限は連続 45 日とする。	として休業開始 1 ヶ月前までに申し出る。1 回に使用できる日数の上限は連続 60 日とする。 6・会社が認めた再就職支援を<u>受けるために休業する場合</u>は、原則として休業開始 1 ヶ月前までに申し出る。1 回に使用できる日数の上限は連続 60 日とする。 (中略) 10. <u>子の学校行事等参加</u>のために休業する場合は、事由及び日付を証明できる書類を添えて原則として休業開始 1 ヶ月前までに申し出る。1 回に使用できる日数の上限は連続 1 日とする。 11. 本人の不妊治療<u>のために</u>休業する場合は、<u>通院または休業の事実と期間を証明できるもの（不妊治療連絡カード等）</u>を添えて、原則として休業開始 1 ヶ月前までに申し出る。1 回に使用できる日数の上限は連続 45 日とする。	
賃金規程	賃金規程	
第 1 章 総 則	第 1 章 総 則	
第 101 条(目的) 本規程は、労働協約第 626 条に基づき、<u>ゼネラルスタッフ</u>の賃金に関する事項を定める	第 101 条(目的) 本規程は、労働協約第 626 条に基づき、<u>社員</u>の賃金に関する事項を定める	・名称変更
第 102 条(賃金構成) <u>ゼネラルスタッフ</u>の通常の月例賃金は、次の通りとする。 (中略) 2 ステージ C ●ステージ C  <pre>graph LR A[賃金] --- B[基準内賃金] A --- C[基準外賃金] A --- D[その他] B --- E[本給] B --- F[扶養家族手当] E --- G[ベース給] E --- H[役割成果給] C --- I[時間外勤務手当] C --- J[深夜勤務手当] C --- K[休日勤務手当] C --- L[宿日直勤務手当] D --- M[通勤手当]</pre>	第 102 条(賃金構成) <u>社員</u>の通常の月例賃金は、次の通りとする。 (中略) 2 ステージ C ●ステージ C  <pre>graph LR A[賃金] --- B[基準内賃金] A --- C[基準外賃金] A --- D[その他] B --- E[本給] B --- F[扶養家族手当] E --- G[資格給] E --- H[役割給] E --- I[個人成果給] C --- J[時間外勤務手当] C --- K[深夜勤務手当] C --- L[休日勤務手当] C --- M[宿日直勤務手当] D --- N[通勤手当]</pre>	・名称変更 ・人事賃金制度改定に伴う、賃金構成の変更

(以下略)		
第 105 条(控除) (中略) 2. 法令以外のもの (中略) (21) <u>健康保険証再発行</u>にかかる費用 (22) <u>賃金過払を調整するための返済金</u> (23) 本条に定めるもので、欠勤期間中及び休職期間中に控除できず、会社が一旦立て替えて納めたもの (24) その他会社と労働組合が協定したもの ②給与が控除額に満たない場合、その差額を指定日までに会社に振り込まなければならない。	第 105 条(控除) (中略) 2. 法令以外のもの (中略) (21) <u>健康保険資格確認書再交付</u>にかかる費用 (22) <u>会社貸与品再交付にかかる費用</u> (23) <u>賃金過払を調整するための返済金</u> (24) 本条に定めるもので、欠勤期間中及び休職期間中に控除できず、会社が一旦立て替えて納めたもの (25) その他会社と労働組合が協定したもの ②給与が控除額に満たない場合、その差額を指定日までに会社に振り込まなければならない。	・法改正：健康保険証廃止に伴う変更 ・会社貸与品再交付にかかる費用を賃金控除可能とする
第 107 条(非常時払) 出産、疾病、災害その他法令で定める非常の費用に充てるためにその<u>ゼネラルスタッフ</u>から非常時払の請求があったときは、その都度既往の労働に対する賃金を支払う。	第 107 条(非常時払) 出産、疾病、災害その他法令で定める非常の費用に充てるためにその<u>社員</u>から非常時払の請求があったときは、その都度既往の労働に対する賃金を支払う。	・名称変更
第 108 条(欠勤及び遅刻、早退、外出の賃金控除) 労働協約第 616 条の欠勤及び第 606 条の欠勤扱いに対しては、1 日につき基準内賃金の <u>20.4 分の 1</u> を控除し、労働協約第 606 条第 1 項の遅刻、早退、外出に対しては、1 分につき基準内賃金の <u>9700 分の 1</u> を控除する。但し、控除額の合計は、当該月に支給された基準内賃金を超えないものとする。 ② 基準外賃金の計算期間の全勤務日について、欠勤した場合は、その月の基準内賃金を支給しない。	第 108 条(欠勤及び遅刻、早退、外出の賃金控除) 労働協約第 616 条の欠勤及び第 606 条の欠勤扱いに対しては、1 日につき基準内賃金の <u>20.4 分の 1</u> を控除し、労働協約第 606 条第 1 項の遅刻、早退、外出に対しては、1 分につき基準内賃金の <u>9187 分の 1</u> を控除する。但し、控除額の合計は、当該月に支給された基準内賃金を超えないものとする。 ② 基準外賃金の計算期間の全勤務日について、欠勤した場合は、その月の基準内賃金を支給しない。	・所定労働時間の短縮 ・賃金の一単価の分母は、(365 - 年間所定休日数) / 12 で求める。 表記は小数点以下 1 位までとし、小数点以下 2 位を切り捨てる ・賃金の一分単価の分母は、(一日の所定労働時間分

		数×（365－年間 所定休日数））／ 12 で求める。表 記は整数第一位ま でとし、小数点以 下は切り捨てる
諒解事項 第 108 条の労働協約第 606 条第 1 項にかかる定めは、2024 年 10 月 1 日以降の遅刻、早退、外出に対して有効とし、2024 年 9 月 30 日以前の遅刻、早退、外出（労働協約第 606 条第 2 項に定めるものを除く）に対しては、1 カ月通算で 1 日あたりの所定労働時間に達するごとに、欠勤 1 日として取り扱い、1 日につき基準内賃金の 20.4 分の 1 を控除する。	(削除)	・ 諒解事項の削除
第 2 章 本給	第 2 章 本給	
第 201 条(原則) <u>ゼネラルスタッフ</u>の本給は、次の通りとする。 1. ステージ C-<u>t</u> の本給は、ベース給とし、資格別に作成された本給表上に格付けする。 <u>2. ステージ C の本給は、ベース給と役割成果給とし、各人の資格及び担う役割等に応じ、本給表上に格付けする。</u>	第 201 条(原則) <u>社員</u>の本給は、次の通りとする。 1. ステージ C-<u>t</u> の本給は、ベース給とし、資格別に作成された本給表上に格付けする。 <u>2. ステージ C ・ ステージ B ・ ステージ A の本給は、役割給、資格給、個人成果給とし、各人の資格及び担う役割等に応じ、本給表上に格付けする。</u>	・ 名称変更 ・ ステージ C 制度 改定に伴う変更
第 202 条（ベース給） ベース給は、ステージ C-<u>t</u> ・ <u>ステージ C</u> に対し、各自のステージに応じて別表の通り支給する。	第 202 条（ベース給） ベース給は、ステージ C-<u>t</u> に対し、各自のステージに応じて別表の通り支給する。	・ ステージ C 制度 改定に伴い削除
第 203 条（資格給） 資格給は、<u>ステージ B 以上に対し</u>、各自の階層に応じ別表の通り支給する。	第 203 条（資格給） 資格給は、<u>ステージ C ・ ステージ B ・ ステージ A に対し</u>、各自の階層に応じ別表の通り支給する。	・ ステージ C 制度 改定に伴い修正
第 204 条（役割成果給） 役割成果給は、ステージ C に対し、その職務・役割等に応じ別表の通り支給する。	(削除)	・ 役割成果給の削除
第 205 条（役割給）	<u>第 204 条（役割給）</u>	・ 制度改定に伴う

役割給は、 <u>ステージB（役割①～役割⑥）</u> に対し、各自の階層に応じ（別表本給表・昇給表）の通り支給する。	役割給は、 <u>ステージC・ステージB・ステージA</u> に対し、各自の階層に応じ（別表本給表・昇給表）の通り支給する。	修正（ステージCの役割給の新設）
（新設）	<u>第 205 条（個人成果給）</u> <u>個人成果給は、ステージC・ステージB・ステージAに対し、各自の階層に応じ（別表本給表・昇給表）の通り支給する。</u>	・制度改定に伴う修正（ステージCの個人成果給の新設）
第 206 条（採用賃金） 新入社員に対しては、別表の採用賃金を支給するものとする。但し中途採用者については、本人の能力及び学歴・経験等を勘案してその都度定める。 <u>メイトスタッフ</u> から <u>ゼネラルスタッフ</u> に登用された者については、 <u>メイトスタッフ</u> 時点での本給を勘案し、決定する。	第 206 条（採用賃金） 新入社員に対しては、別表の採用賃金を支給するものとする。但し中途採用者については、本人の能力及び学歴・経験等を勘案してその都度定める。 <u>メイト社員</u> から <u>社員</u> に登用された者については、 <u>メイト社員</u> 時点での本給を勘案し、決定する。	・名称変更
第 207 条（本給評価による格付） 会社は、 <u>ゼネラルスタッフ</u> を本給評価し、本給表上に適正に格付けする。 ②本給評価による格付の時期は、年 1 回、6 月 16 日付とし、7 月支給給与より反映する。 ③本給評価の資格者は、原則として当該資格で 4 月 1 日よりさかのぼって 6 ヶ月以上の勤務実績を有する者とする。	第 207 条（本給評価による格付） 会社は、 <u>社員</u> を本給評価し、本給表上に適正に格付けする。 ②本給評価による格付の時期は、年 1 回、6 月 16 日付とし、7 月支給給与より反映する。 ③本給評価の資格者は、原則として当該資格で 4 月 1 日よりさかのぼって 6 ヶ月以上の勤務実績を有する者とする。	・名称変更
第 209 条（職務異動による役割成果給の変更） ステージCの職務異動による役割成果給の変更は、年 2 回、4 月 1 日時点の職務を基準とし、7 月支給給与より反映し、10 月 1 日時点の職務を基準とし、翌年 1 月支給給与より反映する。	（削除）	・役割成果給の削除
第 210 条（ゾーン異動による役割成果給の変更） <u>ステージB以上のゾーン</u> 異動による役割給の変更は、異動日が 16 日以前の場合は翌月支給給与から、17 日以降の場合は翌々月支給給与から反映する。	<u>第 209 条（異動による役割給の変更）</u> <u>ステージC・ステージB・ステージA</u> の異動による役割給の変更は、異動日が 16 日以前の場合は翌月支給給与から、17 日以降の場合は翌々月支給給与から反映する	・条数繰り上げ ・制度改定に伴う修正（ステージCの役割給の新設）
第 <u>211</u> 条（昇格時の格付） ステージC以上を昇格により格付けする場合には、第 201 条第 3 項に基づき格付けする。	第 <u>210</u> 条（昇格時の格付） ステージC以上を昇格により格付けする場合には、第 201 条第 3 項に基づき格付けする。	・条数繰り上げ
第 <u>212</u> 条（ステージC-t の格付） 会社は、ステージC-t（入社時に前歴、能力を勘案の上、格付けされた者を除く）	第 <u>211</u> 条（ステージC-t の格付） 会社は、ステージC-t（入社時に前歴、能力を勘案の上、格付けされた者を	・制度改定に伴う修正

を、原則として5年経過後にステージCに格付けし、第201条第2項に基づいて取扱う。 <u>但し、役割成果給については、原則として当該役割の最下位ランクに格付けする。</u>	除く)を、原則として5年経過後にステージCに格付けし、第201条第2項に基づいて取扱う。 <u>但し、ステージC個人成果給については、C-tのベース給よりステージC資格給・役割給の金額を差し引いた直近上位の金額へ格付する</u>	・条数繰り上げ												
第213条(メイトスタッフⅡからゼネラルスタッフに採用された場合の格付) 会社は、 <u>メイトスタッフⅡ</u> から採用された <u>ゼネラルスタッフ</u> をステージCに格付けする。 ②基本給の格付は、 <u>メイトスタッフⅡ</u> 時の基本給に、採用後に担う役割に対応する職務手当相当額を加算した額(該当額がない場合は直近上位額)とする。 ③前項による格付後、 <u>メイトスタッフ</u> 時の最終評価に基づき、本給評価による格付を行うこととする。 第214条(育児休業・介護休業の期間中の扱い) 育児休業・介護休業の期間中については、本給を変更しない。	第212条(<u>メイト社員Ⅱ</u> から <u>社員</u> に採用された場合の格付) 会社は、 <u>メイト社員Ⅱ</u> から採用された <u>社員</u> をステージCに格付けする。 ②基本給の格付は、 <u>メイト社員Ⅱ</u> 時の基本給に、採用後に担う役割に対応する職務手当相当額を加算した額(該当額がない場合は直近上位額)とする。 ③前項による格付後、 <u>メイト社員</u> 時の最終評価に基づき、本給評価による格付を行うこととする。 第214条(育児休業・介護休業の期間中の扱い) 育児休業・介護休業の期間中については、本給を変更しない。	・名称変更 ・条数繰り上げ												
第3章 諸手当	第3章 諸手当													
第302条(時間外勤務手当・深夜勤務手当) (中略) ③前各項の割増賃金の基礎となる1分間当たりの賃金額は以下の式により算出する。 <u>本給/9700</u>	第302条(時間外勤務手当・深夜勤務手当) (中略) ③前各項の割増賃金の基礎となる1分間当たりの賃金額は以下の式により算出する。 <u>本給/9187</u>	・所定労働時間短縮に伴う修正												
第303条(休日勤務手当) (中略) ②1分間における割増分の賃金は、以下の通りとする。 本給 9700 × 割増率 <table><tr><td>時間帯</td><td>午前5時～午後10時</td><td>午後10時～午前5時</td></tr><tr><td>割増率</td><td>0.35</td><td>0.6</td></tr></table> (中略) ④休日勤務が各人の就業時間を超えた場合には、その超えた分について次の手当を支給する。	時間帯	午前5時～午後10時	午後10時～午前5時	割増率	0.35	0.6	第303条(休日勤務手当) (中略) ②1分間 における割増分の賃金は、以下の通りとする。 <u>本給/9187 × 割増率</u> <table><tr><td>時間帯</td><td>午前5時～午後10時</td><td>午後10時～午前5時</td></tr><tr><td>割増率</td><td>0.35</td><td>0.6</td></tr></table> (中略) ④休日勤務が各人の就業時間を超えた場合には、その超えた分について次の手当を支給する。	時間帯	午前5時～午後10時	午後10時～午前5時	割増率	0.35	0.6	・所定労働時間短縮に伴う修正
時間帯	午前5時～午後10時	午後10時～午前5時												
割増率	0.35	0.6												
時間帯	午前5時～午後10時	午後10時～午前5時												
割増率	0.35	0.6												

$\frac{\text{本給}}{9700} \times 1.0 \times \text{各人の就業時間を越えた分数}$	$\frac{\text{本給}}{9187} \times 1.0 \times \text{各人の就業時間を越えた分数}$	
第 304 条(宿日直勤務手当) (中略) ② 宿直勤務が午後 10 時を過ぎた場合、または日直勤務が午後 6 時を過ぎた場合は、1 分間につき次の手当を支給する。 $\frac{\text{宿日直勤務手当}}{475} \times \text{勤務時間 (分) 数}$ ③ 宿日直明の代休をとらず勤務した場合は、次の手当を支給する。 $\frac{\text{本給}}{20.4} \times 1.0$	第 304 条(宿日直勤務手当) (中略) ②宿直勤務が午後 10 時を過ぎた場合、または日直勤務が午後 6 時を過ぎた場合は、1 分間につき次の手当を支給する。 $\frac{\text{宿日直勤務手当}}{450} \times \text{勤務時間 (分) 数}$	・ 所定労働時間短縮に伴う修正
第 308 条(休業手当) 会社の責に帰すべき理由で、<u>ゼネラルスタッフ</u>の一部または全部を休業させた場合は、休業の日より 1 日につき平均賃金の 60%を支給する。 ②天災地変、火災等のやむを得ない理由で、<u>ゼネラルスタッフ</u>の一部または全部を休業させた場合は、会社・組合協議の上決定する。	第 308 条(休業手当) 会社の責に帰すべき理由で、<u>社員</u>の一部または全部を休業させた場合は、休業の日より 1 日につき平均賃金の 60%を支給する。 ②天災地変、火災等のやむを得ない理由で、<u>社員</u>の一部または全部を休業させた場合は、会社・組合協議の上決定する。	・ 名称変更
第 309 条(通勤手当) 会社は、通勤のために必要な交通費を、別に定める「通勤費支給細則」に基づき支給する。 ②通勤手当として支給された金額は全額通勤費として使用しなければならない。 ③自家用車を利用する場合の取扱いについては、<u>ゼネラルスタッフ</u>労働協約「自家用車通勤管理細則」に定める基準を準用する。	第 309 条(通勤手当) 会社は、通勤のために必要な交通費を、別に定める「通勤費支給細則」に基づき支給する。 ②通勤手当として支給された金額は全額通勤費として使用しなければならない。 ③自家用車を利用する場合の取扱いについては、<u>社員</u>労働協約「自家用車通勤管理細則」に定める基準を準用する。	・ 名称変更
第 310 条(退職給付前払い手当) 会社は、次に掲げる者に対して、退職給付前払い手当を支給する。 1. MI <u>ゼネラルスタッフ</u>のうち、確定拠出年金制度の加入者となることを希望しない者 2. MI <u>ゼネラルスタッフ</u>のうち、三越伊勢丹グループ企業型年金規約に定める加	第 310 条(退職給付前払い手当) 会社は、次に掲げる者に対して、退職給付前払い手当を支給する。 1. MI <u>社員</u>のうち、確定拠出年金制度の加入者となることを希望しない者 2. MI <u>社員</u>のうち、三越伊勢丹グループ企業型年金規約に定める加入者となることができない者	・ 名称変更

入者となることができない者 ②前項の退職給付前払い手当は、<u>厚生年金保険法第 20 条に規定する標準報酬月額</u>（算定方法並びに決定及び改定の方法は、厚生年金保険法第 21 条から第 24 条の 2 まで及び第 25 条の規定の例による。）に 1,000 分の 14.5 を乗じた額と 9,000 円を合算した額(法令で定められた上限)とし、毎月給与支給日に支給する。	②前項の退職給付前払い手当は、厚生年金保険法第 20 条に規定する標準報酬月額(算定方法並びに決定及び改定の方法は、厚生年金保険法第 21 条から第 24 条の 2 まで及び第 25 条の規定の例による。)に 1,000 分の 14.5 を乗じた額と 9,000 円を合算した額(法令で定められた上限)とし、毎月給与支給日に支給する。	
第 311 条（前払い手当） 会社は、次に掲げる者に対して、前払い手当を支給する。 1. MA<u>ゼネラルスタッフ</u>のうち、確定拠出年金制度の加入者となることを希望しない者 2. MA<u>ゼネラルスタッフ</u>のうち、三越伊勢丹グループ（M）企業型年金規約に定める加入者となることができない者 ②前項の前払い手当は、厚生年金保険法第 20 条に規定する標準報酬月額(算定方法並びに決定及び改定の方法は、厚生年金保険法第 21 条から第 24 条の 2 まで及び第 25 条の規定の例による。)に 1,000 分の 14.5 を乗じた額 と 9,000 円を合算した額(法令で定められた上限)とし、毎月給与支給日に支給する。	第 311 条（前払い手当） 会社は、次に掲げる者に対して、前払い手当を支給する。 1. MA<u>社員</u>のうち、確定拠出年金制度の加入者となることを希望しない者 2. MA<u>社員</u>のうち、三越伊勢丹グループ（M）企業型年金規約に定める加入者となることができない者 ②前項の前払い手当は、厚生年金保険法第 20 条に規定する標準報酬月額(算定方法並びに決定及び改定の方法は、厚生年金保険法第 21 条から第 24 条の 2 まで及び第 25 条の規定の例による。)に 1,000 分の 14.5 を乗じた額 と 9,000 円を合算した額(法令で定められた上限)とし、毎月給与支給日に支給する。	・名称変更
第 312 条（最低賃金） 会社は、<u>ゼネラルスタッフ</u>の本給が扶養者・年齢別または扶養者別に設定した最低賃金を下回る場合、その差額を支給する。	第 312 条（最低賃金） 会社は、<u>社員</u>の本給が扶養者・年齢別または扶養者別に設定した最低賃金を下回る場合、その差額を支給する。	・名称変更
第 4 章 賞 与	第 4 章 賞 与	
第 401 条(賞与) 会社は賞与を、年 2 回、6 月及び 12 月に、賞与支給日に在籍する<u>ゼネラルスタッフ</u>に支給する。賞与の支給額は会社・組合協議の上決定する。	第 401 条(賞与) 会社は賞与を、年 2 回、6 月及び 12 月に、賞与支給日に在籍する<u>社員</u>に支給する。賞与の支給額は会社・組合協議の上決定する。	・名称変更
(別表) (中略) <ステージ B> <u>【資格給】 76,000 円（月額）</u> (中略)	(別表) (中略) <ステージ B> <u>【資格給】 81,000 円（月額）</u> (中略)	・ベースアップ反映 ・ステージ C 制度改定に伴う修正

<ステージC>

【ベース給】 171,000 円 (月額)

ランク	パティパ職	リザーブ職	サブ職	販売一般	業務	専門	セールス
1	136,000						136000
2	135,000						135000
3	134,000						134000
4	133,000						133000
5	132,000						132000
6	131,000						131000
7	130,000						130000
8	129,000						129000
9	128,000						128000
10	127,000						127000
11	126,000	126,000					126,000
12	125,000	125,000					125,000
13	124,000	124,000					124,000
14	123,000	123,000					123,000
15	122,000	122,000					122,000
16	121,000	121,000					121,000
17	120,000	120,000					120,000
18	119,000	119,000					119,000
19	118,000	118,000					118,000
20	117,000	117,000					117,000
21	116,000	116,000	116,000				116,000
22	115,000	115,000	115,000				115,000
23	114,000	114,000	114,000				114,000
24	113,000	113,000	113,000				113,000
25	112,000	112,000	112,000				112,000
26	111,000	111,000	111,000				111,000
27	110,000	110,000	110,000				110,000
28	109,000	109,000	109,000				109,000
29	108,000	108,000	108,000				108,000
30	107,000	107,000	107,000				107,000
31	106,000	106,000	106,000	106,000			106,000
32	105,000	105,000	105,000	105,000			105,000
33	104,000	104,000	104,000	104,000			104,000
34	103,000	103,000	103,000	103,000			103,000
35	102,000	102,000	102,000	102,000			102,000
36	101,000	101,000	101,000	101,000			101,000
37	100,000	100,000	100,000	100,000			100,000
38	99,000	99,000	99,000	99,000			99,000
39	98,000	98,000	98,000	98,000			98,000
40	97,000	97,000	97,000	97,000			97,000
41	96,000	96,000	96,000	96,000			96,000
42	95,000	95,000	95,000	95,000			95,000
43	94,000	94,000	94,000	94,000			94,000
44	93,000	93,000	93,000	93,000			93,000
45	92,000	92,000	92,000	92,000			92,000
46	91,000	91,000	91,000	91,000			91,000
47	90,000	90,000	90,000	90,000			90,000
48	89,000	89,000	89,000	89,000			89,000
49	88,000	88,000	88,000	88,000			88,000
50	87,000	87,000	87,000	87,000			87,000
51	86,000	86,000	86,000	86,000			86,000
52	85,000	85,000	85,000	85,000			85,000
53	84,000	84,000	84,000	84,000			84,000
54	83,000	83,000	83,000	83,000			83,000
55	82,000	82,000	82,000	82,000			82,000
56	81,000	81,000	81,000	81,000			81,000
57	80,000	80,000	80,000	80,000			80,000
58	79,000	79,000	79,000	79,000			79,000
59	78,000	78,000	78,000	78,000			78,000
60	77,000	77,000	77,000	77,000			77,000
61	76,000	76,000	76,000	76,000			76,000
62	75,000	75,000	75,000	75,000			75,000
63	74,000	74,000	74,000	74,000			74,000
64	73,000	73,000	73,000	73,000			73,000
65	72,000	72,000	72,000	72,000			72,000
66	71,000	71,000	71,000	71,000			71,000
67	70,000	70,000	70,000	70,000			70,000
68	69,000	69,000	69,000	69,000			69,000
69	68,000	68,000	68,000	68,000			68,000
70	67,000	67,000	67,000	67,000			67,000
71	66,000	66,000	66,000	66,000			66,000
72	65,000	65,000	65,000	65,000			65,000
73	64,000	64,000	64,000	64,000			64,000
74	63,000	63,000	63,000	63,000			63,000
75	62,000	62,000	62,000	62,000			62,000
76	61,000	61,000	61,000	61,000			61,000
77	60,000	60,000	60,000	60,000			60,000
78	59,000	59,000	59,000	59,000			59,000
79	58,000	58,000	58,000	58,000			58,000
80	57,000	57,000	57,000	57,000			57,000
81	56,000	56,000	56,000	56,000			56,000
82	55,000	55,000	55,000	55,000			55,000
83	54,000	54,000	54,000	54,000			54,000
84	53,000	53,000	53,000	53,000			53,000
85	52,000	52,000	52,000	52,000			52,000
86	51,000	51,000	51,000	51,000			51,000
87	50,000	50,000	50,000	50,000			50,000
88	49,000	49,000	49,000	49,000			49,000
89	48,000	48,000	48,000	48,000			48,000
90	47,000	47,000	47,000	47,000			47,000
91	46,000	46,000	46,000	46,000			46,000
92	45,000	45,000	45,000	45,000			45,000
93	44,000	44,000	44,000	44,000			44,000

<ステージC>

【資格給】 56,000 円 (月額)

【役割給】 (月額、単位：円)

役割(PV)	役割①	役割②	役割③	役割④	役割⑤	役割なし
金額	25,000	20,000	15,000	10,000	5,000	0

【個人成果給】 (月額、単位：円)

【役割成果給】（月額、単位：円）

ランク		S	A	B	C	D	
最上位	AM：1	セールス：1	±0	±0	±0	-4	-8
	AM：11-2-10	セールス：2-10	8	4	±0	-4	-8
	リーダー職：11	サブ職：21	±0	±0	±0	-2	-4
	販売一般：31	専門：21					
	AM：11-52	セールス：11-52					
	リーダー職：12-53	サブ職：22-53	8	4	1	-2	-4
	販売一般：32-53	専門：22-53					
	AM：53		8	4	1	±0	±0
	業務：71		±0	±0	±0	±0	-2
	リーダー職：54-72	サブ職：54-82					
最下位	販売一般：54-92	専門：54-82	8	4	2	±0	-2
	業務：72-92						
	リーダー職：73	サブ職：83					
	販売一般：93	専門：83	8	4	2	±0	±0
	業務：93						

【ステージCの本給】 本給＝ベース給＋役割成果給（月額、単位：円）

【個人成果給】

C-3		C-2		C-1	
ランク	金額	ランク	金額	ランク	金額
1	260,000	25	236,000	48	213,000
2	259,000	26	235,000	49	212,000
3	258,000	27	234,000	50	211,000
4	257,000	28	233,000	51	210,000
5	256,000	29	232,000	52	209,000
6	255,000	30	231,000	53	208,000
7	254,000	31	230,000	54	207,000
8	253,000	32	229,000	55	206,000
9	252,000	33	228,000	56	205,000
10	251,000	34	227,000	57	204,000
11	250,000	35	226,000	58	203,000
12	249,000	36	225,000	59	202,000
13	248,000	37	224,000	60	201,000
14	247,000	38	223,000	61	200,000
15	246,000	39	222,000	62	199,000
16	245,000	40	221,000	63	198,000
17	244,000	41	220,000	64	197,000
18	243,000	42	219,000	65	196,000
19	242,000	43	218,000	66	195,000
20	241,000	44	217,000	67	194,000
21	240,000	45	216,000	68	193,000
22	239,000	46	215,000	69	192,000
23	238,000	47	214,000	70	191,000
24	237,000	48	213,000	71	190,000
25	236,000	49	212,000	72	189,000
26	235,000	50	211,000	73	188,000
27	234,000	51	210,000	74	187,000
28	233,000	52	209,000	75	186,000
29	232,000	53	208,000	76	185,000
30	231,000	54	207,000	77	184,000
31	230,000	55	206,000	78	183,000
32	229,000	56	205,000	79	182,000
33	228,000	57	204,000	80	181,000
34	227,000	58	203,000	81	180,000
35	226,000	59	202,000	82	179,000
		60	201,000	83	178,000
				84	177,000
				85	176,000
				86	175,000
				87	174,000

【昇給表】（月額、単位：円）

ステージC- t のベース給

ラン ク	アドバイザー職	リーダー職	サブ職	販売一般	業務	専門	セールス
1	307,000						307,000
2	306,000						306,000
3	305,000						305,000
4	304,000						304,000
5	303,000						303,000
6	302,000						302,000
7	301,000						301,000
8	300,000						300,000
9	299,000						299,000
10	298,000						298,000
11	297,000	297,000					297,000
12	296,000	296,000					296,000
13	295,000	295,000					295,000
14	294,000	294,000					294,000
15	293,000	293,000					293,000
16	292,000	292,000					292,000
17	291,000	291,000					291,000
18	290,000	290,000					290,000
19	289,000	289,000					289,000
20	288,000	288,000					288,000
21	287,000	287,000	287,000				287,000
22	286,000	286,000	286,000				286,000
23	285,000	285,000	285,000				285,000
24	284,000	284,000	284,000				284,000
25	283,000	283,000	283,000				283,000
26	282,000	282,000	282,000				282,000
27	281,000	281,000	281,000				281,000
28	280,000	280,000	280,000				280,000
29	279,000	279,000	279,000				279,000
30	278,000	278,000	278,000				278,000
31	277,000	277,000	277,000	277,000			277,000
32	276,000	276,000	276,000	276,000			276,000
33	275,000	275,000	275,000	275,000			275,000
34	274,000	274,000	274,000	274,000			274,000
35	273,000	273,000	273,000	273,000			273,000
36	272,000	272,000	272,000	272,000			272,000
37	271,000	271,000	271,000	271,000			271,000
38	270,000	270,000	270,000	270,000			270,000
39	269,000	269,000	269,000	269,000			269,000
40	268,000	268,000	268,000	268,000			268,000
41	267,000	267,000	267,000	267,000			267,000
42	266,000	266,000	266,000	266,000			266,000
43	265,000	265,000	265,000	265,000			265,000
44	264,000	264,000	264,000	264,000			264,000
45	263,000	263,000	263,000	263,000			263,000
46	262,000	262,000	262,000	262,000			262,000
47	261,000	261,000	261,000	261,000			261,000
48	260,000	260,000	260,000	260,000			260,000
49	259,000	259,000	259,000	259,000			259,000
50	258,000	258,000	258,000	258,000			258,000
51	257,000	257,000	257,000	257,000			257,000
52	256,000	256,000	256,000	256,000			256,000
53	255,000	255,000	255,000	255,000			255,000
54		254,000	254,000	254,000			254,000
55		253,000	253,000	253,000			253,000
56		252,000	252,000	252,000			252,000
57		251,000	251,000	251,000			251,000
58		250,000	250,000	250,000			250,000
59		249,000	249,000	249,000			249,000
60		248,000	248,000	248,000			248,000
61		247,000	247,000	247,000			247,000
62		246,000	246,000	246,000			246,000
63		245,000	245,000	245,000			245,000
64		244,000	244,000	244,000			244,000
65		243,000	243,000	243,000			243,000
66		242,000	242,000	242,000			242,000
67		241,000	241,000	241,000			241,000
68		240,000	240,000	240,000			240,000
69		239,000	239,000	239,000			239,000
70		238,000	238,000	238,000			238,000
71		237,000	237,000	237,000	237,000		237,000
72		236,000	236,000	236,000	236,000		236,000
73		235,000	235,000	235,000	235,000		235,000
74		234,000	234,000	234,000	234,000		234,000
75		233,000	233,000	233,000	233,000		233,000
76		232,000	232,000	232,000	232,000		232,000
77		231,000	231,000	231,000	231,000		231,000
78		230,000	230,000	230,000	230,000		230,000
79		229,000	229,000	229,000	229,000		229,000
80		228,000	228,000	228,000	228,000		228,000
81		227,000	227,000	227,000	227,000		227,000
82		226,000	226,000	226,000	226,000		226,000
83		225,000	225,000	225,000	225,000		225,000
84			224,000	224,000	224,000		224,000
85			223,000	223,000	223,000		223,000
86			222,000	222,000	222,000		222,000
87			221,000	221,000	221,000		221,000
88			220,000	220,000	220,000		220,000
89			219,000	219,000	219,000		219,000
90			218,000	218,000	218,000		218,000
91			217,000	217,000	217,000		217,000
92			216,000	216,000	216,000		216,000
93			215,000	215,000	215,000		215,000

ラン ク	ベース給
1	252,000
2	250,500
3	249,000
4	247,500
5	246,000
6	244,500
7	243,000
8	241,500
9	240,000
10	238,500
11	237,000
12	235,500
13	234,000
14	232,500
15	231,000
16	229,500
17	228,000
18	226,500
19	225,000
20	223,500
21	222,000
22	220,500
23	219,000
24	217,500
25	216,000
26	214,500
27	213,000
28	211,500
29	210,000
初任	208,000

昇給表]

評価	ランクアップ
A	+ 6
B	+ 3
C	± 0

※1年目は、C評価でも+3

【昇給表】

単位：1,000円

ランク	S	A	B	C
等級ごとの最上位	0	0	0	-4
R1 C3:2-4 C2:26-28 C1:49-52	6	3	0	-4
R1 C3:5-12 C2:29-35 C1:53-60	6	3	1	-4
R2 C3:13-24 C2:36-47 C1:61-73	8	4	2	-2
R3 C3:25-35 C2:48-60 C1:74-87	10	5	3	0
等級ごとの最下位	10	5	3	0

【ステージCの本給】

本給＝資格給＋役割給＋個人成果給

(月額、単位：円)

C-3					
ランク	役 割①	役 割②	役 割③	役 割④	役 割⑤
1	341,000	336,000	331,000	326,000	321,000
2	340,000	335,000	330,000	325,000	320,000
3	339,000	334,000	329,000	324,000	319,000
4	338,000	333,000	328,000	323,000	318,000
5	337,000	332,000	327,000	322,000	317,000
6	336,000	331,000	326,000	321,000	316,000
7	335,000	330,000	325,000	320,000	315,000
8	334,000	329,000	324,000	319,000	314,000
9	333,000	328,000	323,000	318,000	313,000
10	332,000	327,000	322,000	317,000	312,000
11	331,000	326,000	321,000	316,000	311,000
12	330,000	325,000	320,000	315,000	310,000
13	329,000	324,000	319,000	314,000	309,000
14	328,000	323,000	318,000	313,000	308,000
15	327,000	322,000	317,000	312,000	307,000
16	326,000	321,000	316,000	311,000	306,000
17	325,000	320,000	315,000	310,000	305,000
18	324,000	319,000	314,000	309,000	304,000
19	323,000	318,000	313,000	308,000	303,000
20	322,000	317,000	312,000	307,000	302,000
21	321,000	316,000	311,000	306,000	301,000
22	320,000	315,000	310,000	305,000	300,000
23	319,000	314,000	309,000	304,000	299,000
24	318,000	313,000	308,000	303,000	298,000
25	317,000	312,000	307,000	302,000	297,000
26	316,000	311,000	306,000	301,000	296,000
27	315,000	310,000	305,000	300,000	295,000
28	314,000	309,000	304,000	299,000	294,000
29	313,000	308,000	303,000	298,000	293,000
30	312,000	307,000	302,000	297,000	292,000
31	311,000	306,000	301,000	296,000	291,000
32	310,000	305,000	300,000	295,000	290,000
33	309,000	304,000	299,000	294,000	289,000
34	308,000	303,000	298,000	293,000	288,000
35	307,000	302,000	297,000	292,000	287,000

	C-2				
ランク	役割①	役割②	役割③	役割④	役割⑤
25	317,000	312,000	307,000	302,000	297,000
26	316,000	311,000	306,000	301,000	296,000
27	315,000	310,000	305,000	300,000	295,000
28	314,000	309,000	304,000	299,000	294,000
29	313,000	308,000	303,000	298,000	293,000
30	312,000	307,000	302,000	297,000	292,000
31	311,000	306,000	301,000	296,000	291,000
32	310,000	305,000	300,000	295,000	290,000
33	309,000	304,000	299,000	294,000	289,000
34	308,000	303,000	298,000	293,000	288,000
35	307,000	302,000	297,000	292,000	287,000
36	306,000	301,000	296,000	291,000	286,000
37	305,000	300,000	295,000	290,000	285,000
38	304,000	299,000	294,000	289,000	284,000
39	303,000	298,000	293,000	288,000	283,000
40	302,000	297,000	292,000	287,000	282,000
41	301,000	296,000	291,000	286,000	281,000
42	300,000	295,000	290,000	285,000	280,000
43	299,000	294,000	289,000	284,000	279,000
44	298,000	293,000	288,000	283,000	278,000
45	297,000	292,000	287,000	282,000	277,000
46	296,000	291,000	286,000	281,000	276,000
47	295,000	290,000	285,000	280,000	275,000
48	294,000	289,000	284,000	279,000	274,000
49	293,000	288,000	283,000	278,000	273,000
50	292,000	287,000	282,000	277,000	272,000
51	291,000	286,000	281,000	276,000	271,000
52	290,000	285,000	280,000	275,000	270,000
53	289,000	284,000	279,000	274,000	269,000
54	288,000	283,000	278,000	273,000	268,000
55	287,000	282,000	277,000	272,000	267,000
56	286,000	281,000	276,000	271,000	266,000
57	285,000	280,000	275,000	270,000	265,000
58	284,000	279,000	274,000	269,000	264,000
59	283,000	278,000	273,000	268,000	263,000
60	282,000	277,000	272,000	267,000	262,000

C-1					
ランク	役割①	役割②	役割③	役割④	役割⑤
48	294,000	289,000	284,000	279,000	274,000
49	293,000	288,000	283,000	278,000	273,000
50	292,000	287,000	282,000	277,000	272,000
51	291,000	286,000	281,000	276,000	271,000
52	290,000	285,000	280,000	275,000	270,000
53	289,000	284,000	279,000	274,000	269,000
54	288,000	283,000	278,000	273,000	268,000
55	287,000	282,000	277,000	272,000	267,000
56	286,000	281,000	276,000	271,000	266,000
57	285,000	280,000	275,000	270,000	265,000
58	284,000	279,000	274,000	269,000	264,000
59	283,000	278,000	273,000	268,000	263,000
60	282,000	277,000	272,000	267,000	262,000
61	281,000	276,000	271,000	266,000	261,000
62	280,000	275,000	270,000	265,000	260,000
63	279,000	274,000	269,000	264,000	259,000
64	278,000	273,000	268,000	263,000	258,000
65	277,000	272,000	267,000	262,000	257,000
66	276,000	271,000	266,000	261,000	256,000
67	275,000	270,000	265,000	260,000	255,000
68	274,000	269,000	264,000	259,000	254,000
69	273,000	268,000	263,000	258,000	253,000
70	272,000	267,000	262,000	257,000	252,000
71	271,000	266,000	261,000	256,000	251,000
72	270,000	265,000	260,000	255,000	250,000
73	269,000	264,000	259,000	254,000	249,000
74	268,000	263,000	258,000	253,000	248,000
75	267,000	262,000	257,000	252,000	247,000
76	266,000	261,000	256,000	251,000	246,000
77	265,000	260,000	255,000	250,000	245,000
78	264,000	259,000	254,000	249,000	244,000
79	263,000	258,000	253,000	248,000	243,000
80	262,000	257,000	252,000	247,000	242,000
81	261,000	256,000	251,000	246,000	241,000
82	260,000	255,000	250,000	245,000	240,000
83	259,000	254,000	249,000	244,000	239,000
84	258,000	253,000	248,000	243,000	238,000
85	257,000	252,000	247,000	242,000	237,000
86	256,000	251,000	246,000	241,000	236,000
87	255,000	250,000	245,000	240,000	235,000

ステージC-tのベース給

	<table><tr><th>ランク</th><th>本給</th></tr><tr><td>1</td><td>259,000</td></tr><tr><td>2</td><td>258,000</td></tr><tr><td>3</td><td>257,000</td></tr><tr><td>4</td><td>256,000</td></tr><tr><td>5</td><td>255,000</td></tr><tr><td>6</td><td>254,000</td></tr><tr><td>7</td><td>253,000</td></tr><tr><td>8</td><td>252,000</td></tr><tr><td>9</td><td>251,000</td></tr><tr><td>10</td><td>250,000</td></tr><tr><td>11</td><td>249,000</td></tr><tr><td>12</td><td>248,000</td></tr><tr><td>13</td><td>247,000</td></tr><tr><td>14</td><td>246,000</td></tr><tr><td>15</td><td>245,000</td></tr><tr><td>16</td><td>244,000</td></tr><tr><td>17</td><td>243,000</td></tr><tr><td>18</td><td>242,000</td></tr><tr><td>19</td><td>241,000</td></tr><tr><td>20</td><td>240,000</td></tr><tr><td>21</td><td>239,000</td></tr><tr><td>22</td><td>238,000</td></tr><tr><td>23</td><td>237,000</td></tr><tr><td>24</td><td>236,000</td></tr><tr><td>25</td><td>235,000</td></tr><tr><td>26</td><td>234,000</td></tr><tr><td>27</td><td>233,000</td></tr><tr><td>28</td><td>232,000</td></tr><tr><td>29</td><td>231,000</td></tr><tr><td>初任</td><td>230,000</td></tr></table> 【昇給表】 <table><tr><th>評価</th><th>ランクアップ</th></tr><tr><td>A</td><td>+ 6</td></tr><tr><td>B</td><td>+ 3</td></tr><tr><td>C</td><td>± 0</td></tr></table> ※1 年目は、C 評価でも +3	ランク	本給	1	259,000	2	258,000	3	257,000	4	256,000	5	255,000	6	254,000	7	253,000	8	252,000	9	251,000	10	250,000	11	249,000	12	248,000	13	247,000	14	246,000	15	245,000	16	244,000	17	243,000	18	242,000	19	241,000	20	240,000	21	239,000	22	238,000	23	237,000	24	236,000	25	235,000	26	234,000	27	233,000	28	232,000	29	231,000	初任	230,000	評価	ランクアップ	A	+ 6	B	+ 3	C	± 0	
ランク	本給																																																																							
1	259,000																																																																							
2	258,000																																																																							
3	257,000																																																																							
4	256,000																																																																							
5	255,000																																																																							
6	254,000																																																																							
7	253,000																																																																							
8	252,000																																																																							
9	251,000																																																																							
10	250,000																																																																							
11	249,000																																																																							
12	248,000																																																																							
13	247,000																																																																							
14	246,000																																																																							
15	245,000																																																																							
16	244,000																																																																							
17	243,000																																																																							
18	242,000																																																																							
19	241,000																																																																							
20	240,000																																																																							
21	239,000																																																																							
22	238,000																																																																							
23	237,000																																																																							
24	236,000																																																																							
25	235,000																																																																							
26	234,000																																																																							
27	233,000																																																																							
28	232,000																																																																							
29	231,000																																																																							
初任	230,000																																																																							
評価	ランクアップ																																																																							
A	+ 6																																																																							
B	+ 3																																																																							
C	± 0																																																																							
自家用車通勤管理規程	自家用車通勤管理規程																																																																							
第 7 条(駐車等の規則) 自家用車通勤者は、駐車場の指定駐車位置に正しく駐車しなければならない。 ② 自家用車通勤の場合は、各自が駐車場を手配するものとする。この場合、会社	第 7 条(駐車等の規則) 自家用車通勤者は、駐車場の指定駐車位置に正しく駐車しなければならない。 い。	・ 駐車場料金の負担について、実態に併せた見直し																																																																						

は駐車場賃貸料に対して一切の補助は行わない。 (以下略)	② 自家用車通勤者は、原則本人が駐車場を手配する。この場合の駐車場の使用料は原則本人負担とする。但し、自家用車通勤の事由や経緯を踏まえ、使用料に対して会社が補助をする必要があるには、会社・組合協議の上決定する。 (以下略)																																																																	
退職給付規程（M I <u>ゼネラルスタッフ</u> 用）	退職給付規程（M I <u>社員</u> 用）	・ 名称変更																																																																
第 1 章 総 則	第 1 章 総 則																																																																	
第 101 条(目 的) 本規程は、M I <u>ゼネラルスタッフ</u> 及び嘱託社員の退職給付に関する事項を定める	第 101 条(目 的) 本規程は、M I <u>社員</u> 及び嘱託社員の退職給付に関する事項を定める	・ 名称変更																																																																
第 2 章 退職一時金	第 2 章 退職一時金																																																																	
第 201 条(支給条件) M I <u>ゼネラルスタッフ</u> として入社後満 3 年以上勤務した従業員に対し、本規程の定めるところにより退職金を支給する。	第 201 条(支給条件) M I <u>社員</u> として入社後満 3 年以上勤務した従業員に対し、本規程の定めるところにより退職金を支給する。	・ 名称変更																																																																
<u>附 則</u>	<u>附 則</u>																																																																	
(別表 2) 退職金ポイントの変更 (中略) <u>(新設)</u>	(別表 2) (中略) ※2025 年 7 月 1 日から運用 <table><tr><td colspan="2">■役割ポイント</td><td colspan="4">ステージC</td><td colspan="4">ステージB</td><td colspan="10">ステージA</td></tr><tr><td>等級</td><td>共通</td><td>役割①</td><td>役割②</td><td>役割③</td><td>役割④</td><td>役割⑤</td><td>役割⑥</td><td>役割⑦</td><td>役割⑧</td><td>役割⑨</td><td>役割⑩</td><td>EM 8</td><td>EM 7</td><td>EM 6</td><td>EM 5</td><td>GM 4</td><td>GM 3</td><td>GM 2</td><td>GM 1</td><td>GM 0</td><td></td></tr><tr><td>ポイント</td><td>0</td><td>6</td><td>8</td><td>10</td><td>12</td><td>16</td><td>32</td><td>34</td><td>36</td><td>38</td><td>40</td><td>16</td><td>32</td><td>34</td><td>36</td><td>38</td><td>40</td><td>44</td><td>60</td><td>70</td><td></td></tr></table>	■役割ポイント		ステージC				ステージB				ステージA										等級	共通	役割①	役割②	役割③	役割④	役割⑤	役割⑥	役割⑦	役割⑧	役割⑨	役割⑩	EM 8	EM 7	EM 6	EM 5	GM 4	GM 3	GM 2	GM 1	GM 0		ポイント	0	6	8	10	12	16	32	34	36	38	40	16	32	34	36	38	40	44	60	70		・ 退職一時金ポイントの変更（ステージC）
■役割ポイント		ステージC				ステージB				ステージA																																																								
等級	共通	役割①	役割②	役割③	役割④	役割⑤	役割⑥	役割⑦	役割⑧	役割⑨	役割⑩	EM 8	EM 7	EM 6	EM 5	GM 4	GM 3	GM 2	GM 1	GM 0																																														
ポイント	0	6	8	10	12	16	32	34	36	38	40	16	32	34	36	38	40	44	60	70																																														
退職給付規程（MA <u>ゼネラルスタッフ</u> 用）	退職給付規程（MA <u>社員</u> 用）	・ 名称変更																																																																
第 1 章 総 則	第 1 章 総 則																																																																	
第 101 条(目 的) 本規程は、MA <u>ゼネラルスタッフ</u> の退職給付に関する事項を定める。	第 101 条(目 的) 本規程は、MA <u>社員</u> の退職給付に関する事項を定める。	・ 名称変更																																																																
第 2 章 退職一時金	第 2 章 退職一時金																																																																	
第 201 条（支給条件） MA <u>ゼネラルスタッフ</u> として入社後満 3 年以上勤務した従業員に対し、本規程の定めるところにより退職金を支給する。	第 201 条（支給条件） MA <u>社員</u> として入社後満 3 年以上勤務した従業員に対し、本規程の定めるところにより退職金を支給する。	・ 名称変更																																																																
<u>附 則</u>	<u>附 則</u>																																																																	
(別表 2) (中略)	(別表 2) (中略)	・ 退職一時金ポイントの変更（ステ																																																																

(新設)	※2025 年 7 月 1 日から運用	ージ C)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
	<table><tr><th colspan="2">■役割ポイント</th><th colspan="10">ステージA</th><th colspan="10">ステージB</th><th colspan="10">ステージC</th></tr><tr><th>等級</th><th>共通</th><th>役割①</th><th>役割②</th><th>役割③</th><th>役割④</th><th>役割⑤</th><th>役割⑥</th><th>役割⑦</th><th>役割⑧</th><th>役割⑨</th><th>役割⑩</th><th>役割⑪</th><th>役割⑫</th><th>役割⑬</th><th>役割⑭</th><th>役割⑮</th><th>役割⑯</th><th>役割⑰</th><th>役割⑱</th><th>役割⑲</th><th>役割⑳</th><th>役割㉑</th><th>役割㉒</th><th>役割㉓</th><th>役割㉔</th><th>役割㉕</th><th>役割㉖</th><th>役割㉗</th><th>役割㉘</th><th>役割㉙</th><th>役割㉚</th><th>役割㉛</th><th>役割㉜</th><th>役割㉝</th><th>役割㉞</th><th>役割㉟</th><th>役割㊱</th><th>役割㊲</th><th>役割㊳</th><th>役割㊴</th><th>役割㊵</th><th>役割㊶</th><th>役割㊷</th><th>役割㊸</th><th>役割㊹</th><th>役割㊺</th><th>役割㊻</th><th>役割㊼</th><th>役割㊽</th><th>役割㊾</th><th>役割㊿</th></tr><tr><td>ポイント</td><td>0</td><td>6</td><td>8</td><td>10</td><td>12</td><td>16</td><td>32</td><td>34</td><td>36</td><td>38</td><td>40</td><td>16</td><td>32</td><td>34</td><td>36</td><td>38</td><td>40</td><td>44</td><td>60</td><td>70</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></table>	■役割ポイント		ステージA										ステージB										ステージC										等級	共通	役割①	役割②	役割③	役割④	役割⑤	役割⑥	役割⑦	役割⑧	役割⑨	役割⑩	役割⑪	役割⑫	役割⑬	役割⑭	役割⑮	役割⑯	役割⑰	役割⑱	役割⑲	役割⑳	役割㉑	役割㉒	役割㉓	役割㉔	役割㉕	役割㉖	役割㉗	役割㉘	役割㉙	役割㉚	役割㉛	役割㉜	役割㉝	役割㉞	役割㉟	役割㊱	役割㊲	役割㊳	役割㊴	役割㊵	役割㊶	役割㊷	役割㊸	役割㊹	役割㊺	役割㊻	役割㊼	役割㊽	役割㊾	役割㊿	ポイント	0	6	8	10	12	16	32	34	36	38	40	16	32	34	36	38	40	44	60	70																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
■役割ポイント		ステージA										ステージB										ステージC																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
等級	共通	役割①	役割②	役割③	役割④	役割⑤	役割⑥	役割⑦	役割⑧	役割⑨	役割⑩	役割⑪	役割⑫	役割⑬	役割⑭	役割⑮	役割⑯	役割⑰	役割⑱	役割⑲	役割⑳	役割㉑	役割㉒	役割㉓	役割㉔	役割㉕	役割㉖	役割㉗	役割㉘	役割㉙	役割㉚	役割㉛	役割㉜	役割㉝	役割㉞	役割㉟	役割㊱	役割㊲	役割㊳	役割㊴	役割㊵	役割㊶	役割㊷	役割㊸	役割㊹	役割㊺	役割㊻	役割㊼	役割㊽	役割㊾	役割㊿																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
ポイント	0	6	8	10	12	16	32	34	36	38	40	16	32	34	36	38	40	44	60	70																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			

本制度で異動後 3 年経過していない者、育児休業中の者は除く。 1. 過去本制度による人事異動が行われた者で、当該人事異動実施日から本制度による新たな人事異動実施予定日までの期間が 2 年を経過していない者 2. 労働協約第 506 条に定める転勤中の者 3. 労働協約第 510 条に定める休職中の者	本制度で異動後 3 年経過していない者、育児休業中の者は除く。 1. 過去本制度による人事異動が行われた者で、当該人事異動実施日から本制度による新たな人事異動実施予定日までの期間が 2 年を経過していない者 2. 労働協約第 506 条に定める転勤中の者 3. 労働協約第 510 条に定める休職中の者	
第 5 章 ライフイベント再雇用制度	第 5 章 ライフイベント再雇用制度	
第 502 条(対象者) 本制度の対象者は、次の各号の全てに該当する者とする。 1. <u>ゼネラルスタッフ</u>のうち、退職日時点で、<u>ゼネラルスタッフ・メイト・プロスタッフ・アシストスタッフ</u>として勤続満 2 年以上の者。 2. 退職後、再雇用時までの離職期間が 12 年以内の者。 但し、在籍期間中に休職期間がある場合には、休職後 1 年以上勤務した場合を除き、その休職期間は離職期間に通算する。 3. 再雇用時の年齢が 58 歳以下の者。 4. 過去に本制度を利用したことがない者。 5. 退職事由が、結婚、出産、育児、介護または配偶者転勤のいずれかである者。 但し、第 8 章に定めるネクストキャリア制度を利用した者は対象者から除く。 <u>(新規)</u> 6. 退職日時点で、労働協約第 510 条第 1 号に定める休職中ではない者。	第 502 条(対象者) 本制度の対象者は、次の各号の全てに該当する者とする。 1. <u>社員</u>のうち、退職日時点で、<u>社員・メイト社員・プロスタッフ・フェロー社員</u>として勤続満 2 年以上の者。 2. 退職後、再雇用時までの離職期間が 12 年以内の者。 但し、在籍期間中に休職期間がある場合には、休職後 1 年以上勤務した場合を除き、その休職期間は離職期間に通算する。 3. 再雇用時の年齢が 58 歳以下の者。 4. 過去に本制度を利用したことがない者。 5. 退職事由が、結婚、出産、育児、介護または配偶者転勤のいずれかである者。 但し、第 8 章に定めるネクストキャリア制度を利用した者は対象者から除く。 <u>なお、配偶者転勤とは、配偶者が、転居を必要とする地域（海外・国内）で勤務すること（長期出張、社命留学等含む）または職業上の活動を個人で行うこと（事業の経営等）をいい、当該地域での滞在が概ね 6 ヶ月以上にわたって継続することが見込まれるものをいう。</u> 6. 退職日時点で、労働協約第 510 条第 1 号に定める休職中ではない者。	・名称変更 ・配偶者転勤の定義を補足
第 504 条(労働条件) 再雇用時の労働条件は次の通りとする。 (1) 雇用形態は、退職時の雇用形態が<u>ゼネラルスタッフ</u>の場合は、在籍中の履歴等を勘案し、原則販売職として再雇用する。また、ステージ A・ステージ B の<u>ゼネラルスタッフ</u>については、離職期間が原則 5 年以内の場合には、在籍中と同資格にて再雇用する場合がある。	第 504 条(労働条件) 再雇用時の労働条件は次の通りとする。 (1) 雇用形態は、退職時の雇用形態が<u>社員</u>の場合は、在籍中の履歴等を勘案し、原則販売職として再雇用する。また、ステージ A・ステージ B の<u>社員</u>については、離職期間が原則 5 年以内 <u>(30 日未満の端数がある場合にはこれを切り捨てる)</u> 場合には、<u>本人の希望を確認の上、</u>在籍中と同資格にて再雇用す	・名称変更

(2)再雇用時の雇用形態が<u>メイト・プロスタッフ</u>の場合の職種は、在籍時の経験、能力等を勘案の上、決定する。 (3)再雇用時の配属は社命により行う。 (4) <u>アシストスタッフ</u>を退職した者については、原則として在籍中と同一職種として再雇用する。 (5)再雇用時の賃金は、在籍時の経験、能力等及び再雇用時の雇用形態や資格、役割、職務等を勘案の上、決定する	る場合がある。<u>なお、退職時の資格がステージC-tで、退職後再雇用日までの離職期間が3年以内（30日未満の端数がある場合にはこれを切捨てる）の場合は、当該離職期間を休職期間として取り扱い、再雇用時の資格を決定する。</u> (2)再雇用時の雇用形態が<u>メイト社員</u>・プロスタッフの場合の職種は、在籍時の経験、能力等を勘案の上、決定する。 (3)再雇用時の配属は社命により行う。 (4) <u>フェロー社員</u>を退職した者については、原則として在籍中と同一職種として再雇用する。 (5)再雇用時の賃金は、在籍時の経験、能力等及び再雇用時の雇用形態や資格、役割、職務等を勘案の上、決定する。<u>なお、退職後再雇用日までの離職期間が5年以内（30日未満の端数がある場合にはこれを切捨てる）の場合で、退職時の資格で再雇用する場合、個人成果給は退職時の金額と同額とする。但し、ステージC-tのベース給は、当該離職期間を休職期間として取り扱い、再雇用時の本給を決定する。なお、再雇用時の賃金制度に変更があった場合はこの限りではない。</u>	
第505条（離職期間中の取扱い） 会社は<u>アシストスタッフ</u>として勤務を希望する<u>ゼネラルスタッフ</u>、<u>メイトスタッフ</u>、<u>プロスタッフ</u>に対し、各月1日付で<u>アシストスタッフ</u>への雇用転換を認め、以下を特例として設定する。 1. 離職期間を置かず、退職月の翌月1日付で<u>アシストスタッフ</u>として雇用転換する<u>ゼネラルスタッフ</u>、<u>メイトスタッフ</u>、<u>プロスタッフ</u>の年次有給休暇に関しては、<u>ゼネラルスタッフ</u>および<u>メイトスタッフ</u>としての勤続年数を含めて付与する。 2. 前項を除き、<u>アシストスタッフ</u>雇用転換前の勤続年数を通算しない。 3. 会社は<u>アシストスタッフ</u>として雇用転換後、本人から申請があった場合、<u>ゼネラルスタッフ</u>、<u>メイトスタッフ</u>、<u>プロスタッフ</u>に再雇用できる。 その取り扱いは第503条、第504条、第505条、第506条により取り扱う。 ② <u>アシストスタッフ</u>採用時の賃金は、在職中の前歴、能力等を勘案の上、決定する。	第505条（離職期間中の取扱い） 会社は<u>フェロー社員</u>として勤務を希望する<u>社員</u>、<u>メイト社員</u>、<u>プロスタッフ</u>に対し、各月1日付で<u>フェロー社員</u>への雇用転換を認め、以下を特例として設定する。 1. 離職期間を置かず、退職月の翌月1日付で<u>フェロー社員</u>として雇用転換する<u>社員</u>、<u>メイト社員</u>、<u>プロスタッフ</u>の年次有給休暇に関しては、<u>社員</u>および<u>メイト社員</u>スタッフとしての勤続年数を含めて付与する。 2. 前項を除き、<u>フェロー社員</u>スタッフ雇用転換前の勤続年数を通算しない。 3. 会社は<u>フェロー社員</u>として雇用転換後、本人から申請があった場合、<u>社員</u>、<u>メイト社員</u>、<u>プロスタッフ</u>に再雇用できる。 その取り扱いは第503条、第504条、第505条、第506条により取り扱う。 ②<u>フェロー社員</u>採用時の賃金は、在職中の前歴、能力等を勘案の上、決定す	・名称変更

	る。	
第 6 章 グループライフイベント転籍制度	第 6 章 グループライフイベント転籍制度	
第 603 条(申請事由) 本制度は、新会社雇用日前日 2 年以内に次のいずれかの事由が発生した場合に使用することができる。 1. 結婚・配偶者転勤 原則新会社雇用時点で配偶者と同居する場合に限る。 <u>(新設)</u> (以下略)	第 603 条(申請事由) 本制度は、新会社雇用日前日 2 年以内に次のいずれかの事由が発生した場合に使用することができる。 1. 結婚・配偶者転勤 原則新会社雇用時点で配偶者と同居する場合に限る。 <u>なお、配偶者転勤とは、配偶者が、転居を必要とする地域（海外・国内）で勤務すること（長期出張、社命留学等含む）または職業上の活動を個人で行うこと（事業の経営等）をいい、当該地域での滞在が概ね 6 ヶ月以上にわたって継続することが見込まれるものをいう。</u> (以下略)	・配偶者転勤の定義を補足
第 7 章 グループ内出向者転籍制度	第 7 章 グループ内出向者転籍制度	
第 702 条(対象者) 本制度の対象者は、次の各号に該当する者とする。 1. 申請年度の 4 月 1 日時点で、全ての雇用形態（但し、アルバイトを除く）を通算して勤続 5 年以上のステージ B 及びステージ C（但し、ステージ C-t を除く）。 2. 申請年度の 4 月 1 日時点で、雇用を希望する企業（以下、「新会社」という。）への出向期間が引き続き 1 年以上であり、かつ通算 2 年以上である者。但し、出向期間において、研修出向の期間は除く。 3. 申請時点で引き続き当該企業に出向している者。 4. 第 603 条に定める手続きに基づき、新会社及び三越伊勢丹ホールディングスが本制度の適用を認めた者。	第 702 条(対象者) 本制度の対象者は、次の各号に該当する者とする。 1. 申請年度の 4 月 1 日時点で、全ての雇用形態（但し、アルバイトを除く）を通算して勤続 5 年以上のステージ B 及びステージ C（但し、ステージ C-t を除く）。 2. 申請年度の 4 月 1 日時点で、雇用を希望する企業（以下、「新会社」という。）への出向期間が引き続き 1 年以上であり、かつ通算 2 年以上である者。<u>なお、出向期間は、すべての雇用形態を通算する。但し、ステージ C-t、研修出向及びアルバイトの期間は除く。</u> 3. 申請時点で引き続き当該企業に出向している者。 4. 第 603 条に定める手続きに基づき、新会社及び三越伊勢丹ホールディングスが本制度の適用を認めた者。	・出向期間は全雇用形態を通算することを補足
第 8 章 ネクストキャリア支援制度	第 8 章 ネクストキャリア支援制度	
第 801 条(対象者)	第 801 条(対象者)	・名称変更

本制度の対象者は、次の各号の全てに該当する者とする。 1. 年度の 3 月 31 日における年齢が満 45 歳以上 59 歳以下であり、<u>ゼネラルスタッフ</u>としての勤続年数が 5 年以上(休職期間を除く)であること。但し、49 歳以下のステージAは対象者から除く。 2. 第 806 条に定める申請期間に、所定の手続により申請し、会社が本制度の適用を認めた者。 3. 会社が指定する退職日まで在籍している者。 ②前項にかかわらず、一度同制度を利用した者、会社在职期間中に懲戒解雇事由または諭旨解雇事由に相当する背信行為を行った者は対象外とする。	本制度の対象者は、次の各号の全てに該当する者とする。 1. 年度の 3 月 31 日における年齢が満 45 歳以上 59 歳以下であり、<u>社員</u>としての勤続年数が 5 年以上(休職期間を除く)であること。但し、49 歳以下のステージAは対象者から除く。 2. 第 806 条に定める申請期間に、所定の手続により申請し、会社が本制度の適用を認めた者。 3. 会社が指定する退職日まで在籍している者。 ②前項にかかわらず、一度同制度を利用した者、会社在职期間中に懲戒解雇事由または諭旨解雇事由に相当する背信行為を行った者は対象外とする。	
第 804 条(再雇用) 会社は、本制度により退職した者のうち、会社で引き続き雇用を希望する者については所定の選考に基づき<u>メイトスタッフ</u>または<u>アシストスタッフ</u>として再雇用することがあるが、いかなる場合も<u>ゼネラルスタッフ</u>としては再雇用しない。 また、グループ会社を本制度を利用し退職した者のうち、会社での雇用を希望する者についても、所定の選考に基づき<u>メイトスタッフ</u>または<u>アシストスタッフ</u>として再雇用することがあるが、いかなる場合も<u>ゼネラルスタッフ</u>としては再雇用しない。 ②本制度により退職した者については、第 5 章に定めるライフイベント再雇用制度を利用することはできない。	第 804 条(再雇用) 会社は、本制度により退職した者のうち、会社で引き続き雇用を希望する者については所定の選考に基づき<u>メイト社員</u>または<u>フェロー社員</u>として再雇用することがあるが、いかなる場合も<u>社員</u>としては再雇用しない。 また、グループ会社を本制度を利用し退職した者のうち、会社での雇用を希望する者についても、所定の選考に基づき<u>メイト社員</u>または<u>フェロー社員</u>として再雇用することがあるが、いかなる場合も<u>社員</u>としては再雇用しない。 ②本制度により退職した者については、第 5 章に定めるライフイベント再雇用制度を利用することはできない。	・名称変更
自己研修休職規程	自己研修休職規程	
第 13 条(本給評価による格付) 自己研修休職を実施する者の本給評価による格付けに関する取扱いは、原則として「<u>ゼネラルスタッフ賃金規程</u>」による。 但し、ステージCについては、役割成果給の格付けは行わない。 ②復職時の本給評価による格付け(ステージB以上を除く)については、評価対象期間(前年 4 月 1 日から当年 3 月 31 日)に勤務実績が 6 ヶ月未満の場合は、当年 7 月 1 日付本給評価は実施しない。	第 13 条(本給評価による格付) 自己研修休職を実施する者の本給評価による格付けに関する取扱いは、原則として「<u>社員賃金規程</u>」による。 但し、ステージCについては、役割成果給の格付けは行わない。 ②復職時の本給評価による格付け(ステージB以上を除く)については、評価対象期間(前年 4 月 1 日から当年 3 月 31 日)に勤務実績が 6 ヶ月未満の場合は、当年 7 月 1 日付本給評価は実施しない。	・名称変更
育児のためのフルタイム <u>早番固定</u> 勤務規程	育児のためのフルタイム <u>シフト選択</u> 勤務規程	・名称変更
第 1 条(目 的) 本規程は労働協約第 607 条に基づき、育児のために一定期間内において、<u>勤務時間</u>	第 1 条(目 的) 本規程は労働協約第 607 条に基づき、育児のために一定期間内において、<u>勤</u>	・“早番固定”を “シフト選択に変

を就業形態規程第 302 条に定める早番シフトに固定する場合（以下、「早番固定勤務」という。）の取扱いを定める。	勤務時間のシフトを従業員が選択する場合（以下、「シフト選択勤務」という。）の取扱いを定める。	更”																	
第 2 条(早番固定勤務の対象者及び期間等) 早番固定勤務の対象者は、妊娠中の者、または小学校 6 年生の 3 月 31 日までの子を<u>有する者</u>。 この子の範囲には、法律上の親子関係がある子（養子を含む）、特別養子縁組のための試験的な養育期間にある子、養子縁組里親に委託されている子、当該従業員を養子縁組里親として委託することが適当と認められているにもかかわらず、実親等が反対したことにより、当該従業員を養育里親として委託された子も含まれる。 ②<u>早番固定勤務</u>は、前項の範囲内で分割して取得することができる。 ③<u>早番固定勤務</u>の 1 回あたりの最短期間は、原則として 1 ヶ月とする。	第 2 条(<u>シフト選択勤務</u>の対象者及び期間等) <u>シフト選択勤務</u>の対象者は、妊娠中の者、または小学校 6 年生の 3 月 31 日までの子を<u>有する者とする</u>。 この子の範囲には、法律上の親子関係がある子（養子を含む）、特別養子縁組のための試験的な養育期間にある子、養子縁組里親に委託されている子、当該従業員を養子縁組里親として委託することが適当と認められているにもかかわらず、実親等が反対したことにより、当該従業員を養育里親として委託された子も含まれる。 ②<u>シフト選択勤務</u>は、前項の範囲内で分割して取得することができる。 ③<u>シフト選択勤務</u>の 1 回あたりの最短期間は、原則として 1 ヶ月とする。	・ “早番固定” を “シフト選択に変更”																	
(新設)	<u>第 3 条(シフト)</u> <u>従業員が選択できるシフトは、店舗・事業所等の営業時間ごとに、次の通りとする。</u> <table><tr><th rowspan="2">営業時間</th><th colspan="2">選択できるシフト</th></tr><tr><th>(1)</th><th>(2)</th></tr><tr><td>10：00～19：00</td><td>9:45～18:45</td><td>10:45～19:45</td></tr><tr><td>10：00～19：30</td><td>9：45～18：15</td><td>11:10～19:40</td></tr><tr><td>10：30～19：30</td><td>10:15～18：45</td><td>11:10～19:40</td></tr><tr><td>10：30～20：00</td><td>10:15～18:45</td><td>11:40～20:10</td></tr></table> 1. 制服等の更衣時間等所属の特性に応じて、（１）の始業終業時刻の 10 分繰り上げ、（２）の始業終業時刻の 10 分繰り下げのシフトも選択可能とする 2. フレックスタイム制勤務を実施している所属の場合は、営業時間 10:00～19:00 のシフトを準用する 3. 営業時間が上記以外の店舗・事業場等で選択できるシフトは別途定める	営業時間	選択できるシフト		(1)	(2)	10：00～19：00	9:45～18:45	10:45～19:45	10：00～19：30	9：45～18：15	11:10～19:40	10：30～19：30	10:15～18：45	11:10～19:40	10：30～20：00	10:15～18:45	11:40～20:10	・ 選択できるシフトを規定
営業時間	選択できるシフト																		
	(1)	(2)																	
10：00～19：00	9:45～18:45	10:45～19:45																	
10：00～19：30	9：45～18：15	11:10～19:40																	
10：30～19：30	10:15～18：45	11:10～19:40																	
10：30～20：00	10:15～18:45	11:40～20:10																	
<u>第 3 条(手 続)</u> <u>早番固定勤務</u>を希望する者は、原則として早番固定勤務を開始しようとする日の 1 ヶ月前までに所属長を経て会社に申し出なければならない。	<u>第 4 条(手 続)</u> <u>シフト選択勤務</u>を希望する者は、原則として<u>シフト選択勤務</u>を開始しようとする日の 1 ヶ月前までに所属長を経て会社に申し出なければならない。	・ “早番固定” を “シフト選択” に 変更 ・ 条数繰り下げ																	

<u>第4条</u> (期間の変更) <u>早番固定勤務</u>期間は、第2条の範囲内で変更することができる。なお、変更を希望する場合は、速やかに会社に申し出なければならない。	<u>第5条</u> (期間の変更) <u>シフト選択</u>勤務期間は、第2条の範囲内で変更することができる。なお、変更を希望する場合は、速やかに会社に申し出なければならない。	・“早番固定”を “シフト選択”に変更 ・条数繰り下げ
<u>第5条</u> (休憩時間) <u>早番固定勤務</u>をする者の休憩時間は60分とする。	<u>第6条</u> (休憩時間) <u>シフト選択</u>勤務をする者の休憩時間は60分とする。	・“早番固定”を “シフト選択”に変更 ・条数繰り下げ
<u>第6条</u> (時間外勤務の制限) 会社は、<u>早番固定勤務</u>をする者に、時間外勤務および休日勤務をさせない。	<u>第7条</u> (時間外勤務の制限) 会社は、<u>シフト選択</u>勤務をする者に、時間外勤務および休日勤務をさせない。	・“早番固定”を “シフト選択”に変更 ・条数繰り下げ
<u>子の看護</u>、家族の介護のための休暇規程	<u>子の看護等</u>、家族の介護のための休暇規程	・法改正対応
第1条(目 的) 本規程は労働協約第619条及び第620条に基づき、<u>子の看護</u>、家族の介護のために休暇を取得する場合の取扱いを定める。	第1条(目 的) 本規程は労働協約第619条及び第620条に基づき、<u>子の看護等</u>、家族の介護のために休暇を取得する場合の取扱いを定める。	・名称変更
第2条(対 象) <u>子の看護</u>のための休暇を取得できる社員は、<u>小学校就学</u>に達するまでの子を養育する社員のうち、負傷し、または疾病にかかった当該子の世話をするために、または当該子に予防接種や健康診断を受けさせるために休暇を請求した者とする。 (以下略)	第2条(対 象) <u>子の看護等</u>のための休暇を取得できる社員は、<u>小学校6年生の3月31日までの子を養育する社員のうち、次に定める当該子の世話等のために</u>、休暇を請求した者とする。 <u>1, 負傷し、又は疾病にかかった子の世話</u> <u>2, 当該子に予防接種や健康診断を受けさせること</u> <u>3, 感染症に伴う学級閉鎖等になった子の世話</u> <u>4, 当該子の入園(入学)式、卒園式への参加</u> (以下略)	・名称変更 ・対象子の年齢引き上げ、対象事由の拡大
第3条(休暇の取得単位) <u>子の看護</u>のための休暇及び家族の介護のための休暇は、1労働日単位のほか、半日単位及び時間単位で取得することができる。	第3条(休暇の取得単位) <u>子の看護等</u>のための休暇及び家族の介護のための休暇は、1労働日単位のほか、半日単位及び時間単位で取得することができる。	・名称変更
出張規程	出張規程	
第1章 総 則	第1章 総 則	

第 101 条(目 的) 本規程は、労働協約第 629 条に基づき、 <u>ゼネラルスタッフ</u> の出張に関する事項を定める。	第 101 条(目 的) 本規程は、労働協約第 629 条に基づき、 <u>社員</u> の出張に関する事項を定める。	・ 名称変更																
第 4 章 海外出張	第 4 章 海外出張																	
第 401 条(出張地域の区分) 本規程は労働協約第 628 条に基づき、会社が <u>ゼネラルスタッフ</u> に海外出張を命じた場合の旅費等関する事項を定める。 A 地域 北米、中南米、オセアニア B 地域 ヨーロッパ C 地域 その他の地域、但し、特殊な事情がある場合には、A 地域と同様に取り扱うことがある。	第 401 条(出張地域の区分) 本規程は労働協約第 628 条に基づき、会社が <u>社員</u> に海外出張を命じた場合の旅費等関する事項を定める。 A 地域 北米、中南米、オセアニア B 地域 ヨーロッパ C 地域 その他の地域、但し、特殊な事情がある場合には、A 地域と同様に取り扱うことがある。	・ 名称変更																
国内出向規程	国内出向規程																	
第 2 条(定 義) 出向とは、 <u>ゼネラルスタッフ</u> が株式会社札幌丸井三越（以下会社という）に在籍のまま、他の会社、諸団体等（以下出向先という）の業務に従事することを言う。	第 2 条(定 義) 出向とは、 <u>社員</u> が株式会社札幌丸井三越（以下会社という）に在籍のまま、他の会社、諸団体等（以下出向先という）の業務に従事することを言う。	・ 名称変更																
第 5 条(労働条件) 出向期間中の労働条件は、原則として労働協約の規程ごとに、出向元法人、出向先法人または出向元と出向先法人間の出向協定書の定めによるものとする。なお、規程ごとに適用される労働条件は次の通りとする。	第 5 条(労働条件) 出向期間中の労働条件は、原則として労働協約の規程ごとに、出向元法人、出向先法人または出向元と出向先法人間の出向協定書の定めによるものとする。なお、規程ごとに適用される労働条件は次の通りとする。 <table><tr><td>規程名</td><td>労働条件</td></tr><tr><td>(中略)</td><td></td></tr><tr><td>育児勤務規程</td><td>出向元</td></tr><tr><td><u>育児のためのフルタイムシフト選択勤務規程</u></td><td><u>出向元</u></td></tr><tr><td>介護・介護準備休業規程</td><td>出向元</td></tr><tr><td>(中略)</td><td></td></tr><tr><td>子の<u>看護等</u>・家族の介護のための休暇規程</td><td>出向元</td></tr><tr><td>(以下略)</td><td></td></tr></table> (中略)	規程名	労働条件	(中略)		育児勤務規程	出向元	<u>育児のためのフルタイムシフト選択勤務規程</u>	<u>出向元</u>	介護・介護準備休業規程	出向元	(中略)		子の <u>看護等</u> ・家族の介護のための休暇規程	出向元	(以下略)		・ シフト選択制度 のグループ共通化 対応 ・ 法改正（名称変更） ・ 誤字修正
規程名	労働条件																	
(中略)																		
育児勤務規程	出向元																	
<u>育児のためのフルタイムシフト選択勤務規程</u>	<u>出向元</u>																	
介護・介護準備休業規程	出向元																	
(中略)																		
子の <u>看護等</u> ・家族の介護のための休暇規程	出向元																	
(以下略)																		

規程名		労働条件	規程名	労働条件
本則		出向元	出張規程	出向先
就業形態規程		出向先	国内出向規程	出向元
時間外・休日勤務に関する規程		出向先	国内転勤規程	出向元
休日規程		出向先	海外勤務者規程	出向元
連続休暇規程		出向先	災害補償規程	出向元
ストック有給休暇規程		出向元	安全衛生管理規程	出向先
賃金規程		出向元	安全衛生管理規程運用細則	出向先
通勤費支給細則		協定書	中央ならびに各店安全衛生委員会規則	出向先
退職給付規程		出向元	健康情報等の取扱規程	出向先
表彰・懲戒規程		出向先	宿日直勤務規程	出向先
キャリア形成支援制度規程		出向元	自動車安全運転規程	出向先
自己研修休職規程		出向元	福利厚生規程	出向元
育児休業規程		出向元	ハラスメント防止規程	出向元
育児勤務規程		出向元	テレワーク規程	出向先
介護・介護準備休業規程		出向元	職務発明規程	出向先
介護・介護準備勤務規程		出向元	苦情処理規程	出向元
短時間勤務規程		出向元	就業規則	出向元
子の看護・家族の介護のための休暇規程		出向元	服務規律	出向元
配偶者転勤休職規程		出向元	紛争の解決・平和条項に関する協定	出向元

(中略)

②前項に関わらず、規程ごとに適用される一部の労働条件は次の各号の通りとする。

(中略)

4. 育児勤務規程、介護・介護準備規定及び短時間勤務規程に関して、出向元法人及び出向先法人の定めが同一である場合には、出向期間中であっても、出向元法人の定めに基づき、当該勤務を実施することができるが、出向元法人及び出向先法人の定めが同一でない場合で、当該勤務の実施を希望する場合には、原則出向を解除する。なお、当該勤務時間帯における時間数以外の開始時間及び終了時間については、出向先法人の定めによる。

国内転勤規程				国内転勤規程				
第1条(目的)				第1条(目的)				・名称変更
本章は、労働協約第506条に基づき、 <u>ゼネラルスタッフ</u> の国内転勤に関する事項を定める。				本章は、労働協約第506条に基づき、 <u>社員</u> の国内転勤に関する事項を定める。				
第12条(住居)				第12条(住居)				・社宅基準家賃の引き上げ
(中略)				(中略)				・首都圏は、
② 社宅等に関する基準は、次の通りとする。				② 社宅等に関する基準は、次の通りとする。				4人：151,000円
赴任家族数		目安	家賃(月額)	赴任家族数		目安	家賃(月額)	

(本人を含む)		札幌	函館	仙台
4 人	(3DK・3LDK)	<u>95,000 円</u>	<u>90,000 円</u>	<u>95,000 円</u>
3 人	(3DK)	<u>71,000 円</u>	<u>71,000 円</u>	<u>85,000 円</u>
2 人以下	(2DK)	<u>64,000 円</u>	<u>56,000 円</u>	<u>72,000 円</u>

赴任家族数 (本人を含む)	目安	家賃(月額)		
		新潟	静岡	名古屋・京都・大阪
4 人	(3DK・3LDK)	<u>93,000 円</u>	<u>107,000 円</u>	<u>135,000 円</u>
3 人	(3DK)	<u>82,000 円</u>	<u>100,000 円</u>	<u>121,000 円</u>
2 人以下	(2DK)	<u>71,000 円</u>	<u>75,000 円</u>	<u>90,000 円</u>

赴任家族数 (本人を含む)	目安	家賃(月額)		
		広島	高松・松山	福岡
4 人	(3DK・3LDK)	<u>115,000 円</u>	<u>95,000 円</u>	<u>110,000 円</u>
3 人	(3DK)	<u>101,000 円</u>	<u>87,000 円</u>	<u>90,000 円</u>
2 人以下	(2DK)	<u>84,000 円</u>	<u>70,000 円</u>	<u>80,000 円</u>

(注) 1. 赴任家族数 5 人以上の場合は、1 人増につき 4 人基準家賃の 1 割増とする

2. 出向先法人の長(社長等)については、別途検討する。

(中略)

(新設)

(以下略)

(本人を含む)		札幌	函館	仙台
4 人	(3DK・3LDK)	<u>99,000 円</u>	<u>94,000 円</u>	<u>99,000 円</u>
3 人	(3DK)	<u>74,000 円</u>	<u>74,000 円</u>	<u>88,000 円</u>
2 人まで	(2DK)	<u>67,000 円</u>	<u>59,000 円</u>	<u>75,000 円</u>

赴任家族数 (本人を含む)	目安	家賃(月額)		
		新潟	静岡	名古屋・京都・大阪
4 人	(3DK・3LDK)	<u>97,000 円</u>	<u>111,000 円</u>	<u>139,000 円</u>
3 人	(3DK)	<u>85,000 円</u>	<u>103,000 円</u>	<u>124,000 円</u>
2 人まで	(2DK)	<u>74,000 円</u>	<u>78,000 円</u>	<u>93,000 円</u>

赴任家族数 (本人を含む)	目安	家賃(月額)		
		広島	高松・松山	福岡
4 人	(3DK・3LDK)	<u>119,000 円</u>	<u>99,000 円</u>	<u>114,000 円</u>
3 人	(3DK)	<u>104,000 円</u>	<u>90,000 円</u>	<u>93,000 円</u>
2 人まで	(2DK)	<u>87,000 円</u>	<u>73,000 円</u>	<u>83,000 円</u>

(注) 1. 赴任家族数 5 人以上の場合は、1 人増につき 4 人基準家賃の 1 割増とする

2. 出向先法人の社長については、上表の 10,000 円増とする

(中略)

7. 契約更新時等の賃料値上げによる基準超過分は会社負担とする

(以下略)

3 人：126,000 円
2 人まで：95,000 円
とする
・会社ごと別途基準を設定している地域がある場合には適宜対応
・賃料値上げによる基準超過分の取扱い明文化

福利厚生規程	福利厚生規程	
第 1 章 総 則	第 1 章 総 則	
第 101 条（目的） 本規程は、労働協約第 1101 条に基づき、 <u>ゼネラルスタッフ</u> の福利厚生に関する事項を定める。	第 101 条（目的） 本規程は、労働協約第 1101 条に基づき、 <u>社員</u> の福利厚生に関する事項を定める。	・名称変更
第 3 章 社員買物	第 3 章 社員買物	
第 301 条(目的)	第 301 条(目的)	・名称変更

本章は、 <u>ゼネラルスタッフ</u> が商品等を値引き購入する際の取扱いに関する事項を定める。	本章は、 <u>社員</u> が商品等を値引き購入する際の取扱いに関する事項を定める。	
第 303 条(値 引) <u>ゼネラルスタッフ</u>は、本規程第 304 条の除外品を除いて 10%の値引きにより購入することができる。但し、値引額に 10 円未満の端数を生じた場合は切捨てる。 ②前項における値引きの対象は、1 品 300 円以上のものとする。	第 303 条(値 引) <u>社員</u>は、本規程第 304 条の除外品を除いて 10%の値引きにより購入することができる。但し、値引額に 10 円未満の端数を生じた場合は切捨てる。 ②前項における値引きの対象は、1 品 300 円以上のものとする。	・名称変更
第 305 条（カードの発行） <u>ゼネラルスタッフ</u>は、掛売で購入するとき、グループエムアイカード（以下「エムアイカード」という。）を使用するものとする。 ②エムアイカードとは、<u>ゼネラルスタッフ</u>本人が、別に定めるエムアイカード会員規約を承認のうえ、株式会社エムアイカード（以下「エムアイカード社」という。）にカード利用の申込みを行い、同社がそれを認めた者に対して発行するクレジットカードをいう。 ③本人がエムアイカードの利用対象者となり得ない場合は、労使協議の上、別途対応する。	第 305 条（カードの発行） <u>社員</u>は、掛売で購入するとき、グループエムアイカード（以下「エムアイカード」という。）を使用するものとする。 ②エムアイカードとは、<u>社員</u>本人が、別に定めるエムアイカード会員規約を承認のうえ、株式会社エムアイカード（以下「エムアイカード社」という。）にカード利用の申込みを行い、同社がそれを認めた者に対して発行するクレジットカードをいう。 ③本人がエムアイカードの利用対象者となり得ない場合は、労使協議の上、別途対応する。	・名称変更
第 306 条(利用対象者及び支払責任) 社員掛売の利用対象者は、本人及び<u>ゼネラルスタッフ</u>本人より申込みのあった配偶者・本人の両親・子(18 才以上) 及び次の同居家族とし、エムアイカード社は各々に対し 1 枚ずつエムアイカードを交付（貸与）する。但し、家族カードの発行枚数は、配偶者に 1 枚、その他の家族に 3 枚までとする。 1. 配偶者の両親 2. 子の配偶者で 18 才以上の者 3. 本人の兄弟姉妹で 18 才以上の者 ②エムアイカードによる購入代金は、<u>ゼネラルスタッフ</u>本人の責任において規定の日までに支払わなければならない。なお、支払いを延滞したときは、<u>ゼネラルスタッフ</u>本人が当該債務に対する遅延損害金を支払うものとし、その規定については、別に定めるエムアイカード会員規約に基づくものとする。	第 306 条(利用対象者及び支払責任) 社員掛売の利用対象者は、本人及び<u>社員</u>本人より申込みのあった配偶者・本人の両親・子(18 才以上) 及び次の同居家族とし、エムアイカード社は各々に対し 1 枚ずつエムアイカードを交付（貸与）する。但し、家族カードの発行枚数は、配偶者に 1 枚、その他の家族に 3 枚までとする。 1. 配偶者の両親 2. 子の配偶者で 18 才以上の者 3. 本人の兄弟姉妹で 18 才以上の者 ②エムアイカードによる購入代金は、<u>社員</u>本人の責任において規定の日までに支払わなければならない。なお、支払いを延滞したときは、<u>社員</u>本人が当該債務に対する遅延損害金を支払うものとし、その規定については、別に定めるエムアイカード会員規約に基づくものとする。	・名称変更
第 315 条（情報の利用） <u>ゼネラルスタッフ</u>は、エムアイカードを保有するに当たり、会社がエムアイカード	第 315 条（情報の利用） <u>社員</u>は、エムアイカードを保有するに当たり、会社がエムアイカード社へ在	・名称変更

社へ在籍に関する情報提供を行うことおよび、別に定めるエムアイカード会員規約「個人情報の収集・保有・利用・提供に関する同意条項」に従って、次に掲げる事項を予め同意するものとする。 1. エムアイカード社と三越伊勢丹ホールディングス企業グループ各社との間で会員情報の提供または交換がなされること。 2. 三越伊勢丹ホールディングス企業グループ各社及びエムアイカード社が認めた会社等から、従業員宛に各種宣伝印刷物等を送付すること。	籍に関する情報提供を行うことおよび、別に定めるエムアイカード会員規約「個人情報の収集・保有・利用・提供に関する同意条項」に従って、次に掲げる事項を予め同意するものとする。 1. エムアイカード社と三越伊勢丹ホールディングス企業グループ各社との間で会員情報の提供または交換がなされること。 2. 三越伊勢丹ホールディングス企業グループ各社及びエムアイカード社が認めた会社等から、従業員宛に各種宣伝印刷物等を送付すること。	
第 4 章 従業員持株会	第 4 章 従業員持株会	
第 403 条（入会申込） （中略） ②入会の申込み月は偶数月とし、当該月の 15 日までに前項の申請を行なうことにより、その翌月から入会することができる。	第 403 条（入会申込） （中略） ②毎月 15 日までに前項の申請を行なうことにより、その翌月から入会することができる。	・ 24 年 6 月のルール変更に則る
第 405 条（口数の変更） 会員は、理事長に対し偶数月の 15 日までに所定の届出（株式会社三越伊勢丹ホールディングスのインサイダー取引防止規程に規定された内容を含む）を行なうことにより、その翌月から拠出金の口数を変更することができる。	第 405 条（口数の変更） 会員は、理事長に対し毎月末日までに所定の届出（株式会社三越伊勢丹ホールディングスのインサイダー取引防止規程に規定された内容を含む）を行なうことにより、その翌月から拠出金の口数を変更することができる。	・ 24 年 6 月のルール変更に則る
第 406 条（拠出の休止及び再開） 会員が、疾病・災害・海外勤務・その他やむを得ない理由により、拠出金の拠出を休止しようとするとき、またはその理由の消失により拠出を再開しようとするときは、理事長に対しそれぞれ偶数月の 15 日までに所定の申請を行なうことにより、その翌月から拠出金の拠出を休止または再開することができる。但し、配当金拠出金の拠出を休止することはできない。	第 406 条（拠出の休止及び再開） 会員が、疾病・災害・海外勤務・その他やむを得ない理由により、拠出金の拠出を休止しようとするとき、またはその理由の消失により拠出を再開しようとするときは、理事長に対しそれぞれ毎月末日までに所定の申請を行なうことにより、その翌月から拠出金の拠出を休止または再開することができる。但し、配当金拠出金の拠出を休止することはできない。	・ 24 年 6 月のルール変更に則る
サービス規律	サービス規律	
第 16 条(個人番号の提出) ゼネラルスタッフは、本人と税法上及び健康保険上の扶養家族について、個人番号および本人確認書類のコピーを提出しなくてはならない。第 16 条(個人番号の提出)	第 16 条(個人番号の提出) 社員は、本人と税法上及び健康保険上の扶養家族について、個人番号および本人確認書類のコピーを提出しなくてはならない。第 16 条(個人番号の提出)	・ 名称変更

<札幌丸井三越> メイト社員労働協約 付属諸規定新旧対照表

現行	改訂	備考																																																														
就業形態規程	就業形態規程																																																															
第 1 章 総 則	第 1 章 総 則																																																															
第 101 条(目的) 本規程は、労働協約第 602 条に基づき、 <u>メイトスタッフ</u> の営業時間・就業時間、シフト勤務、フレックスタイム制勤務及び変形労働時間制勤務に関する事項を定める。	第 101 条(目的) 本規程は、労働協約第 602 条に基づき、 <u>メイト社員</u> の営業時間・就業時間、シフト勤務、フレックスタイム制勤務及び変形労働時間制勤務に関する事項を定める。	・ 名称変更																																																														
第 2 章 営業時間・就業時間	第 2 章 営業時間・就業時間																																																															
第 201 条(営業時間及び就業時間) 「大規模小売店舗立地法」に該当する店舗の営業時間・就業時間は、会社・組合協議の上、各店ごとに別に定める。 (1) 丸井今井札幌本店 <table><tr><td></td><td>右記記載以外</td><td>大通館地下2階、地下1階</td></tr><tr><td>営業時間</td><td>10時30分～19時30分</td><td>10時30分～20時</td></tr><tr><td>主たる就業時間</td><td>10時15分～19時40分</td><td>9時50分～19時15分 10時45分～20時10分</td></tr><tr><td>休憩時間</td><td colspan="2">90分</td></tr></table> (2) 札幌三越 <table><tr><td></td><td>右記記載以外</td><td>本館10階、北館</td><td>本館地下2階～1階</td></tr><tr><td>営業時間</td><td>10時～19時</td><td>10時～19時30分</td><td>10時～19時30分</td></tr><tr><td>主たる就業時間</td><td>9時45分～19時10分</td><td>9時45分～19時10分 10時15分～19時40分</td><td>9時35分～19時 10時25分～19時50分</td></tr><tr><td>休憩時間</td><td colspan="3">90分</td></tr></table> (3) コンタクトセンター <table><tr><td>営業時間</td><td>10時～18時</td></tr><tr><td>主たる就業時間</td><td>9時15分～18時20分</td></tr><tr><td>休憩時間</td><td>70分</td></tr></table> (以下略)		右記記載以外	大通館地下2階、地下1階	営業時間	10時30分～19時30分	10時30分～20時	主たる就業時間	10時15分～19時40分	9時50分～19時15分 10時45分～20時10分	休憩時間	90分			右記記載以外	本館10階、北館	本館地下2階～1階	営業時間	10時～19時	10時～19時30分	10時～19時30分	主たる就業時間	9時45分～19時10分	9時45分～19時10分 10時15分～19時40分	9時35分～19時 10時25分～19時50分	休憩時間	90分			営業時間	10時～18時	主たる就業時間	9時15分～18時20分	休憩時間	70分	第 201 条(営業時間及び就業時間) 「大規模小売店舗立地法」に該当する店舗の営業時間・就業時間は、会社・組合協議の上、各店ごとに別に定める。 (1) 丸井今井札幌本店 <table><tr><td></td><td>右記記載以外</td><td>大通館地下 2 階～1 階、 西館 2 階</td></tr><tr><td>営業時間</td><td>10 時 30 分～19 時 30 分</td><td>10 時 30 分～20 時</td></tr><tr><td>主たる就業時間</td><td>10 時 15 分～19 時 05 分 10 時 50 分～19 時 40 分</td><td>9 時 50 分～18 時 40 分 11 時 20 分～20 時 10 分</td></tr><tr><td>休憩時間</td><td colspan="2">80 分</td></tr></table> (2) 札幌三越 <table><tr><td></td><td>右記記載以外</td><td>本館 10 階</td><td>本館地下 2 階～1 階、 本館 8 階免税カウンター、 北館</td></tr><tr><td>営業時間</td><td>10 時～19 時</td><td>10 時～20 時</td><td>10 時 30 分～19 時 30 分</td></tr><tr><td>主たる就業時間</td><td>9 時 45 分～18 時 30 分 11 時 20 分～19 時 40 分</td><td>9 時 45 分～18 時 35 分 10 時 20 分～19 時 40 分</td><td>9 時 50 分～18 時 40 分 11 時 20 分～20 時 10 分</td></tr><tr><td>休憩時間</td><td colspan="3">80 分</td></tr></table>		右記記載以外	大通館地下 2 階～1 階、 西館 2 階	営業時間	10 時 30 分～19 時 30 分	10 時 30 分～20 時	主たる就業時間	10 時 15 分～19 時 05 分 10 時 50 分～19 時 40 分	9 時 50 分～18 時 40 分 11 時 20 分～20 時 10 分	休憩時間	80 分			右記記載以外	本館 10 階	本館地下 2 階～1 階、 本館 8 階免税カウンター、 北館	営業時間	10 時～19 時	10 時～20 時	10 時 30 分～19 時 30 分	主たる就業時間	9 時 45 分～18 時 30 分 11 時 20 分～19 時 40 分	9 時 45 分～18 時 35 分 10 時 20 分～19 時 40 分	9 時 50 分～18 時 40 分 11 時 20 分～20 時 10 分	休憩時間	80 分			・ 所定労働時間短縮に伴う修正 ・ 営業条件変更に伴う修正
	右記記載以外	大通館地下2階、地下1階																																																														
営業時間	10時30分～19時30分	10時30分～20時																																																														
主たる就業時間	10時15分～19時40分	9時50分～19時15分 10時45分～20時10分																																																														
休憩時間	90分																																																															
	右記記載以外	本館10階、北館	本館地下2階～1階																																																													
営業時間	10時～19時	10時～19時30分	10時～19時30分																																																													
主たる就業時間	9時45分～19時10分	9時45分～19時10分 10時15分～19時40分	9時35分～19時 10時25分～19時50分																																																													
休憩時間	90分																																																															
営業時間	10時～18時																																																															
主たる就業時間	9時15分～18時20分																																																															
休憩時間	70分																																																															
	右記記載以外	大通館地下 2 階～1 階、 西館 2 階																																																														
営業時間	10 時 30 分～19 時 30 分	10 時 30 分～20 時																																																														
主たる就業時間	10 時 15 分～19 時 05 分 10 時 50 分～19 時 40 分	9 時 50 分～18 時 40 分 11 時 20 分～20 時 10 分																																																														
休憩時間	80 分																																																															
	右記記載以外	本館 10 階	本館地下 2 階～1 階、 本館 8 階免税カウンター、 北館																																																													
営業時間	10 時～19 時	10 時～20 時	10 時 30 分～19 時 30 分																																																													
主たる就業時間	9 時 45 分～18 時 30 分 11 時 20 分～19 時 40 分	9 時 45 分～18 時 35 分 10 時 20 分～19 時 40 分	9 時 50 分～18 時 40 分 11 時 20 分～20 時 10 分																																																													
休憩時間	80 分																																																															

	(3) コンタクトセンター <table><tr><td>営業時間</td><td>10 時～18 時</td></tr><tr><td>主たる就業時間</td><td>9 時 30 分～18 時 10 分</td></tr><tr><td>休憩時間</td><td>70 分</td></tr></table> (以下略)	営業時間	10 時～18 時	主たる就業時間	9 時 30 分～18 時 10 分	休憩時間	70 分	
営業時間	10 時～18 時							
主たる就業時間	9 時 30 分～18 時 10 分							
休憩時間	70 分							
第 3 章 シフト勤務	第 3 章 シフト勤務							
第 302 条(就業時間及び休憩時間) シフト勤務における就業時間及び休憩時間の基準は次の通りとする。	第 302 条(就業時間及び休憩時間) シフト勤務における就業時間及び休憩時間の基準は次の通りとする。	・ 所定労働時間 短縮に伴う修正						

【2024年2月以降 勤務区分一覧】

①基本（1ヶ月変形）

◆月給制フルタイム勤務者・フレックス勤務者（**私服化部門**）

	勤務区分(新)	旧	勤務区分名称	所定勤務 開始時刻	所定勤務 終了時刻	休憩 時間	1日当 時間	基本 差	備考
基本	36	23	3623 月フル23	7 30	16 55	90	475	0	8:00閉店 早番当番
	36	3617	月フル17	7 45	17 10	90	475	0	9:00閉店 早番
	36	15	3618 月フル18	8 15	17 40	90	475	0	9:00閉店 早出当番
	36	54	3654 月フル54	8 30	17 55	90	475	0	9:00閉店 早出当番
	36	02	3602 月フル02	8 45	18 10	90	475	0	9:00閉店 早番
	36	65	3665 月フル65	9 0	18 25	90	475	0	10:00閉店 早出当番
	36	03	3603 月フル03	9 15	18 40	90	475	0	10:00閉店 早出当番
	36	16	3616 月フル16	9 30	18 55	90	475	0	10:00閉店 早出当番
	36	01	3601 月フル01	9 45	18 10	90	475	0	10:00閉店 早番 19:00閉店 遅番
	36	55	3655 月フル55	10 0	19 25	90	475	0	10:30閉店 早出当番
	36	05	3605 月フル05	10 15	19 40	90	475	0	10:30閉店 早番 19:30閉店 遅番
	36	28	3628 月フル28	10 25	19 50	90	475	0	10:30閉店 +30遅番
	36	36	3636 月フル36	10 35	20 0	90	475	0	10:30閉店 +30遅番
	36	04	3604 月フル04	10 45	20 10	90	475	0	10:30閉店 遅番
	36	29	3629 月フル29	10 55	20 20	90	475	0	10:30閉店 遅番 +20
	36	06	3606 月フル06	11 15	20 40	90	475	0	10:30閉店 遅番
	36	37	3637 月フル37	11 25	20 50	90	475	0	10:30閉店 遅番 +20
	36	07	3607 月フル07	11 45	21 10	90	475	0	10:30閉店 遅番
	36	08	3608 月フル08	12 15	21 40	90	475	0	10:30閉店 遅番
	36	78	3678 月フル78	11 5	20 30	90	475	0	10:30閉店 遅番
	36	80	3680 月フル80	9 55	19 20	90	475	0	10:30閉店 早番
	36	83	3683 月フル83	10 40	20 5	90	475	0	10:30閉店 早番 19:30閉店 遅番
	36	84	3684 月フル84	11 35	21 0	90	475	0	10:30閉店 遅番
	36	85	3685 月フル85	9 55	19 15	90	475	0	10:30閉店 早番 19:30閉店 遅番
	36	86	3686 月フル86	9 55	19 20	90	475	0	10:30閉店 早番 19:30閉店 遅番
ロング	36	52	3652 月ロング52	9 45	19 30	90	495	20	10:00閉店 早番 +20分
	36	53	3653 月ロング53	10 5	19 50	90	495	20	10:30閉店 遅番 +20分
	36	22	3622 月ロング22	9 15	19 10	90	505	30	10:00閉店 早出 +30分
	36	42	3642 月ロング42	9 15	19 40	90	535	60	10:00閉店・19:30閉店通し 早出 +30分
	36	57	3657 月ロング57	9 30	19 55	90	535	60	10:00閉店・19:30閉店通し 早出 +15分
	36	13	3613 月ロング13	9 45	19 40	90	505	30	10:00閉店・19:30閉店 通し +30分
	36	50	3650 月ロング50	8 15	18 20	90	515	40	10:00閉店 早出 +40分
	36	44	3644 月ロング44	8 45	18 50	90	515	40	10:00閉店 早番 +40分
	36	43	3643 月ロング43	9 45	19 50	90	515	40	10:00閉店・19:30閉店 通し +40分
	36	19	3619 月ロング19	8 15	18 40	90	535	60	10:00閉店 早出 +60分
	36	21	3621 月ロング21	8 45	19 10	90	535	60	10:00閉店 早番 +60分
	36	09	3609 月ロング09	9 45	20 10	90	535	60	10:00閉店・20:00閉店 通し +60分
	36	73	3673 月ロング73	10 15	20 10	90	505	30	10:30閉店・19:30閉店 通し +30分
	36	74	3674 月ロング74	10 15	20 40	90	535	60	10:30閉店・19:30閉店 通し +60分
	36	10	3610 月ロング10	10 45	21 10	90	535	60	10:30閉店 遅番 +60分
	36	47	3647 月ロング47	9 45	20 20	90	545	70	10:00閉店・20:00閉店 通し +70分
	36	61	3661 月ロング61	9 15	20 10	90	565	90	10:00閉店・20:00閉店 早出 +30分
	36	82	3682 月ロング82	9 30	19 25	90	505	30	10:00閉店 早出 +30分
ショート	36	51	3651 月ショート51	8 45	17 50	90	455	-20	10:00閉店 早番 -30分
	36	79	3679 月ショート79	9 45	17 10	90	415	-60	10:00閉店 早番 -60分
	36	35	3635 月ショート35	9 15	18 10	90	445	-30	10:00閉店 早出 -30分
	36	56	3656 月ショート56	9 30	17 55	90	415	-60	10:00閉店 早出 -30分
	36	14	3614 月ショート14	9 45	18 40	90	445	-30	10:00閉店 早番 -30分
	36	76	3676 月ショート76	10 15	17 10	90	325	-150	10:00閉店 早番 -150分
	36	26	3626 月ショート26	10 15	19 10	90	445	-30	10:30閉店 早番 -30分
	36	77	3677 月ショート77	10 15	18 10	90	385	-90	10:00閉店 早番 -90分
	36	75	3675 月ショート75	10 15	18 40	90	415	-60	10:30閉店 早番 -60分・19:30閉店 遅番 -60分
	36	27	3627 月ショート27	10 45	19 40	90	445	-30	19:30閉店 遅番 -30分
	36	15	3615 月ショート15	11 15	20 10	90	445	-30	20:00閉店 遅番 -30分
	36	45	3645 月ショート45	9 45	18 30	90	435	-40	10:00閉店 早番 -40分
	36	46	3646 月ショート46	11 5	19 50	90	435	-40	19:30閉店 遅番 -40分
	36	33	3633 月ショート33	11 25	19 50	90	415	-60	10:00閉店・19:30閉店通し 早番+15分
	36	11	3611 月ショート11	9 45	18 10	90	415	-60	10:00閉店 早番 -60分
	36	24	3624 月ショート24	10 45	19 10	90	415	-60	19:00閉店 遅番 -60分
	36	59	3659 月ショート59	11 45	19 10	90	355	-120	19:00閉店 遅番 -120分
	36	25	3625 月ショート25	11 15	19 40	90	415	-60	19:30閉店 遅番 -60分
	36	58	3658 月ショート58	12 15	19 40	90	355	-120	19:30閉店 遅番 -120分
	36	12	3612 月ショート12	11 45	20 10	90	415	-60	20:00閉店 遅番 -60分
	36	48	3648 月ショート48	9 45	18 0	90	405	-70	10:00閉店 早番 -70分
	36	49	3649 月ショート49	11 35	19 50	90	405	-70	19:30閉店 遅番 -70分
	36	62	3662 月ショート62	9 45	17 40	90	385	-90	10:00閉店 早番 -90分
	36	34	3634 月ショート34	9 45	17 10	90	355	-120	10:00閉店 早番 -120分
	36	81	3681 月ショート81	9 30	18 25	90	445	-30	10:00閉店 早出 -30分
	36	87	3687 月ショート87	10 15	19 20	90	455	-20	10:00閉店 遅番
	36	88	3688 月ショート88	9 45	18 50	90	455	-20	10:00閉店 早番
	36	89	3689 月ショート89	10 0	19 5	90	455	-20	10:00閉店 早番
	36	90	3690 月ショート90	10 45	19 50	90	455	-20	10:00閉店 早番

【2025年4月以降 勤務区分一覧】

2025年3月4日時点

①基本（1ヶ月変形）

◆月給制フルタイム勤務者・フレックス勤務者（**私服化部門**）

月給制フルタイム勤務者・フレックス勤務者（私設化部門）										半日有休時間早見表				
基本	勤務区分（新）	旧	新	勤務区分名称	所定勤務 開始時刻	所定勤務 終了時刻	休憩 時間	1日当 時間	基本 差	午後半休		午前半休		
										前半開始	前半終了	後半開始	後半終了	
基本			3623	3623	月フル23	7 30	16 20	80	450	0	7:30	11:15	12:35	16:20
基本			3617	3617	月フル17	7 45	16 35	80	450	0	7:45	11:30	12:50	16:35
基本			3617	3631	月フル31	8 20	17 10	80	450	0	8:20	12:05	13:25	17:10
基本			3618	3618	月フル18	8 15	17 05	80	450	0	8:15	12:00	13:20	17:05
基本			3654	3654	月フル54	8 30	17 20	80	450	0	8:30	12:15	13:35	17:20
基本			3602	3602	月フル02	8 45	17 35	80	450	0	8:45	12:30	13:50	17:35
基本			3602	3630	月フル30	9 20	18 10	80	450	0	9:20	13:05	14:25	18:10
基本			3665	3665	月フル65	9 00	17 50	80	450	0	9:00	12:45	14:05	17:50
基本			3603	3603	月フル03	9 15	18 05	80	450	0	9:15	13:00	14:20	18:05
基本			3616	3616	月フル16	9 30	18 20	80	450	0	9:30	13:15	14:35	18:20
基本			3601	3601	月フル01	9 45	18 35	80	450	0	9:45	13:30	14:50	18:35
基本			3601	3620	月フル20	10 20	19 10	80	450	0	10:20	14:05	15:25	19:10
基本			3655	3655	月フル55	10 00	18 50	80	450	0	10:00	13:45	15:05	18:50
基本			3605	3605	月フル05	10 15	19 05	80	450	0	10:15	14:00	15:20	19:05
基本			3605	3632	月フル32	10 50	19 40	80	450	0	10:50	14:35	15:55	19:40
基本			3628	3628	月フル28	11 00	19 50	80	450	0	11:00	14:45	16:05	19:50
基本			3636	3636	月フル36	11 10	20 00	80	450	0	11:10	14:55	16:15	20:00
基本			3604	3604	月フル04	11 20	20 10	80	450	0	11:20	15:05	16:25	20:10
基本			3629	3629	月フル29	11 30	20 20	80	450	0	11:30	15:15	16:35	20:20
基本			3606	3606	月フル06	11 50	20 40	80	450	0	11:50	15:35	16:55	20:40
基本			3637	3637	月フル37	12 00	20 50	80	450	0	12:00	15:45	17:05	20:50
基本			3607	3607	月フル07	12 20	21 10	80	450	0	12:20	16:05	17:25	21:10
基本			3608	3608	月フル08	12 50	21 40	80	450	0	12:50	16:35	17:55	21:40
基本			3678	3678	月フル78	11 40	20 30	80	450	0	11:40	15:25	16:45	20:30
基本			3680	3680	月フル80	10 40	19 30	80	450	0	10:40	14:25	15:45	19:30
基本			3683	3683	月フル83	11 15	20 05	80	450	0	11:15	15:00	16:20	20:05
基本			3684	3684	月フル84	11 40	20 30	80	450	0	11:40	15:25	16:45	20:30
基本			3685	3685	月フル85	11 55	20 45	80	450	0	11:55	15:40	17:00	20:45
基本			3686	3686	月フル86	10 45	19 35	80	450	0	10:45	14:30	15:50	19:35
基本			3695	3695	月フル95	12 30	21 20	80	450	0	12:30	16:15	17:35	21:20
基本			おせち	3696	月フルおせち	3 45	12 35	80	450	0	3:45	7:30	8:50	12:35
ロング			3652	3652	月ロング52	9 45	19 10	80	485	-35				
ロング			3653	3653	月ロング53	10 40	19 50	80	470	-20				
ロング			3622	3622	月ロング22	9 15	18 35	80	480	-30				
ロング			3642	3642	月ロング42	9 15	19 10	80	515	-65				
ロング			3657	3657	月ロング57	9 30	19 30	80	520	-70				
ロング			3613	3613	月ロング13	9 45	19 40	80	515	-65				
ロング			3643	3643	月ロング43	9 45	19 15	80	490	-60				
ロング			3619	3619	月ロング19	8 15	18 05	80	510	-60				
ロング			3621	3621	月ロング21	8 45	18 35	80	510	-60				
ロング			3609	3609	月ロング09	9 45	20 10	80	445	-35				
ロング			3673	3673	月ロング73	10 15	20 10	80	515	-65				
ロング			3674	3674	月ロング74	10 15	19 40	80	485	-35				
ロング			3610	3610	月ロング10	11 20	21 10	80	510	-60				
ロング			3661	3661	月ロング61	9 15	20 10	80	575	-125				
ロング			3682	3682	月ロング82	9 30	18 55	80	485	-35				
ロング			3692	3692	月ロング92	9 55	20 05	80	530	-80				
ロング			おせち	3697	月ロングおせち	3 45	14 40	80	575	-125				
ショート			3651	3651	月ショート51	8 45	17 00	80	415	-35				
ショート			3679	3679	月ショート79	8 45	16 30	80	385	-65				
ショート			3635	3635	月ショート35	9 15	17 35	80	420	-30				
ショート			3656	3656	月ショート56	9 30	17 50	80	420	-30				
ショート			3614	3614	月ショート14	9 45	18 05	80	420	-30				
ショート			3676	3676	月ショート76	10 15	16 35	80	300	-150				
ショート			3626	3626	月ショート26	10 15	18 30	80	415	-35				
ショート			3677	3677	月ショート77	10 15	18 50	80	435	-15				
ショート			3675	3675	月ショート75	10 15	18 00	80	385	-65				
ショート			3627	3627	月ショート27	11 25	19 40	80	415	-35				
ショート			3615	3615	月ショート15	11 50	20 10	80	420	-30				
ショート			3645	3645	月ショート45	9 45	17 55	80	410	-60				
ショート			3646	3646	月ショート46	11 40	19 50	80	410	-60				
ショート			3633	3633	月ショート33	12 00	19 50	80	390	-60				
ショート			3611	3611	月ショート11	9 45	17 30	80	385	-65				
ショート			3624	3624	月ショート24	11 20	19 10	80	390	-60				
ショート			3659	3659	月ショート59	12 25	19 10	80	325	-125				
ショート			3625	3625	月ショート25	11 55	19 40	80	385	-65				
ショート			3658	3658	月ショート58	12 55	19 40	80	325	-125				
ショート			3612	3612	月ショート12	12 25	20 10	80	385	-65				
ショート			3648	3648	月ショート48	9 45	17 25	80	380	-70				
ショート			3649	3649	月ショート49	12 10	19 50	80	380	-70				
ショート			3662	3662	月ショート62	9 45	17 05	80	360	-90				
ショート			3634	3634	月ショート34	9 45	16 30	80	325	-125				
ショート			3634	3636	月ショート36	10 25	17 10	80	325	-125				
ショート			3681	3681	月ショート81	9 30	17 45	80	415	-30				
ショート			3687	3687	月ショート87	10 15	18 45	80	430	-20				
ショート			3688	3688	月ショート88	9 45	18 15	80	430	-20				
ショート			3693	3693	月ショート93	9 20	16 50	80	370	-60				
ショート			3694	3694	月ショート94	12 35	20 5 80	370	-60					

◆月給制フルタイム勤務者(制服着用:食品部門のみ)													
基本	37	06	3706	月フル制06	8	5	17	30	90	475	0	9:00閉店 早出当番	
	37	28	3728	月フル制28	8	20	17	45	90	475	0	9:00閉店 早出当番	
	37	37	3737	月フル制37	8	35	18	0	90	475	0	9:00閉店 早番	
	37	32	3732	月フル制32	8	50	18	15	90	475	0	10:00閉店 早出当番	
	37	38	3738	月フル制38	9	5	18	30	90	475	0	10:00閉店 早出当番	
	37	05	3705	月フル制05	9	20	18	45	90	475	0	10:00閉店 早出当番	
	37	36	3736	月フル制36	9	35	19	0	90	475	0	10:00閉店 早番、19:00閉店 遅番	
	37	29	3729	月フル制29	9	50	19	15	90	475	0	10:30閉店 早出当番	
	37	40	3740	月フル制40	10	25	19	50	90	475	0	10:30閉店 早番、19:30閉店 遅番	
	37	07	3707	月フル制07	10	5	19	30	90	475	0	10:30閉店 早番、19:30閉店 遅番	
	37	13	3713	月フル制13	10	35	20	0	90	475	0	19:30閉店 +20遅番	
	37	17	3717	月フル制17	10	45	20	10	90	475	0	19:30閉店 +30遅番	
	37	39	3739	月フル制39	10	55	20	20	90	475	0	20:00閉店 遅番	
	37	14	3714	月フル制14	11	5	20	30	90	475	0	20:00閉店 遅番+20	
	37	41	3741	月フル制41	11	25	20	50	90	475	0	20:30閉店 遅番	
	37	18	3718	月フル制18	11	35	21	0	90	475	0	20:30閉店 遅番+20	
	37	42	3742	月フル制42	11	55	21	20	90	475	0	21:00閉店 遅番	
ロング	37	27	3727	月ロング制27	10	15	20	0	90	495	20	19:30閉店 遅番+20分	
	37	19	3719	月ロング制19	9	5	19	30	90	535	60	10:00閉店 19:30閉店遅し 早出+30分	
	37	31	3731	月ロング制31	9	40	20	5	90	535	60	10:00閉店 19:30閉店遅し 早出+15分	
	37	02	3702	月ロング制02	9	35	19	50	90	525	50	更衣通し	
	37	21	3721	月ロング制21	8	35	18	40	90	515	40	9:00閉店 早番+40分	
	37	20	3720	月ロング制20	9	35	20	0	90	535	60	更衣通し	
	37	08	3708	月ロング制08	8	35	19	0	90	535	60	更衣通し 早番+60分	
	37	62	3762	月ロング制62	9	20	20	5	90	555	80	更衣通し	
	37	43	3743	月ロング制43	9	35	20	20	90	555	80	更衣通し	
	37	33	3733	月ロング制33	10	25	20	20	90	505	30	10:30閉店 19:30閉店 遅し+30分	
ショート	37	34	3734	月ロング制34	10	5	20	50	90	555	80	更衣通し	
	37	44	3744	月ロング制44	10	55	21	20	90	535	60	21:00閉店 遅番+60分	
	37	24	3724	月ロング制24	9	35	20	30	90	565	90	更衣通し	
	37	45	3745	月ショート制45	9	35	18	40	90	455	-20	10時閉店 早番	
	37	46	3746	月ショート制46	10	45	19	50	90	455	-20	19:30閉店 遅番	
	37	47	3747	月ショート制47	11	15	20	20	90	455	-20	20:00閉店 遅番	
	37	16	3716	月ショート制16	9	5	18	0	90	445	-30	10:00閉店 早出-30分	
	37	48	3748	月ショート制48	9	5	17	40	90	425	-50	10:00閉店 早出-30分	
	37	30	3730	月ショート制30	9	20	17	45	90	415	-60	10:00閉店 早出-60分	
	37	49	3749	月ショート制49	9	20	17	25	90	395	-80	10:00閉店 早出-60分	

フレックス	34	01	L201	フレックス01	9	45	19	10	90	475	0	休憩時間が異なる為、3501は使用不可
-------	----	----	------	---------	---	----	----	----	----	-----	---	---------------------

②外商部お得意様担当サテライト（6ヶ月変形、北見・帯広のみ）													
名称	勤務区分(新)	旧	勤務区分名称	所定勤務開始時刻	所定勤務終了時刻	休憩時間	1日当時間	基本差	備考				
基本	36	40	3640	外サテ基本40	9	15	18	35	90	470	-5		
ロング	36	41	3641	外サテロン41	9	15	19	30	90	525	50	※半期11回取得する。	

◆月給制フルタイム勤務者(制服着用:化粧品部門のみ)													
										半日有休時間早見表			
勤務区分(新)		旧	新	勤務区分名称	所定勤務開始時刻	所定勤務終了時刻	休憩時間	1日当時間	基本差	午後半休		午前半休	
										前半開始	前半終了	後半開始	後半終了
基本		3739	3738	月フル制38	9	35	17	35	0	9:20	12:00	14:10	17:35
基本		3705	3705	月フル制05	9	20	18	10	80	450	0	9:20	13:05
基本		3736	3736	月フル制36	9	35	18	25	80	450	0	9:35	13:20
基本		3729	3729	月フル制29	9	50	18	40	80	450	0	9:50	13:35
基本		3740	3740	月フル制40	10	25	19	15	80	450	0	10:25	14:10
基本		3707	3707	月フル制07	10	40	19	30	80	450	0	10:40	14:25
基本		3717	3717	月フル制17	10	45	19	35	80	450	0	10:45	14:30
基本		3739	3739	月フル制39	11	30	20	20	80	450	0	11:30	15:19
ロング		3727	3727	月ロング制27	10	50	20	00	80	470	20		
ロング		3719	3719	月ロング制19	10	10	19	30	80	480	30		
ロング		3720	3720	月ロング制20	9	35	19	25	80	510	60		
ロング		3762	3762	月ロング制62	9	55	20	05	80	530	80		
ロング		3743	3743	月ロング制43	9	35	19	45	80	530	80		
ロング		3733	3733	月ロング制33	10	25	19	45	80	480	30		
ショート		3749	3749	月ショート制49	9	20	16	50	80	370	-80		
ショート		3711	3711	月ショート制11	10	25	16	45	80	420	-30		
ショート		3751	3751	月ショート制51	10	25	18	25	80	400	-50		
ショート		3712	3712	月ショート制12	11	30	19	50	80	420	-30		
ショート		3753	3753	月ショート制53	11	50	19	50	80	400	-50		
ショート		3700	3700	月ショート制00	9	35	17	20	80	385	-85		
ショート		3757	3757	月ショート制57	11	50	19	50	80	370	-80		
ショート		3710	3710	月ショート制10	12	00	19	50	80	380	-80		
ショート		3758	3758	月ショート制58	12	25	19	50	80	395	-85		
ショート		3760	3760	月ショート制60	9	35	16	55	80	360	-90		
フレックス	34	01	L201	3401	フレックス01	9	45	18	35	80	450	0	
				3402	おせち	3	45	12	35	80	450	0	

■育児勤務区分「通常勤務」一覧													
勤務区分	勤務区分	勤務区分	■育児勤務区分「通常勤務」一覧										
			■育児勤務区分「通常勤務」一覧										
■育児勤務区分「通常勤務」一覧			■育児勤務区分「通常勤務」一覧										
■育児勤務区分「通常勤務」一覧			■育児勤務区分「通常勤務」一覧										
■育児勤務区分「通常勤務」一覧			■育児勤務区分「通常勤務」一覧										
■育児勤務区分「通常勤務」一覧			■育児勤務区分「通常勤務」一覧										
■育児勤務区分「通常勤務」一覧			■育児勤務区分「通常勤務」一覧										
■育児勤務区分「通常勤務」一覧			■育児勤務区分「通常勤務」一覧										
■育児勤務区分「通常勤務」一覧			■育児勤務区分「通常勤務」一覧										
■育児勤務区分「通常勤務」一覧			■育児勤務区分「通常勤務」一覧										
■育児勤務区分「通常勤務」一覧			■育児勤務区分「通常勤務」一覧										
■育児勤務区分「通常勤務」一覧			■育児勤務区分「通常勤務」一覧										
■育児勤務区分「通常勤務」一覧			■育児勤務区分「通常勤務」一覧										
■育児勤務区分「通常勤務」一覧			■育児勤務区分「通常勤務」一覧										
■育児勤務区分「通常勤務」一覧			■育児勤務区分「通常勤務」一覧										
■育児勤務区分「通常勤務」一覧			■育児勤務区分「通常勤務」一覧										
■育児勤務区分「通常勤務」一覧			■育児勤務区分「通常勤務」一覧										
■育児勤務区分「通常勤務」一覧			■育児勤務区分「通常勤務」一覧										
■育児勤務区分「通常勤務」一覧			■育児勤務区分「通常勤務」一覧										
■育児勤務区分「通常勤務」一覧			■育児勤務区分「通常勤務」一覧										
■育児勤務区分「通常勤務」一覧			■育児勤務区分「通常勤務」一覧										
■育児勤務区分「通常勤務」一覧			■育児勤務区分「通常勤務」一覧										
■育児勤務区分「通常勤務」一覧			■育児勤務区分「通常勤務」一覧										
■育児勤務区分「通常勤務」一覧			■育児勤務区分「通常勤務」一覧										
■育児勤務区分「通常勤務」一覧			■育児勤務区分「通常勤務」一覧										
■育児勤務区分「通常勤務」一覧			■育児勤務区分「通常勤務」一覧										
■育児勤務区分「通常勤務」一覧			■育児勤務区分「通常勤務」一覧										
■育児勤務区分「通常勤務」一覧			■育児勤務区分「通常勤務」一覧										
■育児勤務区分「通常勤務」一覧			■育児勤務区分「通常勤務」一覧										
■育児勤務区分「通常勤務」一覧			■育児勤務区分「通常勤務」一覧										
■育児勤務区分「通常勤務」一覧			■育児勤務区分「通常勤務」一覧										
■育児勤務区分「通常勤務」一覧			■育児勤務区分「通常勤務」一覧										
■育児勤務区分「通常勤務」一覧			■育児勤務区分「通常勤務」一覧										
■育児勤務区分「通常勤務」一覧			■育児勤務区分「通常勤務」一覧										
■育児勤務区分「通常勤務」一覧			■育児勤務区分「通常勤務」一覧										
■育児勤務区分「通常勤務」一覧			■育児勤務区分「通常勤務」一覧										
■育児勤務区分「通常勤務」一覧			■育児勤務区分「通常勤務」一覧										
■育児勤務区分「通常勤務」一覧			■育児勤務区分「通常勤務」一覧										
■育児勤務区分「通常勤務」一覧			■育児勤務区分「通常勤務」一覧										
■育児勤務区分「通常勤務」一覧			■育児勤務区分「通常勤務」一覧										
■育児勤務区分「通常勤務」一覧			■育児勤務区分「通常勤務」一覧										
■育児勤務区分「通常勤務」一覧			■育児勤務区分「通常勤務」一覧										
■育児勤務区分「通常勤務」一覧			■育児勤務区分「通常勤務」一覧										
■育児勤務区分「通常勤務」一覧			■育児勤務区分「通常勤務」一覧										
■育児勤務区分「通常勤務」一覧			■育児勤務区分「通常勤務」一覧										
■育児勤務区分「通常勤務」一覧			■育児勤務区分「通常勤務」一覧										
■育児勤務区分「通常勤務」一覧			■育児勤務区分「通常勤務」一覧										
■育児勤務区分「通常勤務」一覧			■育児勤務区分「通常勤務」一覧										
■育児勤務区分「通常勤務」一覧			■育児勤務区分「通常勤務」一覧										
■育児勤務区分「通常勤務」一覧			■育児勤務区分「通常勤務」一覧										
■育児勤務区分「通常勤務」一覧			■育児勤務区分「通常勤務」一覧										
■育児勤務区分「通常勤務」一覧			■育児勤務区分「通常勤務」一覧										
■育児勤務区分「通常勤務」一覧			■育児勤務区分「通常勤務」一覧										
■育児勤務区分「通常勤務」一覧			■育児勤務区分「通常勤務」一覧										
■育児勤務区分「通常勤務」一覧			■育児勤務区分「通常勤務」一覧										
■育児勤務区分「通常勤務」一覧			■育児勤務区分「通常勤務」一覧										
■育児勤務区分「通常勤務」一覧			■育児勤務区分「通常勤務」一覧										
■育児勤務区分「通常勤務」一覧			■育児勤務区分「通常勤務」一覧										
■育児勤務区分「通常勤務」一覧			■育児勤務区分「通常勤務」一覧										
■育児勤務区分「通常勤務」一覧			■育児勤務区分「通常勤務」一覧										
■育児勤務区分「通常勤務」一覧			■育児勤務区分「通常勤務」一覧										
■育児勤務区分「通常勤務」一覧			■育児勤務区分「通常勤務」一覧										
■育児勤務区分「通常勤務」一覧			■育児勤務区分「通常勤務」一覧										
■育児勤務区分「通常勤務」一覧			■育児勤務区分「通常勤務」一覧										
■育児勤務区分「通常勤務」一覧			■育児勤務区分「通常勤務」一覧										
■育児勤務区分「通常勤務」一覧			■育児勤務区分「通常勤務」一覧										
■育児勤務区分「通常勤務」一覧			■育児勤務区分「通常勤務」一覧										
■育児勤務区分「通常勤務」一覧			■育児勤務区分「通常勤務」一覧										
■育児勤務区分「通常勤務」一覧			■育児勤務区分「通常勤務」一覧										
■育児勤務区分「通常勤務」一覧			■育児勤務区分「通常勤務」一覧										
■育児勤務区分「通常勤務」一覧			■育児勤務区分「通常勤務」一覧										
■育児勤務区分「通常勤務」一覧			■育児勤務区分「通常勤務」一覧										
■育児勤務区分「通常勤務」一覧			■育児勤務区分「通常勤務」一覧										
■育児勤務区分「通常勤務」一覧			■育児勤務区分「通常勤務」一覧										
■育児勤務区分「通常勤務」一覧			■育児勤務区分「通常勤務」一覧										
■育児勤務区分「通常勤務」一覧			■育児勤務区分「通常勤務」一覧										
■育児勤務区分「通常勤務」一覧			■育児勤務区分「通常勤務」一覧										
■育児勤務区分「通常勤務」一覧			■育児勤務区分「通常勤務」一覧										
■育児勤務区分「通常勤務」一覧			■育児勤務区分「通常勤務」一覧										
■育児勤務区分「通常勤務」一覧			■育児勤務区分「通常勤務」一覧										
■育児勤務区分「通常勤務」一覧			■育児勤務区分「通常勤務」一覧										
■育児勤務区分「通常勤務」一覧			■育児勤務区分「通常勤務」一覧										
■育児勤務区分「通常勤務」一覧			■育児勤務区分「通常勤務」一覧										
■育児勤務区分「通常勤務」一覧			■育児勤務区分「通常勤務」一覧										
■育児勤務区分「通常勤務」一覧			■育児勤務区分「通常勤務」一覧										
■育児勤務区分「通常勤務」一覧			■育児勤務区分「通常勤務」一覧										
■育児勤務区分「通常勤務」一覧			■育児勤務区分「通常勤務」一覧										
■育児勤務区分「通常勤務」一覧			■育児勤務区分「通常勤務」一覧										
■育児勤務区分「通常勤務」一覧			■育児勤務区分「通常勤務」一覧										
■育児勤務区分「通常勤務」一覧			■育児勤務区分「通常勤務」一覧										
■育児勤務区分「通常勤務」一覧			■育児勤務区分「通常勤務」一覧										
■育児勤務区分「通常勤務」一覧			■育児勤務区分「通常勤務」一覧										
■育児勤務区分「通常勤務」一覧			■育児勤務区分「通常勤務」一覧										
■育児勤務区分「通常勤務」一覧			■育児勤務区分「通常勤務」一覧										
■育児勤務区分「通常勤務」一覧			■育児勤務区分「通常勤務」一覧										
■育児勤務区分「通常勤務」一覧			■育児勤務区分「通常勤務」一覧										
■育児勤務区分「通常勤務」一覧			■育児勤務区分「通常勤務」一覧										
■育児勤務区分「通常勤務」一覧			■育児勤務区分「通常勤務」一覧										
■育児勤務区分「通常勤務」一覧			■育児勤務区分「通常勤務」一覧										
■育児勤務区分「通常勤務」一覧			■育児勤務区分「通常勤務」一覧										
■育児勤務区分「通常勤務」一覧			■育児勤務区分「通常勤務」一覧										
■育児勤務区分「通常勤務」一覧			■育児勤務区分「通常勤務」一覧										
■育児勤務区分「通常勤務」一覧			■育児勤務区分「通常勤務」一覧										
■育児勤務区分「通常勤務」一覧			■育児勤務区分「通常勤務」一覧										
■育児勤務区分「通常勤務」一覧			■育児勤務区分「通常勤務」一覧										
■育児勤務区分「通常勤務」一覧			■育児勤務区分「通常勤務」一覧										
■育児勤務区分「通常勤務」一覧			■育児勤務区分「通常勤務」一覧										
■育児勤務区分「通常勤務」一覧			■育児勤務区分「通常勤務」一覧										
■育児勤務区分「通常勤務」一覧			■育児勤務区分「通常勤務」一覧										
■育児勤務区分「通常勤務」一覧			■育児勤務区分「通常勤務」一覧										
■育児勤務区分「通常勤務」一覧			■育児勤務区分「通常勤務」一覧										
■育児勤務区分「通常勤務」一覧			■育児勤務区分「通常勤務」一覧										
■育児勤務区分「通常勤務」一覧			■育児勤務区分「通常勤務」一覧										
■育児勤務区分「通常勤務」一覧			■育児勤務区分「通常勤務」一覧										
■育児勤務区分「通常勤務」一覧			■育児勤務区分「通常勤務」一覧										
■育児勤務区分「通常勤務」一覧			■育児勤務区分「通常勤務」一覧										
■育児勤務区分「通常勤務」一覧			■育児勤務区分「通常勤務」一覧										
■育児勤務区分「通常勤務」一覧			■育児勤務区分「通常勤務」一覧										
■育児勤務区分「通常勤務」一覧			■育児勤務区分「通常勤務」一覧										
■育児勤務区分「通常勤務」一覧			■育児勤務区分「通常勤務」一覧										
■育児勤務区分「通常勤務」一覧			■育児勤務区分「通常勤務」一覧										
■育児勤務区分「通常勤務」一覧			■育児勤務区分「通常勤務」一覧										
■育児勤務区分「通常勤務」一覧			■育児勤務区分「通常勤務」一覧										
■育児勤務区分「通常勤務」一覧			■育児勤務区分「通常勤務」一覧										
■育児勤務区分「通常勤務」一覧			■育児勤務区分「通常勤務」一覧										
■育児勤務区分「通常勤務」一覧			■育児勤務区分「通常勤務」一覧										
■育児勤務区分「通常勤務」一覧			■育児勤務区分「通常勤務」一覧										
■育児勤務区分「通常勤務」一覧			■育児勤務区分「通常勤務」一覧										
■育児勤務区分「通常勤務」一覧			■育児勤務区分「通常勤務」一覧										
■育児勤務区分「通常勤務」一覧			■育児勤務区分「通常勤務」一覧										
■育児勤務区分「通常勤務」一覧			■育児勤務区分「通常勤務」一覧										
■育児勤務区分「通常勤務」一覧			■育児勤務区分「通常勤務」一覧										
■育児勤務区分「通常勤務」一覧			■育児勤務区分「通常勤務」一覧										
■育児勤務区分「通常勤務」一覧			■育児勤務区分「通常勤務」一覧										
■育児勤務区分「通常勤務」一覧			■育児勤務区分「通常勤務」一覧										
■育児勤務区分「通常勤務」一覧			■育児勤務区分「通常勤務」一覧										
■育児勤務区分「通常勤務」一覧			■育児勤務区分「通常勤務」一覧										
■育児勤務区分「通常勤務」一覧			■育児勤務区分「通常勤務」一覧										
■育児勤務区分「通常勤務」一覧			■育児勤務区分「通常勤務」一覧										
■育児勤務区分「通常勤務」一覧			■育児勤務区分「通常勤務」一覧										
■育児勤務区分「通常勤務」一覧			■育児勤務区分「通常勤務」一覧										
■育児勤務区分「通常勤務」一覧			■育児勤務区分「通常勤務」一覧										
■育児勤務区分「通常勤務」一覧			■育児勤務区分「通常勤務」一覧										
■育児勤務区分「通常勤務」一覧			■育児勤務区分「通常勤務」一覧										
■育児勤務区分「通常勤務」一覧			■育児勤務区分「通常勤務」一覧										
■育児勤務区分「通常勤務」一覧			■育児勤務区分「通常勤務」一覧										
■育児勤務区分「通常勤務」一覧			■育児勤務区分「通常勤務」一覧										
■育児勤務区分「通常勤務」一覧			■育児勤務区分「通常勤務」一覧										
■育児勤務区分「通常勤務」一覧			■育児勤務区分「通常勤務」一覧										
■育児勤務区分「通常勤務」一覧			■育児勤務区分「通常勤務」一覧										
■育児勤務区分「通常勤務」一覧			■育児勤務区分「通常勤務」一覧										
■育児勤務区分「通常勤務」一覧			■育児勤務区分「通常勤務」一覧										
■育児勤務区分「通常勤務」一覧			■育児勤務区分「通常勤務」一覧										
■育児勤務区分「通常勤務」一覧			■育児勤務区分「通常勤務」一覧										
■育児勤務区分「通常勤務」一覧			■育児勤務区分「通常勤務」一覧										
■育児勤務区分「通常勤務」一覧			■育児勤務区分「通常勤務」一覧										
■育児勤務区分「通常勤務」一覧			■育児勤務区分「通常勤務」一覧										
■育児勤務区分「通常勤務」一覧			■育児勤務区分「通常勤務」一覧										
■育児勤務区分「通常勤務」一覧			■育児勤務区分「通常勤務」一覧										
■育児勤務区分「通常勤務」一覧			■育児勤務区分「通常勤務」一覧										
■育児勤務区分「通常勤務」一覧			■育児勤務区分「通常勤務」一覧										
■育児勤務区分「通常勤務」一覧			■育児勤務区分「通常勤務」一覧										
■育児勤務区分「通常勤務」一覧			■育児勤務区分「通常勤務」一覧										
■育児勤務区分「通常勤務」一覧			■育児勤務区分「通常勤務」一覧										
■育児勤務区分「通常勤務」一覧			■育児勤務区分「通常勤務」一覧										
■育児勤務区分「通常勤務」一覧			■育児勤務区分「通常勤務」一覧										
■育児勤務区分「通常勤務」一覧			■育児勤務区分「通常勤務」一覧										
■育児勤務区分「通常勤務」一覧			■育児勤務区分「通常勤務」一覧										
■育児勤務区分「通常勤務」一覧			■育児勤務区分「通常勤務」一覧										
■育児勤務区分「通常勤務」一覧			■育児勤務区分「通常勤務」一覧										
■育児勤務区分「通常勤務」一覧			■育児勤務区分「通常勤務」一覧										
■育児勤務区分「通常勤務」一覧			■育児勤務区分「通常勤務」一覧										
■育児勤務区分「通常勤務」一覧			■育児勤務区分「通常勤務」一覧										
■育児勤務区分「通常勤務」一覧			■育児勤務区分「通常勤務」一覧										
■育児勤務区分「通常勤務」一覧			■育児勤務区分「通常勤務」一覧										
■育児勤務区分「通常勤務」一覧													

■育児短縮スライド 勤務区分一覧 ① (基本パターン)				※各人に設定された「シフト・パターン」内の勤務区分のみ使用できます。他のシフト・パターンの勤務区分は使用出来ません。															2024.02.01	
				勤務区分 (※合計44区分)																
店舗開店時間	主な対象店舗	基本設定		シフト パターン	勤務区分													※一時延長 (フルタイム勤務日) (休日の90分)	※準時勤務 (※休日の90分)	Time-3表示 (※休日の90分)
		勤務形態	休日		早番①	早番②	早番③	※速発勤務	早番④	早番⑤	早番⑥	早番⑦	早番⑧	早番⑨	早番⑩	早番⑪	早番⑫			
10:00開店店舗 後方スタッフ用	三越 後方スタッフ	育児SH	60分	E1	7005	9:00-15:00	7006	9:15-15:15	7007	9:30-15:30	7008	9:45-15:45	7078	9:45-19:10	9:45-16:15					
				勤務部門用	7017	8:50-14:50	7018	9:05-15:05	7019	9:20-15:20	7020	9:35-15:35	7090	9:35-19:00	9:35-16:05					
		育児S.H	60分	A1	7105	9:00-15:30	7106	9:15-15:45	7107	9:30-16:00	7108	9:45-16:10	7178	9:45-19:10	9:45-16:45					
				勤務部門用	7117	8:50-15:20	7118	9:05-15:35	7119	9:20-15:50	7120	9:35-16:05	7190	9:35-19:00	9:35-16:35					
		育児SH	60分	B1	7205	9:00-16:00	7206	9:15-16:15	7207	9:30-16:30	7208	9:45-16:45	7278	9:45-19:10	9:45-17:15					
				勤務部門用	7217	8:50-15:50	7218	9:05-16:05	7219	9:20-16:20	7220	9:35-16:35	7290	9:35-19:00	9:35-17:05					
		育児S.H	60分	L1	7305	9:00-16:30	7306	9:15-16:45	7307	9:30-17:00	7308	9:45-17:15	7378	9:45-19:10	9:45-17:45					
				勤務部門用	7317	8:50-16:20	7318	9:05-16:35	7319	9:20-16:50	7320	9:35-17:05	7390	9:35-19:00	9:35-17:35					
		育児TH	60分	D1	7405	9:00-17:00	7406	9:15-17:15	7407	9:30-17:30	7408	9:45-17:45	7478	9:45-19:10	9:45-18:15					
				勤務部門用	7417	8:50-16:50	7418	9:05-17:05	7419	9:20-17:20	7420	9:35-17:35	7490	9:35-19:00	9:35-18:05					
10:30分間店舗 用	丸井	育児SH	60分	F1	7009	9:30-15:30	7010	9:45-15:45	7011	10:00-16:00	7012	10:15-16:15	7082	10:15-19:40	10:15-16:45					
				勤務部門用	7021	9:20-15:20	7022	9:35-15:35	7023	9:50-15:50	7024	10:05-16:05	7094	10:05-19:30	10:05-16:35					
		育児S.H	60分	H1	7109	9:30-16:00	7110	9:45-16:15	7111	10:00-16:30	7112	10:15-16:45	7182	10:15-19:40	10:15-17:15					
				勤務部門用	7121	9:20-15:50	7122	9:35-16:05	7123	9:50-16:20	7124	10:05-16:35	7194	10:05-19:30	10:05-17:05					
		育児SH	60分	J1	7209	9:30-16:30	7210	9:45-16:45	7211	10:00-17:00	7212	10:15-17:15	7282	10:15-19:40	10:15-17:45					
				勤務部門用	7221	9:20-16:20	7222	9:35-16:35	7223	9:50-16:50	7224	10:05-17:05	7294	10:05-19:30	10:05-17:35					
		育児S.H	60分	M1	7309	9:30-17:00	7310	9:45-17:15	7311	10:00-17:30	7312	10:15-17:45	7382	10:15-19:40	10:15-18:15					
				勤務部門用	7321	9:20-16:50	7322	9:35-17:05	7323	9:50-17:20	7324	10:05-17:35	7394	10:05-19:30	10:05-18:05					
		育児TH	60分	O1	7409	9:30-17:30	7410	9:45-17:45	7411	10:00-18:00	7412	10:15-18:15	7482	10:15-19:40	10:15-18:45					
				勤務部門用	7421	9:20-17:20	7422	9:35-17:35	7423	9:50-17:50	7424	10:05-18:05	7494	10:05-19:30	10:05-18:35					
9:00開店店舗 小型店舗兼用	小型店舗兼用	育児SH	60分	G1	7001	8:00-14:00	7002	8:15-14:15	7003	8:30-14:30	7004	8:45-14:45	7074	8:45-18:10	8:45-15:15					
				勤務部門用	7013	7:50-13:50	7014	8:05-14:05	7015	8:20-14:20	7016	8:35-14:35	7086	8:35-18:10	8:35-15:05					
		育児S.H	60分	E1	7005	9:00-15:00	7006	9:15-15:15	7007	9:30-15:30	7008	9:45-15:45	7078	9:45-19:10	9:45-16:15					
				勤務部門用	7017	8:50-14:50	7018	9:05-15:05	7019	9:20-15:20	7020	9:35-15:35	7090	9:35-19:00	9:35-16:05					
		育児S.H	60分	I1	7105	9:00-15:30	7106	9:15-15:45	7107	9:30-16:00	7108	9:45-16:10	7178	9:45-19:10	9:45-16:45					
				勤務部門用	7117	8:50-15:20	7118	9:05-15:35	7119	9:20-15:50	7120	9:35-16:05	7190	9:35-19:00	9:35-16:35					
		育児S.H	60分	A1	7105	9:00-15:30	7106	9:15-15:45	7107	9:30-16:00	7108	9:45-16:10	7178	9:45-19:10	9:45-16:45					
				勤務部門用	7117	8:50-15:20	7118	9:05-15:35	7119	9:20-15:50	7120	9:35-16:05	7190	9:35-19:00	9:35-16:35					
		育児SH	60分	K1	7201	8:00-15:00	7202	8:15-15:15	7203	8:30-15:30	7204	8:45-15:45	7274	8:45-18:10	8:45-16:15					
				勤務部門用	7213	7:50-14:50	7214	8:05-15:05	7215	8:20-15:20	7216	8:35-15:35	7286	8:35-18:10	8:35-17:15					
育児S.H	60分	B1	7205	9:00-16:00	7206	9:15-16:15	7207	9:30-16:30	7208	9:45-16:45	7278	9:45-19:10	9:45-17:15							
		勤務部門用	7217	8:50-15:50	7218	9:05-16:05	7219	9:20-16:20	7220	9:35-16:35	7290	9:35-19:00	9:35-17:05							
育児S.H	60分	N1	7301	8:00-15:30	7302	8:15-15:45	7303	8:30-16:00	7304	8:45-16:15	7374	8:45-18:10	8:45-16:45							
		勤務部門用	7313	7:50-15:20	7314	8:05-15:35	7315	8:20-15:50	7316	8:35-16:05	7386	8:35-18:10	8:35-16:35							
育児S.H	60分	L1	7305	9:00-16:30	7306	9:15-16:45	7307	9:30-17:00	7308	9:45-17:15	7378	9:45-19:10	9:45-17:45							
		勤務部門用	7317	8:50-16:20	7318	9:05-16:35	7319	9:20-16:50	7320	9:35-17:05	7390	9:35-19:00	9:35-17:35							
育児TH	60分	P1	7401	8:00-16:00	7402	8:15-16:15	7403	8:30-16:30	7404	8:45-16:45	7474	8:45-18:10	8:45-17:15							
		勤務部門用	7413	7:50-15:50	7414	8:05-16:05	7415	8:20-16:20	7416	8:35-16:35	7486	8:35-18:10	8:35-17:05							
育児TH	60分	D1	7405	9:00-17:00	7406	9:15-17:15	7407	9:30-17:30	7408	9:45-17:45	7478	9:45-19:10	9:45-18:15							
		勤務部門用	7417	8:50-16:50	7418	9:05-17:05	7419	9:20-17:20	7420	9:35-17:35	7490	9:35-19:00	9:35-18:05							

■育児短縮スライド 勤務区分一覧		勤務区分 (※合計44区分)															2024.02.01				
		勤務区分																			
店舗開店時間	主な対象店舗 勤務形態	基本設定	シフト・パターン	勤務区分													2024.02.01				
				勤務形態	休日	早番①	早番②	早番③	※速発勤務	※一時延長 (フルタイム勤務日) (休日の90分) ※準時勤務	Time-3表示 (※休日の90分 準時勤務)										
9:00開店 店舗兼用 後方スタッフ	三越 後方スタッフ	育児SH	60分	G1	7071	8:00	16:50	14:20	7072	8:15	17:05	14:35	7073	8:30	17:20	14:50	7074	8:45	17:35	15:05	
					7083	7:50	16:40	14:10	7084	8:05	16:55	14:25	7085	8:20	17:10	14:40	7086	8:35	17:25	14:55	
					E1	7075	9:00	17:50	15:20	7076	9:15	18:05	15:35	7077	9:30	18:20	15:50	7078	9:45	18:35	16:05
					7087	8:50	17:40	15:10	7088	9:05	17:55	15:25	7089	9:20	18:10	15:40	7090	9:35	18:25	15:55	
					7093	9:50	18:40	16:10	7094	10:00	18:50	16:20	7095	10:15	19:05	16:35	7096	10:30	19:15	16:45	
9:00開店 店舗兼用 後方スタッフ	三越 後方スタッフ	育児SH	60分	I1	7171	8:00	16:50	14:50	7172	8:15	17:05	15:05	7173	8:30	17:20	15:20	7174	8:45	17:35	15:35	
					7183	7:50	16:40	14:40	7184	8:05	16:55	14:55	7185	8:20	17:10	15:10	7186	8:35	17:25	15:25	
					A1	7175	9:00	17:50	15:50	7176	9:15	18:05	16:05	7177	9:30	18:20	16:20	7178	9:45	18:35	16:35
					7187	8:50	17:40	15:40	7188	9:05	17:55	16:05	7189	9:20	18:10	16:20	7190	9:35	18:25	16:35	
					K1	7271	8:00	16:50	15:20	7272	8:15	17:05	15:35	7273	8:30	17:20	15:50	7274	8:45	17:35	16:05
9:00開店 店舗兼用 後方スタッフ	三越 後方スタッフ	育児SH	60分	B1	7383	7:50	16:40	15:10	7384	8:05	16:55	15:25	7385	8:20	17:10	15:40	7386	8:35	17:25	15:55	
					7387	8:50	17:40	16:10	7388	9:05	17:55	16:25	7389	9:20	18:10	16:40	7390	9:35	18:25	16:55	
					N1	7371	8:00	16:50	15:50	7372	8:15	17:05	16:05	7373	8:30	17:20	16:20	7374	8:45	17:35	16:35
					L1	7375	9:00	17:50	16:20	7376	9:15	18:05	16:35	7377	9:30	18:20	16:50	7378	9:45	18:35	17:05
					7389	8:50	17:40	16:40	7390	9:05	17:55	16:55	7391	9:20	18:10	17:10	7392	9:35	18:25	17:25	
9:00開店 店舗兼用 後方スタッフ	三越 後方スタッフ	育児SH	60分	P1	7471	8:00	16:50	16:20	7472	8:15	17:05	16:35	7473	8:30	17:20	16:50	7474	8:45	17:35	17:05	
					7483	7:50	16:40	16:10	7484	8:05	16:55	16:25	7485	8:20	17:10	16:40	7486	8:35	17:25	16:55	
					D1	7475	9:00	17:50	17:20	7476	9:15	18:05	17:35	7477	9:30	18:20	17:50	7478	9:45	18:35	18:05
					7487	8:50	17:40	17:10	7488	9:05	17:55	17:25	7489	9:20	18:10	17:40	7490	9:35	18:25	17:55	
					7493	9:50	18:40	18:10	7494	10:00	18:50	18:20	7495	10:15	19:05	18:30	7496	10:30	19:15	18:45	

■育児短縮スライド 勤務区分一覧		勤務区分 (※合計44区分)															2024.02.01										
		勤務区分																									
店舗開店時間	主な対象店舗 勤務形態	基本設定	シフト・パターン	勤務区分													2024.02.01										
				勤務形態	休日	早番①	早番②	早番③	※速発勤務	※一時延長 (フルタイム勤務日) (休日の90分) ※準時勤務	Time-3表示 (※休日の90分 準時勤務)																
9:00開店 店舗兼用 後方スタッフ	三越 後方スタッフ	育児SH	60分	■勤務区1				■勤務区2				■勤務区3				■勤務区4				■勤務区5				■勤務区6			
				G1	8:00	16:50	14:20	8:05	17:05	14:35	8:10	17:10	14:40	8:15	17:15	14:45	8:20	17:20	14:50	8:25	17:25	15:00					
				7083	7:50	16:40	14:10	7084	8:05	16:55	14:25	7085	8:20	17:10	14:40	7086	8:35	17:25	14:55	7087	8:50	17:40	15:10				
				E1	8:00	16:50	14:20	8:05	17:05	14:35	8:10	17:10	14:40	8:15	17:15	14:45	8:20	17:20	14:50	8:25	17:25	15:00					
				I1	8:00	16:50	14:50	8:05	17:05	15:05	8:10	17:10	15:10	8:15	17:15	15:15	8:20	17:20	15:20	8:25	17:25	15:25					
9:00開店 店舗兼用 後方スタッフ	三越 後方スタッフ	育児SH	70分	■勤務区1				■勤務区2				■勤務区3				■勤務区4				■勤務区5				■勤務区6			
				G1	8:00	16:50	14:20	8:05	17:05	14:35	8:10	17:10	14:40	8:15	17:15	14:45	8:20	17:20	14:50	8:25	17:25	15:00					
				7083	7:50	16:45	14:15	7084	8:05	16:50	14:20	7085	8:20	17:10	14:40	7086	8:35	17:20	14:55	7087	8:50	17:35	15:10				
				E1	8:00	16:50	14:20	8:05	17:05	14:35	8:10	17:10	14:40	8:15	17:15	14:45	8:20	17:20	14:50	8:25	17:25	15:00					
				I1	8:00	16:50	14:50	8:05	17:05	15:05	8:10	17:10	15:10	8:15	17:15	15:15	8:20	17:20	15:20	8:25	17:25	15:25					
9:00開店 店舗兼用 後方スタッフ	三越 後方スタッフ	育児SH	60分	■勤務区1				■勤務区2				■勤務区3				■勤務区4				■勤務区5				■勤務区6			
				G1	8:00	16:50	15:20	8:05	17:05	15:35	8:10	17:10	15:45	8:15	17:15	15:55	8:20	17:20	16:05	8:25	17:25	16:10	16:25				
				K1	8:00	16:50	15:20	8:05	17:05	15:35	8:10	17:10	15:45	8:15	17:15	15:55	8:20	17:20	16:05	8:25	17:25	16:10	16:25				
				L1	8:00	16:50	16:20	8:05	17:05	16:35	8:10	17:10	16:45	8:15	17:15	16:55	8:20	17:20	16:50	8:25	17:25	17:00	17:05				
				P1	8:00	16:50	16:20	8:05	17:05	16:35	8:10	17:10	16:45	8:15	17:15	16:55	8:20	17:20	16:50	8:25	17:25	17:00	17:05				
9:00開店 店舗兼用 後方スタッフ	三越 後方スタッフ	育児SH	60分	■勤務区1				■勤務区2				■勤務区3				■勤務区4				■勤務区5				■勤務区6			
				G1	8:00	16:50	17:20	8:05	17:05	17:35	8:10	17:10	17:40	8:15	17:15	17:45	8:20	17:20	17:50	8:25	17:25	17:50	17:55				
				K1	8:00	16:50	17:20	8:05	17:05	17:35	8:10	17:10	17:40	8:15	17:15	17:45	8:20	17:20	17:50	8:25	17:25	17:50	17:55				
				L1	8:00	16:50	17:20	8:05	17:05	17:35	8:10	17:10	17:40	8:15	17:15	17:45	8:20	17:20	17:50	8:25	17:25	17:50	17:55				
				P1	8:00	16:50	17:20	8:05	17:05	17:35	8:10	17:10	17:40	8:15	17:15	17:45	8:20	17:20	17:50	8:25	17:25	17:50	17:55				

■育児短縮スライド 勤務区分一覧 ② (1559早出パターン)				※各人に設定された「シフトパターン」内の勤務区分のみ使用できます。他のシフトパターンの勤務区分は使用出来ません。												2024.02.01	
		基本設定		シフト パターン	勤務区分 (※会社より決定)										★一時延長 (フルタイム勤務 日) (※特別上勤務 日) (※申請者のみ)		Time-3表示 (※特別上勤務 日)
店舗開店時間	主な対象店舗	勤務形態	休憩		早番①		早番②		★通常勤務		遅番		※月間超過 (※特別上勤務 日)				
10:00開店店舗用 後方スタッフ用	三越、 後方スタッフ	育児SH	60分	E2	7005	9:00-15:00	7006	9:15-15:15	7007	9:30-15:30	7008	9:45-15:45	7077	9:30-18:55	9:30-16:00		
				新勤務部門用	7017	8:50-14:50	7018	9:05-15:05	7019	9:20-15:20	7020	9:35-16:05	7089	9:20-18:45	9:20-15:50		
		育児SH	60分	A2	7105	9:00-15:30	7106	9:15-15:45	7107	9:30-16:00	7108	9:45-16:15	7177	9:30-18:55	9:30-16:30		
				新勤務部門用	7117	8:50-15:20	7118	9:05-15:35	7119	9:20-15:50	7120	9:35-16:05	7189	9:20-18:45	9:20-16:20		
		育児SH	60分	B2	7205	9:00-16:00	7206	9:15-16:15	7207	9:30-16:30	7208	9:45-16:45	7277	9:30-18:55	9:30-17:00		
				新勤務部門用	7217	8:50-15:50	7218	9:05-16:05	7219	9:20-16:20	7220	9:35-16:35	7289	9:20-18:45	9:20-16:50		
		育児SH	60分	L2	7305	9:00-16:30	7306	9:15-16:45	7307	9:30-17:00	7308	9:45-17:15	7377	9:30-18:55	9:30-17:30		
				新勤務部門用	7317	8:50-16:20	7318	9:05-16:35	7319	9:20-16:50	7320	9:35-17:05	7389	9:20-18:45	9:20-17:20		
		育児SH	60分	D2	7405	9:00-17:00	7406	9:15-17:15	7407	9:30-17:30	7408	9:45-17:45	7477	9:30-18:55	9:30-18:00		
				新勤務部門用	7417	8:50-16:50	7418	9:05-17:05	7419	9:20-17:20	7420	9:35-17:35	7489	9:20-18:45	9:20-16:50		
10:30分間店舗店舗用	丸井	育児SH	60分	F2	7009	9:30-15:30	7010	9:45-15:45	7011	10:00-16:00	7012	10:15-16:15	7081	10:00-19:25	10:00-16:30		
				新勤務部門用	7021	9:20-15:20	7022	9:35-15:35	7023	9:50-15:50	7024	10:05-16:05	7093	9:50-19:15	9:50-16:20		
		育児SH	60分	H2	7109	9:30-16:00	7110	9:45-16:15	7111	10:00-16:30	7112	10:15-16:45	7181	10:00-19:25	10:00-17:00		
				新勤務部門用	7121	9:20-15:50	7122	9:35-16:05	7123	9:50-16:20	7124	10:05-16:35	7193	9:50-19:15	9:50-16:50		
		育児SH	60分	J2	7209	9:30-16:30	7210	9:45-16:45	7211	10:00-17:00	7212	10:15-17:15	7281	10:00-19:25	10:00-17:30		
				新勤務部門用	7221	9:20-16:20	7222	9:35-16:35	7223	9:50-16:50	7224	10:05-17:05	7293	9:50-19:15	9:50-17:20		
		育児SH	60分	M2	7309	9:30-17:00	7310	9:45-17:15	7311	10:00-17:30	7312	10:15-17:45	7381	10:00-19:25	10:00-17:50		
				新勤務部門用	7321	9:20-16:50	7322	9:35-17:05	7323	9:50-17:20	7324	10:05-17:35	7393	9:50-19:15	9:50-17:50		
		育児SH	60分	O2	7409	9:30-17:30	7410	9:45-17:45	7411	10:00-18:00	7412	10:15-18:15	7481	10:00-19:25	10:00-18:30		
				新勤務部門用	7421	9:20-17:20	7422	9:35-17:35	7423	9:50-17:50	7424	10:05-18:05	7493	9:50-19:15	9:50-18:20		
9:00開店店舗用 小型店舗店舗用	小型店舗店舗	育児SH	60分	G2	7001	8:00-14:00	7002	8:15-14:15	7003	8:30-14:30	7004	8:45-14:45	7073	8:30-17:55	8:30-15:00		
				新勤務部門用	7013	7:50-13:50	7014	8:05-14:05	7015	8:20-14:20	7016	8:35-14:35	7085	8:20-17:45	8:20-15:50		
		育児SH	60分	E2	7005	9:00-15:00	7006	9:15-15:15	7007	9:30-15:30	7008	9:45-15:45	7077	9:30-18:55	9:30-16:00		
				新勤務部門用	7017	8:50-14:50	7018	9:05-15:05	7019	9:20-15:20	7020	9:35-15:35	7089	9:20-18:45	9:20-15:50		
		育児SH	60分	I2	7101	8:00-14:30	7102	8:15-14:45	7103	8:30-15:00	7104	8:45-15:15	7173	8:30-17:55	8:30-15:30		
				新勤務部門用	7113	7:50-14:20	7114	8:05-14:35	7115	8:20-14:50	7116	8:35-15:05	7185	8:20-17:45	8:20-15:20		
		育児SH	60分	A2	7105	9:00-15:30	7106	9:15-15:45	7107	9:30-16:00	7108	9:45-16:15	7177	9:30-18:55	9:30-16:30		
				新勤務部門用	7117	8:50-15:20	7118	9:05-15:35	7119	9:20-15:50	7120	9:35-16:05	7189	9:20-18:45	9:20-16:20		
		育児SH	60分	K2	7201	8:00-15:00	7202	8:15-15:15	7203	8:30-15:30	7204	8:45-15:45	7273	8:30-17:55	8:30-16:00		
				新勤務部門用	7213	7:50-14:50	7214	8:05-15:05	7215	8:20-15:20	7216	8:35-15:35	7285	8:20-17:45	8:20-16:50		
9:00開店店舗用 小型店舗店舗用	小型店舗店舗	育児SH	60分	N2	7301	8:00-15:30	7302	8:15-15:45	7303	8:30-16:00	7304	8:45-16:15	7373	8:30-17:55	8:30-16:30		
				新勤務部門用	7313	7:50-15:20	7314	8:05-15:35	7315	8:20-15:50	7316	8:35-16:05	7385	8:20-17:45	8:20-16:20		
		育児SH	60分	L2	7305	9:00-16:30	7306	9:15-16:45	7307	9:30-17:00	7308	9:45-17:15	7377	9:30-18:55	9:30-17:30		
				新勤務部門用	7317	8:50-16:20	7318	9:05-16:35	7319	9:20-16:50	7320	9:35-17:05	7389	9:20-18:45	9:20-17:20		
		育児SH	60分	P2	7401	8:00-16:00	7402	8:15-16:15	7403	8:30-16:30	7404	8:45-16:45	7473	8:30-17:55	8:30-17:00		
				新勤務部門用	7413	7:50-15:50	7414	8:05-16:05	7415	8:20-16:20	7416	8:35-16:35	7485	8:20-17:45	8:20-16:50		
		育児SH	60分	D2	7405	9:00-17:00	7406	9:15-17:15	7407	9:30-17:30	7408	9:45-17:45	7477	9:30-18:55	9:30-18:00		
				新勤務部門用	7417	8:50-16:50	7418	9:05-17:05	7419	9:20-17:20	7420	9:35-17:35	7489	9:20-18:45	9:20-18:00		

※各人に設定された「シフトパターン」内の勤務区分のみ使用できます。他のシフトパターンの勤務区分は使用出来ません。														2024.02.01										
勤務形態	勤務区分	勤務区分 名称	●勤務区分 1		●勤務区分 2		●勤務区分 3		●勤務区分 4		●勤務区分 5		●勤務区分 6		●勤務区分 7		●勤務区分 8		●勤務区分 9		●勤務区分 10			
			勤務区分 開始時刻	勤務区分 終了時刻	勤務区分 開始時刻	勤務区分 終了時刻	勤務区分 開始時刻	勤務区分 終了時刻	勤務区分 開始時刻	勤務区分 終了時刻	勤務区分 開始時刻	勤務区分 終了時刻	勤務区分 開始時刻	勤務区分 終了時刻	勤務区分 開始時刻	勤務区分 終了時刻	勤務区分 開始時刻	勤務区分 終了時刻	勤務区分 開始時刻	勤務区分 終了時刻	勤務区分 開始時刻	勤務区分 終了時刻		
			勤務区分 1日当り時間	勤務区分 基本差	勤務区分 1日当り時間	勤務区分 基本差	勤務区分 1日当り時間	勤務区分 基本差	勤務区分 1日当り時間	勤務区分 基本差	勤務区分 1日当り時間	勤務区分 基本差	勤務区分 1日当り時間	勤務区分 基本差	勤務区分 1日当り時間	勤務区分 基本差	勤務区分 1日当り時間	勤務区分 基本差	勤務区分 1日当り時間	勤務区分 基本差	勤務区分 1日当り時間	勤務区分 基本差	勤務区分 1日当り時間	勤務区分 基本差
10:00開店店舗用 後方スタッフ	三越、 後方スタッフ	育児SH	60分	E2	7005	9:00-15:00	7006	9:15-15:15	7007	9:30-15:30	7008	9:45-15:45	7077	9:30-18:55										
		新勤務部門用			7017	8:50-14:50	7018	9:05-15:05	7019	9:20-15:20	7020	9:35-16:05	7089	9:20-18:45										
		育児SH	60分	A2	7105	9:00-15:30	7106	9:15-15:45	7107	9:30-16:00	7108	9:45-16:15	7177	9:30-18:55										
		新勤務部門用			7117	8:50-15:20	7118	9:05-15:35	7119	9:20-15:50	7120	9:35-16:05	7189	9:20-18:45										
		育児SH	60分	B2	7205	9:00-16:00	7206	9:15-16:15	7207	9:30-16:30	7208	9:45-16:45	7277	9:30-18:55										
		新勤務部門用			7217	8:50-15:50	7218	9:05-16:05	7219	9:20-16:20	7220	9:35-16:35	7289	9:20-18:45										
		育児SH	60分	L2	7305	9:00-16:30	7306	9:15-16:45	7307	9:30-17:00	7308	9:45-17:15	7377	9:30-18:55										
		新勤務部門用			7317	8:50-16:20	7318	9:05-16:35	7319	9:20-16:50	7320	9:35-17:05	7389	9:20-18:45										
		育児SH	60分	D2	7405	9:00-17:00	7406	9:15-17:15	7407	9:30-17:30	7408	9:45-17:45	7477	9:30-18:55										
		新勤務部門用			7417	8:50-16:50	7418	9:05-17:05	7419	9:20-17:20	7420	9:35-17:35	7489	9:20-18:45										
10:30分間店舗用	丸井	育児SH	60分	F2	7009	9:30-15:30	7010	9:45-15:45	7011	10:00-16:00	7012	10:15-16:15	7081	10:00-19:25										
		新勤務部門用			7021	9:20-15:20	7022	9:35-15:35	7023	9:50-15:50	7024	10:05-16:05	7093	9:50-19:15										
		育児SH	60分	H2	7109	9:30-16:00	7110	9:45-16:15	7111	10:00-16:30	7112	10:15-16:45	7181	10:00-19:25										
		新勤務部門用			7121	9:20-15:50	7122	9:35-16:05	7123	9:50-16:20	7124	10:05-16:35	7193	9:50-19:15										
		育児SH	60分	J2	7209	9:30-16:30	7210	9:45-16:45	7211	10:00-17:00	7212	10:15-17:15	7281	10:00-19:25										
		新勤務部門用			7221	9:20-16:20	7222	9:35-16:35	7223	9:50-16:50	7224	10:05-17:05	7293	9:50-19:15										
		育児SH	60分	M2	7309	9:30-17:00	7310	9:45-17:15	7311	10:00-17:30	7312	10:15-17:45	7381	10:00-19:25										
		新勤務部門用			7321	9:20-16:50	7322	9:35-17:05	7323	9:50-17:20	7324	10:05-17:35	7393	9:50-19:15										
		育児SH	60分	O2	7409	9:30-17:30	7410	9:45-17:45	7411	10:00-18:00	7412	10:15-18:15	7481	10:00-19:25										
		新勤務部門用			7421	9:20-17:20	7422	9:35-17:35	7423	9:50-17:50	7424	10:05-18:05	7493	9:50-19:15										
9:00開店店舗用 小型店舗店舗	小型店舗店舗	育児SH	60分	G2	7001	8:00-14:00	7002	8:15-14:15	7003	8:30-14:30	7004	8:45-14:45	7073	8:30-17:55										
		新勤務部門用			7013	7:50-13:50	7014	8:05-14:05	7015	8:20-14:20	7016	8:35-14:35	7085	8:20-17:45										
		育児SH	60分	E2	7005	9:00-15:00	7006	9:15-15:15	7007	9:30-15:30	7008	9:45-15:45	7077	9:30-18:55										
		新勤務部門用			7017	8:50-14:50	7018	9:05-15:05	7019	9:20-15:20	7020	9:35-15:35	7089	9:20-18:45										
		育児SH	60分	I2	7101	8:00-14:30	7102	8:15-14:45	7103	8:30-15:00	7104	8:45-15:15	7173	8:30-17:55										
		新勤務部門用			7113	7:50-14:20	7114	8:05-14:35	7115	8:20-14:50	7116	8:35-15:05	7185	8:20-17:45										
		育児SH	60分	A2	7105	9:00-15:30	7106	9:15-15:45	7107	9:30-16:00	7108	9:45-16:15	7177	9:30-18:55										
		新勤務部門用			7117	8:50-15:20	7118	9:05-15:35	7119	9:20-15:50	7120	9:35-16:05	7189	9:20-18:45										
10:00開店店舗用 フロントスタッフ	丸井	育児SH	60分	K2	7003	8:30-14:30	7004	8:45-14:45	7005	9:00-15:00	7006	9:15-15:15	7075	9:00-18:25										
		新勤務部門用			7015	8:20-14:20	7016	8:35-14:35	7017	8:50-14:50	7018	9:05-15:05	7087	8:50-18:15										
		育児SH	60分	L2	7105	9:00-15:30	7106	9:15-15:45	7107	9:30-16:00	7108	9:45-16:15	7177	9:30-18:55										
		新勤務部門用			7117	8:50-15:20	7118	9:05-15:35	7119	9:20-15:50	7120	9:35-16:05	7189	9:20-18:45										

■育児時短スライド 勤務区分一覧 ③ [30分早出パターン]				※各人に設定された『シフトパターン』内の勤務区分のみ使用できます。他のシフトパターンの勤務区分は使用出来ません。										2024.02.01		
店舗/店時間	主な対象店舗	基本設定		シフト パターン	勤務区分（※合計47区分）										★一時延長 （フルタイム勤務日） （休数90分）※申請書のみに記載	Time-3表示 （※特外は時間外計上）
		勤務形態	休憩		早番	★通常勤務	遅番①		遅番②		★一時延長 （フルタイム勤務日） （休数90分）※申請書のみに記載					
10:00開店店舗用 後方スタッフ用	三越、 後方スタッフ	育児5H	60分	E3	7005 9:00-15:00 7017 8:50-14:50	7006 9:15-15:15 7018 9:15-15:45 7019 9:05-15:05	7007 9:30-15:30 7019 9:20-15:20	7008 9:45-15:45 7020 9:35-15:35	7076 9:15-18:40 7088 9:05-18:30	9:15-15:45 9:05-15:35						
		育児5.5H	60分	A3	7105 9:00-15:30 7117 8:50-15:20	7106 9:15-15:45 7118 9:05-15:35	7107 9:30-16:00 7119 9:20-15:50	7108 9:45-16:15 7120 9:35-16:05	7176 9:15-18:40 7188 9:05-18:30	9:15-16:15 9:05-16:05						
		育児6H	60分	B3	7205 9:00-16:00 7217 8:50-15:50	7206 9:15-16:15 7218 9:05-16:05	7207 9:30-16:30 7219 9:20-16:20	7208 9:45-16:45 7220 9:35-16:35	7276 9:15-18:40 7288 9:05-18:30	9:15-16:45 9:05-16:35						
		育児6.5H	60分	L3	7305 9:00-16:30 7317 8:50-16:20	7306 9:15-16:45 7318 9:05-16:35	7307 9:30-17:00 7319 9:20-16:50	7308 9:45-17:15 7320 9:35-17:05	7376 9:15-18:40 7388 9:05-18:30	9:15-17:15 9:05-17:05						
		育児7H	60分	D3	7405 9:00-17:00 7417 8:50-16:50	7406 9:15-17:15 7418 9:05-17:05	7407 9:30-17:30 7419 9:20-17:20	7408 9:45-17:45 7420 9:35-17:35	7476 9:15-18:40 7488 9:05-18:30	9:15-17:45 9:05-17:35						
		育児5H	60分	F3	7009 9:30-15:30 7021 9:20-15:20	7010 9:45-15:45 7022 9:35-15:35	7011 10:00-16:00 7023 9:50-15:50	7012 10:15-16:15 7024 10:05-16:05	7080 9:45-19:10 7092 9:35-19:00	9:45-16:15 9:35-16:05						
		育児5.5H	60分	H3	7109 9:30-16:00 7121 9:20-15:50	7110 9:45-16:15 7122 9:35-16:05	7111 10:00-16:30 7123 9:50-16:20	7112 10:15-16:45 7124 10:05-16:35	7180 9:45-19:10 7192 9:35-19:00	9:45-16:45 9:35-16:35						
		育児6H	60分	J3	7209 9:30-16:30 7221 9:20-16:20	7210 9:45-16:45 7222 9:35-16:35	7211 10:00-17:00 7223 9:50-16:50	7212 10:15-17:15 7224 10:05-17:05	7280 9:45-19:10 7292 9:35-19:00	9:45-17:15 9:35-17:05						
		育児6.5H	60分	M3	7309 9:30-17:00 7321 9:20-16:50	7310 9:45-17:15 7322 9:35-17:05	7311 10:00-17:30 7323 9:50-17:20	7312 10:15-17:45 7324 10:05-17:35	7380 9:45-19:10 7392 9:35-19:00	9:45-17:45 9:35-17:35						
		育児7H	60分	O3	7409 9:30-17:30 7421 9:20-17:20	7410 9:45-17:45 7422 9:35-17:35	7411 10:00-18:00 7423 9:50-17:50	7412 10:15-18:15 7424 10:05-18:05	7480 9:45-19:10 7492 9:35-19:00	9:45-18:15 9:35-18:05						
9:00開店店舗用 小売店店舗用	小型店店舗	育児5H	60分	G3	7001 8:00-14:00 7013 7:50-13:50	7002 8:15-14:15 7014 8:05-14:05	7003 8:30-14:30 7015 8:20-14:20	7004 8:45-14:45 7016 8:35-14:35	7072 8:15-17:40 7084 8:05-17:30	8:15-14:45 8:05-14:35						
		育児5H	60分	E3	7005 9:00-15:00 7017 8:50-14:50	7006 9:15-15:15 7018 9:05-15:05	7007 9:30-15:30 7019 9:20-15:20	7008 9:45-15:45 7020 9:35-15:35	7076 9:15-18:40 7088 9:05-18:30	9:15-15:45 9:05-15:35						
		育児5.5H	60分	I3	7101 8:00-14:30 7113 7:50-14:20	7102 8:15-14:45 7114 8:05-14:35	7103 8:30-15:00 7115 8:20-14:50	7104 8:45-15:15 7116 8:35-15:05	7172 8:15-17:40 7184 8:05-17:30	8:15-15:15 8:05-15:05						
		育児5.5H	60分	A3	7105 9:00-15:30 7117 8:50-15:20	7106 9:15-15:45 7118 9:05-15:35	7107 9:30-16:00 7119 9:20-15:50	7108 9:45-16:15 7120 9:35-16:05	7176 9:15-18:40 7188 9:05-18:30	9:15-16:15 9:05-16:05						
		育児6H	60分	K3	7201 8:00-15:00 7213 7:50-14:50	7202 8:15-15:15 7214 8:05-15:05	7203 8:30-15:30 7215 8:20-15:20	7204 8:45-15:45 7216 8:35-15:35	7272 8:15-17:40 7284 8:05-17:30	8:15-15:45 8:05-15:35						
		育児6H	60分	B3	7205 9:00-16:00 7217 8:50-15:50	7206 9:15-16:15 7218 9:05-16:05	7207 9:30-16:30 7219 9:20-16:20	7208 9:45-16:45 7220 9:35-16:35	7276 9:15-18:40 7288 9:05-18:30	9:15-16:45 9:05-16:35						
		育児6.5H	60分	N3	7301 8:00-15:30 7313 7:50-15:20	7302 8:15-15:45 7314 8:05-15:35	7303 8:30-16:00 7315 8:20-15:50	7304 8:45-16:15 7316 8:35-16:05	7372 8:15-17:40 7384 8:05-17:30	8:15-16:15 8:05-16:05						
		育児6.5H	60分	L3	7305 9:00-16:30 7317 8:50-16:20	7306 9:15-16:45 7318 9:05-16:35	7307 9:30-17:00 7319 9:20-16:50	7308 9:45-17:15 7320 9:35-17:05	7376 9:15-18:40 7388 9:05-18:30	9:15-17:15 9:05-17:05						
		育児7H	60分	P3	7401 8:00-16:00 7413 7:50-15:50	7402 8:15-16:15 7414 8:05-16:05	7403 9:30-16:30 7415 8:20-16:20	7404 8:45-16:45 7416 8:35-16:35	7472 8:15-17:40 7484 8:05-17:30	8:15-16:45 8:05-16:35						
		育児7H	60分	D3	7405 9:00-17:00 7417 8:50-16:50	7406 9:15-17:15 7418 9:05-17:05	7407 9:30-17:30 7419 9:20-17:20	7408 9:45-17:45 7420 9:35-17:35	7476 9:15-18:40 7488 9:05-18:30	9:15-17:45 9:05-17:35						

『育児のためのフルタイムシフト選択制度』

営業時間	選択できるシフト(早番)				選択できるシフト(遅番)			
08:00-20:00	3706	7:45	～	16:15	3731	11:40	～	20:10
09:30-18:00	3728	9:15	～	17:45	3702	9:40	～	18:10
09:00-21:00	3737	8:45	～	17:15	3721	12:40	～	21:10
10:00-17:30	3732	9:15	～	17:45	3708	10:05	～	18:35
10:00-19:00	3713	9:45	～	18:15	3734	10:45	～	19:15
10:00-19:30	3714	9:45	～	18:15	3744	11:10	～	19:40
10:00-20:00	3716	10:15	～	18:45	3724	11:40	～	20:10
10:30-19:30	3741	10:15	～	18:45	3745	11:10	～	19:40
10:30-20:00	3718	10:15	～	18:45	3746	11:40	～	20:10
10:00-21:00	3742	9:45	～	18:15	3747	12:40	～	21:10

※休憩時間60分

■育児時短スライド 勤務区分一覧 ④ (45分早出パターン)				※各人に設定された『シフト・パターン』内の勤務区分のみ使用できます。他のシフト・パターンの勤務区分は使用出来ません。										2024.02.01		
店舗開店時間	主な対象店舗	基本設定		シフト パターン	勤務区分（※合計4ヶ所）										★一時延長 （フルタイム勤務 日） （休憩90分）	Time-3表示 （※特外は時間外計上）
		勤務形態	休憩		★通常勤務		遅番①		遅番②		遅番③		遅番④			
10:00開店店舗用 後方スタッフ用	三越 後方スタッフ	育児SH	60分	E4	7005	9:00-15:00	7006	9:15-15:15	7007	9:30-15:30	7008	9:45-15:45	7075	9:00-18:25	9:00-15:30	
		新勤務部門用	7017	8:50-14:50	7018	9:05-15:05	7019	9:20-15:20	7020	9:35-15:35	7087	8:50-18:15	8:50-15:20			
		育児5.SH	60分	A4	7105	9:00-15:30	7106	9:15-15:45	7107	9:30-16:00	7108	9:45-16:15	7175	9:00-18:25	9:00-16:00	
		新勤務部門用	7117	8:50-15:20	7118	9:05-15:35	7119	9:20-15:50	7120	9:35-16:05	7187	8:50-18:15	8:50-15:50			
		育児6H	60分	B4	7205	9:00-16:00	7206	9:15-16:15	7207	9:30-16:30	7208	9:45-16:45	7275	9:00-18:25	9:00-16:30	
		新勤務部門用	7217	8:50-15:50	7218	9:05-16:05	7219	9:20-16:20	7220	9:35-16:35	7287	8:50-18:15	8:50-16:20			
		育児6.5H	60分	L4	7305	9:00-16:30	7306	9:15-16:45	7307	9:30-17:00	7308	9:45-17:15	7375	9:00-18:25	9:00-17:00	
		新勤務部門用	7317	8:50-16:20	7318	9:05-16:35	7319	9:20-16:50	7320	9:35-17:05	7387	8:50-18:15	8:50-16:50			
		育児7H	60分	D4	7405	9:00-17:00	7406	9:15-17:15	7407	9:30-17:30	7408	9:45-17:45	7475	9:00-18:25	9:00-17:30	
		新勤務部門用	7417	8:50-16:50	7418	9:05-17:05	7419	9:20-17:20	7420	9:35-17:35	7487	8:50-18:15	8:50-17:20			
10:30分開店店舗 用	丸井	育児SH	60分	F4	7009	9:30-15:30	7010	9:45-15:45	7011	10:00-16:00	7012	10:15-16:15	7079	9:30-18:55	9:30-16:00	
		新勤務部門用	7021	9:20-15:20	7022	9:35-15:35	7023	9:50-15:50	7024	10:05-16:05	7091	9:20-18:45	9:20-15:50			
		育児5.SH	60分	H4	7109	9:30-16:00	7110	9:45-16:15	7111	10:00-16:30	7112	10:15-16:45	7179	9:30-18:55	9:30-16:30	
		新勤務部門用	7121	9:20-15:50	7122	9:35-16:05	7123	9:50-16:20	7124	10:05-16:35	7191	9:20-18:45	9:20-16:20			
		育児6H	60分	J4	7209	9:30-16:30	7210	9:45-16:45	7211	10:00-17:00	7212	10:15-17:15	7279	9:30-18:55	9:30-17:00	
		新勤務部門用	7221	9:20-16:20	7222	9:35-16:35	7223	9:50-16:50	7224	10:05-17:05	7291	9:20-18:45	9:20-16:50			
		育児6.5H	60分	M4	7309	9:30-17:00	7310	9:45-17:15	7311	10:00-17:30	7312	10:15-17:45	7379	9:30-18:55	9:30-17:30	
		新勤務部門用	7321	9:20-16:50	7322	9:35-17:05	7323	9:50-17:20	7324	10:05-17:35	7391	9:20-18:45	9:20-17:20			
		育児7H	60分	O4	7409	9:30-17:30	7410	9:45-17:45	7411	10:00-18:00	7412	10:15-18:15	7479	9:30-18:55	9:30-18:00	
		新勤務部門用	7421	9:20-17:20	7422	9:35-17:35	7423	9:50-17:50	7424	10:05-18:05	7491	9:20-18:45	9:20-17:50			
9:00開店店舗用 小型店舗兼用	小型店舗兼	育児SH	60分	G4	7001	8:00-14:00	7002	8:15-14:15	7003	8:30-14:30	7004	8:45-14:45	7071	8:00-17:25	8:00-14:30	
		新勤務部門用	7013	7:50-13:50	7014	8:05-14:05	7015	8:20-14:20	7016	8:35-14:35	7083	7:50-17:15	7:50-14:20			
		育児SH	60分	E4	7005	9:00-15:00	7006	9:15-15:15	7007	9:30-15:30	7008	9:45-15:45	7075	9:00-18:25	9:00-15:30	
		新勤務部門用	7017	8:50-14:50	7018	9:05-15:05	7019	9:20-15:20	7020	9:35-15:35	7087	8:50-18:15	8:50-15:20			
		育児5.SH	60分	I4	7101	8:00-14:30	7102	8:15-14:45	7103	8:30-15:00	7104	8:45-15:15	7171	8:00-17:25	8:00-15:00	
		新勤務部門用	7113	7:50-14:20	7114	8:05-14:35	7115	8:20-14:50	7116	8:35-15:05	7183	7:50-17:15	7:50-14:50			
		育児5.5H	60分	A4	7105	9:00-15:30	7106	9:15-15:45	7107	9:30-16:00	7108	9:45-16:15	7175	9:00-18:25	9:00-16:00	
		新勤務部門用	7117	8:50-15:20	7118	9:05-15:35	7119	9:20-15:50	7120	9:35-16:05	7187	8:50-18:15	8:50-15:50			
		育児6H	60分	K4	7201	8:00-15:00	7202	8:15-15:15	7203	8:30-15:30	7204	8:45-15:45	7271	8:00-17:25	8:00-15:30	
		新勤務部門用	7213	7:50-14:50	7214	8:05-15:05	7215	8:20-15:20	7216	8:35-15:35	7283	7:50-17:15	7:50-15:20			
		育児6H	60分	B4	7205	9:00-16:00	7206	9:15-16:15	7207	9:30-16:30	7208	9:45-16:45	7275	9:00-18:25	9:00-16:30	
		新勤務部門用	7217	8:50-15:50	7218	9:05-16:05	7219	9:20-16:20	7220	9:35-16:35	7287	8:50-18:15	8:50-16:20			
		育児6.5H	60分	N4	7301	8:00-15:30	7302	8:15-15:45	7303	8:30-16:00	7304	8:45-16:15	7371	8:00-17:25	8:00-16:00	
		新勤務部門用	7313	7:50-15:20	7314	8:05-15:35	7315	8:20-15:50	7316	8:35-16:05	7383	7:50-17:15	7:50-15:50			
		育児6.5H	60分	L4	7305	9:00-16:30	7306	9:15-16:45	7307	9:30-17:00	7308	9:45-17:15	7375	9:00-18:25	9:00-17:00	
		新勤務部門用	7317	8:50-16:20	7318	9:05-16:35	7319	9:20-16:50	7320	9:35-17:05	7387	8:50-18:15	8:50-16:50			
		育児7H	60分	P4	7401	8:00-16:00	7402	8:15-16:15	7403	8:30-16:30	7404	8:45-16:45	7471	8:00-17:25	8:00-16:30	
		新勤務部門用	7413	7:50-15:50	7414	8:05-16:05	7415	8:20-16:20	7416	8:35-16:35	7483	7:50-17:15	7:50-16:20			
		育児7H	60分	D4	7405	9:00-17:00	7406	9:15-17:15	7407	9:30-17:30	7408	9:45-17:45	7475	9:00-18:25	9:00-17:30	
		新勤務部門用	7417	8:50-16:50	7418	9:05-17:05	7419	9:20-17:20	7420	9:35-17:35	7487	8:50-18:15	8:50-17:20			

■介護時間スライド 勤務区分一覧 ① (基本パターン)				※各人に設定された「シフトパターン」内の勤務区分のみ使用できます。他のシフトパターンの勤務区分は使用出来ません。 ※スライド勤務：10日/月まで使用可能です。									
店舗開店時間	主な対象店舗	基本設定		シフトパターン	勤務区分 (※合計4ケタ)								※通常勤務
		勤務形態	休憩		早番①		早番②		早番③		新		
					新	新	新	新	新	新			
10:00開店店舗用 後方スタッフ用	三越、 後方スタッフ	介護5H	60分	A1	8005	9:00-15:00	8006	9:15-15:15	8007	9:30-15:30	8008	9:45-15:45	
				制服部門用	8017	8:50-14:50	8018	9:05-15:05	8019	9:20-15:20	8020	9:35-15:35	
		介護5.5H	60分	E1	8105	9:00-15:30	8106	9:15-15:45	8107	9:30-16:00	8108	9:45-16:15	
				制服部門用	8117	8:50-15:20	8118	9:05-15:35	8119	9:20-15:50	8120	9:35-16:05	
		介護6H	60分	G1	8205	9:00-16:00	8206	9:15-16:15	8207	9:30-16:30	8208	9:45-16:45	
				制服部門用	8217	8:50-15:50	8218	9:05-16:05	8219	9:20-16:20	8220	9:35-16:35	
		介護6.5H	60分	J1	8305	9:00-16:30	8306	9:15-16:45	8307	9:30-17:00	8308	9:45-17:15	
				制服部門用	8317	8:50-16:20	8318	9:05-16:35	8319	9:20-16:50	8320	9:35-17:05	
		介護7H	60分	M1	8405	9:00-17:00	8406	9:15-17:15	8407	9:30-17:30	8408	9:45-17:45	
				制服部門用	8417	8:50-16:50	8418	9:05-17:05	8419	9:20-17:20	8420	9:35-17:35	
10:30分開店店舗 用	丸井	介護5H	60分	B1	8009	9:30-15:30	8010	9:45-15:45	8011	10:00-16:00	8012	10:15-16:15	
				制服部門用	8021	9:20-15:20	8022	9:35-15:35	8023	9:50-15:50	8024	10:05-16:05	
		介護5.5H	60分	D1	8109	9:30-16:00	8110	9:45-16:15	8111	10:00-16:30	8112	10:15-16:45	
				制服部門用	8121	9:20-15:50	8122	9:35-16:05	8123	9:50-16:20	8124	10:05-16:35	
		介護6H	60分	H1	8209	9:30-16:30	8210	9:45-16:45	8211	10:00-17:00	8212	10:15-17:15	
				制服部門用	8221	9:20-16:20	8222	9:35-16:35	8223	9:50-16:50	8224	10:05-17:05	
		介護6.5H	60分	K1	8309	9:30-17:00	8310	9:45-17:15	8311	10:00-17:30	8312	10:15-17:45	
				制服部門用	8321	9:20-16:50	8322	9:35-17:05	8323	9:50-17:20	8324	10:05-17:35	
		介護7H	60分	N1	8409	9:30-17:30	8410	9:45-17:45	8411	10:00-18:00	8412	10:15-18:15	
				制服部門用	8421	9:20-17:20	8422	9:35-17:35	8423	9:50-17:50	8424	10:05-18:05	
9:00開店店舗用 小型店店舗用	小型店店舗	介護5H	60分	C1	8001	8:00-14:00	8002	8:15-14:15	8003	8:30-14:30	8004	8:45-14:45	
				制服部門用	8013	7:50-13:50	8014	8:05-14:05	8015	8:20-14:20	8016	8:35-14:35	
		介護5H	60分	A1	8005	9:00-15:00	8006	9:15-15:15	8007	9:30-15:30	8008	9:45-15:45	
				制服部門用	8017	8:50-14:50	8018	9:05-15:05	8019	9:20-15:20	8020	9:35-15:35	
		介護5.5H	60分	F1	8101	8:00-14:30	8102	8:15-14:45	8103	8:30-15:00	8104	8:45-15:15	
				制服部門用	8113	7:50-14:20	8114	8:05-14:35	8115	8:20-14:50	8116	8:35-15:05	
		介護5.5H	60分	E1	8105	9:00-15:30	8106	9:15-15:45	8107	9:30-16:00	8108	9:45-16:15	
				制服部門用	8117	8:50-15:20	8120	9:05-15:35	8119	9:20-15:50	8120	9:35-16:05	
		介護6H	60分	I1	8201	8:00-15:00	8202	8:15-15:15	8203	8:30-15:30	8204	8:45-15:45	
				制服部門用	8213	7:50-14:50	8214	8:05-15:05	8215	8:20-15:20	8216	8:35-15:35	
		介護6H	60分	G1	8205	9:00-16:00	8206	9:15-16:15	8207	9:30-16:30	8208	9:45-16:45	
				制服部門用	8217	8:50-15:50	8218	9:05-16:05	8219	9:20-16:20	8220	9:35-16:35	
		介護6.5H	60分	L1	8301	8:00-15:30	8302	8:15-15:45	8303	8:30-16:00	8304	8:45-16:15	
				制服部門用	8313	7:50-15:20	8314	8:05-15:35	8315	8:20-15:50	8316	8:35-16:05	
		介護6.5H	60分	J1	8305	9:00-16:30	8306	9:15-16:45	8307	9:30-17:00	8308	9:45-17:15	
				制服部門用	8317	8:50-16:20	8318	9:05-16:35	8319	9:20-16:50	8320	9:35-17:05	
介護7H	60分	O1	8401	8:00-16:00	8402	8:15-16:15	8403	8:30-16:30	8404	8:45-16:45			
		制服部門用	8413	7:50-15:50	8414	8:05-16:05	8415	8:20-16:20	8416	8:35-16:35			
介護7H	60分	M1	8405	9:00-17:00	8406	9:15-17:15	8407	9:30-17:30	8408	9:45-17:45			
		制服部門用	8417	8:50-16:50	8418	9:05-17:05	8419	9:20-17:20	8420	9:35-17:35			

■介護時短スライド 勤務区分一覧 ② (15分早出パターン)															
※各人に設定された『シフトパターン』内の勤務区分のみ使用できます。他のシフトパターンの勤務区分は使用出来ません。 ※スライド勤務:10日/月まで使用可能です。															
店舗開店時間	主な対象店舗	基本設定		シフトパターン	勤務区分 (※合計4ヶ所)										
		勤務形態	休憩		早番①		早番②		★通常勤務		遅番				
					新	新	新	新	新	新	新	新	新	新	
10:00開店店舗用 後方スタッフ用	三越、後方スタッフ	介護5H	60分	A2	8005	9:00-15:00	8006	9:15-15:15	8007	9:30-15:30	8008	9:45-15:45			
				制服部門用	8017	8:50-14:50	8018	9:05-15:05	8019	9:20-15:20	8020	9:35-15:35			
		介護5.5H	60分	E2	8105	9:00-15:30	8106	9:15-15:45	8107	9:30-16:00	8108	9:45-16:15			
				制服部門用	8117	8:50-15:20	8118	9:05-15:35	8119	9:20-15:50	8120	9:35-16:05			
		介護6H	60分	G2	8205	9:00-16:00	8206	9:15-16:15	8207	9:30-16:30	8208	9:45-16:45			
				制服部門用	8217	8:50-15:50	8218	9:05-16:05	8219	9:20-16:20	8220	9:35-16:35			
		介護6.5H	60分	J2	8305	9:00-16:30	8306	9:15-16:45	8307	9:30-17:00	8308	9:45-17:15			
				制服部門用	8317	8:50-16:20	8318	9:05-16:35	8319	9:20-16:50	8320	9:35-17:05			
		介護7H	60分	M2	8405	9:00-17:00	8406	9:15-17:15	8407	9:30-17:30	8408	9:45-17:45			
				制服部門用	8417	8:50-16:50	8418	9:05-17:05	8419	9:20-17:20	8420	9:35-17:35			
		介護5H	60分	B2	8009	9:30-15:30	8010	9:45-15:45	8011	10:00-16:00	8012	10:15-16:15			
				制服部門用	8021	9:20-15:20	8022	9:35-15:35	8023	9:50-15:50	8024	10:05-16:05			
10:30分開店店舗用	丸井	介護5.5H	60分	D2	8109	9:30-16:00	8110	9:45-16:15	8111	10:00-16:30	8112	10:15-16:45			
				制服部門用	8121	9:20-15:50	8122	9:35-16:05	8123	9:50-16:20	8124	10:05-16:35			
		介護6H	60分	H2	8209	9:30-16:30	8210	9:45-16:45	8211	10:00-17:00	8212	10:15-17:15			
				制服部門用	8221	9:20-16:20	8222	9:35-16:35	8223	9:50-16:50	8224	10:05-17:05			
		介護6.5H	60分	K2	8309	9:30-17:00	8310	9:45-17:15	8311	10:00-17:30	8312	10:15-17:45			
				制服部門用	8321	9:20-16:50	8322	9:35-17:05	8323	9:50-17:20	8324	10:05-17:35			
		介護7H	60分	N2	8409	9:30-17:30	8410	9:45-17:45	8411	10:00-18:00	8412	10:15-18:15			
				制服部門用	8421	9:20-17:20	8422	9:35-17:35	8423	9:50-17:50	8424	10:05-18:05			
		介護5H	60分	C2	8001	8:00-14:00	8002	8:15-14:15	8003	8:30-14:30	8004	8:45-14:45			
				制服部門用	8013	7:50-13:50	8014	8:05-14:05	8015	8:20-14:20	8016	8:35-14:35			
		介護5H	60分	A2	8005	9:00-15:00	8006	9:15-15:15	8007	9:30-15:30	8008	9:45-15:45			
				制服部門用	8017	8:50-14:50	8018	9:05-15:05	8019	9:20-15:20	8020	9:35-15:35			
9:00開店店舗用 小型店店舗用	小型店店舗	介護5.5H	60分	F2	8101	8:00-14:30	8102	8:15-14:45	8103	8:30-15:00	8104	8:45-15:15			
				制服部門用	8113	7:50-14:20	8114	8:05-14:35	8115	8:20-14:50	8116	8:35-15:05			
		介護5.5H	60分	E2	8105	9:00-15:30	8106	9:15-15:45	8107	9:30-16:00	8108	9:45-16:15			
				制服部門用	8117	8:50-15:20	8120	9:05-15:35	8119	9:20-15:50	8120	9:35-16:05			
		介護6H	60分	I2	8201	8:00-15:00	8202	8:15-15:15	8203	8:30-15:30	8204	8:45-15:45			
				制服部門用	8213	7:50-14:50	8214	8:05-15:05	8215	8:20-15:20	8216	8:35-15:35			
		介護6H	60分	G2	8205	9:00-16:00	8206	9:15-16:15	8207	9:30-16:30	8208	9:45-16:45			
				制服部門用	8217	8:50-15:50	8218	9:05-16:05	8219	9:20-16:20	8220	9:35-16:35			
		介護6.5H	60分	L2	8301	8:00-15:30	8302	8:15-15:45	8303	8:30-16:00	8304	8:45-16:15			
				制服部門用	8313	7:50-15:20	8314	8:05-15:35	8315	8:20-15:50	8316	8:35-16:05			
		介護6.5H	60分	J2	8305	9:00-16:30	8306	9:15-16:45	8307	9:30-17:00	8308	9:45-17:15			
				制服部門用	8317	8:50-16:20	8318	9:05-16:35	8319	9:20-16:50	8320	9:35-17:05			
		介護7H	60分	O2	8401	8:00-16:00	8402	8:15-16:15	8403	8:30-16:30	8404	8:45-16:45			
				制服部門用	8413	7:50-15:50	8414	8:05-16:05	8415	8:20-16:20	8416	8:35-16:35			
		介護7H	60分	M2	8405	9:00-17:00	8406	9:15-17:15	8407	9:30-17:30	8408	9:45-17:45			
				制服部門用	8417	8:50-16:50	8418	9:05-17:05	8419	9:20-17:20	8420	9:35-17:35			

■介護時短スライド 勤務区分一覧 ③ (30分早出パターン)												
※各人に設定された「シフトパターン」内の勤務区分のみ使用できます。他のシフトパターンの勤務区分は使用出来ません。 ※スライド勤務:10日/月まで使用可能です。												
店舗開店時間	主な対象店舗	基本設定		シフトパターン	勤務区分 (※合計4ヶ所)							
		勤務形態	休憩		早番		★通常勤務		遅番①		遅番②	
					新		新		新		新	
10:00開店店舗用 後方スタッフ用	三越、後方スタッフ	介護5H	60分	A3	8005	9:00-15:00	8006	9:15-15:15	8007	9:30-15:30	8008	9:45-15:45
				制服部門用	8017	8:50-14:50	8018	9:05-15:05	8019	9:20-15:20	8020	9:35-15:35
		介護5.5H	60分	E3	8105	9:00-15:30	8106	9:15-15:45	8107	9:30-16:00	8108	9:45-16:15
				制服部門用	8117	8:50-15:20	8118	9:05-15:35	8119	9:20-15:50	8120	9:35-16:05
		介護6H	60分	G3	8205	9:00-16:00	8206	9:15-16:15	8207	9:30-16:30	8208	9:45-16:45
				制服部門用	8217	8:50-15:50	8218	9:05-16:05	8219	9:20-16:20	8220	9:35-16:35
		介護6.5H	60分	J3	8305	9:00-16:30	8306	9:15-16:45	8307	9:30-17:00	8308	9:45-17:15
				制服部門用	8317	8:50-16:20	8318	9:05-16:35	8319	9:20-16:50	8320	9:35-17:05
		介護7H	60分	M3	8405	9:00-17:00	8406	9:15-17:15	8407	9:30-17:30	8408	9:45-17:45
				制服部門用	8417	8:50-16:50	8418	9:05-17:05	8419	9:20-17:20	8420	9:35-17:35
10:30分開店店舗用	丸井	介護5H	60分	B3	8009	9:30-15:30	8010	9:45-15:45	8011	10:00-16:00	8012	10:15-16:15
				制服部門用	8021	9:20-15:20	8022	9:35-15:35	8023	9:50-15:50	8024	10:05-16:05
		介護5.5H	60分	D3	8109	9:30-16:00	8110	9:45-16:15	8111	10:00-16:30	8112	10:15-16:45
				制服部門用	8121	9:20-15:50	8122	9:35-16:05	8123	9:50-16:20	8124	10:05-16:35
		介護6H	60分	H3	8209	9:30-16:30	8210	9:45-16:45	8211	10:00-17:00	8212	10:15-17:15
				制服部門用	8221	9:20-16:20	8222	9:35-16:35	8223	9:50-16:50	8224	10:05-17:05
		介護6.5H	60分	K3	8309	9:30-17:00	8310	9:45-17:15	8311	10:00-17:30	8312	10:15-17:45
				制服部門用	8321	9:20-16:50	8322	9:35-17:05	8323	9:50-17:20	8324	10:05-17:35
		介護7H	60分	N3	8409	9:30-17:30	8410	9:45-17:45	8411	10:00-18:00	8412	10:15-18:15
				制服部門用	8421	9:20-17:20	8422	9:35-17:35	8423	9:50-17:50	8424	10:05-18:05
9:00開店店舗用 小型店舗補用	小型店舗補	介護5H	60分	C3	8001	8:00-14:00	8002	8:15-14:15	8003	8:30-14:30	8004	8:45-14:45
				制服部門用	8013	7:50-13:50	8014	8:05-14:05	8015	8:20-14:20	8016	8:35-14:35
		介護5H	60分	A3	8005	9:00-15:00	8006	9:15-15:15	8007	9:30-15:30	8008	9:45-15:45
				制服部門用	8017	8:50-14:50	8018	9:05-15:05	8019	9:20-15:20	8020	9:35-15:35
		介護5.5H	60分	F3	8101	8:00-14:30	8102	8:15-14:45	8103	8:30-15:00	8104	8:45-15:15
				制服部門用	8113	7:50-14:20	8114	8:05-14:35	8115	8:20-14:50	8116	8:35-15:05
		介護5.5H	60分	E3	8105	9:00-15:30	8106	9:15-15:45	8107	9:30-16:00	8108	9:45-16:15
				制服部門用	8117	8:50-15:20	8120	9:05-15:35	8119	9:20-15:50	8120	9:35-16:05
		介護6H	60分	I3	8201	8:00-15:00	8202	8:15-15:15	8203	8:30-15:30	8204	8:45-15:45
				制服部門用	8213	7:50-14:50	8214	8:05-15:05	8215	8:20-15:20	8216	8:35-15:35
		介護6H	60分	G3	8205	9:00-16:00	8206	9:15-16:15	8207	9:30-16:30	8208	9:45-16:45
				制服部門用	8217	8:50-15:50	8218	9:05-16:05	8219	9:20-16:20	8220	9:35-16:35
		介護6.5H	60分	L3	8301	8:00-15:30	8302	8:15-15:45	8303	8:30-16:00	8304	8:45-16:15
				制服部門用	8313	7:50-15:20	8314	8:05-15:35	8315	8:20-15:50	8316	8:35-16:05
		介護6.5H	60分	J3	8305	9:00-16:30	8306	9:15-16:45	8307	9:30-17:00	8308	9:45-17:15
				制服部門用	8317	8:50-16:20	8318	9:05-16:35	8319	9:20-16:50	8320	9:35-17:05
		介護7H	60分	O3	8401	8:00-16:00	8402	8:15-16:15	8403	8:30-16:30	8404	8:45-16:45
				制服部門用	8413	7:50-15:50	8414	8:05-16:05	8415	8:20-16:20	8416	8:35-16:35
		介護7H	60分	M3	8405	9:00-17:00	8406	9:15-17:15	8407	9:30-17:30	8408	9:45-17:45
				制服部門用	8417	8:50-16:50	8418	9:05-17:05	8419	9:20-17:20	8420	9:35-17:35

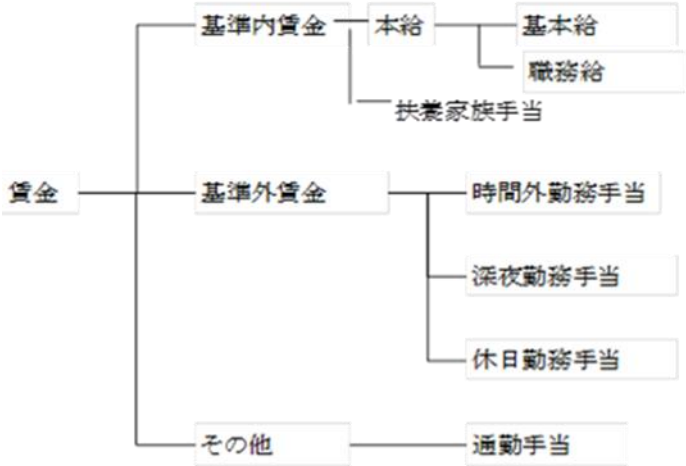
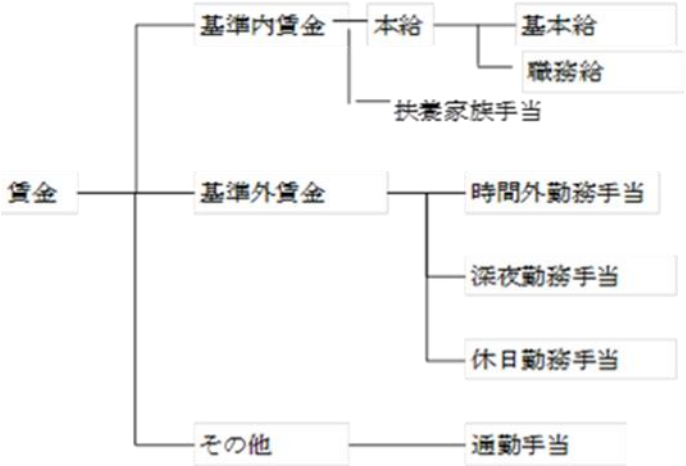
■介護時短スライド 勤務区分一覧 ④ (45分早出パターン)										※各人に設定された「シフトパターン」内の勤務区分のみ使用できます。他のシフトパターンの勤務区分は使用出来ません。 ※スライド勤務：10日/月まで使用可能です。									
店舗開店時間	主な対象店舗	基本設定		シフトパターン	勤務区分 (※合計4ケタ)														
		勤務形態	休憩		★通常勤務		遅番①		遅番②		遅番③								
					新		新		新		新								
10:00開店店舗用 後方スタッフ用	三越、後方スタッフ	介護5H	60分	A4	8005	9:00-15:00	8006	9:15-15:15	8007	9:30-15:30	8008	9:45-15:45							
				制服部門用	8017	8:50-14:50	8018	9:05-15:05	8019	9:20-15:20	8020	9:35-15:35							
		介護5.5H	60分	E4	8105	9:00-15:30	8106	9:15-15:45	8107	9:30-16:00	8108	9:45-16:15							
				制服部門用	8117	8:50-15:20	8118	9:05-15:35	8119	9:20-15:50	8120	9:35-16:05							
		介護6H	60分	G4	8205	9:00-16:00	8206	9:15-16:15	8207	9:30-16:30	8208	9:45-16:45							
				制服部門用	8217	8:50-15:50	8218	9:05-16:05	8219	9:20-16:20	8220	9:35-16:35							
		介護6.5H	60分	J4	8305	9:00-16:30	8306	9:15-16:45	8307	9:30-17:00	8308	9:45-17:15							
				制服部門用	8317	8:50-16:20	8318	9:05-16:35	8319	9:20-16:50	8320	9:35-17:05							
		介護7H	60分	M4	8405	9:00-17:00	8406	9:15-17:15	8407	9:30-17:30	8408	9:45-17:45							
				制服部門用	8417	8:50-16:50	8418	9:05-17:05	8419	9:20-17:20	8420	9:35-17:35							
10:30分開店店舗用	丸井	介護5H	60分	B4	8009	9:30-15:30	8010	9:45-15:45	8011	10:00-16:00	8012	10:15-16:15							
				制服部門用	8021	9:20-15:20	8022	9:35-15:35	8023	9:50-15:50	8024	10:05-16:05							
		介護5.5H	60分	D4	8109	9:30-16:00	8110	9:45-16:15	8111	10:00-16:30	8112	10:15-16:45							
				制服部門用	8121	9:20-15:50	8122	9:35-16:05	8123	9:50-16:20	8124	10:05-16:35							
		介護6H	60分	H4	8209	9:30-16:30	8210	9:45-16:45	8211	10:00-17:00	8212	10:15-17:15							
				制服部門用	8221	9:20-16:20	8222	9:35-16:35	8223	9:50-16:50	8224	10:05-17:05							
		介護6.5H	60分	K4	8309	9:30-17:00	8310	9:45-17:15	8311	10:00-17:30	8312	10:15-17:45							
				制服部門用	8321	9:20-16:50	8322	9:35-17:05	8323	9:50-17:20	8324	10:05-17:35							
		介護7H	60分	N4	8409	9:30-17:30	8410	9:45-17:45	8411	10:00-18:00	8412	10:15-18:15							
				制服部門用	8421	9:20-17:20	8422	9:35-17:35	8423	9:50-17:50	8424	10:05-18:05							
9:00開店店舗用 小型店舗用	小型店舗	介護5H	60分	C4	8001	8:00-14:00	8002	8:15-14:15	8003	8:30-14:30	8004	8:45-14:45							
				制服部門用	8013	7:50-13:50	8014	8:05-14:05	8015	8:20-14:20	8016	8:35-14:35							
		介護5H	60分	A4	8005	9:00-15:00	8006	9:15-15:15	8007	9:30-15:30	8008	9:45-15:45							
				制服部門用	8017	8:50-14:50	8018	9:05-15:05	8019	9:20-15:20	8020	9:35-15:35							
		介護5.5H	60分	F4	8101	8:00-14:30	8102	8:15-14:45	8103	8:30-15:00	8104	8:45-15:15							
				制服部門用	8113	7:50-14:20	8114	8:05-14:35	8115	8:20-14:50	8116	8:35-15:05							
		介護5.5H	60分	E4	8105	9:00-15:30	8106	9:15-15:45	8107	9:30-16:00	8108	9:45-16:15							
				制服部門用	8117	8:50-15:20	8120	9:05-15:35	8119	9:20-15:50	8120	9:35-16:05							
		介護6H	60分	I4	8201	8:00-15:00	8202	8:15-15:15	8203	8:30-15:30	8204	8:45-15:45							
				制服部門用	8213	7:50-14:50	8214	8:05-15:05	8215	8:20-15:20	8216	8:35-15:35							
		介護6H	60分	G4	8205	9:00-16:00	8206	9:15-16:15	8207	9:30-16:30	8208	9:45-16:45							
				制服部門用	8217	8:50-15:50	8218	9:05-16:05	8219	9:20-16:20	8220	9:35-16:35							
		介護6.5H	60分	L4	8301	8:00-15:30	8302	8:15-15:45	8303	8:30-16:00	8304	8:45-16:15							
				制服部門用	8313	7:50-15:20	8314	8:05-15:35	8315	8:20-15:50	8316	8:35-16:05							
		介護6.5H	60分	J4	8305	9:00-16:30	8306	9:15-16:45	8307	9:30-17:00	8308	9:45-17:15							
				制服部門用	8317	8:50-16:20	8318	9:05-16:35	8319	9:20-16:50	8320	9:35-17:05							
介護7H	60分	O4	8401	8:00-16:00	8402	8:15-16:15	8403	8:30-16:30	8404	8:45-16:45									
		制服部門用	8413	7:50-15:50	8414	8:05-16:05	8415	8:20-16:20	8416	8:35-16:35									
介護7H	60分	M3	8405	9:00-17:00	8406	9:15-17:15	8407	9:30-17:30	8408	9:45-17:45									
		制服部門用	8417	8:50-16:50	8418	9:05-17:05	8419	9:20-17:20	8420	9:35-17:35									

(以下略)

第4章 フレックスタイム制勤務										第4章 フレックスタイム制勤務										
第402条(始・終業時刻) フレックスタイム制勤務を行う <u>メイトスタッフ</u> については本規程第201条の始・終業時刻の定めを適用せず個人が自主的に選択するところによる。 但し、始・終業の時刻を前日までに上長に届け出なければならない。										第402条(始・終業時刻) フレックスタイム制勤務を行う <u>メイト社員</u> については本規程第201条の始・終業時刻の定めを適用せず個人が自主的に選択するところによる。 但し、始・終業の時刻を前日までに上長に届け出なければならない。										・名称変更
第404条(清算期間中の総所定労働時間) フレックスタイム制勤務を行う <u>メイトスタッフ</u> の清算期間中の総所定労働時間は、										第404条(清算期間中の総所定労働時間) フレックスタイム制勤務を行う <u>メイト社員</u> の清算期間中の総所定労働時間は、本規										・名称変更

本規程第 201 条に基づき組合と協定した所属別就業時間の月間所定労働時間とする	程第 201 条に基づき組合と協定した所属別就業時間の月間所定労働時間とする																																																					
第 405 条（労働時間帯の区分） 1. フレキシブルタイム 個人が始・終業を自主的に選択できる時間帯で、原則として午前 8 時から午後 10 時までとする。 2. 休憩時間 メイトスタッフ労働協約第 603 条に基づきその日の標準労働時間帯に応じ組合と協定した時間とする。 3. 標準労働時間帯 本規程第 201 条に基づき組合と協定した所属別就業時間帯とする。	第 405 条（労働時間帯の区分） 1. フレキシブルタイム 個人が始・終業を自主的に選択できる時間帯で、原則として午前 8 時から午後 10 時までとする。 2. 休憩時間 メイト社員労働協約第 603 条に基づきその日の標準労働時間帯に応じ組合と協定した時間とする。 3. 標準労働時間帯 本規程第 201 条に基づき組合と協定した所属別就業時間帯とする。	・ 名称変更																																																				
時間外・休日勤務に関する規程	(削除)	・ 社員労働協約 へ適用のため削除																																																				
休日規程	休日規程																																																					
第 1 章 総 則	第 1 章 総 則																																																					
第 101 条(目的) 本規程は、メイトスタッフ労働協約第 613 条に基づき、メイトスタッフの休日に関する事項を定める。	第 101 条(目的) 本規程は、メイト社員労働協約第 613 条に基づき、メイト社員の休日に関する事項を定める。	・ 名称変更																																																				
連続休暇規程	連続休暇規程																																																					
第 2 条(連続休暇分各個休日) 連続休暇分各個休日は、原則として年間 8 日とする。 ②新入メイトスタッフは入社月により次の通りとする。 <table><tr><td>月</td><td>4月</td><td>5月</td><td>6月</td><td>7月</td><td>8月</td><td>9月</td><td>10月</td><td>11月</td><td>12月</td><td>1月</td><td>2月</td><td>3月</td></tr><tr><td>日数</td><td>8</td><td>8</td><td>6</td><td>6</td><td>4</td><td>4</td><td>4</td><td>4</td><td>2</td><td>2</td><td>0</td><td>0</td></tr></table>	月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	日数	8	8	6	6	4	4	4	4	2	2	0	0	第 2 条(連続休暇分各個休日) 連続休暇分各個休日は、原則として年間 8 日とする。 ②新入メイト社員は入社月により次の通りとする。 <table><tr><td>月</td><td>4月</td><td>5月</td><td>6月</td><td>7月</td><td>8月</td><td>9月</td><td>10月</td><td>11月</td><td>12月</td><td>1月</td><td>2月</td><td>3月</td></tr><tr><td>日数</td><td>8</td><td>8</td><td>6</td><td>6</td><td>4</td><td>4</td><td>4</td><td>4</td><td>2</td><td>2</td><td>0</td><td>0</td></tr></table>	月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	日数	8	8	6	6	4	4	4	4	2	2	0	0	・ 名称変更
月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月																																										
日数	8	8	6	6	4	4	4	4	2	2	0	0																																										
月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月																																										
日数	8	8	6	6	4	4	4	4	2	2	0	0																																										
第 3 条(編成基準) 連続休暇は、次の基準により編成する。 1. 各自が保有する前年度の有給休暇（旧有給休暇）と当該週各個休日及び連続休暇分各個休日をもって、原則として 1 週間単位で編成する。但し、分割取得も可能と	第 3 条(編成基準) 連続休暇は、次の基準により編成する。 1. 各自が保有する前年度の有給休暇（旧有給休暇）と当該週各個休日及び連続休暇分各個休日をもって、原則として 1 週間単位で編成する。但し、分割取得も可能と	・ 名称変更																																																				

する。 2. 編成期間は毎年上期(4月～9月)、及び下期(10月～翌3月)に分割する。 3. 連続休暇分各個休日は、原則として上・下期に二分する。 4. 連休編成は、原則として各期の期初に申請する。編成週数の上限は、上・下期合わせて4週間までとする。なお、期初申請以外に連休編成を希望する場合には、原則として前月25日までに上長に申し出る。 5. 前号にかかわらず、新入<u>メイトスタッフ</u>は新有給休暇と当該週各個休日及び連続休暇分各個休日をもって3週間まで編成することができる。 6. 入社年度の編成は、入社後3ヵ月を経過した日以降に設定することとする。但し、<u>アシストスタッフ</u>から<u>メイトスタッフ</u>に採用された者は除く。 7. 特に定める所属については、連続休暇を一斉に実施することがある。	する。 2. 編成期間は毎年上期(4月～9月)、及び下期(10月～翌3月)に分割する。 3. 連続休暇分各個休日は、原則として上・下期に二分する。 4. 連休編成は、原則として各期の期初に申請する。編成週数の上限は、上・下期合わせて4週間までとする。なお、期初申請以外に連休編成を希望する場合には、原則として前月25日までに上長に申し出る。 5. 前号にかかわらず、新入<u>メイト社員</u>は新有給休暇と当該週各個休日及び連続休暇分各個休日をもって3週間まで編成することができる。 6. 入社年度の編成は、入社後3ヵ月を経過した日以降に設定することとする。但し、<u>フェロー社員</u>から<u>メイト社員</u>に採用された者は除く。 7. 特に定める所属については、連続休暇を一斉に実施することがある。	
第5条(編成の変更) 原則として、編成後の変更は認めない。 但し、次の事由による場合は、実施期間の変更を認める。 1. 業務の都合によりやむを得ない場合は、本人の同意を得て変更することができる。 2. 本人の都合による場合は、上長の承認を得て、変更することができる。 3. 組合業務に著しく支障をきたす場合は、本人が同意し、上長が承認した場合には変更することができる。 4. 連続休暇編成後に事由が発生した<u>メイトスタッフ</u>労働協約第620条に定める慶弔災害休暇、<u>メイトスタッフ</u>労働協約第614条第2項に定めるストック有給休暇及び労働災害による休業が連続休暇と重なった場合は、変更することができる 5. 前各号の変更は、原則として休暇実施の2週間前までに行うこととする。 6. 休職中の者は、連続休暇は実施しない。但し、実施期間の途中において休職が解除され就業した場合は、有給休暇の保有日数により実施する。なお、連続休暇分各個休日の付与日数については、本規程第2条第2項を準用する。	第5条(編成の変更) 原則として、編成後の変更は認めない。 但し、次の事由による場合は、実施期間の変更を認める。 1. 業務の都合によりやむを得ない場合は、本人の同意を得て変更することができる。 2. 本人の都合による場合は、上長の承認を得て、変更することができる。 3. 組合業務に著しく支障をきたす場合は、本人が同意し、上長が承認した場合には変更することができる。 4. 連続休暇編成後に事由が発生した<u>メイト社員</u>労働協約第620条に定める慶弔災害休暇、<u>メイト社員</u>労働協約第614条第2項に定めるストック有給休暇及び労働災害による休業が連続休暇と重なった場合は、変更することができる 5. 前各号の変更は、原則として休暇実施の2週間前までに行うこととする。 6. 休職中の者は、連続休暇は実施しない。但し、実施期間の途中において休職が解除され就業した場合は、有給休暇の保有日数により実施する。なお、連続休暇分各個休日の付与日数については、本規程第2条第2項を準用する。	・名称変更
ストック有給休暇規程	ストック有給休暇規程	
第7条(申し出の撤回) 第5条及び第6条に基づき使用の申し出のあったストック有給休暇について、社員が事前に撤回を申し出た場合には、会社は原則として撤回を認めるが、当該使用日	第7条(申し出の撤回) 第5条及び第6条に基づき使用の申し出のあったストック有給休暇について、社員が事前に撤回を申し出た場合には、会社は原則として撤回を認めるが、当該使用日	・名称変更

に対して天災地変等による事業や店舗の臨時休業日が設定された場合には、ストック有給休暇の使用の撤回を申し出ることとはできない。但し、申し出の事後に事由が発生した <u>メイトスタッフ</u> 労働協約第 620 条に定める慶弔災害休暇及び労働災害により休業する場合には、使用の撤回を申し出ることができる。	に対して天災地変等による事業や店舗の臨時休業日が設定された場合には、ストック有給休暇の使用の撤回を申し出ることとはできない。但し、申し出の事後に事由が発生した <u>メイト社員</u> 労働協約第 620 条に定める慶弔災害休暇及び労働災害により休業する場合には、使用の撤回を申し出ることができる。	
賃金規程	賃金規程	
第 1 章 総 則	第 1 章 総 則	
第 101 条(目的) 本規程は、労働協約第 625 条に基づき、 <u>メイトスタッフ</u> の賃金に関する事項を定める。	第 101 条(目的) 本規程は、労働協約第 625 条に基づき、 <u>メイト社員</u> の賃金に関する事項を定める。	・名称変更
第 102 条(賃金構成) <u>メイトスタッフ</u> の通常の月例賃金は、次の通りとする。  <pre>graph LR; A[賃金] --- B[基準内賃金]; A --- C[基準外賃金]; A --- D[その他]; B --- E[本給]; B --- F[扶養家族手当]; E --- G[基本給]; E --- H[職務給]; C --- I[時間外勤務手当]; C --- J[深夜勤務手当]; C --- K[休日勤務手当]; D --- L[通勤手当]</pre>	第 102 条(賃金構成) <u>メイト社員</u> の通常の月例賃金は、次の通りとする。  <pre>graph LR; A[賃金] --- B[基準内賃金]; A --- C[基準外賃金]; A --- D[その他]; B --- E[本給]; B --- F[扶養家族手当]; E --- G[基本給]; E --- H[職務給]; C --- I[時間外勤務手当]; C --- J[深夜勤務手当]; C --- K[休日勤務手当]; D --- L[通勤手当]</pre>	・名称変更
第 107 条(非常時払) 出産、疾病、災害その他法令で定める非常の費用に充てるために <u>メイトスタッフ</u> から非常時払の請求があったときは、その都度既往の労働に対する賃金を支払う。	第 107 条(非常時払) 出産、疾病、災害その他法令で定める非常の費用に充てるために <u>メイト社員</u> から非常時払の請求があったときは、その都度既往の労働に対する賃金を支払う。	・名称変更
第 108 条(欠勤及び遅刻、早退、外出の賃金控除) メイトスタッフ労働協約第 615 条の欠勤に対しては、1 日につき基準内賃金の 20.4 分の 1 を控除し、 <u>メイトスタッフ</u> 労働協約第 606 条第 1 項の遅刻、早退、外出に対しては、1 分につき基準内賃金の 9700 分の 1 を控除する。但し、控除額の合計は、当該月に支給された基準内賃金を超えないものとする	第 108 条(欠勤及び遅刻、早退、外出の賃金控除) メイトスタッフ労働協約第 615 条の欠勤に対しては、1 日につき基準内賃金の 20.4 分の 1 を控除し、 <u>メイト社員</u> 労働協約第 606 条第 1 項の遅刻、早退、外出に対しては、1 分につき基準内賃金の 9700 分の 1 を控除する。但し、控除額の合計は、当該月に支給された基準内賃金を超えないものとする	・名称変更

第 109 条(休職・休暇等の賃金) <u>メイトスタッフ</u>労働協約第 510 条に定める休職期間並びに<u>メイトスタッフ</u>労働協約第 615 条、第 616 条、第 617 条及び第 618 条の休暇期間は、無給とする。但し、<u>メイトスタッフ</u>労働協約第 510 条第 1 号については、第 306 条に定める休職手当を支給することがある。また、<u>メイトスタッフ</u>労働協約第 510 条第 2 号及び第 3 号についても、別に定めがある場合には通常の賃金を支給することがある。	第 109 条(休職・休暇等の賃金) <u>メイト社員</u>労働協約第 510 条に定める休職期間並びに<u>メイト社員</u>労働協約第 615 条、第 616 条、第 617 条及び第 618 条の休暇期間は、無給とする。但し、<u>メイト社員</u>労働協約第 510 条第 1 号については、第 306 条に定める休職手当を支給することがある。また、<u>メイト社員</u>労働協約第 510 条第 2 号及び第 3 号についても、別に定めがある場合には通常の賃金を支給することがある。	・名称変更
諒解事項 第 108 条の<u>メイトスタッフ</u>労働協約第 606 条第 1 項にかかる定めは、2024 年 10 月 1 日以降の遅刻、早退、外出に対して有効とし、2024 年 9 月 30 日以前の遅刻、早退、外出（<u>メイトスタッフ</u>労働協約第 606 条第 2 項に定めるものを除く）に対しては、1 カ月通算で 1 日あたりの所定労働時間に達するごとに、欠勤 1 日として取り扱い、1 日につき基準内賃金の 20.4 分の 1 を控除する。	諒解事項 第 108 条の<u>メイト社員</u>労働協約第 606 条第 1 項にかかる定めは、2024 年 10 月 1 日以降の遅刻、早退、外出に対して有効とし、2024 年 9 月 30 日以前の遅刻、早退、外出（<u>メイト社員</u>労働協約第 606 条第 2 項に定めるものを除く）に対しては、1 カ月通算で 1 日あたりの所定労働時間に達するごとに、欠勤 1 日として取り扱い、1 日につき基準内賃金の 20.4 分の 1 を控除する。	・名称変更
第 2 章 基準内賃金	第 2 章 基準内賃金	
第 201 条(原則) <u>メイトスタッフ</u>の基準内賃金は基本給および職務給によって構成する。 ②採用時の基本給は、本人の能力及び前歴を考慮の上別表（1）の通り個別に定める。 ③職務給は、担う職務に応じて別表（1）の通り支給するものとする。	第 201 条(原則) <u>メイト社員</u>の基準内賃金は基本給および職務給によって構成する。 ②採用時の基本給は、本人の能力及び前歴を考慮の上別表（1）の通り個別に定める。 ③職務給は、担う職務に応じて別表（1）の通り支給するものとする。	・名称変更
第 202 条(本給評価による格付) 会社は、<u>メイトスタッフ</u>を本給評価し、本給表上に適正に格付けする。 ② 本給評価による格付の時期は、年 1 回、6 月 16 日付とし、7 月支給給与より反映する。 ③ 本給評価の資格者は、原則として当該資格で 6 ヶ月以上の勤務実績を有する者とする。	第 202 条(本給評価による格付) 会社は、<u>メイト社員</u>を本給評価し、本給表上に適正に格付けする。 ② 本給評価による格付の時期は、年 1 回、6 月 16 日付とし、7 月支給給与より反映する。 ③ 本給評価の資格者は、原則として当該資格で 6 ヶ月以上の勤務実績を有する者とする。	
第 203 条(昇格) 会社は、昇格考課により、一定基準に達し、会社が認めた場合は、<u>メイトスタッフ I</u>を<u>メイトスタッフ II</u>へ昇格させる。	第 203 条(昇格) 会社は、昇格考課により、一定基準に達し、会社が認めた場合は、<u>メイト社員 I</u>を<u>メイト社員 II</u>へ昇格させる。	・名称変更
第 3 章 諸手当	第 3 章 諸手当	
第 301 条(扶養家族手当) 会社は、扶養家族を有する<u>メイトスタッフ</u>に対し、対象者一人につき 9,000 円の扶	第 301 条(扶養家族手当) 会社は、扶養家族を有する<u>メイト社員</u>に対し、対象者一人につき 9,000 円の扶養	・名称変更

養家族手当を支給する。 なお、扶養家族は所得税法上の扶養者の認定をもって対象とする。 ②前項の扶養家族のうち以下のいずれかに該当する者を扶養家族手当の支給対象とする。 イ. 満 18 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある子 ロ. 重度障害（１・２級）のある者 ハ. 障害のある子 但し、支給対象の人数の限度は、4 人までとする。 ③扶養家族手当を申請するものは、必要書類を速やかに提出しなければならない。 ④前月 1 日から前月末日の全勤務日について労務提供が無い場合は、その月の扶養家族手当を支給しない。	家族手当を支給する。 なお、扶養家族は所得税法上の扶養者の認定をもって対象とする。 ②前項の扶養家族のうち以下のいずれかに該当する者を扶養家族手当の支給対象とする。 イ. 満 18 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある子 ロ. 重度障害（１・２級）のある者 ハ. 障害のある子 但し、支給対象の人数の限度は、4 人までとする。 ③扶養家族手当を申請するものは、必要書類を速やかに提出しなければならない。 ④前月 1 日から前月末日の全勤務日について労務提供が無い場合は、その月の扶養家族手当を支給しない。	
第 305 条(傷病調整手当) <u>メイトスタッフ</u>が業務外の傷病による欠勤により<u>メイトスタッフ</u>労働協約第 615 条第 1 項及び第 2 項に定める手続きをとった場合で、<u>メイトスタッフ</u>労働協約第 614 条に定める年次有給休暇及びストック有給休暇の残数がなく、かつ、健康保険法上の給付(傷病手当金) が満了した場合、以後当該欠勤期間の間、本人の申請に対する傷病手当金の不支給決定通知書をもって、傷病調整手当を支給する。 ②傷病調整手当は基準内賃金の 60%とする。 ③健康保険法上の給付（傷病手当金）期間中に、本人の責により不支給となった場合は支給しない。	第 305 条(傷病調整手当) <u>メイト社員</u>が業務外の傷病による欠勤により<u>メイト社員</u>労働協約第 615 条第 1 項及び第 2 項に定める手続きをとった場合で、<u>メイト社員</u>労働協約第 614 条に定める年次有給休暇及びストック有給休暇の残数がなく、かつ、健康保険法上の給付(傷病手当金) が満了した場合、以後当該欠勤期間の間、本人の申請に対する傷病手当金の不支給決定通知書をもって、傷病調整手当を支給する。 ②傷病調整手当は基準内賃金の 60%とする。 ③健康保険法上の給付（傷病手当金）期間中に、本人の責により不支給となった場合は支給しない。	
第 306 条(休職手当) <u>メイトスタッフ</u>労働協約第 510 条第 1 号に定める事由により休職中の<u>メイトスタッフ</u>が、健康保険法上の給付(傷病手当金)が満了した場合、その後同号に定める休職期間満了までの間、本人の申請に対する傷病手当金の不支給通知書をもって、基準内賃金の 60%を休職手当として支給する。但し、<u>メイトスタッフ</u>労働協約第 511 条に定める義務を履行した場合に限る。	第 306 条(休職手当) <u>メイト社員</u>労働協約第 510 条第 1 号に定める事由により休職中の<u>メイト社員</u>が、健康保険法上の給付(傷病手当金)が満了した場合、その後同号に定める休職期間満了までの間、本人の申請に対する傷病手当金の不支給通知書をもって、基準内賃金の 60%を休職手当として支給する。但し、<u>メイト社員</u>労働協約第 511 条に定める義務を履行した場合に限る。	・名称変更
第 307 条(休業手当) 会社の責に帰すべき理由で、<u>メイトスタッフ</u>の一部または全部を休業させた場合は、休業の日より 1 日につき平均賃金の 60%を支給する。 天地地変、火災等のやむを得ない理由で、<u>メイトスタッフ</u>の一部または全部を休業	第 307 条(休業手当) 会社の責に帰すべき理由で、<u>メイト社員</u>の一部または全部を休業させた場合は、休業の日より 1 日につき平均賃金の 60%を支給する。 天地地変、火災等のやむを得ない理由で、<u>メイト社員</u>の一部または全部を休業させ	・名称変更

させた場合は、会社・組合協議の上決定する。	た場合は、会社・組合協議の上決定する。	
第 308 条(通勤手当) 会社は、通勤のために必要な交通費を、別に定める「通勤費支給細則」に基づき支給する。 ②通勤手当として支給された金額は全額通勤費として使用しなければならない。 ③自家用車を利用する場合の取扱いについては、 <u>ゼネラルスタッフ</u> 労働協約「自家用車通勤管理細則」に定める基準を準用する。	第 308 条(通勤手当) 会社は、通勤のために必要な交通費を、別に定める「通勤費支給細則」に基づき支給する。 ②通勤手当として支給された金額は全額通勤費として使用しなければならない。 ③自家用車を利用する場合の取扱いについては、 <u>社員</u> 労働協約「自家用車通勤管理細則」に定める基準を準用する。	
第 309 条（最低賃金） 会社は、 <u>メイトスタッフ</u> の本給が扶養者・年齢別または扶養者別に設定した最低賃金を下回る場合、その差額を支給する。	第 309 条（最低賃金） 会社は、 <u>メイト社員</u> の本給が扶養者・年齢別または扶養者別に設定した最低賃金を下回る場合、その差額を支給する。	・名称変更
第 4 章 賞 与	第 4 章 賞 与	
第 401 条(賞与) 会社は賞与を、年 2 回、6 月及び 12 月に、賞与支給日に在籍する <u>メイトスタッフ</u> に支給する。賞与の支給額は会社・組合協議の上決定する。	第 401 条(賞与) 会社は賞与を、年 2 回、6 月及び 12 月に、賞与支給日に在籍する <u>メイト社員</u> に支給する。賞与の支給額は会社・組合協議の上決定する。	・名称変更
通勤費支給細則	(削除)	・ <u>社員労働協約へ適用のため削除</u>
退職給付規程	退職給付規程	
第 1 章 総 則	第 1 章 総 則	
第 101 条(目 的) 本規程は、 <u>メイトスタッフ</u> の退職給付に関する事項を定める。	第 101 条(目 的) 本規程は、 <u>メイト社員</u> の退職給付に関する事項を定める。	・名称変更
第 102 条（支給条件） 入社後満 3 年以上勤務した <u>メイトスタッフ</u> に対し、本規程の定めるところにより退職金を支給する。	第 102 条（支給条件） 入社後満 3 年以上勤務した <u>メイト社員</u> に対し、本規程の定めるところにより退職金を支給する。	・名称変更
表彰・懲戒規程	(削除)	・ <u>社員労働協約へ適用のため削除</u>
キャリア形成支援制度規程	キャリア形成支援制度規程	
第 2 章 <u>ゼネラルスタッフ</u> 登用制度	第 2 章 <u>社員</u> 登用制度	・名称変更
第 201 条（資格要件）	第 201 条（資格要件）	・名称変更

本制度の対象者は、選考の申請時点において <u>メイトスタッフⅡ</u> の経験が1年以上であり、原則本給評価B以上かつ、所属長による登用考課が原則A以上の者とする。	本制度の対象者は、選考の申請時点において <u>メイト社員Ⅱ</u> の経験が1年以上であり、原則本給評価B以上かつ、所属長による登用考課が原則A以上の者とする。	
第202条（概要） <u>ゼネラルスタッフ</u> 登用制度は、個々人の働く上での能力の高まりに応じたキャリアを実現し、活躍の場を拡大することを目的として、本人の希望により登用する制度とする。	第202条（概要） <u>社員</u> 登用制度は、個々人の働く上での能力の高まりに応じたキャリアを実現し、活躍の場を拡大することを目的として、本人の希望により登用する制度とする。	・名称変更
第3章 自己申告制度	第3章 自己申告制度	
第302条（対象者） 本制度の対象者は、全ての <u>メイトスタッフ</u> とする	第302条（対象者） 本制度の対象者は、全ての <u>メイト社員</u> とする	・名称変更
第4章 グループ社内公募制度	第4章 グループ社内公募制度	
第402条（対象者） 本制度の対象者は、全ての <u>メイトスタッフ</u> とする。但し、以下の各号のいずれかに該当する者は除く。 1. 過去本制度による人事異動が行われた者で、当該人事異動実施日から本制度による新たな人事異動実施予定日までの期間が3年を経過していない者 2. <u>メイトスタッフ</u> 労働協約第510条に定める休職中の者	第402条（対象者） 本制度の対象者は、全ての <u>メイト社員</u> とする。但し、以下の各号のいずれかに該当する者は除く。 1. 過去本制度による人事異動が行われた者で、当該人事異動実施日から本制度による新たな人事異動実施予定日までの期間が3年を経過していない者 2. <u>メイト社員</u> 労働協約第510条に定める休職中の者	・名称変更
第5章 ライフイベント再雇用制度	第5章 ライフイベント再雇用制度	
第502条(対象者) 本制度の対象者は、次の各号の全てに該当する者とする。 1. <u>メイトスタッフ</u> のうち、退職日時点で、 <u>メイトスタッフ</u> として勤続満2年以上の者。 2. 退職後、再雇用時までの離職期間が12年以内の者。 但し、在籍期間中に休職期間がある場合には、退職後1年以上勤務した場合を除き、その休職期間は離職期間に通算する。 3. 再雇用時の年齢が58歳以下の者。 4. 過去に本制度を利用したことがない者。 5. 退職事由が、結婚、出産、育児、介護または配偶者転勤または不妊治療のいずれかである者。	第502条(対象者) 本制度の対象者は、次の各号の全てに該当する者とする。 1. <u>メイト社員</u> のうち、退職日時点で、 <u>メイト社員</u> として勤続満2年以上の者。 2. 退職後、再雇用時までの離職期間が12年以内の者。 但し、在籍期間中に休職期間がある場合には、退職後1年以上勤務した場合を除き、その休職期間は離職期間に通算する。 3. 再雇用時の年齢が58歳以下の者。 4. 過去に本制度を利用したことがない者。 5. 退職事由が、結婚、出産、育児、介護または配偶者転勤または不妊治療のいずれかである者。 <u>なお、配属者転勤とは、配偶者が、転居を必要とする地域（海外・国内）で勤務する</u>	・名称変更 ・配属者転勤の定義を補足

但し、第 8 章に定めるネクストキャリア制度を利用した者は対象者から除く。 <u>(新設)</u> 6. 退職日時点で、<u>メイトスタッフ</u>労働協約第 510 条第 1 号に定める休職中ではない者。 ② 前項にかかわらず、特別な事情により会社が必要と認めた場合には、この限りではない。	<u>こと（長期出張、社命留学等を含む）または職業上の活動を個人で行うこと（事業の経営等）をいい、当該地域での滞在が概ね 6 ヶ月以上にわたって継続することが見込まれるものをいう。</u> 但し、第 8 章に定めるネクストキャリア制度を利用した者は対象者から除く。 6. 退職日時点で、<u>メイト社員</u>労働協約第 510 条第 1 号に定める休職中ではない者。 ② 前項にかかわらず、特別な事情により会社が必要と認めた場合には、この限りではない。	
第 504 条(労働条件) 再雇用時の労働条件は次の通りとする。 (1)雇用形態は、退職時の雇用形態が<u>ゼネラルスタッフ</u>の場合は、在籍中の履歴等を勘案し、原則販売職として再雇用する。また、ステージ A・ステージ B の<u>ゼネラルスタッフ</u>については、離職期間が原則 5 年以内の場合には、在籍中と同資格にて再雇用する場合がある。 (2)再雇用時の雇用形態が<u>メイト</u>・プロスタッフの場合の職種は、在籍時の経験、能力等を勘案の上、決定する。 (3)再雇用時の配属は社命により行う。 (4) <u>アシストスタッフ</u>を退職した者については、原則として在籍中と同一職種として再雇用する。 (5)再雇用時の賃金は、在籍時の経験、能力等及び再雇用時の雇用形態や資格、役割、職務等を勘案の上、決定する。	第 504 条(労働条件) 再雇用時の労働条件は次の通りとする。 (1)雇用形態は、退職時の雇用形態が<u>社員</u>の場合は、在籍中の履歴等を勘案し、原則販売職として再雇用する。また、ステージ A・ステージ B の<u>社員</u>については、離職期間が原則 5 年以内の場合には、在籍中と同資格にて再雇用する場合がある。 (2)再雇用時の雇用形態が<u>メイト社員</u>・プロスタッフの場合の職種は、在籍時の経験、能力等を勘案の上、決定する。 (3)再雇用時の配属は社命により行う。 (4) <u>フェロー社員</u>を退職した者については、原則として在籍中と同一職種として再雇用する。 (5)再雇用時の賃金は、在籍時の経験、能力等及び再雇用時の雇用形態や資格、役割、職務等を勘案の上、決定する。	
第 505 条（離職期間中の取扱い） 会社は<u>アシストスタッフ</u>として勤務を希望する<u>ゼネラルスタッフ</u>、<u>メイトスタッフ</u>、<u>プロスタッフ</u>に対し、各月 1 日付で<u>アシストスタッフ</u>への雇用転換を認め、以下を特例として設定する。 (1) 離職期間を置かず、退職月の翌月 1 日付で<u>アシストスタッフ</u>として雇用転換する<u>ゼネラルスタッフ</u>、<u>メイトスタッフ</u>、<u>プロスタッフ</u>の年次有給休暇に関しては、<u>ゼネラルスタッフ</u>および<u>メイトスタッフ</u>としての勤続年数を含めて付与する。 (2) 前項を除き、<u>アシストスタッフ</u>雇用転換前の勤続年数を通算しない。 (3) 会社は<u>アシストスタッフ</u>として雇用転換後、本人から申請があった場合、<u>ゼネラルスタッフ</u>、<u>メイトスタッフ</u>、<u>プロスタッフ</u>に再雇用できる。	第 505 条（離職期間中の取扱い） 会社は<u>フェロー社員</u>として勤務を希望する<u>社員</u>、<u>メイト社員</u>、<u>プロスタッフ</u>に対し、各月 1 日付で<u>フェロー社員</u>への雇用転換を認め、以下を特例として設定する。 (1) 離職期間を置かず、退職月の翌月 1 日付で<u>フェロー社員</u>として雇用転換する<u>社員</u>、<u>メイト社員</u>、<u>プロスタッフ</u>の年次有給休暇に関しては、<u>社員</u>および<u>メイト社員</u>としての勤続年数を含めて付与する。 (2) 前項を除き、<u>フェロー社員</u>雇用転換前の勤続年数を通算しない。 (3) 会社は<u>フェロー社員</u>として雇用転換後、本人から申請があった場合、<u>社員</u>、<u>メイト社員</u>、<u>プロスタッフ</u>に再雇用できる。 その取り扱いは第 503 条、第 504 条、第 505 条、第 506 条により取り扱う。	・名称変更

その取り扱いは第 503 条、第 504 条、第 505 条、第 506 条により取り扱う。 ② <u>アシストスタッフ</u> 採用時の賃金は、在職中の前歴、能力等を勘案の上、決定する。	② <u>フェロー社員</u> 採用時の賃金は、在職中の前歴、能力等を勘案の上、決定する。	
第 6 章 グループライフイベント転籍制度	第 6 章 グループライフイベント転籍制度	
第 602 条(対象者) 本制度の対象者は、次の各号全てに該当する者とする。 1. <u>メイトスタッフ</u> として、会社が新会社雇用日として指定する月の前月末日時点で勤続 1 年以上となる者。 2. 新会社雇用時の年齢が 60 歳未満の者。 3. ライフイベントの変化により、他の地域へ転居せざるを得ない事情がある者。但し、ネクストキャリア制度を申請したものは除く。 4. 会社が定める申請期間に、所定の手続により申請し、本制度の適用を認めた者。	第 602 条(対象者) 本制度の対象者は、次の各号全てに該当する者とする。 1. <u>メイト社員</u> として、会社が新会社雇用日として指定する月の前月末日時点で勤続 1 年以上となる者。 2. 新会社雇用時の年齢が 60 歳未満の者。 3. ライフイベントの変化により、他の地域へ転居せざるを得ない事情がある者。但し、ネクストキャリア制度を申請したものは除く。 4. 会社が定める申請期間に、所定の手続により申請し、本制度の適用を認めた者。	・名称変更
第 603 条(申請事由) 本制度は、新会社雇用日前日 2 年以内に次のいずれかの事由が発生した場合に使用することができる。 1. 結婚・配偶者転勤 原則新会社雇用時点で配偶者と同居する場合に限る。 <u>(新設)</u> (以下略)	第 603 条(申請事由) 本制度は、新会社雇用日前日 2 年以内に次のいずれかの事由が発生した場合に使用することができる。 1. 結婚・配偶者転勤 原則新会社雇用時点で配偶者と同居する場合に限る。 <u>なお、配属者転勤とは、配偶者が、転居を必要とする地域（海外・国内）で勤務すること（長期出張、社命留学等を含む）または職業上の活動を個人で行うこと（事業の経営等）をいい、当該地域での滞在が概ね 6 ヶ月以上にわたって継続することが見込まれるものをいう。</u> (以下略)	・配偶者転勤の 定義を補足
第 7 章 グループ内出向者転籍制度	第 7 章 グループ内出向者転籍制度	
第 702 条(対象者) 本制度の対象者は、次の各号の全てに該当する者とする。 1. 申請年度の 4 月 1 日時点で、全ての雇用形態（但し、アルバイトを除く）を通算して勤続 5 年以上の <u>メイトスタッフ</u> 。 2. 申請年度の 4 月 1 日時点で、雇用を希望する企業（以下、「新会社」という。）への出向期間が引き続き 1 年以上であり、かつ通算 2 年以上である者。 <u>但し、出向期間において、研修出向の期間は除く。</u> 3. 申請時点で引き続き当該企業に出向している者。	第 702 条(対象者) 本制度の対象者は、次の各号の全てに該当する者とする。 1. 申請年度の 4 月 1 日時点で、全ての雇用形態（但し、アルバイトを除く）を通算して勤続 5 年以上の <u>メイト社員</u> 。 2. 申請年度の 4 月 1 日時点で、雇用を希望する企業（以下、「新会社」という。）への出向期間が引き続き 1 年以上であり、かつ通算 2 年以上である者。 <u>なお、出向期間は、全ての雇用形態を通算する。但し、研修出向及びアルバイトの期間は除く。</u> 3. 申請時点で引き続き当該企業に出向している者。	・名称変更 ・出向期間は全 雇用形態を通算 することを補足

4. 第 703 条に定める手続きに基づき、新会社および三越伊勢丹ホールディングスが 本制度の適用を認めた者。	4. 第 703 条に定める手続きに基づき、新会社および三越伊勢丹ホールディングスが 本制度の適用を認めた者。	
第 8 章 ネクストキャリア支援制度	第 8 章 ネクストキャリア支援制度	
第 801 条(対象者) 本制度の対象者は、次の各号の全てに該当する者とする。 1. 年度の 3 月 31 日における年齢が満 45 歳以上 59 歳以下であり、<u>ゼネラルスタッフ</u> としての勤続年数 が 5 年以上(休職期間を除く)であること。但し、49 歳以下のステージ A は対象者から除く。 2. 第 806 条に定める申請期間に、所定の手続により申請し、会社が本制度の適用を認めた者。 3. 会社が指定する退職日まで在籍している者。 ②前項にかかわらず、一度同制度を利用した者、会社在职期間中に懲戒解雇事由または論旨解雇事由に相当する背信行為を行った者は対象外とする。	第 801 条(対象者) 本制度の対象者は、次の各号の全てに該当する者とする。 1. 年度の 3 月 31 日における年齢が満 45 歳以上 59 歳以下であり、<u>社員</u>としての勤続年数 が 5 年以上(休職期間を除く)であること。但し、49 歳以下のステージ A は対象者から除く。 2. 第 806 条に定める申請期間に、所定の手続により申請し、会社が本制度の適用を認めた者。 3. 会社が指定する退職日まで在籍している者。 ②前項にかかわらず、一度同制度を利用した者、会社在职期間中に懲戒解雇事由または論旨解雇事由に相当する背信行為を行った者は対象外とする。	・名称変更
第 804 条(再雇用) 会社は、本制度により退職した者のうち、会社で引き続き雇用を希望する者については所定の選考に基づき<u>メイトスタッフ</u>または<u>アシストスタッフ</u>として再雇用することがあるが、いかなる場合も<u>ゼネラルスタッフ</u>としては再雇用しない。 また、グループ会社を本制度を利用し退職した者のうち、会社での雇用を希望する者についても、所定の選考に基づき<u>メイトスタッフ</u>または<u>アシストスタッフ</u>として再雇用することがあるが、いかなる場合も<u>ゼネラルスタッフ</u>としては再雇用しない。 ②本制度により退職した者については、第 5 章に定めるライフイベント再雇用制度を利用することはできない。	第 804 条(再雇用) 会社は、本制度により退職した者のうち、会社で引き続き雇用を希望する者については所定の選考に基づき<u>メイト社員</u>または<u>フェロー社員</u>として再雇用することがあるが、いかなる場合も<u>社員</u>としては再雇用しない。 また、グループ会社を本制度を利用し退職した者のうち、会社での雇用を希望する者についても、所定の選考に基づき<u>メイト社員</u>または<u>フェロー社員</u>として再雇用することがあるが、いかなる場合も<u>社員</u>としては再雇用しない。 ②本制度により退職した者については、第 5 章に定めるライフイベント再雇用制度を利用することはできない。	・名称変更
第 9 章 カムバック再雇用制度	第 9 章 カムバック再雇用制度	
第 902 条(対象者) 本制度の対象者は、次の各号の全てに該当するものとする。 1. <u>メイトスタッフ</u>のうち、退職日時時点で、社員または<u>メイトスタッフ</u>として勤続満 2 年以上の者。 2. 退職後、再雇用時までの離職期間が 12 年以内の者。	第 902 条(対象者) 本制度の対象者は、次の各号の全てに該当するものとする。 1. <u>メイト社員</u>のうち、退職日時時点で、社員または<u>メイト社員</u>として勤続満 2 年以上の者。 2. 退職後、再雇用時までの離職期間が 12 年以内の者。	・名称変更

但し、在籍期間中に休職期間がある場合には、休職後 1 年以上勤務した場合を除き、その休職期間は 離職期間に通算する。 3. 再雇用時の年齢が 58 歳以下の者。 4. 過去に本制度を利用したことがない者。 5. 過去に第 8 章に定めるネクストキャリア制度を利用したことがない者。 6. <u>メイトスタッフ</u>労働協約第 518 条に定める解雇並びに表彰・懲戒規程第 4 条に定める諭旨解雇及び懲戒 解雇により雇用契約を終了していない者。 ②前項にかかわらず、特別な事情により会社が必要と認めた場合には、この限りではない。	但し、在籍期間中に休職期間がある場合には、休職後 1 年以上勤務した場合を除き、その休職期間は 離職期間に通算する。 3. 再雇用時の年齢が 58 歳以下の者。 4. 過去に本制度を利用したことがない者。 5. 過去に第 8 章に定めるネクストキャリア制度を利用したことがない者。 6. <u>メイト社員</u>労働協約第 518 条に定める解雇並びに表彰・懲戒規程第 4 条に定める諭旨解雇及び懲戒 解雇により雇用契約を終了していない者。 ②前項にかかわらず、特別な事情により会社が必要と認めた場合には、この限りではない。	
第 903 条(採 用) 会社は再雇用の申請があった場合は、要員計画上の必要性のほか、<u>ゼネラルスタッフ</u>及び<u>メイトスタッフ</u>に実施している試験結果に在籍中の評価等を加味して選考を行い、再雇用の採否を決定する。	第 903 条(採 用) 会社は再雇用の申請があった場合は、要員計画上の必要性のほか、<u>社員</u>及び<u>メイト社員</u>に実施している試験結果に在籍中の評価等を加味して選考を行い、再雇用の採否を決定する。	・名称変更
第 905 条（労働条件） 再雇用時の労働条件は次の通りとする。 (1)雇用形態は、<u>メイトスタッフ</u>とする。 (2)再雇用時の雇用形態が<u>メイトスタッフ</u>の場合の職種は、在籍時の経験、能力等を勘案の上、決定する。 (3)再雇用時の配属は社命により行う。 (4)再雇用時の賃金は、在籍時の経験、能力等及び再雇用時の雇用形態や資格、役割、職務等を勘案の上、決定する。	第 905 条（労働条件） 再雇用時の労働条件は次の通りとする。 (1)雇用形態は、<u>メイト社員</u>とする。 (2)再雇用時の雇用形態が<u>メイト社員</u>の場合の職種は、在籍時の経験、能力等を勘案の上、決定する。 (3)再雇用時の配属は社命により行う。 (4)再雇用時の賃金は、在籍時の経験、能力等及び再雇用時の雇用形態や資格、役割、職務等を勘案の上、決定する。	・名称変更
配偶者転勤休職制度規定	(削除)	・<u>社員労働協約へ適用のため削除</u>
テレワーク規程	(削除)	・<u>社員労働協約へ適用のため削除</u>
自己研修休職規程	自己研修休職規程	

第 1 条(目 的) 本規程は、 <u>メイトスタッフ</u> 労働協約第 510 条第 5 号に基づき、 <u>メイトスタッフ</u> が自己啓発のために休職する場合の取扱いに関する事項を定める。	第 1 条(目 的) 本規程は、 <u>メイト社員</u> 労働協約第 510 条第 5 号に基づき、 <u>メイト社員</u> が自己啓発のために休職する場合の取扱いに関する事項を定める。	・ 名称変更
第 13 条(本給評価による格付) 自己研修休職を実施する者の本給評価による格付けに関する取扱いは、原則として「 <u>メイトスタッフ</u> 賃金規程」による。 ②復職時の本給評価については、評価対象期間(前年 4 月 1 日から当年 3 月 31 日)に勤務実績が 6 ヶ月未満の場合は、当年 7 月 1 日付本給評価は実施しない。	第 13 条(本給評価による格付) 自己研修休職を実施する者の本給評価による格付けに関する取扱いは、原則として「 <u>メイト社員</u> 賃金規程」による。 ②復職時の本給評価については、評価対象期間(前年 4 月 1 日から当年 3 月 31 日)に勤務実績が 6 ヶ月未満の場合は、当年 7 月 1 日付本給評価は実施しない。	・ 名称変更
育児休業規程	(削除)	・ <u>社員労働協約へ適用のため削除</u>
育児勤務帰依地	(削除)	・ <u>社員労働協約へ適用のため削除</u>
育児のためのフルタイム早番固定勤務規程	(削除)	・ <u>社員労働協約へ適用のため削除（育児のためのフルタイムシフト選択勤務規程）</u>
介護・介護準備休業規程	(削除)	・ <u>社員労働協約へ適用のため削除</u>
介護・介護準備勤務規程	(削除)	・ <u>社員労働協約へ適用のため削除</u>
短時間勤務規程	(削除)	・ <u>社員労働協約へ適用のため削除</u>
子の看護・家族の介護のための休暇規程	(削除)	・ <u>社員労働協約</u>

		へ適用のため削除（子の看護等・家族の介護のための休暇規程）
福利厚生規程	（削除）	・社員労働協約へ適用のため削除
第4章 ハラスメント防止対策委員会	<u>（削除）</u>	・社員労働協約へ適用のため削除
<u>ゼネラルスタッフ労働協約</u>を適用する諸規程等 <u>メイトスタッフ労働協約</u>のうち、以下の規程等については<u>ゼネラルスタッフ労働協約</u>を適用しています。 必要な点は、総務・経営企画部事務所に備え付けの<u>ゼネラルスタッフ労働協約</u>を参照して下さい。 「出張規程」 「国内出向規程」 「安全衛生管理規程」 「安全衛生管理規定細則」	<u>社員労働協約</u>を適用する諸規程等 <u>メイト社員労働協約</u>のうち、以下の規程等については<u>社員労働協約</u>を適用しています。 必要な点は、総務・経営企画部事務所に備え付けの<u>社員労働協約</u>を参照して下さい。 <u>「時間外・休日勤務に関する規程」</u> <u>「通勤費支給細則」</u> <u>「育児休業規程」</u> <u>「育児のためのフルタイムシフト選択勤務規程」</u> <u>「介護・介護準備休業規程」</u> <u>「介護・介護準備勤務規程」</u> <u>「短時間勤務規程」</u> <u>「子の看護等・家族の介護のための休暇規程」</u> <u>「配偶者転勤休暇制度」</u> 「出張規程」 「国内出向規程」 「安全衛生管理規程」 「安全衛生管理規定細則」	・名称変更 ・育児のためのフルタイムシフト選択勤務の新設、子の看護等休暇の改称 ・社員労働協約へ適用

「安全衛生委員会規則」 「健康情報等の取扱規程」 「自動車安全運転規程」 「職務発明規程」 「苦情処理規程」 「紛争の解決・平和条項に関する協定」	「安全衛生委員会規則」 「健康情報等の取扱規程」 「自動車安全運転規程」 <u>「福利厚生規程」</u> <u>「ハラスメント防止規程」</u> <u>「テレワーク規程」</u> 「職務発明規程」 「苦情処理規程」 「紛争の解決・平和条項に関する協定」	
就業規則	就業規則	
株式会社札幌丸井三越は、 <u>メイトスタッフ</u> 労働協約を同時に就業規則として使用する。 従って、就業規則として使用する場合は、労働協約中の「労働協約」を「就業規則」と読み替えるものとする。 なお、就業規則の付属諸規程として、次の規程を追加する。 1. 服務規律 付則 1. この規則は、2011 年 4 月 1 日より施行する。 2. この就業規則の改訂の必要が生じたときは、労働協約に別段の定めのある場合これによる。 3. この就業規則は、労働協約が失効した場合でもそのまま就業規則として適用する。	株式会社札幌丸井三越は、 <u>メイト社員</u> 労働協約を同時に就業規則として使用する。 従って、就業規則として使用する場合は、労働協約中の「労働協約」を「就業規則」と読み替えるものとする。 なお、就業規則の付属諸規程として、次の規程を追加する。 1. 服務規律 <u>なお、服務規律については、社員就業規則の規程を適用する。</u> 付則 1. この規則は、2011 年 4 月 1 日より施行する。 2. この就業規則の改訂の必要が生じたときは、労働協約に別段の定めのある場合これによる。 3. この就業規則は、労働協約が失効した場合でもそのまま就業規則として適用する。	・社員労働協約 へ適用
服務規律	(削除)	・社員労働協約 へ適用のため削除

<札幌丸井三越>プロスタッフ労働協約 本則新旧対照表

現行	改訂	備考																																																														
就業形態規程	就業形態規程																																																															
第 2 章 営業時間・就業時間	第 2 章 営業時間・就業時間																																																															
第 201 条(営業時間及び就業時間) 「大規模小売店舗立地法」に該当する店舗の営業時間・就業時間は、会社・組合協議の上、各店ごとに別に定める。 (1) 丸井今井札幌本店 <table><tr><td></td><td>右記記載以外</td><td>大通館地下2階、地下1階</td></tr><tr><td>営業時間</td><td>10時30分～19時30分</td><td>10時30分～20時</td></tr><tr><td>主たる就業時間</td><td>10時15分～19時40分</td><td>9時50分～19時15分 10時45分～20時10分</td></tr><tr><td>休憩時間</td><td colspan="2">90分</td></tr></table> (2) 札幌三越 <table><tr><td></td><td>右記記載以外</td><td>本館10階、北館</td><td>本館地下2階～1階</td></tr><tr><td>営業時間</td><td>10時～19時</td><td>10時～19時30分</td><td>10時～19時30分</td></tr><tr><td>主たる就業時間</td><td>9時45分～19時10分</td><td>9時45分～19時10分 10時15分～19時40分</td><td>9時35分～19時 10時25分～19時50分</td></tr><tr><td>休憩時間</td><td colspan="3">90分</td></tr></table> (3) コンタクトセンター <table><tr><td>営業時間</td><td>10時～18時</td></tr><tr><td>主たる就業時間</td><td>9時15分～18時20分</td></tr><tr><td>休憩時間</td><td>70分</td></tr></table> (以下略)		右記記載以外	大通館地下2階、地下1階	営業時間	10時30分～19時30分	10時30分～20時	主たる就業時間	10時15分～19時40分	9時50分～19時15分 10時45分～20時10分	休憩時間	90分			右記記載以外	本館10階、北館	本館地下2階～1階	営業時間	10時～19時	10時～19時30分	10時～19時30分	主たる就業時間	9時45分～19時10分	9時45分～19時10分 10時15分～19時40分	9時35分～19時 10時25分～19時50分	休憩時間	90分			営業時間	10時～18時	主たる就業時間	9時15分～18時20分	休憩時間	70分	第 201 条(営業時間及び就業時間) 「大規模小売店舗立地法」に該当する店舗の営業時間・就業時間は、会社・組合協議の上、各店ごとに別に定める。 (1) 丸井今井札幌本店 <table><tr><td></td><td>右記記載以外</td><td>大通館地下 2 階～1 階、 西館 2 階</td></tr><tr><td>営業時間</td><td>10 時 30 分～19 時 30 分</td><td>10 時 30 分～20 時</td></tr><tr><td>主たる就業時間</td><td>10 時 15 分～19 時 05 分 10 時 50 分～19 時 40 分</td><td>9 時 50 分～18 時 40 分 11 時 20 分～20 時 10 分</td></tr><tr><td>休憩時間</td><td colspan="2">80 分</td></tr></table> (2) 札幌三越 <table><tr><td></td><td>右記記載以外</td><td>本館 10 階</td><td>本館地下 2 階～1 階、 本館 8 階免税カウンター、 北館</td></tr><tr><td>営業時間</td><td>10 時～19 時</td><td>10 時～20 時</td><td>10 時 30 分～19 時 30 分</td></tr><tr><td>主たる就業時間</td><td>9 時 45 分～18 時 30 分 11 時 20 分～19 時 40 分</td><td>9 時 45 分～18 時 35 分 10 時 20 分～19 時 40 分</td><td>9 時 50 分～18 時 40 分 11 時 20 分～20 時 10 分</td></tr><tr><td>休憩時間</td><td colspan="3">80 分</td></tr></table>		右記記載以外	大通館地下 2 階～1 階、 西館 2 階	営業時間	10 時 30 分～19 時 30 分	10 時 30 分～20 時	主たる就業時間	10 時 15 分～19 時 05 分 10 時 50 分～19 時 40 分	9 時 50 分～18 時 40 分 11 時 20 分～20 時 10 分	休憩時間	80 分			右記記載以外	本館 10 階	本館地下 2 階～1 階、 本館 8 階免税カウンター、 北館	営業時間	10 時～19 時	10 時～20 時	10 時 30 分～19 時 30 分	主たる就業時間	9 時 45 分～18 時 30 分 11 時 20 分～19 時 40 分	9 時 45 分～18 時 35 分 10 時 20 分～19 時 40 分	9 時 50 分～18 時 40 分 11 時 20 分～20 時 10 分	休憩時間	80 分			・ 所定労働時間短縮に伴う修正 ・ 営業条件変更に伴う修正
	右記記載以外	大通館地下2階、地下1階																																																														
営業時間	10時30分～19時30分	10時30分～20時																																																														
主たる就業時間	10時15分～19時40分	9時50分～19時15分 10時45分～20時10分																																																														
休憩時間	90分																																																															
	右記記載以外	本館10階、北館	本館地下2階～1階																																																													
営業時間	10時～19時	10時～19時30分	10時～19時30分																																																													
主たる就業時間	9時45分～19時10分	9時45分～19時10分 10時15分～19時40分	9時35分～19時 10時25分～19時50分																																																													
休憩時間	90分																																																															
営業時間	10時～18時																																																															
主たる就業時間	9時15分～18時20分																																																															
休憩時間	70分																																																															
	右記記載以外	大通館地下 2 階～1 階、 西館 2 階																																																														
営業時間	10 時 30 分～19 時 30 分	10 時 30 分～20 時																																																														
主たる就業時間	10 時 15 分～19 時 05 分 10 時 50 分～19 時 40 分	9 時 50 分～18 時 40 分 11 時 20 分～20 時 10 分																																																														
休憩時間	80 分																																																															
	右記記載以外	本館 10 階	本館地下 2 階～1 階、 本館 8 階免税カウンター、 北館																																																													
営業時間	10 時～19 時	10 時～20 時	10 時 30 分～19 時 30 分																																																													
主たる就業時間	9 時 45 分～18 時 30 分 11 時 20 分～19 時 40 分	9 時 45 分～18 時 35 分 10 時 20 分～19 時 40 分	9 時 50 分～18 時 40 分 11 時 20 分～20 時 10 分																																																													
休憩時間	80 分																																																															

	(3) コンタクトセンター <table><tr><td>営業時間</td><td>10 時～18 時</td></tr><tr><td>主たる就業時間</td><td><u>9 時 30 分～18 時 10 分</u></td></tr><tr><td>休憩時間</td><td>70 分</td></tr></table> (以下略)	営業時間	10 時～18 時	主たる就業時間	<u>9 時 30 分～18 時 10 分</u>	休憩時間	70 分	
営業時間	10 時～18 時							
主たる就業時間	<u>9 時 30 分～18 時 10 分</u>							
休憩時間	70 分							
第 3 章 シフト勤務	第 3 章 シフト勤務							
第 302 条(就業時間及び休憩時間) シフト勤務における就業時間及び休憩時間の基準は次の通りとする。	第 302 条(就業時間及び休憩時間) シフト勤務における就業時間及び休憩時間の基準は次の通りとする。							

【2024年2月以降 勤務区分一覧】

①基本（1ヶ月変形）

◆月給制フルタイム勤務者・フレックス勤務者（私服化部門）

	勤務区分(新)	旧	勤務区分名称	所定勤務 開始時刻	所定勤務 終了時刻	休憩 時間	1日当 時間	基本 差	備考
基本	36	23	3623	月フル23	7 30	16 55	90	475	0 8:00開店 早番当番
	36	17	3617	月フル17	7 45	17 10	90	475	0 8:00開店 早番
	36	18	3618	月フル18	8 15	17 40	90	475	0 9:00開店 早出当番
	36	54	3654	月フル54	8 30	17 55	90	475	0 9:00開店 早出当番
	36	02	3602	月フル02	8 45	18 10	90	475	0 9:00開店 早番
	36	65	3665	月フル65	9 0	18 25	90	475	0 10:00開店 早出当番
	36	03	3603	月フル03	9 15	18 40	90	475	0 10:00開店 早出当番
	36	16	3616	月フル16	9 30	18 55	90	475	0 10:00開店 早出当番
	36	01	3601	月フル01	9 45	19 10	90	475	0 10:00開店 早番・19:00開店 遅番
	36	55	3655	月フル55	10 0	19 25	90	475	0 10:30開店 早出当番
	36	05	3605	月フル05	10 15	19 40	90	475	0 10:30開店 早番・19:30開店 遅番
	36	28	3628	月フル28	10 25	19 50	90	475	0 19:30開店 +20遅番
	36	36	3636	月フル36	10 35	20 0	90	475	0 19:30開店 +30遅番
	36	04	3604	月フル04	10 45	20 10	90	475	0 20:00開店 遅番
	36	29	3629	月フル29	10 55	20 20	90	475	0 20:00開店 遅番+20
	36	06	3606	月フル06	11 15	20 40	90	475	0 20:30開店 遅番
	36	37	3637	月フル37	11 25	20 50	90	475	0 20:30開店 遅番+20
	36	07	3607	月フル07	11 45	21 10	90	475	0 21:00開店 遅番
	36	08	3608	月フル08	12 15	21 40	90	475	0 21:30開店 遅番
	36	78	3678	月フル78	11 5	20 30	90	475	0 20:00開店 遅番
	36	80	3680	月フル80	9 55	19 20	90	475	0 10:30開店 早番
	36	83	3683	月フル83	10 40	20 5	90	475	0 10:30開店 早番・19:30開店 遅番
	36	84	3684	月フル84	11 35	21 0	90	475	0 19:30開店 遅番
	36	85	3685	月フル85	9 50	19 15	90	475	0 10:30開店 早番・19:30開店 遅番
	36	86	3686	月フル86	9 55	19 20	90	475	0 10:30開店 早番・19:30開店 遅番
ロング	36	52	3652	月ロング52	9 45	19 30	90	495	20 19:30開店 早番+20分
	36	53	3653	月ロング53	10 5	19 50	90	495	20 19:30開店 遅番+20分
	36	22	3622	月ロング22	9 15	19 10	90	505	30 10:00開店 早出+30分
	36	42	3642	月ロング42	9 15	19 40	90	535	60 10:00開店・19:30開店通し 早出+30分
	36	57	3657	月ロング57	9 30	19 55	90	535	60 10:00開店・19:30開店通し 早出+15分
	36	13	3613	月ロング13	9 45	19 40	90	505	30 10:00開店・19:30開店 通し+30分
	36	50	3650	月ロング50	8 15	18 20	90	515	40 9:00開店 早出+40分
	36	44	3644	月ロング44	8 45	18 50	90	515	40 9:00開店 早番+40分
	36	43	3643	月ロング43	9 45	19 50	90	515	40 10:00開店・19:30開店 通し+40分
	36	19	3619	月ロング19	8 15	18 40	90	535	60 9:00開店 早出+60分
	36	21	3621	月ロング21	8 45	19 10	90	535	60 9:00開店 早番+60分
	36	09	3609	月ロング09	9 45	20 10	90	535	60 10:00開店・20:00開店 通し+60分
	36	73	3673	月ロング73	10 15	20 10	90	505	30 10:30開店・19:30開店 通し+30分
	36	74	3674	月ロング74	10 15	20 40	90	535	60 10:30開店・19:30開店 通し+60分
	36	10	3610	月ロング10	10 45	21 10	90	535	60 21:00開店 遅番+60分
	36	47	3647	月ロング47	9 45	20 20	90	545	70 10:00開店・20:00開店 通し+70分
	36	61	3661	月ロング61	9 15	20 10	90	565	90 10:00開店・20:00開店 早出+90分
	36	82	3682	月ロング82	9 30	19 25	90	505	30 10:00開店 早出+30分
ショート	36	51	3651	月ショート51	8 45	17 50	90	455	-20 9:00開店 早番-20分
	36	79	3679	月ショート79	8 45	17 10	90	415	-60 9:00開店 早番-60分
	36	35	3635	月ショート35	9 15	18 10	90	445	-30 10:00開店 早出-30分
	36	56	3656	月ショート56	9 30	17 55	90	415	-60 10:00開店 早出-30分
	36	14	3614	月ショート14	9 45	18 40	90	445	-30 10:00開店 早番-30分
	36	76	3676	月ショート76	10 15	17 10	90	325	-150 10:00開店 早番-150分
	36	26	3626	月ショート26	10 15	19 10	90	445	-30 10:30開店 早番-30分
	36	77	3677	月ショート77	10 15	18 10	90	385	-90 10:00開店 早番-90分
	36	75	3675	月ショート75	10 15	18 40	90	415	-60 10:30開店 早番-60分・19:30開店 遅番-60分
	36	27	3627	月ショート27	10 45	19 40	90	445	-30 19:30開店 遅番-30分
	36	15	3615	月ショート15	11 15	20 10	90	445	-30 20:00開店 遅番-30分
	36	45	3645	月ショート45	9 45	18 30	90	435	-40 10:00開店 早番-40分
	36	46	3646	月ショート46	11 5	19 50	90	435	-40 19:30開店 遅番-40分
	36	33	3633	月ショート33	11 25	19 50	90	415	-60 10:00開店・19:30開店通し 早番+15分
	36	11	3611	月ショート11	9 45	18 10	90	415	-60 10:00開店 早番-60分
	36	24	3624	月ショート24	10 45	19 10	90	415	-60 19:30開店 遅番-60分
	36	59	3659	月ショート59	11 45	19 10	90	355	-120 19:30開店 遅番-120分
	36	25	3625	月ショート25	11 15	19 40	90	415	-60 19:30開店 遅番-60分
	36	58	3658	月ショート58	12 15	19 40	90	355	-120 19:30開店 遅番-120分
	36	12	3612	月ショート12	11 45	20 10	90	415	-60 20:00開店 遅番-60分
	36	48	3648	月ショート48	9 45	18 0	90	405	-70 10:00開店 早番-70分
	36	49	3649	月ショート49	11 35	19 50	90	405	-70 19:30開店 遅番-70分
	36	62	3662	月ショート62	9 45	17 40	90	385	-90 10:00開店 早番-90分
	36	34	3634	月ショート34	9 45	17 10	90	355	-120 10:00開店 早番-120分
	36	81	3681	月ショート81	9 30	18 25	90	445	-30 10:00開店 早出-30分
	36	87	3687	月ショート87	10 15	19 20	90	455	-20 10:00開店 早番
	36	88	3688	月ショート88	9 45	18 50	90	455	-20 10:00開店 早番
	36	89	3689	月ショート89	10 0	19 5	90	455	-20 10:00開店 早番
	36	90	3690	月ショート90	10 45	19 50	90	455	-20 10:00開店 早番

【2025年4月以降 勤務区分一覧】

2025年3月4日時点

①基本（1ヶ月変形）

◆月給制フルタイム勤務者・フレックス勤務者（私服化部門）

										半日有休時間早見表					
	勤務区分(新)	旧	新	勤務区分名称	所定勤務 開始時刻	所定勤務 終了時刻	休憩 時間	1日当 時間	基本 差	午後半休 前半開始	午後半休 後半終了	午前半休 前半開始	午前半休 後半終了		
基本		3623	3623	月フル23	7	30	16	20	80	450	0	7:30	11:15	12:35	16:20
基本		3617	3617	月フル17	7	45	16	35	80	450	0	7:45	11:30	12:50	16:35
基本		3617	3631	月フル31	8	20	17	10	80	450	0	8:20	12:05	13:25	17:10
基本		3618	3618	月フル18	8	15	17	05	80	450	0	8:15	12:00	13:20	17:05
基本		3654	3654	月フル54	8	30	17	20	80	450	0	8:30	12:15	13:35	17:20
基本		3602	3602	月フル02	8	45	17	35	80	450	0	8:45	12:30	13:50	17:35
基本		3602	3630	月フル30	9	20	18	10	80	450	0	9:20	13:05	14:25	18:10
基本		3665	3665	月フル65	9	00	17	50	80	450	0	9:00	12:45	14:05	17:50
基本		3603	3603	月フル03	9	15	18	05	80	450	0	9:15	13:00	14:20	18:05
基本		3616	3616	月フル16	9	30	18	20	80	450	0	9:30	13:15	14:35	18:20
基本		3601	3601	月フル01	9	45	18	35	80	450	0	9:45	13:30	14:50	18:35
基本		3601	3620	月フル20	10	20	19	10	80	450	0	10:20	14:05	15:25	19:10
基本		3655	3655	月フル55	10	00	18	50	80	450	0	10:00	13:45	15:05	18:50
基本		3605	3605	月フル05	10	15	19	05	80	450	0	10:15	14:00	15:20	19:05
基本		3605	3632	月フル32	10	50	19	40	80	450	0	10:50	14:35	15:55	19:40
基本		3628	3628	月フル28	11	00	19	50	80	450	0	11:00	14:45	16:05	19:50
基本		3636	3636	月フル36	11	10	20	00	80	450	0	11:10	14:55	16:15	20:00
基本		3604	3604	月フル04	11	20	20	10	80	450	0	11:20	15:05	16:25	20:10
基本		3629	3629	月フル29	11	30	20	20	80	450	0	11:30	15:15	16:35	20:20
基本		3606	3606	月フル06	11	50	20	40	80	450	0	11:50	15:35	16:55	20:40
基本		3637	3637	月フル37	12	00	20	50	80	450	0	12:00	15:45	17:05	20:50
基本		3607	3607	月フル07	12	20	21	10	80	450	0	12:20	16:05	17:25	21:10
基本		3608	3608	月フル08	12	50	21	40	80	450	0	12:50	16:35	17:55	21:40
基本		3678	3678	月フル78	11	40	20	30	80	450	0	11:40	15:25	16:45	20:30
基本		3680	3680	月フル80	10	40	19	30	80	450	0	10:40	14:25	15:45	19:30
基本		3683	3683	月フル83	11	15	20	05	80	450	0	11:15	15:00	16:20	20:05
基本		3684	3684	月フル84	11	40	20	30	80	450	0	11:40	15:25	16:45	20:30
基本		3685	3685	月フル85	11	55	20	45	80	450	0	11:55	15:40	17:00	20:45
基本		3686	3686	月フル86	10	45	19	35	80	450	0	10:45	14:30	15:50	19:35
基本		3695	3695	月フル95	12	30	21	20	80	450	0	12:30	16:15	17:35	21:20
基本		おせち	3696	月フルおせち	3	45	12	35	80	450	0	3:45	7:30	8:50	12:35
ロング		3652	3652	月ロング52	9	45	19	10	80	485	-35				
ロング		3653	3653	月ロング53	10	40	19	50	80	470	-20				
ロング		3622	3622	月ロング22	9	15	18	35	80	480	-30				
ロング		3642	3642	月ロング42	9	15	19	10	80	515	-65				
ロング		3657	3657	月ロング57	9	30	19	30	80	520	-70				
ロング		3613	3613	月ロング13	9	45	19	40	80	515	-65				
ロング		3643	3643	月ロング43	9	45	19	15	80	490	-40				
ロング		3619	3619	月ロング19	8	15	18	05	80	510	-60				
ロング		3621	3621	月ロング21	8	45	19	35	80	510	-60				
ロング		3609	3609	月ロング09	9	45	20	10	80	545	-55				
ロング		3673	3673	月ロング73	10	15	20	10	80	515	-65				
ロング		3674	3674	月ロング74	10	15	19	40	80	485	-35				
ロング		3610	3610	月ロング10	11	20	21	10	80	510	-60				
ロング		3661	3661	月ロング61	9	15	20	10	80	575	-125				
ロング		3682	3682	月ロング82	9	30	18	55	80	485	-35				
ロング		3692	3692	月ロング92	9	55	20	05	80	530	-80				
ロング		おせち	3697	月ロングおせち	3	45	14	40	80	575	-125				
ショート		3651	3651	月ショート51	8	45	17	00	80	415	-35				
ショート		3679	3679	月ショート79	8	45	16	30	80	385	-65				
ショート		3635	3635	月ショート35	9	15	17	35	80	420	-30				
ショート		3656	3656	月ショート56	9	30	17	50	80	420	-30				
ショート		3614	3614	月ショート14	9	45	18	05	80	420	-30				
ショート		3676	3676	月ショート76	10	15	16	35	80	300	-150				
ショート		3626	3626	月ショート26	10	15	18	30	80	415	-35				
ショート		3677	3677	月ショート77	10	15	18	50	80	435	-15				
ショート		3675	3675	月ショート75	10	15	18	00	80	385	-65				
ショート		3627	3627	月ショート27	11	25	19	40	80	415	-35				
ショート		3615	3615	月ショート15	11	50	20	10	80	420	-30				
ショート		3645	3645	月ショート45	9	45	17	55	80	410	-40				
ショート		3646	3646	月ショート46	11	40	19	50	80	410	-40				
ショート		3633	3633	月ショート33	12	00	19	50	80	390	-60				
ショート		3611	3611	月ショート11	9	45	17	30	80	385	-65				
ショート		3624	3624	月ショート24	11	20	17	10	80	390	-60				
ショート		3659	3659	月ショート59	12	25	19	10	80	325	-135				
ショート		3625	3625	月ショート25	11	55	19	40	80	385	-65				
ショート		3658	3658	月ショート58	12	55	19	40	80	325	-135				
ショート		3612	3612	月ショート12	12	25	20	10	80	385	-65				
ショート		3648	3648	月ショート48	9	45	17	25	80	380	-70				
ショート		3649	3649	月ショート49	12	10	19	50	80	380	-70				
ショート		3662	3662	月ショート62	9	45	17	05	80	360	-90				
ショート		3634	3634	月ショート34	9	45	16	30	80	325	-125				
ショート		3634	3636	月ショート36	10	25	17	10	80	325	-125				
ショート		3681	3681	月ショート81	9	30	17	45	80	415	-35				
ショート		3687	3687	月ショート87	10	15	18	45	80	430	-20				
ショート		3688	3688	月ショート88	9	45	18	15	80	430	-20				
ショート		3693	3693	月ショート93	9	20	16	50	80	370	-60				
ショート		3694	3694	月ショート94	12	35	20	5	80	370	-60				

◆月給制フルタイム勤務者(創薬兼用:化粧品部門のみ)

	勤務区分(新)	旧	新	勤務区分名称	所定勤務 開始時刻	所定勤務 終了時刻	休憩 時間	1日当 時間	基本 差	半日有休時間早見表			
										午後半休 前半開始	午後半休 前半終了	午後半休 後半開始	午後半休 後半終了
基本			3738	3738 月フル制38	9:17	9:53	80	450	0	9:31	12:50	14:10	17:55
基本			3705	3705 月フル制05	9:20	19:10	80	450	0	9:20	13:09	14:25	18:10
基本			3736	3736 月フル制36	9:35	18:25	80	450	0	9:35	13:20	14:40	18:25
基本			3729	3729 月フル制29	9:50	18:40	80	450	0	9:50	13:35	14:55	18:40
基本			3740	3740 月フル制40	10:25	19:15	80	450	0	10:25	14:10	15:30	19:15
基本			3707	3707 月フル制07	10:40	19:30	80	450	0	10:40	14:25	15:45	19:30
基本			3717	3717 月フル制17	10:45	19:35	80	450	0	10:45	14:30	15:50	19:35
基本			3739	3739 月フル制39	11:30	20:20	80	450	0	11:30	15:19	16:39	20:20
ロング			3727	3727 月ロング制27	10:50	20:00	80	470	80				
ロング			3719	3719 月ロング制19	10:10	19:30	80	480	30				
ロング			3720	3720 月ロング制20	9:35	19:25	80	510	60				
ロング			3762	3762 月ロング制62	9:55	20:05	80	530	80				
ロング			3743	3743 月ロング制43	9:35	19:45	80	530	80				
ロング			3733	3733 月ロング制33	10:25	19:45	80	480	30				
ショート			3749	3749 月ショー制49	9:20	18:50	80	370	-80				
ショート			3711	3711 月ショー制11	10:25	19:45	80	420	-30				
ショート			3751	3751 月ショー制51	10:25	18:25	80	400	-50				
ショート			3712	3712 月ショー制12	11:30	19:50	80	420	-30				
ショート			3753	3753 月ショー制53	11:50	19:50	80	400	-50				
ショート			3700	3700 月ショー制00	9:35	17:20	80	385	-45				
ショート			3757	3757 月ショー制57	11:50	19:20	80	370	-80				
ショート			3710	3710 月ショー制10	12:00	19:50	80	390	-60				
ショート			3758	3758 月ショー制58	12:25	19:50	80	365	-85				
ショート			3760	3760 月ショー制60	9:35	16:55	80	360	-90				

フレックス	34	01	L201	3401	フレックス01	9	45	18	35	80	450	0
				3402	おせち	-3	45	12	35	80	450	0

■育児勤務区分「通常勤務」一覧														
就業時間		就業時間		就業時間		就業時間		就業時間		就業時間		就業時間		
就業開始	就業終了	就業開始	就業終了	就業開始	就業終了	就業開始	就業終了	就業開始	就業終了	就業開始	就業終了	就業開始	就業終了	
就業時間	就業開始	就業終了	■勤務1		■勤務2		■勤務3		■勤務4		■勤務5		■勤務6	
			就業開始	就業終了	就業開始	就業終了	就業開始	就業終了	就業開始	就業終了	就業開始	就業終了	就業開始	就業終了
9:00~10:00 通常勤務	育児SH 30分	G1	7001	育児G01	8:00~13:50	7002	育児G02	8:15~14:05	7003	育児G03	8:30~14:20	7004	育児G04	8:45~14:35
			7005	育児G05	7:50~13:40	7014	育児G14	8:05~13:55	7015	育児G15	8:20~14:10	7016	育児G16	8:35~14:25
10:00~10:30 通常勤務	育児SH 30分	E1	7006	育児E06	9:00~14:50	7006	育児E06	9:15~15:05	7007	育児E07	9:30~15:20	7008	育児E08	9:45~15:35
			7017	育児E17	8:50~14:40	7018	育児E18	9:05~14:55	7019	育児E19	9:20~15:10	7020	育児E20	9:35~15:25
10:30~10:45 通常勤務	育児SH 30分	I1	7101	育児I01	8:00~14:20	7102	育児I02	8:15~14:35	7103	育児I03	8:30~14:50	7104	育児I04	8:45~15:05
			7113	育児I13	7:50~14:10	7114	育児I14	8:05~14:25	7115	育児I15	8:20~14:40	7116	育児I16	8:35~14:55
育児SH 30分	A1	7105	育児A05	9:00~15:20	7106	育児A06	9:15~15:35	7107	育児A07	9:30~15:50	7108	育児A08	9:45~16:05	
		7117	育児A17	8:50~15:20	7118	育児A18	9:05~15:35	7119	育児A19	9:20~15:50	7120	育児A20	9:35~16:05	
育児SH 30分	K1	7201	育児K01	8:00~14:50	7202	育児K02	8:15~15:05	7203	育児K03	8:30~15:20	7204	育児K04	8:45~15:35	
		7213	育児K13	7:50~14:40	7214	育児K14	8:05~14:55	7215	育児K15	8:20~15:10	7216	育児K16	8:35~15:25	
育児SH 30分	B1	7205	育児B05	9:00~15:50	7206	育児B06	9:15~16:05	7207	育児B07	9:30~16:20	7208	育児B08	9:45~16:35	
		7217	育児B17	8:50~15:40	7218	育児B18	9:05~15:55	7219	育児B19	9:20~16:10	7220	育児B20	9:35~16:25	
育児SH 60分	N1	7301	育児N01	8:00~16:30	7302	育児N02	8:15~16:45	7303	育児N03	8:30~17:00	7304	育児N04	8:45~16:15	
		7313	育児N13	7:50~15:20	7314	育児N14	8:05~15:35	7315	育児N15	8:20~15:50	7316	育児N16	8:35~16:05	
育児SH 60分	L1	7305	育児L05	9:00~16:30	7306	育児L06	9:15~16:45	7307	育児L07	9:30~17:00	7308	育児L08	9:45~17:15	
		7317	育児L17	8:50~16:20	7318	育児L18	9:05~16:35	7319	育児L19	9:20~16:50	7320	育児L20	9:35~17:05	
育児SH 60分	P1	7401	育児P01	8:00~16:00	7402	育児P02	8:15~16:15	7403	育児P03	8:30~16:30	7404	育児P04	8:45~16:45	
		7413	育児P13	7:50~15:50	7414	育児P14	8:05~16:05	7415	育児P15	8:20~16:20	7416	育児P16	8:35~16:35	
育児SH 60分	O1	7405	育児O05	9:00~17:00	7406	育児O06	9:15~17:15	7407	育児O07	9:30~17:30	7408	育児O08	9:45~17:45	
		7417	育児O17	8:50~16:50	7418	育児O18	9:05~17:05	7419	育児O19	9:20~17:20	7420	育児O20	9:35~17:35	

■ 育児勤務区分「一時延長」一覧																														
店舗別 店番	■ 基本設定		★勤務1				★勤務2				★勤務3				★勤務4				★勤務5				★勤務6							
	勤務時間	休憩	シフト(9～)	★一時延長 (フルタイム勤務 上時間)				★一時延長 (フルタイム勤務 上時間)				★一時延長 (フルタイム勤務 上時間)				★一時延長 (フルタイム勤務 上時間)				★一時延長 (フルタイム勤務 上時間)				★一時延長 (フルタイム勤務 上時間)						
				3-1	3-2	3-3	3-4	3-1	3-2	3-3	3-4	3-1	3-2	3-3	3-4	3-1	3-2	3-3	3-4	3-1	3-2	3-3	3-4	3-1	3-2	3-3	3-4			
9:00 中休憩 10:00 三休(後 方) 10:30 入社	育児5H	50分	G1	7071	8:00	16:50	14:20	7072	8:15	17:05	14:35	7073	8:30	17:20	14:50	7074	8:45	17:35	15:05											
				7083	7:50	16:40	14:10	7084	8:05	16:55	14:25	7085	8:20	17:10	14:40	7086	8:35	17:25	14:55											
				E1	7075	9:00	17:50	15:20	7076	9:15	18:05	15:35	7077	9:30	18:20	15:50	7078	9:45	18:35	16:05	7081	10:00	18:50	16:20	7082	10:15	19:05	16:35		
				10分		7087	8:50	17:40	15:10	7088	9:05	17:55	15:25	7089	9:20	18:10	15:40	7090	9:35	18:25	15:55	7093	9:50	18:40	16:10	7094	10:00	18:50	16:25	
						I1	7171	8:00	16:50	14:50	7172	8:15	17:05	15:05	7173	8:30	17:20	15:20	7174	8:45	17:35	15:35								
						7183	7:50	16:40	14:40	7184	8:05	16:55	14:55	7185	8:20	17:10	15:10	7186	8:35	17:25	15:25									
	育児5.5H	50分	A1	7175	9:00	17:50	15:50	7176	9:15	18:05	16:05	7177	9:30	18:20	16:20	7178	9:45	18:35	16:35	7181	10:00	18:50	16:50	7182	10:15	19:05	17:05			
				7187	8:50	17:40	15:50	7188	9:05	17:55	16:05	7189	9:20	18:10	16:20	7190	9:35	18:25	16:35	7193	9:50	18:40	16:40	7194	10:00	18:50	16:55			
				K1	7271	8:00	16:50	15:20	7272	8:15	17:05	15:35	7273	8:30	17:20	15:50	7274	8:45	17:35	16:05										
				10分		7283	7:50	16:40	15:10	7284	8:05	16:55	15:25	7285	8:35	17:25	15:40	7286	8:35	17:25	15:55									
						B1	7275	9:00	17:50	16:20	7276	9:15	18:05	16:35	7277	9:30	18:20	16:50	7278	9:45	18:35	17:05	7281	10:00	18:50	17:20	7282	10:15	19:05	17:35
						7287	8:50	17:40	16:10	7288	9:05	17:55	16:25	7289	9:20	18:10	16:40	7290	9:35	18:25	16:55	7293	9:50	18:40	17:10	7294	10:00	18:50	16:25	
	育児6H	50分	N1	7371	8:00	16:50	15:50	7372	8:15	17:05	16:05	7373	8:30	17:20	16:20	7374	8:45	17:35	16:35											
				7383	7:50	16:40	15:40	7384	8:05	16:55	15:55	7385	8:20	17:10	16:10	7386	8:35	17:25	16:25											
				L1	7375	9:00	17:50	16:50	7376	9:15	18:05	17:05	7377	9:30	18:20	17:20	7378	9:45	18:35	17:35	7381	10:00	18:50	17:50	7382	10:15	19:05	18:05		
				60分		7387	8:50	17:40	16:40	7388	9:05	17:55	16:55	7389	9:20	18:10	17:10	7390	9:35	18:25	17:25	7393	9:50	18:40	17:40	7394	10:00	18:50	17:55	
						P1	7471	8:00	16:50	16:20	7472	8:15	17:05	16:35	7473	8:30	17:20	16:50	7474	8:45	17:35	17:05								
						7483	7:50	16:40	16:10	7484	8:05	16:55	16:25	7485	8:20	17:10	16:40	7486	8:35	17:25	16:55									
	育児7H	60分	D1	7475	9:00	17:50	17:20	7476	9:15	18:05	17:35	7477	9:30	18:20	17:50	7478	9:45	18:35	18:05	7481	10:00	18:50	18:20	7482	10:15	19:05	18:35			
				7487	8:50	17:40	17:10	7488	9:05	17:55	17:25	7489	9:20	18:10	17:40	7490	9:35	18:25	17:55	7493	9:50	18:40	18:10	7494	10:00	18:50	18:25			

■育児勤務区分「通常勤務」一覧				★勤務1		★勤務2		★勤務3		★勤務4		★勤務5		★勤務6		★勤務7		★勤務8											
■基本設定				■勤務1		■勤務2		■勤務3		■勤務4		■勤務5		■勤務6		■勤務7		■勤務8											
店舗別	店番	シフト(9～)		3-1	3-2	3-1	3-2	3-1	3-2	3-1	3-2	3-1	3-2	3-1	3-2	3-1	3-2	3-1	3-2										
9:00 中休憩 10:00 三休(後 方) 10:30 入社	育児5H	10分	G1	8:00	16:50	11:20	13:50	8:15	16:45	11:35	14:05	8:30	11:00	11:50	14:20	8:45	11:15	12:05	14:35										
			7:50	16:20	11:10	13:40	8:05	16:35	11:25	13:55	8:20	10:50	11:40	14:10	8:35	11:05	11:55	14:25											
			E1	9:00	11:30	12:20	14:50	9:15	11:45	12:35	15:05	9:30	12:00	12:50	15:20	9:45	12:15	13:05	15:35	10:00	12:30	13:20	15:50	10:15	12:45	13:35	16:05		
			10分		8:00	11:30	12:10	14:40	8:05	11:35	12:25	14:55	8:20	11:50	12:40	15:10	8:35	12:05	12:55	15:25	9:50	12:20	13:10	15:40	10:0	12:30	13:25	15:55	
					I1	8:00	16:45	11:35	14:20	8:15	11:00	11:50	14:35	8:30	11:15	12:05	14:50	8:45	11:30	12:20	15:05								
					7:50	16:35	11:25	14:10	8:05	16:50	11:40	14:25	8:20	11:05	11:55	14:40	8:35	11:20	12:10	14:55									
育児5.5H	10分	A1	9:00	11:45	12:35	15:20	9:15	12:00	12:50	15:35	9:30	12:15	13:05	15:50	9:45	12:30	13:20	16:05	10:00	12:45	13:35	16:20	10:15	13:00	13:50	16:35			
		8:50	11:35	12:25	15:20	9:05	11:50	12:50	15:35	9:20	12:05	13:05	15:50	9:35	12:20	13:20	16:05	9:50	12:35	13:25	16:10	10:00	12:40	13:40	16:25				
		K1	8:00	11:00	11:50	14:50	8:15	11:15	12:05	15:05	8:30	11:30	12:20	15:20	8:45	11:45	12:35	15:35											
		10分		7:50	10:50	11:40	14:40	8:05	11:55	14:55	8:15	11:35	12:10	15:10	8:25	11:35	12:25	15:25											
				B1	9:00	12:00	12:50	15:55	9:15	12:15	13:05	16:05	9:30	12:30	13:20	16:20	9:45	12:45	13:35	16:35	10:00	13:00	13:50	16:50	10:15	13:15	14:05	17:05	
				8:50	11:55	12:40	15:45	9:05	12:05	12:55	15:55	9:20	12:20	13:10	16:10	9:35	12:35	13:25	16:25	9:50	12:50	13:40	16:40	10:00	13:00	13:55	15:55		
育児6H	60分	N1	8:00	11:55	12:15	15:30	8:15	12:00	12:30	15:45	8:30	11:45	12:45	16:00	8:45	12:00	13:00	16:15											
		7:50	11:45	12:05	15:20	8:05	11:50	12:20	15:35	8:20	11:35	12:35	15:50	8:35	11:50	12:50	16:05												
		L1	9:00	12:15	12:15	16:30	9:15	12:30	12:30	16:45	9:30	12:45	12:45	17:00	9:45	13:00	13:00	17:15	10:00	13:15	13:15	17:30	10:15	13:30	13:30	17:45			
		60分		8:50	12:05	12:05	16:20	9:05	12:20	12:20	16:35	9:20	12:35	12:35	16:50	9:35	12:50	12:50	17:05	9:50	13:05	13:05	17:20	10:00	13:15	13:15	17:35		
				P1	8:00	11:50	12:30	16:00	8:15	11:45	12:45	16:15	8:30	12:00	13:00	16:30	8:45	12:15	13:15	16:45									
				7:50	11:40	12:20	15:50	8:05	11:35	12:35	16:05	8:20	11:55	12:50	16:20	8:35	12:05	13:05	16:35										
育児7H	60分	D1	9:00	12:50	12:30	17:00	9:15	12:45	12:45	17:15	9:30	13:00	14:00	17:30	9:45	13:15	14:15	17:45	10:00	13:30	14:30	18:00	10:15	13:45	14:45	18:15			
		8:50	12:40	12:20	16:50	9:05	12:35	12:35	17:05	9:20	12:50	13:50	17:20	9:35	13:05	14:05	17:35	9:50	13:30	14:30	17:50	10:00	13:15	13:15	18:05				

■一時預託(2名以上預託可)
(休日の8:00分、三休日の8:00分)

● 労働時間短縮30%以上 勤務区分一覧										労働時間		労働時間		労働時間		労働時間		労働時間		労働時間		労働時間		労働時間		
勤務形態	勤務区分	名称	労働時間短縮30%以上 勤務区分一覧										労働時間		労働時間		労働時間		労働時間		労働時間		労働時間		労働時間	
			※第1区		※第2区		※第3区		※第4区		※第5区		※第6区		※第7区		※第8区		※第9区		※第10区		※第11区		※第12区	
労働時間短縮30%以上	要保護5H	01	02	03	04	05	06	07	08	09	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	
労働時間短縮30%以上	要保護5H	01	0001	0002	0003	0004	0005	0006	0007	0008	0009	0010	0011	0012	0013	0014	0015	0016	0017	0018	0019	0020	0021	0022	0023	0024
		02	0001	0002	0003	0004	0005	0006	0007	0008	0009	0010	0011	0012	0013	0014	0015	0016	0017	0018	0019	0020	0021	0022	0023	0024
		03	0001	0002	0003	0004	0005	0006	0007	0008	0009	0010	0011	0012	0013	0014	0015	0016	0017	0018	0019	0020	0021	0022	0023	0024
		04	0001	0002	0003	0004	0005	0006	0007	0008	0009	0010	0011	0012	0013	0014	0015	0016	0017	0018	0019	0020	0021	0022	0023	0024
労働時間短縮30%以上	要保護5.5H	01	0001	0002	0003	0004	0005	0006	0007	0008	0009	0010	0011	0012	0013	0014	0015	0016	0017	0018	0019	0020	0021	0022	0023	0024
		02	0001	0002	0003	0004	0005	0006	0007	0008	0009	0010	0011	0012	0013	0014	0015	0016	0017	0018	0019	0020	0021	0022	0023	0024
		03	0001	0002	0003	0004	0005	0006	0007	0008	0009	0010	0011	0012	0013	0014	0015	0016	0017	0018	0019	0020	0021	0022	0023	0024
		04	0001	0002	0003	0004	0005	0006	0007	0008	0009	0010	0011	0012	0013	0014	0015	0016	0017	0018	0019	0020	0021	0022	0023	0024
労働時間短縮30%以上	要保護6H	01	0001	0002	0003	0004	0005	0006	0007	0008	0009	0010	0011	0012	0013	0014	0015	0016	0017	0018	0019	0020	0021	0022	0023	0024
		02	0001	0002	0003	0004	0005	0006	0007	0008	0009	0010	0011	0012	0013	0014	0015	0016	0017	0018	0019	0020	0021	0022	0023	0024
		03	0001	0002	0003	0004	0005	0006	0007	0008	0009	0010	0011	0012	0013	0014	0015	0016	0017	0018	0019	0020	0021	0022	0023	0024
		04	0001	0002	0003	0004	0005	0006	0007	0008	0009	0010	0011	0012	0013	0014	0015	0016	0017	0018	0019	0020	0021	0022	0023	0024
労働時間短縮30%以上	要保護6.5H	01	0001	0002	0003	0004	0005	0006	0007	0008	0009	0010	0011	0012	0013	0014	0015	0016	0017	0018	0019	0020	0021	0022	0023	0024
		02	0001	0002	0003	0004	0005	0006	0007	0008	0009	0010	0011	0012	0013	0014	0015	0016	0017	0018	0019	0020	0021	0022	0023	0024
		03	0001	0002	0003	0004	0005	0006	0007	0008	0009	0010	0011	0012	0013	0014	0015	0016	0017	0018	0019	0020	0021	0022	0023	0024
		04	0001	0002	0003	0004	0005	0006	0007	0008	0009	0010	0011	0012	0013	0014	0015	0016	0017	0018	0019	0020	0021	0022	0023	0024
労働時間短縮30%以上	要保護7H	01	0001	0002	0003	0004	0005	0006	0007	0008	0009	0010	0011	0012	0013	0014	0015	0016	0017	0018	0019	0020	0021	0022	0023	0024
		02	0001	0002	0003	0004	0005	0006	0007	0008	0009	0010	0011	0012	0013	0014	0015	0016	0017	0018	0019	0020	0021	0022	0023	0024
		03	0001	0002	0003	0004	0005	0006	0007	0008	0009	0010	0011	0012	0013	0014	0015	0016	0017	0018	0019	0020	0021	0022	0023	0024
		04	0001	0002	0003	0004	0005	0006	0007	0008	0009	0010	0011	0012	0013	0014	0015	0016	0017	0018	0019	0020	0021	0022	0023	0024

● 要保護勤務 勤務区分一覧表

2024年2月1日時点

勤務形態	勤務区分(新)	名称	所定勤務 開始時刻		所定勤務 終了時刻		休憩時間	1日当時間	基本差	備考	半日有休時間早見表			
											午後半休		午前半休	
											前半開始	前半終了	後半開始	後半終了
要保護5H	60	01 要保501	9	45	15	35	50	300	-150		9:45	12:15	13:05	15:35
	60	02 要保502	10	15	16	5	50	300	-150		10:15	12:45	13:35	16:5
	60	03 要保503	13	10	19	0	50	300	-150		13:10	15:40	16:30	19:0
	60	04 要保504	13	40	19	30	50	300	-150		13:40	16:10	17:00	19:30
要保護5.5H	61	01 要保5301	9	45	16	5	50	330	-150		9:45	12:30	13:20	16:5
	61	02 要保5302	10	15	16	35	50	330	-150		10:15	13:00	13:50	16:35
	61	03 要保5303	12	40	19	0	50	330	-150		12:40	15:25	16:15	19:0
	61	04 要保5304	13	10	19	30	50	330	-150		13:10	15:55	16:45	19:30
要保護6H	62	01 要保601	9	45	16	35	50	360	-50		9:45	12:45	13:35	16:35
	62	02 要保602	10	15	17	5	50	360	-50		10:15	13:15	14:05	17:5
	62	03 要保603	12	10	19	0	50	360	-50		12:10	15:10	16:00	19:0
	62	04 要保604	12	40	19	30	50	360	-50		12:40	15:40	16:30	19:30
要保護6.5H	63	01 要保6301	9	45	17	15	60	390	-50		9:45	13:00	14:00	17:15
	63	02 要保6302	10	15	17	45	60	390	-50		10:15	13:30	14:30	17:45
	63	03 要保6303	11	40	19	10	60	390	-50		11:40	14:55	15:55	19:10
	63	04 要保6304	12	10	19	40	60	390	-50		12:10	15:25	16:25	19:40
要保護7H	64	01 要保701	9	45	17	45	60	420	-30		9:45	13:15	14:15	17:45
	64	02 要保702	10	15	18	15	60	420	-30		10:15	13:45	14:45	18:15
	64	03 要保703	11	10	19	10	60	420	-30		11:10	14:40	15:40	19:10
	64	04 要保704	11	40	19	40	60	420	-30		11:40	15:10	16:10	19:40

『育児のためのフルタイムシフト選択制度』

営業時間	選択できるシフト(早番)				選択できるシフト(遅番)			
08:00-20:00	3706	7:45	～	16:15	3731	11:40	～	20:10
09:30-18:00	3728	9:15	～	17:45	3702	9:40	～	18:10
09:00-21:00	3737	8:45	～	17:15	3721	12:40	～	21:10
10:00-17:30	3732	9:15	～	17:45	3708	10:05	～	18:35
10:00-19:00	3713	9:45	～	18:15	3734	10:45	～	19:15
10:00-19:30	3714	9:45	～	18:15	3744	11:10	～	19:40
10:00-20:00	3716	10:15	～	18:45	3724	11:40	～	20:10
10:30-19:30	3741	10:15	～	18:45	3745	11:10	～	19:40
10:30-20:00	3718	10:15	～	18:45	3746	11:40	～	20:10
10:00-21:00	3742	9:45	～	18:15	3747	12:40	～	21:10

※休憩時間60分

◆月給制フルタイム勤務者(制服着用:食品部門のみ)

基本	37	06	3706	月フル制06	8	5	17	30	90	475	0	9:00開店 早出当番
	37	28	3728	月フル制28	8	20	17	45	90	475	0	9:00開店 早出当番
	37	37	3737	月フル制37	8	35	18	0	90	475	0	9:00開店 早番
	37	32	3732	月フル制32	8	50	18	15	90	475	0	10:00開店 早出当番
	37	38	3738	月フル制38	9	5	18	30	90	475	0	10:00開店 早出当番
	37	05	3705	月フル制05	9	20	18	45	90	475	0	10:00開店 早出当番
	37	36	3736	月フル制36	9	35	19	0	90	475	0	10:00開店 早番、19:00閉店 遅番
	37	29	3729	月フル制29	9	50	19	15	90	475	0	10:30開店 早出当番
	37	40	3740	月フル制40	10	25	19	50	90	475	0	10:30開店 早番、19:30閉店 遅番
	37	07	3707	月フル制07	10	5	19	30	90	475	0	10:30開店 早番、19:30閉店 遅番
	37	13	3713	月フル制13	10	35	20	0	90	475	0	19:30閉店 +20遅番
	37	17	3717	月フル制17	10	45	20	10	90	475	0	19:30閉店 +30遅番
	37	39	3739	月フル制39	10	55	20	20	90	475	0	20:00開店 遅番
	37	14	3714	月フル制14	11	5	20	30	90	475	0	20:00開店 遅番+20
	37	41	3741	月フル制41	11	25	20	50	90	475	0	20:30開店 遅番
	37	18	3718	月フル制18	11	35	21	0	90	475	0	20:30開店 遅番+20
	37	42	3742	月フル制42	11	55	21	20	90	475	0	21:00開店 遅番
ロング	37	27	3727	月ロング制27	10	15	20	0	90	495	20	19:30開店 遅番+20分
	37	19	3719	月ロング制19	9	5	19	30	90	535	00	10:00開店+19:30閉店通し 早出+30分
	37	31	3731	月ロング制31	9	40	20	5	90	535	00	10:00開店+19:30閉店通し 早出+15分
	37	02	3702	月ロング制02	9	35	19	50	90	525	30	更衣通し
	37	21	3721	月ロング制21	8	35	18	40	90	515	40	9:00開店 早番+40分
	37	20	3720	月ロング制20	9	35	20	0	90	535	00	更衣通し
	37	08	3708	月ロング制08	8	35	19	0	90	535	00	9:00開店 早番+50分
	37	62	3762	月ロング制62	9	20	20	5	90	555	80	更衣通し
	37	43	3743	月ロング制43	9	35	20	20	90	555	80	更衣通し
	37	33	3733	月ロング制33	10	25	20	20	90	505	30	10:30開店+19:30閉店 通し+30分
	37	34	3734	月ロング制34	10	5	20	50	90	555	80	更衣通し
	37	44	3744	月ロング制44	10	55	21	20	90	535	00	21:00開店 遅番+60分
	37	24	3724	月ロング制24	9	35	20	30	90	565	90	更衣通し
ショート	37	45	3745	月ショー制45	9	35	18	40	90	455	-20	10時開店 早番
	37	46	3746	月ショー制46	10	45	19	50	90	455	-20	19:30閉店 遅番
	37	47	3747	月ショー制47	11	15	20	20	90	455	-20	20:00開店 遅番
	37	16	3716	月ショー制16	9	5	18	0	90	445	-30	10:00開店 早出-30分
	37	48	3748	月ショー制48	9	5	17	40	90	425	-30	10:00開店 早出-50分
	37	30	3730	月ショー制30	9	20	17	45	90	415	-80	10:00開店 早出-60分
	37	49	3749	月ショー制49	9	20	17	25	90	395	-80	10:00開店 早出-80分
	37	03	3703	月ショー制03	9	35	18	30	90	445	-30	10:00開店 早番-30分
	37	50	3750	月ショー制50	9	35	18	10	90	425	-30	10:00開店 早番-50分
	37	11	3711	月ショー制11	10	25	19	20	90	445	-30	10:30開店 早番-30分
	37	51	3751	月ショー制51	10	25	19	0	90	425	-30	10:30開店 早番-50分
	37	35	3735	月ショー制35	10	5	18	30	90	415	-80	10:30開店 早番-30分、19:00閉店 遅番-30分
	37	52	3752	月ショー制52	10	5	18	10	90	395	-80	10:30開店 早番-30分、19:00閉店 遅番-50分
	37	12	3712	月ショー制12	10	55	19	50	90	445	-30	19:30閉店 遅番-30分
	37	53	3753	月ショー制53	11	15	19	50	90	425	-30	19:30開店 遅番-50分
	37	04	3704	月ショー制04	11	25	20	20	90	445	-30	20:00開店 遅番-30分
	37	54	3754	月ショー制54	11	45	20	20	90	425	-30	20:00開店 遅番-50分
	37	22	3722	月ショー制22	9	35	18	20	90	435	-40	10:00開店 早番-40分
	37	23	3723	月ショー制23	11	15	20	0	90	435	-40	19:30開店 遅番-40分
	37	15	3715	月ショー制15	11	35	20	0	90	415	-80	10:00開店+19:30閉店通し 早番+15分
	37	55	3755	月ショー制55	11	55	20	0	90	395	-80	10:00開店+19:30閉店通し
	37	00	3700	月ショー制00	9	35	18	0	90	415	-80	10:00開店 早番-60分
	37	56	3756	月ショー制56	9	35	17	40	90	395	-80	10:00開店 早番-80分
	37	09	3709	月ショー制09	10	55	19	20	90	415	-80	19:00開店 遅番-60分
	37	57	3757	月ショー制57	11	15	19	20	90	395	-80	19:00開店 遅番-80分
	37	10	3710	月ショー制10	11	25	19	50	90	415	-80	19:30開店 遅番-60分
	37	58	3758	月ショー制58	11	45	19	50	90	395	-80	19:30開店 遅番-80分
	37	01	3701	月ショー制01	11	55	20	20	90	415	-80	20:00開店 遅番-60分
	37	59	3759	月ショー制59	12	15	20	20	90	395	-80	20:00開店 遅番-80分
	37	25	3725	月ショー制25	9	35	17	50	90	405	-70	10:00開店 早番-70分
	37	60	3760	月ショー制60	9	35	17	30	90	385	-90	10:00開店 早番-90分
	37	26	3726	月ショー制26	11	45	20	0	90	405	-70	19:30開店 遅番-70分
	37	61	3761	月ショー制61	12	5	20	0	90	385	-90	19:30開店 遅番-90分

フレックス	34	01	L201	フレックス01	9	45	19	10	90	475	0	休憩時間が異なる為、3501は使用不可
-------	----	----	------	---------	---	----	----	----	----	-----	---	---------------------

②外高部お得意様担当サテライト (6ヶ月変形、北見・帯広のみ)

名称	勤務区分(新)	ID	勤務区分名称	所定勤務開始時刻	所定勤務終了時刻	休憩時間	1日当基本	備考
基本	36	40	3640	外サテ基本40	9 15 18 35	90	470	つ
ロング	36	41	3641	外サテロング41	9 15 19 30	90	525	※半額11日勤務する

■育児短縮スライド 勤務区分一画 (基本パターン)				※各人に設定された『シフトパターン』内の勤務区分のみ使用できます。他のシフトパターンの勤務区分は使用出来ません。										2024.02.01		
区間開始時刻	主役対象区間	基本設定		シフトパターン	勤務区分 (区間区分)										※一画区間 (25分タイム勤務日) (休日90分) (半日勤務)	Time-3表示 (x 特約区間勤務日)
		勤務区分	休区		早番①		早番②		早番③		※夜間勤務		※一画区間 (25分タイム勤務日)			
		前	新		前	新	前	新	前	新	前	新				
10:00開始区間 後方スタッフ	三越 後方スタッフ	育児5H	60分	E1	7005	9:00-15:00	7006	9:15-15:15	7007	9:30-15:30	7008	9:45-15:45	7078	9:45-19:10	9:45-16:15	
		勤務開始時刻	7017	8:50-14:50	7018	9:05-15:05	7019	9:20-15:20	7020	9:35-15:35	7090	9:35-19:00	9:35-16:05			
		育児5.5H	60分	A1	7105	9:00-15:30	7106	9:15-15:45	7107	9:30-16:00	7108	9:45-16:15	7178	9:45-19:10	9:45-16:45	
		勤務開始時刻	7117	8:50-15:20	7118	9:05-15:35	7119	9:20-15:50	7120	9:35-16:05	7190	9:35-19:00	9:35-16:35			
		育児6H	60分	B1	7205	9:00-16:00	7206	9:15-16:15	7207	9:30-16:30	7208	9:45-16:45	7278	9:45-19:10	9:45-17:15	
		勤務開始時刻	7217	8:50-15:50	7218	9:05-16:05	7219	9:20-16:20	7220	9:35-16:35	7290	9:35-19:00	9:35-17:05			
		育児6.5H	60分	L1	7305	9:00-16:30	7306	9:15-16:45	7307	9:30-17:00	7308	9:45-17:15	7378	9:45-19:10	9:45-17:45	
		勤務開始時刻	7317	8:50-16:20	7318	9:05-16:35	7319	9:20-16:50	7320	9:35-17:05	7390	9:35-19:00	9:35-17:35			
		育児7H	60分	D1	7405	9:00-17:00	7406	9:15-17:15	7407	9:30-17:30	7408	9:45-17:45	7478	9:45-19:10	9:45-18:15	
		勤務開始時刻	7417	8:50-16:50	7418	9:05-17:05	7419	9:20-17:20	7420	9:35-17:35	7490	9:35-19:00	9:35-18:05			
10:30分開始区間 前	丸井	育児5H	60分	F1	7009	9:30-15:30	7010	9:45-15:45	7011	10:00-16:00	7012	10:15-16:15	7082	10:15-19:40	10:15-16:45	
		勤務開始時刻	7021	9:20-15:20	7022	9:35-15:35	7023	9:50-15:50	7024	10:05-16:05	7094	10:05-19:30	10:05-16:35			
		育児5.5H	60分	H1	7109	9:30-16:00	7110	9:45-16:15	7111	10:00-16:30	7112	10:15-16:45	7182	10:15-19:40	10:15-17:15	
		勤務開始時刻	7121	9:20-15:50	7122	9:35-16:05	7123	9:50-16:20	7124	10:05-16:35	7194	10:05-19:30	10:05-17:05			
		育児6H	60分	J1	7209	9:30-16:30	7210	9:45-16:45	7211	10:00-17:00	7212	10:15-17:15	7282	10:15-19:40	10:15-17:45	
		勤務開始時刻	7221	9:20-16:20	7222	9:35-16:35	7223	9:50-16:50	7224	10:05-17:05	7294	10:05-19:30	10:05-17:35			
		育児6.5H	60分	M1	7309	9:30-17:00	7310	9:45-17:15	7311	10:00-17:30	7312	10:15-17:45	7382	10:15-19:40	10:15-18:15	
		勤務開始時刻	7321	9:20-16:50	7322	9:35-17:05	7323	9:50-17:20	7324	10:05-17:35	7394	10:05-19:30	10:05-18:05			
		育児7H	60分	O1	7409	9:30-17:30	7410	9:45-17:45	7411	10:00-18:00	7412	10:15-18:15	7482	10:15-19:40	10:15-18:45	
		勤務開始時刻	7421	9:20-17:20	7422	9:35-17:35	7423	9:50-17:50	7424	10:05-18:05	7494	10:05-19:30	10:05-18:35			
9:00開始区間 小型区間	小型区間	育児5H	60分	G1	7001	8:00-14:00	7002	8:15-14:15	7003	8:30-14:30	7004	8:45-14:45	7074	8:45-18:10	8:45-15:15	
		勤務開始時刻	7013	7:50-13:50	7014	8:05-14:05	7015	8:20-14:20	7016	8:35-14:35	7086	8:35-18:00	8:35-15:05			
		育児5H	60分	E1	7005	9:00-15:00	7006	9:15-15:15	7007	9:30-15:30	7008	9:45-15:45	7078	9:45-19:10	9:45-16:15	
		勤務開始時刻	7017	8:50-14:50	7018	9:05-15:05	7019	9:20-15:20	7020	9:35-15:35	7090	9:35-19:00	9:35-16:05			
		育児5.5H	60分	I1	7101	8:00-14:30	7102	8:15-14:45	7103	8:30-15:00	7104	8:45-15:15	7174	8:45-18:10	8:45-15:45	
		勤務開始時刻	7113	7:50-14:20	7114	8:05-14:35	7115	8:20-14:50	7116	8:35-15:05	7186	8:35-18:00	8:35-15:35			
		育児5.5H	60分	A1	7105	9:00-15:30	7106	9:15-15:45	7107	9:30-16:00	7108	9:45-16:15	7178	9:45-19:10	9:45-16:45	
		勤務開始時刻	7117	8:50-15:20	7118	9:05-15:35	7119	9:20-15:50	7120	9:35-16:05	7190	9:35-19:00	9:35-16:35			
		育児6H	60分	K1	7201	8:00-15:00	7202	8:15-15:15	7203	8:30-15:30	7204	8:45-15:45	7274	8:45-18:10	8:45-16:15	
		勤務開始時刻	7213	7:50-14:50	7214	8:05-15:05	7215	8:20-15:20	7216	8:35-15:35	7286	8:35-18:00	8:35-16:05			
		育児6H	60分	B1	7205	9:00-16:00	7206	9:15-16:15	7207	9:30-16:30	7208	9:45-16:45	7278	9:45-19:10	9:45-17:15	
		勤務開始時刻	7217	8:50-15:50	7218	9:05-16:05	7219	9:20-16:20	7220	9:35-16:35	7290	9:35-19:00	9:35-17:05			
		育児6.5H	60分	N1	7301	8:00-15:30	7302	8:15-15:45	7303	8:30-16:00	7304	8:45-16:15	7374	8:45-18:10	8:45-16:45	
		勤務開始時刻	7313	7:50-15:20	7314	8:05-15:35	7315	8:20-15:50	7316	8:35-16:05	7386	8:35-18:00	8:35-16:35			
		育児6.5H	60分	L1	7305	9:00-16:30	7306	9:15-16:45	7307	9:30-17:00	7308	9:45-17:15	7378	9:45-19:10	9:45-17:45	
		勤務開始時刻	7317	8:50-16:20	7318	9:05-16:35	7319	9:20-16:50	7320	9:35-17:05	7390	9:35-19:00	9:35-17:35			
		育児7H	60分	P1	7401	8:00-16:00	7402	8:15-16:15	7403	8:30-16:30	7404	8:45-16:45	7474	8:45-18:10	8:45-17:15	
		勤務開始時刻	7413	7:50-15:50	7414	8:05-16:05	7415	8:20-16:20	7416	8:35-16:35	7486	8:35-18:00	8:35-17:05			
		育児7H	60分	D1	7405	9:00-17:00	7406	9:15-17:15	7407	9:30-17:30	7408	9:45-17:45	7478	9:45-19:10	9:45-18:15	
		勤務開始時刻	7417	8:50-16:50	7418	9:05-17:05	7419	9:20-17:20	7420	9:35-17:35	7490	9:35-19:00	9:35-18:05			

●青果期結束日 勤務区分一覧 ① (15分単位(ターン))				※各人に設定された【シフト/ターン】内の勤務区分のみ使用できます。他のシフト/ターンの勤務区分は使用出来ません。												2024.02.01		
区別/開始時間	主担任/係長等	基本設定		シフト /ターン	勤務区分「正・兼用区分」												●一掃勤務 (76分タイム勤務 区) (休憩90分) ※平換表のみ 掲載計1)	Time-3表示 (※特別区別 勤務計1)
		勤務形態	休期		早番①		早番②		●兼用勤務		夜番		新					
					新	兼	新	兼	新	兼	新	兼	新	兼				
10:00開始区別間 後方29分間 後方スワフ	三越 後方スワフ	青果SH	60分	E2	7005	9:00-15:00	7006	9:15-15:15	7007	9:30-15:30	7008	9:45-15:45	7077	9:30-18:55	9:30-16:00			
		勤務部門内	7017	8:50-14:50	7018	9:05-15:05	7019	9:20-15:20	7020	9:35-15:35	7089	9:20-18:45	9:20-15:50					
		青果S.SH	60分	A2	7105	9:00-15:30	7106	9:15-15:45	7107	9:30-16:00	7108	9:45-16:15	7177	9:30-18:55	9:30-16:30			
		勤務部門内	7117	8:50-15:20	7118	9:05-15:35	7119	9:20-15:50	7120	9:35-16:05	7189	9:20-18:45	9:20-16:20					
		青果6H	60分	B2	7205	9:00-16:00	7206	9:15-16:15	7207	9:30-16:30	7208	9:45-16:45	7277	9:30-18:55	9:30-17:00			
		勤務部門内	7217	8:50-15:50	7218	9:05-16:05	7219	9:20-16:20	7220	9:35-16:35	7289	9:20-18:45	9:20-16:50					
		青果6.S.H	60分	L2	7305	9:00-16:30	7306	9:15-16:45	7307	9:30-17:00	7308	9:45-17:15	7377	9:30-18:55	9:30-17:30			
		勤務部門内	7317	8:50-16:20	7318	9:05-16:35	7319	9:20-16:50	7320	9:35-17:05	7389	9:20-18:45	9:20-17:20					
		青果7H	60分	D2	7405	9:00-17:00	7406	9:15-17:15	7407	9:30-17:30	7408	9:45-17:45	7477	9:30-18:55	9:30-18:00			
		勤務部門内	7417	8:50-16:50	7418	9:05-17:05	7419	9:20-17:20	7420	9:35-17:35	7489	9:20-18:45	9:20-17:50					
10:30分開始区別間	大井	青果SH	60分	F2	7009	9:30-15:30	7010	9:45-15:45	7011	10:00-16:00	7012	10:15-16:15	7081	10:00-19:25	10:00-16:30			
		勤務部門内	7021	9:20-15:20	7022	9:35-15:35	7023	9:50-15:50	7024	10:05-16:05	7093	9:50-19:15	9:50-16:20					
		青果S.SH	60分	H2	7109	9:30-16:00	7110	9:45-16:15	7111	10:00-16:30	7112	10:15-16:45	7181	10:00-19:25	10:00-17:00			
		勤務部門内	7121	9:20-15:50	7122	9:35-16:05	7123	9:50-16:20	7124	10:05-16:35	7193	9:50-19:15	9:50-16:50					
		青果6H	60分	J2	7209	9:30-16:30	7210	9:45-16:45	7211	10:00-17:00	7212	10:15-17:15	7281	10:00-19:25	10:00-17:30			
		勤務部門内	7221	9:20-16:20	7222	9:35-16:35	7223	9:50-16:50	7224	10:05-17:05	7293	9:50-19:15	9:50-17:20					
		青果6.S.H	60分	M2	7309	9:30-17:00	7310	9:45-17:15	7311	10:00-17:30	7312	10:15-17:45	7381	10:00-19:25	10:00-18:00			
		勤務部門内	7321	9:20-16:50	7322	9:35-17:05	7323	9:50-17:20	7324	10:05-17:35	7393	9:50-19:15	9:50-17:50					
		青果7H	60分	O2	7409	9:30-17:30	7410	9:45-17:45	7411	10:00-18:00	7412	10:15-18:15	7481	10:00-19:25	10:00-18:30			
		勤務部門内	7421	9:20-17:20	7422	9:35-17:35	7423	9:50-17:50	7424	10:05-18:05	7493	9:50-19:15	9:50-18:20					
9:00開始区別間 小型区別間	小型区別間	青果SH	60分	G2	7001	8:00-14:00	7002	8:15-14:15	7003	8:30-14:30	7004	8:45-14:45	7073	8:30-17:55	8:30-15:00			
		勤務部門内	7013	7:50-13:50	7014	8:05-14:05	7015	8:20-14:20	7016	8:35-14:35	7085	8:20-17:45	8:20-14:50					
		青果SH	60分	E2	7005	9:00-15:00	7006	9:15-15:15	7007	9:30-15:30	7008	9:45-15:45	7077	9:30-18:55	9:30-16:00			
		勤務部門内	7017	8:50-14:50	7018	9:05-15:05	7019	9:20-15:20	7020	9:35-15:35	7089	9:20-18:45	9:20-15:50					
		青果S.SH	60分	I2	7101	8:00-14:30	7102	8:15-14:45	7103	8:30-15:00	7104	8:45-15:15	7173	8:30-17:55	8:30-15:30			
		勤務部門内	7113	7:50-14:20	7114	8:05-14:35	7115	8:20-14:50	7116	8:35-15:05	7185	8:20-17:45	8:20-15:20					
		青果S.S.H	60分	A2	7105	9:00-15:30	7106	9:15-15:45	7107	9:30-16:00	7108	9:45-16:15	7177	9:30-18:55	9:30-16:30			
		勤務部門内	7117	8:50-15:20	7118	9:05-15:35	7119	9:20-15:50	7120	9:35-16:05	7189	9:20-18:45	9:20-16:20					
		青果6H	60分	K2	7201	8:00-15:00	7202	8:15-15:15	7203	8:30-15:30	7204	8:45-15:45	7273	8:30-17:55	8:30-16:00			
		勤務部門内	7213	7:50-14:50	7214	8:05-15:05	7215	8:20-15:20	7216	8:35-15:35	7285	8:35-18:00	8:35-16:05					
		青果6H	60分	B2	7205	9:00-16:00	7206	9:15-16:15	7207	9:30-16:30	7208	9:45-16:45	7277	9:30-18:55	9:30-17:00			
		勤務部門内	7217	8:50-15:50	7218	9:05-16:05	7219	9:20-16:20	7220	9:35-16:35	7289	9:20-18:45	9:20-16:50					
		青果6.S.H	60分	N2	7301	8:00-15:30	7302	8:15-15:45	7303	8:30-16:00	7304	8:45-16:15	7373	8:30-17:55	8:30-16:30			
		勤務部門内	7313	7:50-15:20	7314	8:05-15:35	7315	8:20-15:50	7316	8:35-16:05	7385	8:20-17:45	8:20-16:20					
		青果6.S.H	60分	L2	7305	9:00-16:30	7306	9:15-16:45	7307	9:30-17:00	7308	9:45-17:15	7377	9:30-18:55	9:30-17:30			
		勤務部門内	7317	8:50-16:20	7318	9:05-16:35	7319	9:20-16:50	7320	9:35-17:05	7389	9:20-18:45	9:20-17:20					
		青果7H	60分	P2	7401	8:00-16:00	7402	8:15-16:15	7403	8:30-16:30	7404	8:45-16:45	7473	8:30-17:55	8:30-17:00			
		勤務部門内	7413	7:50-15:50	7414	8:05-16:05	7415	8:20-16:20	7416	8:35-16:35	7485	8:20-17:45	8:20-16:50					
		青果7H	60分	D2	7405	9:00-17:00	7406	9:15-17:15	7407	9:30-17:30	7408	9:45-17:45	7477	9:30-18:55	9:30-18:00			
		勤務部門内	7417	8:50-16:50	7418	9:05-17:05	7419	9:20-17:20	7420	9:35-17:35	7489	9:20-18:45	9:20-17:50					

■育児短縮スライド 勤務区分一覧 ① (30分準出パターン)				※各人に設定された【シフトパターン】内の勤務区分のみ 使用できます。他のシフトパターンの勤務区分は使 用出来ません。										2024.02.01		
店舗開設時間	主な対象店舗	基本設定		シフト パターン	勤務区分 (1名合計4名以上)										■一時短縮 (フルタイム勤務 日) (休憩90分) ※準出者のみ	Time-3表示 (※特例対応 関係あり)
		勤務形態	休 業		準 常		■ 準短勤務		準常①		準常②		準 常			
					前	後	前	後	前	後	前	後	前	後		
10:00開設店舗間 後方29店舗	三越 後方29店舗	育児SH	60分	E3	7005	9:00-15:00	7006	9:15-15:15	7007	9:30-15:30	7008	9:45-15:45	7076	9:15-18:40	9:15-15:45	
		勤務部門内			7017	8:50-14:50	7018	9:05-15:05	7019	9:20-15:20	7020	9:35-15:35	7088	9:05-18:30	9:05-15:35	
		育児SH	60分	A3	7105	9:00-15:30	7106	9:15-15:45	7107	9:30-16:00	7108	9:45-16:15	7176	9:15-18:40	9:15-16:15	
		勤務部門内			7117	8:50-15:20	7118	9:05-15:35	7119	9:20-15:50	7120	9:35-16:05	7188	9:05-18:30	9:05-16:05	
		育児SH	60分	B3	7205	9:00-16:00	7206	9:15-16:15	7207	9:30-16:30	7208	9:45-16:45	7276	9:15-18:40	9:15-16:45	
		勤務部門内			7217	8:50-15:50	7218	9:05-16:05	7219	9:20-16:20	7220	9:35-16:35	7288	9:05-18:30	9:05-16:35	
		育児SH	60分	L3	7305	9:00-16:30	7306	9:15-16:45	7307	9:30-17:00	7308	9:45-17:15	7376	9:15-18:40	9:15-17:15	
		勤務部門内			7317	8:50-16:20	7318	9:05-16:35	7319	9:20-16:50	7320	9:35-17:05	7388	9:05-18:30	9:05-17:05	
		育児SH	60分	O3	7405	9:00-17:00	7406	9:15-17:15	7407	9:30-17:30	7408	9:45-17:45	7476	9:15-18:40	9:15-17:45	
		勤務部門内			7417	8:50-16:50	7418	9:05-17:05	7419	9:20-17:20	7420	9:35-17:35	7488	9:05-18:30	9:05-17:35	
10:30分開店店舗 間	大井	育児SH	60分	F3	7009	9:30-15:30	7010	9:45-15:45	7011	10:00-16:00	7012	10:15-16:15	7080	9:45-19:10	9:45-16:15	
		勤務部門内			7021	9:20-15:20	7022	9:35-15:35	7023	9:50-15:50	7024	10:05-16:05	7092	9:35-19:00	9:35-16:05	
		育児SH	60分	H3	7109	9:30-16:00	7110	9:45-16:15	7111	10:00-16:30	7112	10:15-16:45	7180	9:45-19:10	9:45-16:45	
		勤務部門内			7121	9:20-15:50	7122	9:35-16:05	7123	9:50-16:20	7124	10:05-16:35	7192	9:35-19:00	9:35-16:35	
		育児SH	60分	Z3	7209	9:30-16:30	7210	9:45-16:45	7211	10:00-17:00	7212	10:15-17:15	7280	9:45-19:10	9:45-17:15	
		勤務部門内			7221	9:20-16:20	7222	9:35-16:35	7223	9:50-16:50	7224	10:05-17:05	7292	9:35-19:00	9:35-17:05	
		育児SH	60分	M3	7309	9:30-17:00	7310	9:45-17:15	7311	10:00-17:30	7312	10:15-17:45	7380	9:45-19:10	9:45-17:45	
		勤務部門内			7321	9:20-16:50	7322	9:35-17:05	7323	9:50-17:20	7324	10:05-17:35	7392	9:35-19:00	9:35-17:35	
		育児SH	60分	O3	7409	9:30-17:30	7410	9:45-17:45	7411	10:00-18:00	7412	10:15-18:15	7480	9:45-19:10	9:45-18:15	
		勤務部門内			7421	9:20-17:20	7422	9:35-17:35	7423	9:50-17:50	7424	10:05-18:05	7492	9:35-19:00	9:35-18:05	
9:00開設店舗間 小型店舗間	小型店舗間	育児SH	60分	G3	7001	8:00-14:00	7002	8:15-14:15	7003	8:30-14:30	7004	8:45-14:45	7072	8:15-17:40	8:15-14:45	
		勤務部門内			7013	7:50-13:50	7014	8:05-14:05	7015	8:20-14:20	7016	8:35-14:35	7084	8:05-17:30	8:05-14:35	
		育児SH	60分	E3	7005	9:00-15:00	7006	9:15-15:15	7007	9:30-15:30	7008	9:45-15:45	7076	9:15-18:40	9:15-15:45	
		勤務部門内			7017	8:50-14:50	7018	9:05-15:05	7019	9:20-15:20	7020	9:35-15:35	7088	9:05-18:30	9:05-15:35	
		育児SH	60分	I3	7101	8:00-14:30	7102	8:15-14:45	7103	8:30-15:00	7104	8:45-15:15	7172	8:15-17:40	8:15-15:15	
		勤務部門内			7113	7:50-14:20	7114	8:05-14:35	7115	8:20-14:50	7116	8:35-15:05	7184	8:05-17:30	8:05-15:05	
		育児SH	60分	A3	7105	9:00-15:30	7106	9:15-15:45	7107	9:30-16:00	7108	9:45-16:15	7176	9:15-18:40	9:15-16:15	
		勤務部門内			7117	8:50-15:20	7118	9:05-15:35	7119	9:20-15:50	7120	9:35-16:05	7188	9:05-18:30	9:05-16:05	
		育児SH	60分	K3	7201	8:00-15:00	7202	8:15-15:15	7203	8:30-15:30	7204	8:45-15:45	7272	8:15-17:40	8:15-15:45	
		勤務部門内			7213	7:50-14:50	7214	8:05-15:05	7215	8:20-15:20	7216	8:35-15:35	7284	8:05-17:30	8:05-15:35	
		育児SH	60分	B3	7205	9:00-16:00	7206	9:15-16:15	7207	9:30-16:30	7208	9:45-16:45	7276	9:15-18:40	9:15-16:45	
		勤務部門内			7217	8:50-15:50	7218	9:05-16:05	7219	9:20-16:20	7220	9:35-16:35	7288	9:05-18:30	9:05-16:35	
		育児SH	60分	N3	7301	8:00-15:30	7302	8:15-15:45	7303	8:30-16:00	7304	8:45-16:15	7372	8:15-17:40	8:15-16:15	
		勤務部門内			7313	7:50-15:20	7314	8:05-15:35	7315	8:20-15:50	7316	8:35-16:05	7384	8:05-17:30	8:05-16:05	
		育児SH	60分	L3	7305	9:00-16:30	7306	9:15-16:45	7307	9:30-17:00	7308	9:45-17:15	7376	9:15-18:40	9:15-17:15	
		勤務部門内			7317	8:50-16:20	7318	9:05-16:35	7319	9:20-16:50	7320	9:35-17:05	7388	9:05-18:30	9:05-17:05	
		育児SH	60分	P3	7401	8:00-16:00	7402	8:15-16:15	7403	8:30-16:30	7404	8:45-16:45	7472	8:15-17:40	8:15-16:45	
		勤務部門内			7413	7:50-15:50	7414	8:05-16:05	7415	8:20-16:20	7416	8:35-16:35	7484	8:05-17:30	8:05-16:35	
		育児SH	60分	O3	7405	9:00-17:00	7406	9:15-17:15	7407	9:30-17:30	7408	9:45-17:45	7476	9:15-18:40	9:15-17:45	
		勤務部門内			7417	8:50-16:50	7418	9:05-17:05	7419	9:20-17:20	7420	9:35-17:35	7488	9:05-18:30	9:05-17:35	

■介護福祉スライド 勤務区分一覧 ①
(基本パターン)

※各人に設定された【シフトパターン】内の勤務区分のみ使用できます。他のシフトパターンの勤務区分は使用出来ません。
※スライド勤務: 10日/月まで使用可能です。

店舗開店時間	主な対象店舗	基本設定		シフトパターン	勤務区分 (※合計4ヶ所)									
		勤務形態	休憩		早番①		早番②		早番③		★遅番勤務			
					新	旧	新	旧	新	旧	新	旧		
10:00開店店舗用 後方スタッフ用	三軒、 後方スタッフ	介護5H	60分	A1	8005	9:00-15:00	8006	9:15-15:15	8007	9:30-15:30	8008	9:45-15:45	8009	9:35-15:35
		介護5.5H	60分	E1	8105	9:00-15:30	8106	9:15-15:45	8107	9:30-16:00	8108	9:45-16:15	8109	9:35-16:15
		介護6H	60分	G1	8205	9:00-16:00	8206	9:15-16:15	8207	9:30-16:30	8208	9:45-16:45	8209	9:35-16:45
		介護6.5H	60分	J1	8305	9:00-16:30	8306	9:15-16:45	8307	9:30-17:00	8308	9:45-17:15	8309	9:35-17:15
		介護7H	60分	M1	8405	9:00-17:00	8406	9:15-17:15	8407	9:30-17:30	8408	9:45-17:45	8409	9:35-17:45
		介護7.5H	60分	N1	8505	9:00-17:30	8506	9:15-17:45	8507	9:30-18:00	8508	9:45-18:15	8509	9:35-18:15
		介護8H	60分	O1	8605	9:00-18:00	8606	9:15-18:15	8607	9:30-18:30	8608	9:45-18:45	8609	9:35-18:45
		介護8.5H	60分	P1	8705	9:00-18:30	8706	9:15-18:45	8707	9:30-19:00	8708	9:45-19:15	8709	9:35-19:15
		介護9H	60分	Q1	8805	9:00-19:00	8806	9:15-19:15	8807	9:30-19:30	8808	9:45-19:45	8809	9:35-19:45
		介護9.5H	60分	R1	8905	9:00-19:30	8906	9:15-19:45	8907	9:30-20:00	8908	9:45-20:15	8909	9:35-20:15
10:30分開店店舗用	丸井	介護5H	60分	B1	8009	9:30-15:30	8010	9:45-15:45	8011	10:00-16:00	8012	10:15-16:15	8013	10:05-16:15
		介護5.5H	60分	D1	8109	9:30-16:00	8110	9:45-16:15	8111	10:00-16:30	8112	10:15-16:45	8113	10:05-16:45
		介護6H	60分	H1	8209	9:30-16:30	8210	9:45-16:45	8211	10:00-17:00	8212	10:15-17:15	8213	10:05-17:15
		介護6.5H	60分	K1	8309	9:30-17:00	8310	9:45-17:15	8311	10:00-17:30	8312	10:15-17:45	8313	10:05-17:45
		介護7H	60分	N1	8409	9:30-17:30	8410	9:45-17:45	8411	10:00-18:00	8412	10:15-18:15	8413	10:05-18:15
		介護7.5H	60分	O1	8509	9:30-18:00	8510	9:45-18:15	8511	10:00-18:30	8512	10:15-18:45	8513	10:05-18:45
		介護8H	60分	P1	8609	9:30-18:30	8610	9:45-18:45	8611	10:00-19:00	8612	10:15-19:15	8613	10:05-19:15
		介護8.5H	60分	Q1	8709	9:30-19:00	8710	9:45-19:15	8711	10:00-19:30	8712	10:15-19:45	8713	10:05-19:45
		介護9H	60分	R1	8809	9:30-19:30	8810	9:45-19:45	8811	10:00-20:00	8812	10:15-20:15	8813	10:05-20:15
		介護9.5H	60分	S1	8909	9:30-20:00	8910	9:45-20:15	8911	10:00-20:30	8912	10:15-20:45	8913	10:05-20:45
9:00開店店舗用 小型店舗用	小型店舗	介護5H	60分	C1	8001	8:00-14:00	8002	8:15-14:15	8003	8:30-14:30	8004	8:45-14:45	8005	8:35-14:45
		介護5.5H	60分	A1	8005	9:00-15:00	8006	9:15-15:15	8007	9:30-15:30	8008	9:45-15:45	8009	9:35-15:45
		介護6H	60分	F1	8101	8:00-14:30	8102	8:15-14:45	8103	8:30-15:00	8104	8:45-15:15	8105	8:35-15:15
		介護6.5H	60分	E1	8105	9:00-15:30	8106	9:15-15:45	8107	9:30-16:00	8108	9:45-16:15	8109	9:35-16:15
		介護7H	60分	I1	8201	8:00-15:00	8202	8:15-15:15	8203	8:30-15:30	8204	8:45-15:45	8205	8:35-15:45
		介護7.5H	60分	L1	8301	8:00-15:30	8302	8:15-15:45	8303	8:30-16:00	8304	8:45-16:15	8305	8:35-16:15
		介護8H	60分	G1	8205	9:00-16:00	8206	9:15-16:15	8207	9:30-16:30	8208	9:45-16:45	8209	9:35-16:45
		介護8.5H	60分	J1	8305	9:00-16:30	8306	9:15-16:45	8307	9:30-17:00	8308	9:45-17:15	8309	9:35-17:15
		介護9H	60分	O1	8401	8:00-16:00	8402	8:15-16:15	8403	8:30-16:30	8404	8:45-16:45	8405	8:35-16:45
		介護9.5H	60分	M1	8405	9:00-17:00	8406	9:15-17:15	8407	9:30-17:30	8408	9:45-17:45	8409	9:35-17:45
9:00開店店舗用 小型店舗用	小型店舗	介護5H	60分	C1	8001	8:00-14:00	8002	8:15-14:15	8003	8:30-14:30	8004	8:45-14:45	8005	8:35-14:45
		介護5.5H	60分	A1	8005	9:00-15:00	8006	9:15-15:15	8007	9:30-15:30	8008	9:45-15:45	8009	9:35-15:45
		介護6H	60分	F1	8101	8:00-14:30	8102	8:15-14:45	8103	8:30-15:00	8104	8:45-15:15	8105	8:35-15:15
		介護6.5H	60分	E1	8105	9:00-15:30	8106	9:15-15:45	8107	9:30-16:00	8108	9:45-16:15	8109	9:35-16:15
		介護7H	60分	I1	8201	8:00-15:00	8202	8:15-15:15	8203	8:30-15:30	8204	8:45-15:45	8205	8:35-15:45
		介護7.5H	60分	L1	8301	8:00-15:30	8302	8:15-15:45	8303	8:30-16:00	8304	8:45-16:15	8305	8:35-16:15
		介護8H	60分	G1	8205	9:00-16:00	8206	9:15-16:15	8207	9:30-16:30	8208	9:45-16:45	8209	9:35-16:45
		介護8.5H	60分	J1	8305	9:00-16:30	8306	9:15-16:45	8307	9:30-17:00	8308	9:45-17:15	8309	9:35-17:15
		介護9H	60分	O1	8401	8:00-16:00	8402	8:15-16:15	8403	8:30-16:30	8404	8:45-16:45	8405	8:35-16:45
		介護9.5H	60分	M1	8405	9:00-17:00	8406	9:15-17:15	8407	9:30-17:30	8408	9:45-17:45	8409	9:35-17:45

■介護時間スライド 勤務区分一覧 ②
(15分増出パターン)

※各人に設定された【シフトパターン】内の勤務区分のみ使用できます。他のシフトパターンの勤務区分は使用出来ません。
※スライド勤務:10日/月まで使用可能です。

店舗開店時間	主な対象店舗	基本設定		シフトパターン	勤務区分 (※合計4ヶ所)							
		勤務形態	休憩		早番①		早番②		★夜間勤務		遅番	
					新		新		新		新	
10:00開店店舗用 後方スタッフ用	三越、後方スタッフ	介護5H	60分	A2	8005	9:00-15:00	8006	9:15-15:15	8007	9:30-15:30	8008	9:45-15:45
				制給部門用	8017	8:50-14:50	8018	9:05-15:05	8019	9:20-15:20	8020	9:35-15:35
		介護5.5H	60分	E2	8105	9:00-15:30	8106	9:15-15:45	8107	9:30-16:00	8108	9:45-16:15
				制給部門用	8117	8:50-15:20	8118	9:05-15:35	8119	9:20-15:50	8120	9:35-16:05
		介護6H	60分	G2	8205	9:00-16:00	8206	9:15-16:15	8207	9:30-16:30	8208	9:45-16:45
				制給部門用	8217	8:50-15:50	8218	9:05-16:05	8219	9:20-16:20	8220	9:35-16:35
		介護6.5H	60分	J2	8305	9:00-16:30	8306	9:15-16:45	8307	9:30-17:00	8308	9:45-17:15
				制給部門用	8317	8:50-16:20	8318	9:05-16:35	8319	9:20-16:50	8320	9:35-17:05
		介護7H	60分	M2	8405	9:00-17:00	8406	9:15-17:15	8407	9:30-17:30	8408	9:45-17:45
				制給部門用	8417	8:50-16:50	8418	9:05-17:05	8419	9:20-17:20	8420	9:35-17:35
		介護5H	60分	B2	8009	9:30-15:30	8010	9:45-15:45	8011	10:00-16:00	8012	10:15-16:15
				制給部門用	8021	9:20-15:20	8022	9:35-15:35	8023	9:50-15:50	8024	10:05-16:05
10:30分開店店舗用	丸井	介護5.5H	60分	D2	8109	9:30-16:00	8110	9:45-16:15	8111	10:00-16:30	8112	10:15-16:45
				制給部門用	8121	9:20-15:50	8122	9:35-16:05	8123	9:50-16:20	8124	10:05-16:35
		介護6H	60分	H2	8209	9:30-16:30	8210	9:45-16:45	8211	10:00-17:00	8212	10:15-17:15
				制給部門用	8221	9:20-16:20	8222	9:35-16:35	8223	9:50-16:50	8224	10:05-17:05
		介護6.5H	60分	K2	8309	9:30-17:00	8310	9:45-17:15	8311	10:00-17:30	8312	10:15-17:45
				制給部門用	8321	9:20-16:50	8322	9:35-17:05	8323	9:50-17:20	8324	10:05-17:35
		介護7H	60分	N2	8409	9:30-17:30	8410	9:45-17:45	8411	10:00-18:00	8412	10:15-18:15
				制給部門用	8421	9:20-17:20	8422	9:35-17:35	8423	9:50-17:50	8424	10:05-18:05
9:00開店店舗用 小型店舗用	小型店舗用	介護5H	60分	C2	8001	8:00-14:00	8002	8:15-14:15	8003	8:30-14:30	8004	8:45-14:45
				制給部門用	8013	7:50-13:50	8014	8:05-14:05	8015	8:20-14:20	8016	8:35-14:35
		介護5H	60分	A2	8005	9:00-15:00	8006	9:15-15:15	8007	9:30-15:30	8008	9:45-15:45
				制給部門用	8017	8:50-14:50	8018	9:05-15:05	8019	9:20-15:20	8020	9:35-15:35
		介護5.5H	60分	F2	8101	8:00-14:30	8102	8:15-14:45	8103	8:30-15:00	8104	8:45-15:15
				制給部門用	8113	7:50-14:20	8114	8:05-14:35	8115	8:20-14:50	8116	8:35-15:05
		介護5.5H	60分	E2	8105	9:00-15:30	8106	9:15-15:45	8107	9:30-16:00	8108	9:45-16:15
				制給部門用	8117	8:50-15:20	8120	9:05-15:35	8119	9:20-15:50	8120	9:35-16:05
		介護6H	60分	I2	8201	8:00-15:00	8202	8:15-15:15	8203	8:30-15:30	8204	8:45-15:45
				制給部門用	8213	7:50-14:50	8214	8:05-15:05	8215	8:20-15:20	8216	8:35-15:35
		介護6H	60分	G2	8205	9:00-16:00	8206	9:15-16:15	8207	9:30-16:30	8208	9:45-16:45
				制給部門用	8217	8:50-15:50	8218	9:05-16:05	8219	9:20-16:20	8220	9:35-16:35
		介護6.5H	60分	L2	8301	8:00-15:30	8302	8:15-15:45	8303	8:30-16:00	8304	8:45-16:15
				制給部門用	8313	7:50-15:20	8314	8:05-15:35	8315	8:20-15:50	8316	8:35-16:05
		介護6.5H	60分	J2	8305	9:00-16:30	8306	9:15-16:45	8307	9:30-17:00	8308	9:45-17:15
				制給部門用	8317	8:50-16:20	8318	9:05-16:35	8319	9:20-16:50	8320	9:35-17:05
		介護7H	60分	O2	8401	8:00-16:00	8402	8:15-16:15	8403	8:30-16:30	8404	8:45-16:45
				制給部門用	8413	7:50-15:50	8414	8:05-16:05	8415	8:20-16:20	8416	8:35-16:35
		介護7H	60分	M2	8405	9:00-17:00	8406	9:15-17:15	8407	9:30-17:30	8408	9:45-17:45
				制給部門用	8417	8:50-16:50	8418	9:05-17:05	8419	9:20-17:20	8420	9:35-17:35

■介護支援スライド 勤務区分一覧 ③
(30分単位パターン)

※各人に設定された『シフト・パターン』内の勤務区分のみ使用できます。他のシフト・パターンの勤務区分は使用出来ません。
※スライド勤務：12日/月まで使用可能です。

店舗開店時間	主な対象店舗	基本設定		シフト・パターン	勤務区分 (※合計4枠)							
		勤務形態	休憩		早番		★通勤勤務		遅番①		遅番②	
					新	旧	新	旧	新	旧	新	旧
10:00開店店舗用 後方スタッフ用	三越、後方スタッフ	介護5H	60分	A3	8005	9:00-15:00	8006	9:15-15:15	8007	9:30-15:30	8008	9:45-15:45
				※前日勤務	8017	8:50-14:50	8018	9:05-15:05	8019	9:20-15:20	8020	9:35-15:35
		介護5.5H	60分	E3	8105	9:00-15:30	8106	9:15-15:45	8107	9:30-16:00	8108	9:45-16:15
				※前日勤務	8117	8:50-15:20	8118	9:05-15:35	8119	9:20-15:50	8120	9:35-16:05
		介護6H	60分	G3	8205	9:00-16:00	8206	9:15-16:15	8207	9:30-16:30	8208	9:45-16:45
				※前日勤務	8217	8:50-15:50	8218	9:05-16:05	8219	9:20-16:20	8220	9:35-16:35
	丸井	介護6.5H	60分	J3	8305	9:00-16:30	8306	9:15-16:45	8307	9:30-17:00	8308	9:45-17:15
				※前日勤務	8317	8:50-16:20	8318	9:05-16:35	8319	9:20-16:50	8320	9:35-17:05
		介護7H	60分	M3	8405	9:00-17:00	8406	9:15-17:15	8407	9:30-17:30	8408	9:45-17:45
				※前日勤務	8417	8:50-16:50	8418	9:05-17:05	8419	9:20-17:20	8420	9:35-17:35
		介護5H	60分	B3	8009	9:30-15:30	8010	9:45-15:45	8011	10:00-16:00	8012	10:15-16:15
				※前日勤務	8021	9:20-15:20	8022	9:35-15:35	8023	9:50-15:50	8024	10:05-16:05
10:30分開店店舗用	丸井	介護5.5H	60分	D3	8109	9:30-16:00	8110	9:45-16:15	8111	10:00-16:30	8112	10:15-16:45
				※前日勤務	8121	9:20-15:50	8122	9:35-16:05	8123	9:50-16:20	8124	10:05-16:35
		介護6H	60分	H3	8209	9:30-16:30	8210	9:45-16:45	8211	10:00-17:00	8212	10:15-17:15
				※前日勤務	8221	9:20-16:20	8222	9:35-16:35	8223	9:50-16:50	8224	10:05-17:05
		介護6.5H	60分	K3	8309	9:30-17:00	8310	9:45-17:15	8311	10:00-17:30	8312	10:15-17:45
				※前日勤務	8321	9:20-16:50	8322	9:35-17:05	8323	9:50-17:20	8324	10:05-17:35
	小型店舗兼用	介護7H	60分	N3	8409	9:30-17:30	8410	9:45-17:45	8411	10:00-18:00	8412	10:15-18:15
				※前日勤務	8421	9:20-17:20	8422	9:35-17:35	8423	9:50-17:50	8424	10:05-18:05
9:00開店店舗用 小型店舗兼用	小型店舗兼用	介護5H	60分	C3	8001	8:00-14:00	8002	8:15-14:15	8003	8:30-14:30	8004	8:45-14:45
				※前日勤務	8013	7:50-13:50	8014	8:05-14:05	8015	8:20-14:20	8016	8:35-14:35
		介護5H	60分	A3	8005	9:00-15:00	8006	9:15-15:15	8007	9:30-15:30	8008	9:45-15:45
				※前日勤務	8017	8:50-14:50	8018	9:05-15:05	8019	9:20-15:20	8020	9:35-15:35
		介護5.5H	60分	F3	8101	8:00-14:30	8102	8:15-14:45	8103	8:30-15:00	8104	8:45-15:15
				※前日勤務	8113	7:50-14:20	8114	8:05-14:35	8115	8:20-14:50	8116	8:35-15:05
		介護5.5H	60分	E3	8105	9:00-15:30	8106	9:15-15:45	8107	9:30-16:00	8108	9:45-16:15
				※前日勤務	8117	8:50-15:20	8120	9:05-15:35	8119	9:20-15:50	8120	9:35-16:05
		介護6H	60分	I3	8201	8:00-15:00	8202	8:15-15:15	8203	8:30-15:30	8204	8:45-15:45
				※前日勤務	8213	7:50-14:50	8214	8:05-15:05	8215	8:20-15:20	8216	8:35-15:35
		介護6H	60分	G3	8205	9:00-16:00	8206	9:15-16:15	8207	9:30-16:30	8208	9:45-16:45
				※前日勤務	8217	8:50-15:50	8218	9:05-16:05	8219	9:20-16:20	8220	9:35-16:35
	小型店舗兼用	介護6.5H	60分	L3	8301	8:00-15:30	8302	8:15-15:45	8303	8:30-16:00	8304	8:45-16:15
				※前日勤務	8313	7:50-15:20	8314	8:05-15:35	8315	8:20-15:50	8316	8:35-16:05
		介護6.5H	60分	J3	8305	9:00-16:30	8306	9:15-16:45	8307	9:30-17:00	8308	9:45-17:15
				※前日勤務	8317	8:50-16:20	8318	9:05-16:35	8319	9:20-16:50	8320	9:35-17:05
		介護7H	60分	O3	8401	8:00-16:00	8402	8:15-16:15	8403	8:30-16:30	8404	8:45-16:45
				※前日勤務	8413	7:50-15:50	8414	8:05-16:05	8415	8:20-16:20	8416	8:35-16:35
		介護7H	60分	M3	8405	9:00-17:00	8406	9:15-17:15	8407	9:30-17:30	8408	9:45-17:45
				※前日勤務	8417	8:50-16:50	8418	9:05-17:05	8419	9:20-17:20	8420	9:35-17:35

■介護時短スライド 勤務区分一覧 ④ (45分単出パターン) ※各人に設定された【シフト/ゾーン】内の勤務区分のみ使用できます。他のシフト/パターンの勤務区分は使用出来ません。 ※スライド勤務：10日/月まで使用可能です。												
店舗開店時間	主な対象店舗	基本設定		シフト/ゾーン	勤務区分 (※合計4ヶ所)							
		勤務形態	休憩		★適応勤務		区間①		区間②		区間③	
					新		新		新		新	
10:00開店店舗用 後方スタッフ用	三越、後方スタッフ	介護5H	60分	A4	8005	9:00-15:00	8006	9:15-15:15	8007	9:30-15:30	8008	9:45-15:45
				新勤務パターン	8017	8:50-14:50	8018	9:05-15:05	8019	9:20-15:20	8020	9:35-15:35
		介護5.5H	60分	B4	8105	9:00-15:30	8106	9:15-15:45	8107	9:30-16:00	8108	9:45-16:15
				新勤務パターン	8117	8:50-15:20	8118	9:05-15:35	8119	9:20-15:50	8120	9:35-16:05
		介護6H	60分	G4	8205	9:00-16:00	8206	9:15-16:15	8207	9:30-16:30	8208	9:45-16:45
				新勤務パターン	8217	8:50-15:50	8218	9:05-16:05	8219	9:20-16:20	8220	9:35-16:35
		介護6.5H	60分	J4	8305	9:00-16:30	8306	9:15-16:45	8307	9:30-17:00	8308	9:45-17:15
				新勤務パターン	8317	8:50-16:20	8318	9:05-16:35	8319	9:20-16:50	8320	9:35-17:05
		介護7H	60分	M4	8405	9:00-17:00	8406	9:15-17:15	8407	9:30-17:30	8408	9:45-17:45
				新勤務パターン	8417	8:50-16:50	8418	9:05-17:05	8419	9:20-17:20	8420	9:35-17:35
10:30分開店店舗用	丸井	介護5H	60分	B4	8009	9:30-15:30	8010	9:45-15:45	8011	10:00-16:00	8012	10:15-16:15
				新勤務パターン	8021	9:20-15:20	8022	9:35-15:35	8023	9:50-15:50	8024	10:05-16:05
		介護5.5H	60分	D4	8109	9:30-16:00	8110	9:45-16:15	8111	10:00-16:30	8112	10:15-16:45
				新勤務パターン	8121	9:20-15:50	8122	9:35-16:05	8123	9:50-16:20	8124	10:05-16:35
		介護6H	60分	H4	8209	9:30-16:30	8210	9:45-16:45	8211	10:00-17:00	8212	10:15-17:15
				新勤務パターン	8221	9:20-16:20	8222	9:35-16:35	8223	9:50-16:50	8224	10:05-17:05
		介護6.5H	60分	K4	8309	9:30-17:00	8310	9:45-17:15	8311	10:00-17:30	8312	10:15-17:45
				新勤務パターン	8321	9:20-16:50	8322	9:35-17:05	8323	9:50-17:20	8324	10:05-17:35
		介護7H	60分	N4	8409	9:30-17:30	8410	9:45-17:45	8411	10:00-18:00	8412	10:15-18:15
				新勤務パターン	8421	9:20-17:20	8422	9:35-17:35	8423	9:50-17:50	8424	10:05-18:05
9:00開店店舗用 小売店店舗用	小売店店舗	介護5H	60分	C4	8001	8:00-14:00	8002	8:15-14:15	8003	8:30-14:30	8004	8:45-14:45
				新勤務パターン	8013	7:50-13:50	8014	8:05-14:05	8015	8:20-14:20	8016	8:35-14:35
		介護5H	60分	A4	8005	9:00-15:00	8006	9:15-15:15	8007	9:30-15:30	8008	9:45-15:45
				新勤務パターン	8017	8:50-14:50	8018	9:05-15:05	8019	9:20-15:20	8020	9:35-15:35
		介護5.5H	60分	F4	8101	8:00-14:30	8102	8:15-14:45	8103	8:30-15:00	8104	8:45-15:15
				新勤務パターン	8113	7:50-14:20	8114	8:05-14:35	8115	8:20-14:50	8116	8:35-15:05
		介護5.5H	60分	E4	8105	9:00-15:30	8106	9:15-15:45	8107	9:30-16:00	8108	9:45-16:15
				新勤務パターン	8117	8:50-15:20	8120	9:05-15:35	8119	9:20-15:50	8120	9:35-16:05
		介護6H	60分	I4	8201	8:00-15:00	8202	8:15-15:15	8203	8:30-15:30	8204	8:45-15:45
				新勤務パターン	8213	7:50-14:50	8214	8:05-15:05	8215	8:20-15:20	8216	8:35-15:35
		介護6H	60分	G4	8205	9:00-16:00	8206	9:15-16:15	8207	9:30-16:30	8208	9:45-16:45
				新勤務パターン	8217	8:50-15:50	8218	9:05-16:05	8219	9:20-16:20	8220	9:35-16:35
		介護6.5H	60分	L4	8301	8:00-15:30	8302	8:15-15:45	8303	8:30-16:00	8304	8:45-16:15
				新勤務パターン	8313	7:50-15:20	8314	8:05-15:35	8315	8:20-15:50	8316	8:35-16:05
		介護6.5H	60分	J4	8305	9:00-16:30	8306	9:15-16:45	8307	9:30-17:00	8308	9:45-17:15
				新勤務パターン	8317	8:50-16:20	8318	9:05-16:35	8319	9:20-16:50	8320	9:35-17:05
		介護7H	60分	O4	8401	8:00-16:00	8402	8:15-16:15	8403	8:30-16:30	8404	8:45-16:45
				新勤務パターン	8413	7:50-15:50	8414	8:05-16:05	8415	8:20-16:20	8416	8:35-16:35
		介護7H	60分	M3	8405	9:00-17:00	8406	9:15-17:15	8407	9:30-17:30	8408	9:45-17:45
				新勤務パターン	8417	8:50-16:50	8418	9:05-17:05	8419	9:20-17:20	8420	9:35-17:35
②前項の基準と異なるシフト勤務を行う場合は、就業時間及び休憩時間について会社・組合協議の上決定する。												
時間外・休日勤務に関する規程								(削除)				・社員労働協約へ適用のため削除
休日規程								休日規程				

第 4 章 連続休暇分各個休日	第 4 章 連続休暇分各個休日															
第 401 条(連続休暇分各個休日) 連続休暇分各個休日は、 <u>メイトスタッフ</u> 労働協約「連続休暇規程」による。	第 401 条(連続休暇分各個休日) 連続休暇分各個休日は、 <u>メイト社員</u> 労働協約「連続休暇規程」による。															
賃金規程	賃金規程															
第 1 章 総 則	第 1 章 総 則															
第 105 条(控除) (中略) 2. 法定以外のもの (中略) (21) <u>健康保険証再発行</u> にかかる費用 (22) <u>賃金過払を調整するための返済金</u> (23) 本条に定めるもので、欠勤期間中及び休職期間中に控除できず、会社が一旦立て替えて納めたもの (24) <u>その他会社と労働組合が協定したもの</u> ②給与が控除額に満たない場合、その差額を指定日までに会社に振り込まなければならない。	第 105 条(控除) (中略) 2. 法定以外のもの (中略) (21) <u>健康保険資格確認書再交付</u> にかかる費用 (22) <u>会社貸与品再交付にかかる費用</u> (23) <u>賃金過払を調整するための返済金</u> (24) 本条に定めるもので、欠勤期間中及び休職期間中に控除できず、会社が一旦立て替えて納めたもの (25) <u>その他会社と労働組合が協定したもの</u> ②給与が控除額に満たない場合、その差額を指定日までに会社に振り込まなければならない。	・法改正：健康保険証廃止に伴う変更 ・会社貸与品再交付にかかる費用を賃金控除可能とする。														
第 3 章 諸手当	第 3 章 諸手当															
第 308 条(通勤手当) 会社は、通勤のために必要な交通費を、別に定める「通勤費支給細則」に基づき支給する。 ②通勤手当として支給された金額は全額通勤費として使用しなければならない。 ③自家用車を利用する場合の取扱いについては、 <u>ゼネラルスタッフ</u> 労働協約「自家用車通勤管理細則」に定める基準を準用する。	第 308 条(通勤手当) 会社は、通勤のために必要な交通費を、別に定める「通勤費支給細則」に基づき支給する。 ②通勤手当として支給された金額は全額通勤費として使用しなければならない。 ③自家用車を利用する場合の取扱いについては、 <u>社員</u> 労働協約「自家用車通勤管理細則」に定める基準を準用する。															
別表 (1) 【基本給・昇給表】 単位：円<table><tr><td></td><td>基本給</td><td>S評価</td><td>A評価</td><td>B評価</td><td>C評価</td><td>D評価</td></tr><tr><td>ﾌﾟﾛｽﾀｯﾌ</td><td>191,000～271,000円</td><td>6,000円</td><td>4,000円</td><td>2,000円</td><td>0円</td><td>-6,000円</td></tr></table>		基本給	S評価	A評価	B評価	C評価	D評価	ﾌﾟﾛｽﾀｯﾌ	191,000～271,000円	6,000円	4,000円	2,000円	0円	-6,000円	別表 (1) 【本給表】 (月額、単位：円)	
	基本給	S評価	A評価	B評価	C評価	D評価										
ﾌﾟﾛｽﾀｯﾌ	191,000～271,000円	6,000円	4,000円	2,000円	0円	-6,000円										

【職務給】	単位：円
職務	職務給
BL・TL	10,000
SBL・STL	5,000

ランク	基本給	ランク	基本給	ランク	基本給
1	276,000	31	246,000	61	216,000
2	275,000	32	245,000	62	215,000
3	274,000	33	244,000	63	214,000
4	273,000	34	243,000	64	213,000
5	272,000	35	242,000	65	212,000
6	271,000	36	241,000	66	211,000
7	270,000	37	240,000	67	210,000
8	269,000	38	239,000	68	209,000
9	268,000	39	238,000	69	208,000
10	267,000	40	237,000	70	207,000
11	266,000	41	236,000	71	206,000
12	265,000	42	235,000	72	205,000
13	264,000	43	234,000	73	204,000
14	263,000	44	233,000	74	203,000
15	262,000	45	232,000	75	202,000
16	261,000	46	231,000	76	201,000
17	260,000	47	230,000	77	200,000
18	259,000	48	229,000	78	199,000
19	258,000	49	228,000	79	198,000
20	257,000	50	227,000	80	197,000
21	256,000	51	226,000	81	196,000
22	255,000	52	225,000		
23	254,000	53	224,000		
24	253,000	54	223,000		
25	252,000	55	222,000		
26	251,000	56	221,000		
27	250,000	57	220,000		
28	249,000	58	219,000		
29	248,000	59	218,000		
30	247,000	60	217,000		

【昇給表】

単位：1,000 円

ランク	S	A	B	C	D
1	±0	±0	±0	±0	-6
2～80	+6	+4	+2	±0	-6
81	+6	+4	+2	±0	±0

【職務給】

職務	職務給
リーダー職	10,000 円
サブリーダー職	5,000 円

キャリア形成支援制度規程	キャリア形成支援制度規程
第 2 章 <u>ゼネラルスタッフ</u> 登用制度	第 2 章 <u>社員</u> 登用制度

第 202 条（概要） <u>ゼネラルスタッフ</u>登用制度は、個々人の働く上での能力の高まりに応じたキャリアを実現し、活躍の場を拡大することを目的として、本人の希望により登用する制度とする	第 202 条（概要） <u>社員</u>登用制度は、個々人の働く上での能力の高まりに応じたキャリアを実現し、活躍の場を拡大することを目的として、本人の希望により登用する制度とする	
第 5 章 ライフイベント再雇用制度	第 5 章 ライフイベント再雇用制度	
第 502 条(対象者) 本制度の対象者は、次の各号の全てに該当する者とする。 1. プロスタッフのうち、退職日時点で、プロスタッフとして勤続満 2 年以上の者。 2. 退職後、再雇用時までの離職期間が 12 年以内の者。 但し、在籍期間中に休職期間がある場合には、休職後 1 年以上勤務した場合を除き、その休職期間は離職期間に通算する。 3. 再雇用時の年齢が 58 歳以下の者。 4. 過去に本制度を利用したことがない者。 5. 退職事由が、結婚、出産、育児、介護または配偶者転勤または不妊治療のいずれかである者。 但し、第 7 章に定めるネクストキャリア制度を利用した者は対象者から除く。 <u>（新設）</u> 6. 退職日時点で、プロスタッフ労働協約第 510 条第 1 号に定める休職中ではない者。 ②前項にかかわらず、特別な事情により会社が必要と認めた場合には、この限りではない。	第 502 条(対象者) 本制度の対象者は、次の各号の全てに該当する者とする。 1. プロスタッフのうち、退職日時点で、プロスタッフとして勤続満 2 年以上の者。 2. 退職後、再雇用時までの離職期間が 12 年以内の者。 但し、在籍期間中に休職期間がある場合には、休職後 1 年以上勤務した場合を除き、その休職期間は離職期間に通算する。 3. 再雇用時の年齢が 58 歳以下の者。 4. 過去に本制度を利用したことがない者。 5. 退職事由が、結婚、出産、育児、介護または配偶者転勤または不妊治療のいずれかである者。 但し、第 7 章に定めるネクストキャリア制度を利用した者は対象者から除く。<u>なお、配属者転勤とは、配偶者が、転居を必要とする地域（海外・国内）で勤務すること（長期出張、社命留学等を含む）または職業上の活動を個人で行うこと（事業の経営等）をいい、当該地域での滞在が概ね 6 ヶ月以上にわたって継続することが見込まれるものをいう。</u> 6. 退職日時点で、プロスタッフ労働協約第 510 条第 1 号に定める休職中ではない者。 ②前項にかかわらず、特別な事情により会社が必要と認めた場合には、この限りではない。	・配属者転勤 の定義を補足
第 504 条(労働条件) 再雇用時の労働条件は次の通りとする。 (1)雇用形態は、退職時の雇用形態が<u>ゼネラルスタッフ</u>の場合は、在籍中の履歴等を勘案し、原則販売職として再雇用する。また、ステージ A・ステージ B の<u>ゼネラルスタッフ</u>	第 504 条(労働条件) 再雇用時の労働条件は次の通りとする。 (1)雇用形態は、退職時の雇用形態が<u>社員</u>の場合は、在籍中の履歴等を勘案し、原則販売職として再雇用する。また、ステージ A・ステージ B の<u>社員</u>について	

については、離職期間が原則 5 年以内の場合には、在籍中と同資格にて再雇用する場合がある。 (2) 再雇用時の雇用形態が<u>メイト</u>・プロスタッフの場合の職種は、在籍時の経験、能力等を勘案の上、決定する。 (3) 再雇用時の配属は社命により行う。 (4) <u>アシストスタッフ</u>を退職した者については、原則として在籍中と同一職種として再雇用する。 (5) 再雇用時の賃金は、在籍時の経験、能力等及び再雇用時の雇用形態や資格、役割、職務等を勘案の上、決定する。	は、離職期間が原則 5 年以内の場合には、在籍中と同資格にて再雇用する場合がある。 (2) 再雇用時の雇用形態が<u>メイト社員</u>・プロスタッフの場合の職種は、在籍時の経験、能力等を勘案の上、決定する。 (3) 再雇用時の配属は社命により行う。 (4) <u>フェロー社員</u>を退職した者については、原則として在籍中と同一職種として再雇用する。 (5) 再雇用時の賃金は、在籍時の経験、能力等及び再雇用時の雇用形態や資格、役割、職務等を勘案の上、決定する。	
第 505 条（離職期間中の取扱い） 会社は<u>アシストスタッフ</u>として勤務を希望する<u>ゼネラルスタッフ</u>、<u>メイトスタッフ</u>、プロスタッフに対し、各月 1 日付で<u>アシストスタッフ</u>への雇用転換を認め、以下を特例として設定する。 （1）離職期間を置かず、退職月の翌月 1 日付で<u>アシストスタッフ</u>として雇用転換する<u>ゼネラルスタッフ</u>、<u>メイトスタッフ</u>、プロスタッフの年次有給休暇に関しては、<u>ゼネラルスタッフ</u>および<u>メイトスタッフ</u>としての勤続年数を含めて付与する。 （2）前項を除き、<u>アシストスタッフ</u>雇用転換前の勤続年数を通算しない。 （3）会社は<u>アシストスタッフ</u>として雇用転換後、本人から申請があった場合、<u>ゼネラルスタッフ</u>、<u>メイトスタッフ</u>、プロスタッフに再雇用できる。 その取り扱いは第 503 条、第 504 条、第 505 条、第 506 条により取り扱う。 ②<u>アシストスタッフ</u>採用時の賃金は、在職中の前歴、能力等を勘案の上、決定する。	第 505 条（離職期間中の取扱い） 会社は<u>フェロー社員</u>として勤務を希望する<u>社員</u>、<u>メイト社員</u>、プロスタッフに対し、各月 1 日付で<u>フェロー社員</u>への雇用転換を認め、以下を特例として設定する。 （1）離職期間を置かず、退職月の翌月 1 日付で<u>フェロー社員</u>として雇用転換する社員、<u>メイト社員</u>、プロスタッフの年次有給休暇に関しては、<u>社員</u>および<u>メイト社員</u>としての勤続年数を含めて付与する。 （2）前項を除き、<u>フェロー社員</u>雇用転換前の勤続年数を通算しない。 （3）会社は<u>フェロー社員</u>として雇用転換後、本人から申請があった場合、<u>社員</u>、<u>メイト社員</u>、プロスタッフに再雇用できる。 その取り扱いは第 503 条、第 504 条、第 505 条、第 506 条により取り扱う。 ②<u>フェロー社員</u>採用時の賃金は、在職中の前歴、能力等を勘案の上、決定する。	
第 6 章 グループライフイベント転籍制度	第 6 章 グループライフイベント転籍制度	
第 603 条(申請事由) 本制度は、新会社雇用日前日 2 年以内に次のいずれかの事由が発生した場合に使用することができる。 1. 結婚・配偶者転勤 原則新会社雇用時点で配偶者と同居する場合に限る。 <u>(新設)</u> (以下略)	第 603 条(申請事由) 本制度は、新会社雇用日前日 2 年以内に次のいずれかの事由が発生した場合に使用することができる。 1. 結婚・配偶者転勤 原則新会社雇用時点で配偶者と同居する場合に限る。 <u>なお、配属者転勤とは、配偶者が、転居を必要とする地域（海外・国内）で勤務すること（長期出張、社命留学等を含む）または職業上の活動を個人で行うこと（事業の経営等）をいい、当該地域での滞在が概ね 6 ヶ月以上にわたって</u>	・配属者転勤の定義を補足

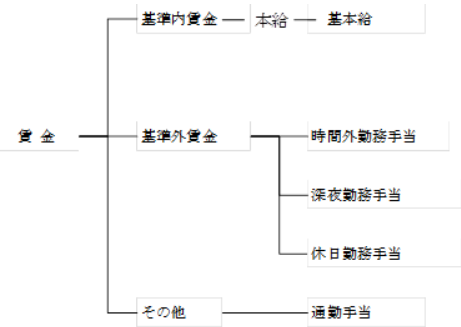
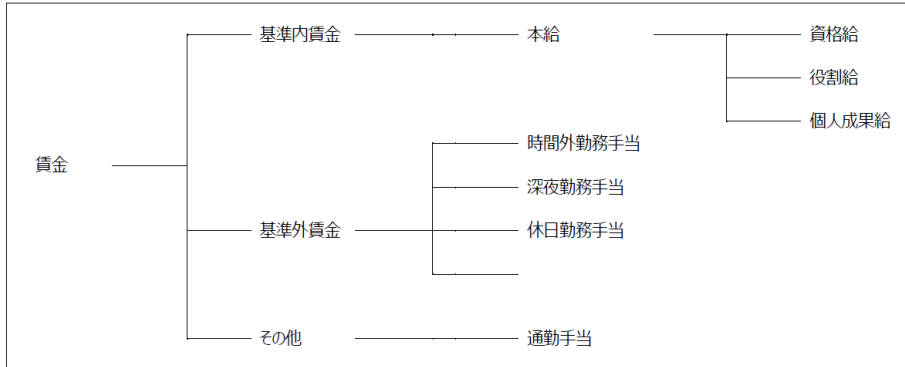
	<u>継続することが見込まれるものをいう。</u> (以下略)	
第 7 章 ネクストキャリア支援制度	第 7 章 ネクストキャリア支援制度	
第 701 条(対象者) 本制度の対象者は、次の各号の全てに該当する者とする。 1. 年度の 3 月 31 日における年齢が満 45 歳以上 59 歳以下であり、 <u>メイトスタッフ</u> としての勤続年数が 5 年以上(休職期間を除く)であること。	第 701 条(対象者) 本制度の対象者は、次の各号の全てに該当する者とする。 1. 年度の 3 月 31 日における年齢が満 45 歳以上 59 歳以下であり、 <u>メイト社員</u> としての勤続年数が 5 年以上(休職期間を除く)であること。	
第 703 条(退職加算金の支給方法) 特別退職金の支給においては、 <u>ゼネラルスタッフ</u> 「退職給付規程」を準用する。	第 703 条(退職加算金の支給方法) 特別退職金の支給においては、 <u>社員</u> 「退職給付規程」を準用する。	
第 704 条(再雇用) 会社は、本制度により退職した者のうち、会社で引き続き雇用を希望する者については所定の選考に基づき <u>アシストスタッフ</u> として再雇用することがあるが、いかなる場合も <u>ゼネラルスタッフ</u> 、 <u>メイトスタッフ</u> 、プロスタッフとしては再雇用しない。 また、グループ会社を本制度を利用し退職した者のうち、会社での雇用を希望する者についても、所定の選考に基づき <u>アシストスタッフ</u> として再雇用することがあるが、いかなる場合も <u>ゼネラルスタッフ</u> 、 <u>メイトスタッフ</u> 、プロスタッフとしては再雇用しない。	第 704 条(再雇用) 会社は、本制度により退職した者のうち、会社で引き続き雇用を希望する者については所定の選考に基づき <u>フェロー社員</u> として再雇用することがあるが、いかなる場合も <u>社員</u> 、 <u>メイト社員</u> 、プロスタッフとしては再雇用しない。 また、グループ会社を本制度を利用し退職した者のうち、会社での雇用を希望する者についても、所定の選考に基づき <u>フェロー社員</u> として再雇用することがあるが、いかなる場合も <u>社員</u> 、 <u>メイト社員</u> 、プロスタッフとしては再雇用しない。	
第 8 章 カムバック再雇用制度	第 8 章 カムバック再雇用制度	
第 903 条(採 用) 会社は再雇用の申請があった場合は、要員計画上の必要性のほか、 <u>ゼネラルスタッフ</u> 及びプロスタッフに実施している試験結果に在籍中の評価等を加味して選考を行い、再雇用の採否を決定する。	第 903 条(採 用) 会社は再雇用の申請があった場合は、要員計画上の必要性のほか、 <u>社員</u> 及びプロスタッフに実施している試験結果に在籍中の評価等を加味して選考を行い、再雇用の採否を決定する。	・名称変更
ハラスメント防止規程	(削除)	・社員労働協約へ適用
<u>ゼネラルスタッフ労働協約</u> ・ <u>メイトスタッフ労働協約</u> を適用する諸規程等 プロスタッフ労働協約のうち、以下の規程等については <u>ゼネラルスタッフ労働協約</u> または <u>メイトスタッフ労働協約</u> をを適用しています。 必要な点は、総務・経営企画部事務所に備え付けの <u>ゼネラルスタッフ労働協約</u> ・ <u>メイトスタッフ労働協約</u> を参照して下さい。	<u>社員</u> 労働協約を適用する諸規程等 プロスタッフ労働協約のうち、以下の規程等については <u>社員</u> 労働協約を適用しています。 必要な点は、総務・経営企画部事務所に備え付けの <u>社員</u> 労働協約を参照して下さい。	・名称変更

<ゼネラルスタッフ労働協約> 「配偶者転勤休職制度規程」 「出張規程」 「国内出向規程」 「安全衛生管理規程」 「自動車安全運転規程」 「安全衛生管理規程細則」 「安全衛生委員会規則」 「健康情報等の取扱規程」 「職務発明規程」 「苦情処理規程」 「紛争の解決・平和条項に関する協定」 「テレワーク規程」 <メイトスタッフ労働協約> 「連続休暇規程」 「ストック有給休暇規程」 「賃金規定」 「自己研修休職規程」 「育児休業規程」 「育児勤務規程」 「育児のためのフルタイム早番固定勤務規程」 「介護・介護準備休業規程」 「介護・介護準備勤務規程」 「短時間勤務規程」 「子の看護・家族の介護のための休暇規程」 「福利厚生規程」	<u>「時間外・休日勤務に関する規程」</u> <u>「通勤費支給細則」</u> <u>「キャリア形成支援規程」</u> <u>「表彰・懲戒規程」</u> <u>「連続休暇規程」</u> <u>「育児休業規程」</u> <u>「育児勤務規程」</u> <u>「育児のためのフルタイム早番固定勤務規程」</u> <u>「介護・介護準備休業規程」</u> <u>「介護・介護準備勤務規程」</u> <u>「短時間勤務規程」</u> <u>「子の看護・家族の介護のための休暇規程」</u> 「配偶者転勤休職制度規程」 「出張規程」 「国内出向規程」 「安全衛生管理規程」 「自動車安全運転規程」 「安全衛生管理規程細則」 「安全衛生委員会規則」 「健康情報等の取扱規程」 「職務発明規程」 「苦情処理規程」 「紛争の解決・平和条項に関する協定」 「テレワーク規程」 「ストック有給休暇規程」 「賃金規定」 「自己研修休職規程」 「福利厚生規程」 <u>「ハラスメント防止規程」</u>	
就業規則	就業規則	

株式会社札幌丸井三越は、労働協約を同時に就業規則として使用する。 従って、就業規則として使用する場合は、労働協約中の「労働協約」を「就業規則」と読み替えるものとする。 なお、就業規則の付属諸規程として、次の規程を追加する。 1.服務規律 （以下略）	株式会社札幌丸井三越は、労働協約を同時に就業規則として使用する。 従って、就業規則として使用する場合は、<u>社員</u>労働協約中の「労働協約」を「就業規則」と読み替えるものとする。 なお、就業規則の付属諸規程として、次の規程を追加する。 1.服務規律 <u>なお、服務規律については、社員労働協約の規程を適用する。</u> （以下略）	・社員労働協約へ適用
服務規律	（削除）	・社員労働協約へ適用

<札幌丸井三越>エルダースタッフ労働協約 付属諸規定新旧対照表

現行	改訂	備考																				
就業形態規程	就業形態規程																					
第 2 章 就業時間・休憩時間	第 2 章 就業時間・休憩時間																					
第 201 条（就業時間等） エルダースタッフⅠの就業時間及び休憩時間は、労働条件の確認時に個々に定める。 エルダースタッフⅡ、Ⅲ、Ⅳ、Ⅴの就業時間、シフト勤務、フレックスタイム制勤務、変形労働制勤務の取扱いは、別に定める <u>メイトスタッフ</u> 労働協約「就業形態規程」による。	第 201 条（就業時間等） エルダースタッフⅠの就業時間及び休憩時間は、労働条件の確認時に個々に定める。 エルダースタッフⅡ、Ⅲ、Ⅳ、Ⅴの就業時間、シフト勤務、フレックスタイム制勤務、変形労働制勤務の取扱いは、別に定める <u>社員</u> 労働協約「就業形態規程」による。	・参照元変更																				
第 206 条（休憩時間） エルダースタッフの休憩時間は原則次の通りとし、交代制とする。 <table><tr><td>拘束時間</td><td>休憩時間</td></tr><tr><td>7 時間 01 分以上</td><td>90 分</td></tr><tr><td>6 時間 01 分以上</td><td>60 分・90 分</td></tr><tr><td>4 時間 01 分以上 6 時間以下</td><td>45 分・60 分</td></tr><tr><td>4 時間以下</td><td>0 分</td></tr></table>	拘束時間	休憩時間	7 時間 01 分以上	90 分	6 時間 01 分以上	60 分・90 分	4 時間 01 分以上 6 時間以下	45 分・60 分	4 時間以下	0 分	第 206 条（休憩時間） エルダースタッフの休憩時間は原則次の通りとし、交代制とする。 <table><tr><td>拘束時間</td><td>休憩時間</td></tr><tr><td>7 時間 01 分以上</td><td><u>80</u> 分</td></tr><tr><td>6 時間 01 分以上</td><td>60 分・<u>80</u> 分</td></tr><tr><td>4 時間 01 分以上 6 時間以下</td><td>45 分・<u>50</u> 分</td></tr><tr><td>4 時間以下</td><td>0 分</td></tr></table>	拘束時間	休憩時間	7 時間 01 分以上	<u>80</u> 分	6 時間 01 分以上	60 分・ <u>80</u> 分	4 時間 01 分以上 6 時間以下	45 分・ <u>50</u> 分	4 時間以下	0 分	
拘束時間	休憩時間																					
7 時間 01 分以上	90 分																					
6 時間 01 分以上	60 分・90 分																					
4 時間 01 分以上 6 時間以下	45 分・60 分																					
4 時間以下	0 分																					
拘束時間	休憩時間																					
7 時間 01 分以上	<u>80</u> 分																					
6 時間 01 分以上	60 分・ <u>80</u> 分																					
4 時間 01 分以上 6 時間以下	45 分・ <u>50</u> 分																					
4 時間以下	0 分																					
時間外・休日勤務に関する規程	(削除)	・社員労働協約へ適用																				
ストック有給休暇規程	ストック有給休暇規程																					
第 3 条（日数） ストック有給休暇として積み立てることができる年間最高日数は 20 日とする。 ②在籍期間中に積立できるストック有給休暇の日数の上限は 230 日とする。但し、積み立てた日数が 230 日に達した後、ストック有給休暇を使用したことによって、230 日を下回った場合には、再度 230 日に達するまで積み立てることができる。 この場合の在籍期間には、社員及び <u>メイトスタッフ</u> の期間を通算する	第 3 条（日数） ストック有給休暇として積み立てることができる年間最高日数は 20 日とする。 ②在籍期間中に積立できるストック有給休暇の日数の上限は 230 日とする。但し、積み立てた日数が 230 日に達した後、ストック有給休暇を使用したことによって、230 日を下回った場合には、再度 230 日に達するまで積み立てることができる。 この場合の在籍期間には、社員及び <u>メイト社員</u> の期間を通算する																					
第 4 条（使用事由・期間及び手続手続及び使用日数） ②前項に定める 1 回に使用できる上限の日数は、社員及び <u>メイトスタッフ</u> を通算する	第 4 条（使用事由・期間及び手続手続及び使用日数） ②前項に定める 1 回に使用できる上限の日数は、社員及び <u>メイト社員</u> を通算するもの	・名称変更																				

ものとする。	とする。	
賃金規定	賃金規定	
第1章 総 則	第1章 総 則	
第102条(賃金構成) (中略) 2. エルダースタッフⅡ、Ⅲ、Ⅳ、Ⅴの通常の月例賃金は、次の通りとする。 	第102条(賃金構成) (中略) 2. エルダースタッフⅡ、Ⅲ、Ⅳ、Ⅴの通常の月例賃金は、次の通りとする。 	・制度改定に伴う変更
第104条(控除) (中略) 2. 法定以外のもの (中略) (21) 健康保険証再発行にかかる費用 (22) 賃金過払を調整するための返済金 (23) 本条に定めるもので、欠勤期間中及び休職期間中に控除できず、会社が一旦立て替えて納めたもの (24) その他会社と労働組合が協定したもの ②給与が控除額に満たない場合、その差額を指定日までに会社に振り込まなければならない。	第104条(控除) (中略) 2. 法定以外のもの (中略) (21) 健康保険資格確認書再交付にかかる費用 (22) 会社貸与品再交付にかかる費用 (23) 賃金過払を調整するための返済金 (24) 本条に定めるもので、欠勤期間中及び休職期間中に控除できず、会社が一旦立て替えて納めたもの (25) その他会社と労働組合が協定したもの ②給与が控除額に満たない場合、その差額を指定日までに会社に振り込まなければならない。	・法改正：健康保険証廃止に伴う変更 ・会社貸与品再交付にかかる費用を賃金控除可能とする。
第2章 基本給	第2章 基本給	
第201条(原則)	第201条(原則)	

(1) エルダースタッフⅠ 基本給は、ベース給、地域別職種給、能力給、調整給によって構成され、すべて時間給とする。 ②会社は、ベース給については、区分・職種等にかかわらず、すべての<u>アシストスタッフ</u>に対して一律に設定する。	(1) エルダースタッフⅠ 基本給は、ベース給、地域別職種給、能力給、調整給によって構成され、すべて時間給とする。 ②会社は、ベース給については、区分・職種等にかかわらず、すべての<u>フェロー社員</u>に対して一律に設定する。	・名称変更																								
第3章 諸手当	第3章 諸手当																									
第308条(通勤手当) 会社は、通勤のために必要な交通費については、<u>メイトスタッフ</u>労働協約「通勤費支給細則」に基づき支給する。但し、週4日以下の勤務者は出勤日数に応じて、実費か定期購入代金のうち、いずれか低い方の金額を支給する。	第308条(通勤手当) 会社は、通勤のために必要な交通費については、<u>メイト社員</u>労働協約「通勤費支給細則」に基づき支給する。但し、週4日以下の勤務者は出勤日数に応じて、実費か定期購入代金のうち、いずれか低い方の金額を支給する。																									
第4章 賞与	第4章 賞与																									
第401条(賞与) 会社は、次の各号のすべてに該当するエルダースタッフⅡ、Ⅲ、Ⅳ、Ⅴに対し、年2回(6月と12月)賞与を支給する。なお、エルダースタッフⅠに対しては賞与を支給しない。 1. 賞与支給対象期間中に社員または<u>メイトスタッフ</u>、プロスタッフ、またはエルダースタッフⅡ、Ⅲ、Ⅳ、Ⅴとして在籍がある者。 2. 賞与支給日当日に在籍している者	第401条(賞与) 会社は、次の各号のすべてに該当するエルダースタッフⅡ、Ⅲ、Ⅳ、Ⅴに対し、年2回(6月と12月)賞与を支給する。なお、エルダースタッフⅠに対しては賞与を支給しない。 1. 賞与支給対象期間中に社員または<u>メイト社員</u>、プロスタッフ、またはエルダースタッフⅡ、Ⅲ、Ⅳ、Ⅴとして在籍がある者。 2. 賞与支給日当日に在籍している者																									
別表(1) エルダースタッフⅠ	別表(1) エルダースタッフⅠ 【エルダースタッフⅠ(早番固定勤務)】 単位:円 <table><tr><th>職種</th><th>ベース給</th><th>地域別職種給</th><th>能力給</th></tr><tr><td>食品レーンPOS</td><td rowspan="9">795円</td><td>100</td><td rowspan="9">上限 95円</td></tr><tr><td>専任POS</td><td>20</td></tr><tr><td>後方POS</td><td>20</td></tr><tr><td>営業支援</td><td>20</td></tr><tr><td>サービス</td><td>100</td></tr><tr><td>後方</td><td>0</td></tr><tr><td>販売POS(東京)</td><td>235</td></tr><tr><td>販売POS(旭川)</td><td>95</td></tr><tr><td>販売POS(釧路・苫小牧)</td><td>65</td></tr></table>	職種	ベース給	地域別職種給	能力給	食品レーンPOS	795円	100	上限 95円	専任POS	20	後方POS	20	営業支援	20	サービス	100	後方	0	販売POS(東京)	235	販売POS(旭川)	95	販売POS(釧路・苫小牧)	65	
職種	ベース給	地域別職種給	能力給																							
食品レーンPOS	795円	100	上限 95円																							
専任POS		20																								
後方POS		20																								
営業支援		20																								
サービス		100																								
後方		0																								
販売POS(東京)		235																								
販売POS(旭川)		95																								
販売POS(釧路・苫小牧)		65																								

職種	ベース給	地域別 職種給	能力給
食品レーンPOS	765円	100円	上限 95円
専任POS	765円	20円	
後方POS	765円	20円	
営業支援	765円	20円	
サービス	765円	100円	
後方	765円	0円	
販売POS(東京)	765円	235円	
販売POS(旭川)	765円	95円	
販売POS(釧路・苫小牧)	765円	65円	

【早番固定勤務】

職種	ベース給	地域別 職種給	能力給
食品レーンPOS	765円	100円	上限 95円
専任POS	765円	20円	
後方POS	765円	20円	
営業支援	765円	20円	
サービス	765円	100円	
後方	765円	0円	
販売POS(東京)	765円	235円	
販売POS(旭川)	765円	95円	
販売POS(釧路・苫小牧)	765円	65円	

【エルダースタッフⅠ（シフト勤務）】

単位：円

職種	ベース給	地域別 職種給	能力給
食品レーンPOS	795円	100	上限 95円
専任POS		20	
後方POS		20	
営業支援		20	
サービス		100	
後方		0	
販売POS(東京)		235	
販売POS(旭川)		95	
販売POS(釧路・苫小牧)		65	

【昇給表】

	ランク	SS	S	A	B	C	D
エルダースタッフⅠ	1	±0	±0	±0	±0	±0	-1
	2～19	+3	+2	+1	±0	±0	-1
	20	+3	+2	+1	±0	±0	±0

エルダースタッフⅡ・Ⅲ・Ⅳ・Ⅴ

【資格給】

単位：円

資格区分	資格給
エルダースタッフⅣ	324,000
エルダースタッフⅢ	220,000
エルダースタッフⅡ	173,000
エルダースタッフⅡ（首都圏）	190,000

昇降給額						単位：円
	SS	S	A	B	C	D
エルダースタッフⅠ	15	10	5	0	0	-5

エルダースタッフⅡ・Ⅲ・Ⅳ・Ⅴ

エルダースタッフⅡ・Ⅲ・Ⅳ・Ⅴ【北海道】

	初回基本給	S評価	A評価	B評価	C評価	D評価
エルダースタッフⅡ	168,000円	6,000円	4,000円	1,000円	0円	-6,000円
エルダースタッフⅢ	196,000円	6,000円	4,000円	1,000円	0円	-6,000円
エルダースタッフⅣ	215,000円	6,000円	4,000円	1,000円	0円	-6,000円
エルダースタッフⅤ	319,000円	6,000円	4,000円	1,000円	0円	-6,000円

エルダースタッフⅡ・Ⅲ・Ⅳ・Ⅴ【首都圏】

	初回基本給	S評価	A評価	B評価	C評価	D評価
エルダースタッフⅡ	185,000円	6,000円	4,000円	1,000円	0円	-6,000円
エルダースタッフⅢ	206,000円	6,000円	4,000円	1,000円	0円	-6,000円
エルダースタッフⅣ	225,000円	6,000円	4,000円	1,000円	0円	-6,000円
エルダースタッフⅤ	329,000円	6,000円	4,000円	1,000円	0円	-6,000円

【役割給】 単位：円

資格区分	役割	
	役割①	なし
エルダースタッフⅢ	40,000	0
エルダースタッフⅡ・Ⅱ（首都圏）	0	

【個人成果給】 単位：円

ランク	個人成果給
1	36,000
2	35,000
3	34,000
4	33,000
5	32,000
6	31,000
7	30,000
8	29,000
9	28,000
10	27,000
11	26,000
12	25,000
13	24,000
14	23,000
15	22,000
16	21,000
17	20,000
18	19,000
19	18,000
20	17,000
21	16,000
22	15,000
23	14,000
24	13,000
25	12,000
26	11,000
27	10,000
28	9,000
29	8,000
30	7,000
31	6,000
32	5,000
33	4,000
34	3,000
35	2,000
36	1,000
37	0

※37ランク定年後再雇用初任

【昇給表】

	ランク	S	A	B	C	D
エルダースタッフⅡ・Ⅲ・Ⅳ	1	±0	±0	±0	±0	-6
	2～41	+ 6	+ 4	+ 1	± 0	-6
	42	+ 6	+ 4	+ 1	± 0	± 0

（新設）

諒解事項

・新制度移行対応について記載

	旧制度	新制度移行対応													
		移行後資格：エルダースタッフⅡ							移行後資格：エルダースタッフⅢ						
		(A)	(B)	(C) (A-B)	(D)	(E)	(F) (=C)	⑧+⑤+⑦	(B)	(C) (A-B)	(D)	(E)	(F) (=C)	⑧+⑤+⑦	
移行前資格	本給	移行前資格 初任給本給	個人成長給	2025/4/1時点 賃金給	2025/4/1時点 役割給	個人成長給 (=C)	新制度 本給	移行前後差額 (新本給-旧本給)	移行前資格 初任給本給	個人成長給	2025/4/1時点 賃金給	2025/4/1時点 役割給	個人成長給 (=C)	新制度 本給	移行前後差額 (新本給-旧本給)
エル ダ ー ス タ ッ フ Ⅱ	168000	168000	0	168000	0	0	168000	0	168000	0	215000	0	0	215000	47000
	169000	168000	1000	169000	0	1000	169000	0	168000	1000	215000	0	1000	216000	47000
	170000	168000	2000	169000	0	2000	170000	0	168000	2000	215000	0	2000	217000	47000
	171000	168000	3000	169000	0	3000	171000	0	168000	3000	215000	0	3000	218000	47000
	172000	168000	4000	169000	0	4000	172000	0	168000	4000	215000	0	4000	219000	47000
	173000	168000	5000	169000	0	5000	173000	0	168000	5000	215000	0	5000	220000	47000
	174000	168000	6000	169000	0	6000	174000	0	168000	6000	215000	0	6000	221000	47000
	175000	168000	7000	169000	0	7000	175000	0	168000	7000	215000	0	7000	222000	47000
	176000	168000	8000	169000	0	8000	176000	0	168000	8000	215000	0	8000	223000	47000
	177000	168000	9000	169000	0	9000	177000	0	168000	9000	215000	0	9000	224000	47000
	178000	168000	10000	169000	0	10000	178000	0	168000	10000	215000	0	10000	225000	47000
	179000	168000	11000	169000	0	11000	179000	0	168000	11000	215000	0	11000	226000	47000
	180000	168000	12000	169000	0	12000	180000	0	168000	12000	215000	0	12000	227000	47000
	181000	168000	13000	169000	0	13000	181000	0	168000	13000	215000	0	13000	228000	47000
	182000	168000	14000	169000	0	14000	182000	0	168000	14000	215000	0	14000	229000	47000
	183000	168000	15000	169000	0	15000	183000	0	168000	15000	215000	0	15000	230000	47000
	184000	168000	16000	169000	0	16000	184000	0	168000	16000	215000	0	16000	231000	47000
	185000	168000	17000	169000	0	17000	185000	0	168000	17000	215000	0	17000	232000	47000
	186000	168000	18000	169000	0	18000	186000	0	168000	18000	215000	0	18000	233000	47000
	187000	168000	19000	169000	0	19000	187000	0	168000	19000	215000	0	19000	234000	47000
	188000	168000	20000	169000	0	20000	188000	0	168000	20000	215000	0	20000	235000	47000
	189000	168000	21000	169000	0	21000	189000	0	168000	21000	215000	0	21000	236000	47000
	190000	168000	22000	169000	0	22000	190000	0	168000	22000	215000	0	22000	237000	47000
	191000	168000	23000	169000	0	23000	191000	0	168000	23000	215000	0	23000	238000	47000
	192000	168000	24000	169000	0	24000	192000	0	168000	24000	215000	0	24000	239000	47000
	193000	168000	25000	169000	0	25000	193000	0	168000	25000	215000	0	25000	240000	47000
	194000	168000	26000	169000	0	26000	194000	0	168000	26000	215000	0	26000	241000	47000
	195000	168000	27000	169000	0	27000	195000	0	168000	27000	215000	0	27000	242000	47000
	196000	168000	28000	169000	0	28000	196000	0	168000	28000	215000	0	28000	243000	47000
	197000	168000	29000	169000	0	29000	197000	0	168000	29000	215000	0	29000	244000	47000
	198000	168000	30000	169000	0	30000	198000	0	168000	30000	215000	0	30000	245000	47000
	199000	168000	31000	169000	0	31000	199000	0	168000	31000	215000	0	31000	246000	47000
	200000	168000	32000	169000	0	32000	200000	0	168000	32000	215000	0	32000	247000	47000
	201000	168000	33000	169000	0	33000	201000	0	168000	33000	215000	0	33000	248000	47000
	202000	168000	34000	169000	0	34000	202000	0	168000	34000	215000	0	34000	249000	47000
	203000	168000	35000	169000	0	35000	203000	0	168000	35000	215000	0	35000	250000	47000
	204000	168000	36000	169000	0	36000	204000	0	168000	36000	215000	0	36000	251000	47000

	旧制度	新制度移行対応													
		移行後資格：エルダースタッフⅡ							移行後資格：エルダースタッフⅢ						
		(A)	(B)	(C) (A-B)	(D)	(E)	(F) (=C)	⑧+⑤+⑦	(B)	(C) (A-B)	(D)	(E)	(F) (=C)	⑧+⑤+⑦	
移行前資格	本給	移行前資格 初任給本給	個人成長給	2025/4/1時点 賃金給	2025/4/1時点 役割給	個人成長給 (=C)	新制度 本給	移行前後差額 (新本給-旧本給)	移行前資格 初任給本給	個人成長給	2025/4/1時点 賃金給	2025/4/1時点 役割給	個人成長給 (=C)	新制度 本給	移行前後差額 (新本給-旧本給)
エル ダ ー ス タ ッ フ Ⅲ	196000	196000	0	196000	0	0	168000	-28000	196000	0	215000	0	0	215000	19000
	197000	196000	1000	196000	0	1000	169000	-28000	196000	1000	215000	0	1000	216000	19000
	198000	196000	2000	196000	0	2000	170000	-28000	196000	2000	215000	0	2000	217000	19000
	199000	196000	3000	196000	0	3000	171000	-28000	196000	3000	215000	0	3000	218000	19000
	200000	196000	4000	196000	0	4000	172000	-28000	196000	4000	215000	0	4000	219000	19000
	201000	196000	5000	196000	0	5000	173000	-28000	196000	5000	215000	0	5000	220000	19000
	202000	196000	6000	196000	0	6000	174000	-28000	196000	6000	215000	0	6000	221000	19000
	203000	196000	7000	196000	0	7000	175000	-28000	196000	7000	215000	0	7000	222000	19000
	204000	196000	8000	196000	0	8000	176000	-28000	196000	8000	215000	0	8000	223000	19000
	205000	196000	9000	196000	0	9000	177000	-28000	196000	9000	215000	0	9000	224000	19000
	206000	196000	10000	196000	0	10000	178000	-28000	196000	10000	215000	0	10000	225000	19000
	207000	196000	11000	196000	0	11000	179000	-28000	196000	11000	215000	0	11000	226000	19000
	208000	196000	12000	196000	0	12000	180000	-28000	196000	12000	215000	0	12000	227000	19000
	209000	196000	13000	196000	0	13000	181000	-28000	196000	13000	215000	0	13000	228000	19000
	210000	196000	14000	196000	0	14000	182000	-28000	196000	14000	215000	0	14000	229000	19000
	211000	196000	15000	196000	0	15000	183000	-28000	196000	15000	215000	0	15000	230000	19000
	212000	196000	16000	196000	0	16000	184000	-28000	196000	16000	215000	0	16000	231000	19000
	213000	196000	17000	196000	0	17000	185000	-28000	196000	17000	215000	0	17000	232000	19000
	214000	196000	18000	196000	0	18000	186000	-28000	196000	18000	215000	0	18000	233000	19000
	215000	196000	19000	196000	0	19000	187000	-28000	196000	19000	215000	0	19000	234000	19000
	216000	196000	20000	196000	0	20000	188000	-28000	196000	20000	215000	0	20000	235000	19000
	217000	196000	21000	196000	0	21000	189000	-28000	196000	21000	215000	0	21000	236000	19000
	218000	196000	22000	196000	0	22000	190000	-28000	196000	22000	215000	0	22000	237000	19000
	219000	196000	23000	196000	0	23000	191000	-28000	196000	23000	215000	0	23000	238000	19000
	220000	196000	24000	196000	0	24000	192000	-28000	196000	24000	215000	0	24000	239000	19000
	221000	196000	25000	196000	0	25000	193000	-28000	196000	25000	215000	0	25000	240000	19000
	222000	196000	26000	196000	0	26000	194000	-28000	196000	26000	215000	0	26000	241000	19000
	223000	196000	27000	196000	0	27000	195000	-28000	196000	27000	215000	0	27000	242000	19000
	224000	196000	28000	196000	0	28000	196000	-28000	196000	28000	215000	0	28000	243000	19000
	225000	196000	29000	196000	0	29000	197000	-28000	196000	29000	215000	0	29000	244000	19000
	226000	196000	30000	196000	0	30000	198000	-28000	196000	30000	215000	0	30000	245000	19000
	227000	196000	31000	196000	0	31000	199000	-28000	196000	31000	215000	0	31000	246000	19000
228000	196000	32000	196000	0	32000	200000	-28000	196000	32000	215000	0	32000	247000	19000	
229000	196000	33000	196000	0	33000	201000	-28000	196000	33000	215000	0	33000	248000	19000	
230000	196000	34000	196000	0	34000	202000	-28000	196000	34000	215000	0	34000	249000	19000	
231000	196000	35000	196000	0	35000	203000	-28000	196000	35000	215000	0	35000	250000	19000	
232000	196000	36000	196000	0	36000	204000	-28000	196000	36000	215000	0	36000	251000	19000	

		新制度移行対応													
	旧制度	移行後資格：エルダースタッフⅡ							移行後資格：エルダースタッフⅢ						
移行前資格	(A)	(B)	(C) (A+B)	(D)	(E)	(F) (=C)	⑧+⑩+⑪		(B)	(C) (A+B)	(D)	(E)	(F) (=C)	⑧+⑩+⑪	
	本給	移行前賃金 初給基本給	個人成果給	2025/4/1時点 賃金給	2025/4/1時点 役職給	個人成果給	新制度 本給	移行前後差額 (新本給-旧本給)	移行前賃金 初給基本給	個人成果給	2025/4/1時点 賃金給	2025/4/1時点 役職給	個人成果給	新制度 本給	移行前後差額 (新本給-旧本給)
エル ダ ー ス タ ッ フ Ⅲ	196000	196000	0	108000	0	0	168000	-28000	196000	0	215000	0	0	215000	19000
	197000	196000	1000	108000	0	1000	169000	-28000	196000	1000	215000	0	1000	216000	19000
	198000	196000	2000	108000	0	2000	170000	-28000	196000	2000	215000	0	2000	217000	19000
	199000	196000	3000	108000	0	3000	171000	-28000	196000	3000	215000	0	3000	218000	19000
	200000	196000	4000	108000	0	4000	172000	-28000	196000	4000	215000	0	4000	219000	19000
	201000	196000	5000	108000	0	5000	173000	-28000	196000	5000	215000	0	5000	220000	19000
	202000	196000	6000	108000	0	6000	174000	-28000	196000	6000	215000	0	6000	221000	19000
	203000	196000	7000	108000	0	7000	175000	-28000	196000	7000	215000	0	7000	222000	19000
	204000	196000	8000	108000	0	8000	176000	-28000	196000	8000	215000	0	8000	223000	19000
	205000	196000	9000	108000	0	9000	177000	-28000	196000	9000	215000	0	9000	224000	19000
	206000	196000	10000	108000	0	10000	178000	-28000	196000	10000	215000	0	10000	225000	19000
	207000	196000	11000	108000	0	11000	179000	-28000	196000	11000	215000	0	11000	226000	19000
	208000	196000	12000	108000	0	12000	180000	-28000	196000	12000	215000	0	12000	227000	19000
	209000	196000	13000	108000	0	13000	181000	-28000	196000	13000	215000	0	13000	228000	19000
	210000	196000	14000	108000	0	14000	182000	-28000	196000	14000	215000	0	14000	229000	19000
	211000	196000	15000	108000	0	15000	183000	-28000	196000	15000	216000	0	15000	230000	19000
	212000	196000	16000	108000	0	16000	184000	-28000	196000	16000	216000	0	16000	231000	19000
	213000	196000	17000	108000	0	17000	185000	-28000	196000	17000	216000	0	17000	232000	19000
	214000	196000	18000	108000	0	18000	186000	-28000	196000	18000	216000	0	18000	233000	19000
	215000	196000	19000	108000	0	19000	187000	-28000	196000	19000	216000	0	19000	234000	19000
	216000	196000	20000	108000	0	20000	188000	-28000	196000	20000	216000	0	20000	235000	19000
	217000	196000	21000	108000	0	21000	189000	-28000	196000	21000	216000	0	21000	236000	19000
	218000	196000	22000	108000	0	22000	190000	-28000	196000	22000	216000	0	22000	237000	19000
	219000	196000	23000	108000	0	23000	191000	-28000	196000	23000	216000	0	23000	238000	19000
	220000	196000	24000	108000	0	24000	192000	-28000	196000	24000	216000	0	24000	239000	19000
	221000	196000	25000	108000	0	25000	193000	-28000	196000	25000	216000	0	25000	240000	19000
	222000	196000	26000	108000	0	26000	194000	-28000	196000	26000	216000	0	26000	241000	19000
	223000	196000	27000	108000	0	27000	195000	-28000	196000	27000	216000	0	27000	242000	19000
	224000	196000	28000	108000	0	28000	196000	-28000	196000	28000	216000	0	28000	243000	19000
	225000	196000	29000	108000	0	29000	197000	-28000	196000	29000	216000	0	29000	244000	19000
	226000	196000	30000	108000	0	30000	198000	-28000	196000	30000	216000	0	30000	245000	19000
	227000	196000	31000	108000	0	31000	199000	-28000	196000	31000	216000	0	31000	246000	19000
	228000	196000	32000	108000	0	32000	200000	-28000	196000	32000	216000	0	32000	247000	19000
	229000	196000	33000	108000	0	33000	201000	-28000	196000	33000	216000	0	33000	248000	19000
	230000	196000	34000	108000	0	34000	202000	-28000	196000	34000	216000	0	34000	249000	19000
	231000	196000	35000	108000	0	35000	203000	-28000	196000	35000	216000	0	35000	250000	19000
	232000	196000	36000	108000	0	36000	204000	-28000	196000	36000	216000	0	36000	251000	19000
エル ダ ー ス タ ッ フ Ⅳ	215000	215000	0	108000	0	0	280000	-47000	215000	0	215000	0	0	215000	0
	216000	215000	1000	108000	0	1000	281000	-47000	215000	1000	215000	0	1000	216000	0
	217000	215000	2000	108000	0	2000	282000	-47000	215000	2000	215000	0	2000	217000	0
	218000	215000	3000	108000	0	3000	283000	-47000	215000	3000	215000	0	3000	218000	0
	219000	215000	4000	108000	0	4000	284000	-47000	215000	4000	215000	0	4000	219000	0
	220000	215000	5000	108000	0	5000	285000	-47000	215000	5000	215000	0	5000	220000	0
	221000	215000	6000	108000	0	6000	286000	-47000	215000	6000	215000	0	6000	221000	0
	222000	215000	7000	108000	0	7000	287000	-47000	215000	7000	215000	0	7000	222000	0
	223000	215000	8000	108000	0	8000	288000	-47000	215000	8000	215000	0	8000	223000	0
	224000	215000	9000	108000	0	9000	289000	-47000	215000	9000	215000	0	9000	224000	0
	225000	215000	10000	108000	0	10000	290000	-47000	215000	10000	215000	0	10000	225000	0
	226000	215000	11000	108000	0	11000	291000	-47000	215000	11000	216000	0	11000	226000	0
	227000	215000	12000	108000	0	12000	292000	-47000	215000	12000	216000	0	12000	227000	0
	228000	215000	13000	108000	0	13000	293000	-47000	215000	13000	216000	0	13000	228000	0
	229000	215000	14000	108000	0	14000	294000	-47000	215000	14000	216000	0	14000	229000	0
	230000	215000	15000	108000	0	15000	295000	-47000	215000	15000	216000	0	15000	230000	0
	231000	215000	16000	108000	0	16000	296000	-47000	215000	16000	216000	0	16000	231000	0
	232000	215000	17000	108000	0	17000	297000	-47000	215000	17000	216000	0	17000	232000	0
	233000	215000	18000	108000	0	18000	298000	-47000	215000	18000	216000	0	18000	233000	0
	234000	215000	19000	108000	0	19000	299000	-47000	215000	19000	216000	0	19000	234000	0
	235000	215000	20000	108000	0	20000	300000	-47000	215000	20000	216000	0	20000	235000	0
	236000	215000	21000	108000	0	21000	301000	-47000	215000	21000	216000	0	21000	236000	0
	237000	215000	22000	108000	0	22000	302000	-47000	215000	22000	216000	0	22000	237000	0
	238000	215000	23000	108000	0	23000	303000	-47000	215000	23000	216000	0	23000	238000	0
	239000	215000	24000	108000	0	24000	304000	-47000	215000	24000	216000	0	24000	239000	0
240000	215000	25000	108000	0	25000	305000	-47000	215000	25000	216000	0	25000	240000	0	
241000	215000	26000	108000	0	26000	306000	-47000	215000	26000	216000	0	26000	241000	0	
242000	215000	27000	108000	0	27000	307000	-47000	215000	27000	216000	0	27000	242000	0	
243000	215000	28000	108000	0	28000	308000	-47000	215000	28000	216000	0	28000	243000	0	
244000	215000	29000	108000	0	29000	309000	-47000	215000	29000	216000	0	29000	244000	0	
245000	215000	30000	108000	0	30000	310000	-47000	215000	30000	216000	0	30000	245000	0	
246000	215000	31000	108000	0	31000	311000	-47000	215000	31000	216000	0	31000	246000	0	
247000	215000	32000	108000	0	32000	302000	-47000	215000	32000	216000	0	32000	247000	0	
248000	215000	33000	108000	0	33000	303000	-47000	215000	33000	216000	0	33000	248000	0	
249000	215000	34000	108000	0	34000	304000	-47000	215000	34000	216000	0	34000	249000	0	
250000	215000	35000	108000	0	35000	305000	-47000	215000	35000	216000	0				

本制度の対象者は、次の各号の全てに該当する者とする。 1. 年度の 3 月 31 日における年齢が満 60 歳を迎える<u>ゼネラルスタッフ</u>および<u>メイトスタッフ</u>、および 60 歳以上 68 歳以下のエルダースタッフであり、定年後再雇用以前も含めた勤続年数が 5 年以上(休職期間を除く)であること。 2. 第 506 条に定める申請期間に、所定の手続により申請し、会社が本制度の適用を認めた者。 3. 会社が指定する退職日まで在籍している者。	本制度の対象者は、次の各号の全てに該当する者とする。 1. 年度の 3 月 31 日における年齢が満 60 歳を迎える<u>社員</u>および<u>メイト社員</u>、および 60 歳以上 68 歳以下のエルダースタッフであり、定年後再雇用以前も含めた勤続年数が 5 年以上(休職期間を除く)であること。 2. 第 506 条に定める申請期間に、所定の手続により申請し、会社が本制度の適用を認めた者。 3. 会社が指定する退職日まで在籍している者。	
第 504 条(再雇用) 会社は、本制度により退職した者のうち、会社で引き続き雇用を希望する者については所定の選考に基づき<u>エルダーアシストスタッフ</u>として再雇用することがあるが、いかなる場合もエルダースタッフとしては再雇用しない。 また、グループ会社を本制度を利用し退職した者のうち、会社での雇用を希望する者についても、所定の選考に基づき<u>エルダーアシストスタッフ</u>として再雇用することがあるが、いかなる場合もエルダースタッフとしては再雇用しない。	第 504 条(再雇用) 会社は、本制度により退職した者のうち、会社で引き続き雇用を希望する者については所定の選考に基づき<u>エルダーフェロー</u>として再雇用することがあるが、いかなる場合もエルダースタッフとしては再雇用しない。 また、グループ会社を本制度を利用し退職した者のうち、会社での雇用を希望する者についても、所定の選考に基づき<u>エルダーフェロー</u>として再雇用することがあるが、いかなる場合もエルダースタッフとしては再雇用しない。	
福利厚生規程	(削除)	・社員労働協約へ適用
<u>ゼネラルスタッフ労働協約</u>・<u>メイトスタッフ労働協約</u>を適用する諸規程等 エルダースタッフ労働協約のうち、記載のない規程等については以下の労働協約を適用しています。 必要な点は、総務・経営企画部事務所に備え付けの<u>ゼネラルスタッフ労働協約</u>・<u>メイトスタッフ労働協約</u>を参照して下さい。 <u>ゼネラルスタッフ労働協約</u> 「通勤費支給細則」 「配偶者転勤休職制度規程」 「出張規程」 「国内出向規程」	<u>社員</u>労働協約を適用する諸規程等 エルダースタッフ労働協約のうち、記載のない規程等については以下の労働協約を適用しています。 必要な点は、総務・経営企画部事務所に備え付けの<u>社員</u>労働協約を参照して下さい。 <u>「就業形態規程」</u> <u>「時間外・休日勤務に関する規程」</u> 「通勤費支給細則」 <u>「表彰・懲戒規程」</u> <u>「育児休業規程」</u> <u>「育児勤務規程」</u> <u>「育児のためのフルタイムシフト選択勤務規程」</u>	

「安全衛生管理規程」	<u>但し、一部を以下の通り、読み替えまたは削除する。</u>	
「安全衛生管理規程細則」	<u>第 3 条についてはエルダースタッフⅡ・Ⅲ・Ⅳのみに適用し、エルダースタッフⅠに</u>	
「安全衛生委員会規則」	<u>ついては次の通り四カエル</u>	
「健康情報等の取扱規程」	<u>「従業員が選択できるシフトは、店舗・事業所等の営業時間及び労働増健通知書によ</u>	
「自動車安全運転規程」	<u>り定めた本人の始業・終業時間を踏まえ、個別に提示する。</u>	
「職務発明規程」	<u>「介護・介護準備休業規程」</u>	
「苦情処理規程」	<u>「介護・介護準備勤務規程」</u>	
「紛争の解決・平和条項に関する協定」	<u>但し、一部を以下の通り読み替えまたは削除する。</u>	
「テレワーク規程」	<u>第 2 条（対象者及び期間等）のうち、第 5 項はエルダースタッフⅢ、Ⅳのみに適用す</u>	
	<u>る。</u>	
<u>メイトスタッフ労働協約</u>	<u>第 4 条（期間の変更）のうち、第 1 項はエルダースタッフⅡ・Ⅲ・Ⅳのみに適用し、</u>	
「自家用車通勤管理」	<u>エルダースタッフⅠについては次の通り読み替える。</u>	
「就業形態規程」	<u>「介護勤務の期間は、第 2 条の範囲内で変更することができる。」</u>	
「休日規程」	<u>第 7 条（所定労働日数の低減）のうち、第 1 項は、エルダースタッフⅡ・Ⅲ・Ⅳにの</u>	
「連続休暇規程」	<u>み適用し、エルダースタッフⅠについては次の通り読み替える。</u>	
「育児勤務規程」	<u>「介護勤務を所定労働日数の低減により実施する場合の週所定労働日数は 4 日とす</u>	
「介護・介護準備勤務規程」	<u>る。」</u>	
	<u>第 7 条（所定労働日数の低減）のうち、第 2 項は、エルダースタッフⅡ・Ⅲ・Ⅳにの</u>	
	<u>み適用し、エルダースタッフⅠについては削除する。</u>	
	<u>「短時間勤務規程」</u>	
	<u>但し、一部を以下の通り、読み替えまたは削除する。</u>	
	<u>第 3 条（期間）のうち、第 2 項はエルダースタッフⅡ・Ⅲ・Ⅳのみに適用し、エルダ</u>	
	<u>ースタッフⅠについては次の通り読み替える。</u>	
	<u>「短時間勤務の期間は、第 3 条の範囲内で変更することができる。」</u>	
	<u>第 8 条（所定労働日数の低減）のうち、第 1 項は、エルダースタッフⅡ・Ⅲ・Ⅳにの</u>	
	<u>みに適用し、エルダースタッフⅠについては次の通り読み替える。</u>	
	<u>「短時間勤務を所定労働日数の低減による実施をする場合の週所定労働日数は 4 日と</u>	
	<u>する。」</u>	
	<u>第 8 条（所定労働日数の低減）のうち、第 2 項は、エルダースタッフⅡ・Ⅲ・Ⅳにの</u>	
	<u>み適用し、エルダースタッフⅠについては削除する。</u>	

	<u>「子の看護等・家族の介護のための休暇規程」</u> 「配偶者転勤休職制度規程」 「出張規程」 「国内出向規程」 「安全衛生管理規程」 「安全衛生管理規程細則」 「安全衛生委員会規則」 「健康情報等の取扱規程」 「自動車安全運転規程」 「職務発明規程」 「苦情処理規程」 「紛争の解決・平和条項に関する協定」 <u>「ハラスメント防止規程」</u> 「テレワーク規程」 「自家用車通勤管理」 「休日規程」 「連続休暇規程」	
就業規則	就業規則	
株式会社札幌丸井三越は、 <u>エルダースタッフ</u> 労働協約を同時に就業規則として使用する。 従って、就業規則として使用する場合は、労働協約中の「労働協約」を「就業規則」と読み替えるものとする。 なお、就業規則の付属諸規程として、次の規程を追加する。 1. 服務規律	株式会社札幌丸井三越は、 <u>労働協約</u> を同時に就業規則として使用する。 従って、就業規則として使用する場合は、 <u>社員</u> 労働協約中の「労働協約」を「就業規則」と読み替えるものとする。 なお、就業規則の付属諸規程として、次の規程を追加する。 1. 服務規律 <u>なお、服務規律については、社員労働協約の規程を適用する。</u> (以下略)	・社員労働協約へ適用
服務規律	(削除)	・社員労働協約へ適用

<札幌丸井三越> スペシャリティスタッフ（無期）労働協約 付属諸規定新旧対照表

現行	改訂	備考
時間外・休日勤務に関する規程	(削除)	・社員労働協約へ適用
ストック有給休暇規程	ストック有給休暇規程	
第4条（使用事由・期間及び手続手続及び使用日数） ストック有給休暇は次の各号のいずれかに該当し、本人が申し出て、上長が承認した場合に使用することができる。なお、以下の日数には各個休日は含まない。 ストック有給休暇は、次の各号のいずれかに該当し、本人が申し出て、上長が承認した場合に使用することができる。なお、以下の日数には労働条件通知書上で個々に定める各個休日は含まない。 1. 傷病のために休業する場合は、医師の診断書、証明書など傷病による休業の事実と期間を証明できるもの（但し、休業期間が連続3日（季節性インフルエンザに罹患した場合は安全管理規程第1002条に定める就業禁止期間）以内の場合は受診者名、医療機関名および日付の記載された領収書（但し、季節性インフルエンザに罹患し、連続3日を超えてストック有給休暇を取得する場合は、季節性インフルエンザに罹患したことを証明できる書面）により代用可とする）を添えて原則として事前にまたは休業開始後1週間以内に申し出る。1回に使用できる日数の上限は連続230日とする。 2. 要介護状態にある家族を介護するために休業する場合は、要介護状態であることの証明書を添えて原則として事前にまたは休業開始後1週間以内に申し出る。なお、対象家族が事実婚の配偶者である場合には、当該対象家族と同一世帯であることの証明書（世帯全員の住民票のコピー）を併せて提出するものとする。この要介護状態にある家族とは、負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により、2週間以上の期間にわたり常時介護を必要とする状態にある次の者をいう。 （1）配偶者（事実婚を含む） （2）父母	第4条（使用事由・期間及び手続手続及び使用日数） ストック有給休暇は次の各号のいずれかに該当し、本人が申し出て、上長が承認した場合に使用することができる。なお、以下の日数には各個休日は含まない。 ストック有給休暇は、次の各号のいずれかに該当し、本人が申し出て、上長が承認した場合に使用することができる。なお、以下の日数には労働条件通知書上で個々に定める各個休日は含まない。 1. 傷病のために休業する場合は、医師の診断書、証明書など傷病による休業の事実と期間を証明できるもの（但し、休業期間が連続3日（季節性インフルエンザに罹患した場合は安全管理規程第1002条に定める就業禁止期間）以内の場合は受診者名、医療機関名および日付の記載された領収書（但し、季節性インフルエンザに罹患し、連続3日を超えてストック有給休暇を取得する場合は、季節性インフルエンザに罹患したことを証明できる書面）により代用可とする）を添えて原則として事前にまたは休業開始後1週間以内に申し出る。1回に使用できる日数の上限は連続230日とする。 2. 要介護状態にある家族を介護するために休業する場合は、要介護状態であることの証明書を添えて原則として事前にまたは休業開始後1週間以内に申し出る。なお、対象家族が事実婚の配偶者である場合には、当該対象家族と同一世帯であることの証明書（世帯全員の住民票のコピー）を併せて提出するものとする。この要介護状態にある家族とは、負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により、2週間以上の期間にわたり常時介護を必要とする状態にある次の者をいう。 （1）配偶者（事実婚を含む） （2）父母	・名称変更 ・運用ルールに合わせる（手続きの簡素化） ・要件（参加）の補足 ・表記の修正

(3) 子 (4) 配偶者の父母 (5) 祖父母、兄弟姉妹又は孫 1 回に使用できる日数の上限は連続 230 日とする。 3. 満 4 歳未満の子の育児のために休業する場合は、原則として休業開始 1 ヶ月前までに申し出る。 この子の範囲には、法律上の親子関係がある子（養子を含む）、特別養子縁組のための試験的な養育期間にある子、養子縁組里親に委託されている子、当該従業員を養子縁組里親として委託することが適当と認められているにもかかわらず、実親等が反対したことにより、当該従業員を養育里親として委託された子も含まれる。 1 回に使用できる日数の上限は連続 230 日とする。なお、<u>スペシャルスタッフ</u>（無期）労働協約第 616 条に定める産後休業をしていない場合は、子の出産予定日から取得することができる。 4. 会社または組合主催の研修及び能力開発に<u>参加する場合</u>は、証明書を添えて原則として休業開始 1 ヶ月前までに申し出る。1 回に使用できる日数の上限は連続 20 日とする。 5. ボランティア活動に参加する場合は、証明書を添えて原則として休業開始 1 ヶ月前までに申し出る。1 回に使用できる日数の上限は連続 60 日とする。 6. 会社が認めた再就職支援を<u>受ける場合</u>は、原則として休業開始 1 ヶ月前までに申し出る。1 回に使用できる日数の上限は連続 60 日とする。 7. <u>スペシャルスタッフ</u>（無期）労働協約 620 条の災害休暇を取得し、さらに日数を延長して休業する場合は、原則として休業開始 2 日前までに申し出る。1 回に使用できる日数の上限は連続 120 日とする。 8. 看護を必要とする家族の看護のために休業する場合は、医師の診断書、証明書（但し、休業期間が連続 3 日以内の場合は受診者名、医療機関名および日付の記載された領収書により代用可とする）を添えて原則として事	(3) 子 (4) 配偶者の父母 (5) 祖父母、兄弟姉妹又は孫 1 回に使用できる日数の上限は連続 230 日とする。 3. 満 4 歳未満の子の育児のために休業する場合は、原則として休業開始 1 ヶ月前までに申し出る。 この子の範囲には、法律上の親子関係がある子（養子を含む）、特別養子縁組のための試験的な養育期間にある子、養子縁組里親に委託されている子、当該従業員を養子縁組里親として委託することが適当と認められているにもかかわらず、実親等が反対したことにより、当該従業員を養育里親として委託された子も含まれる。 1 回に使用できる日数の上限は連続 230 日とする。なお、<u>スペシャリティスタッフ</u>（無期）労働協約第 616 条に定める産後休業をしていない場合は、子の出産予定日から取得することができる。 4. 会社または組合主催の研修及び能力開発に<u>参加するために休業する場合</u>は、証明書を添えて原則として休業開始 1 ヶ月前までに申し出る。1 回に使用できる日数の上限は連続 20 日とする。 5. ボランティア活動に参加する場合は、証明書を添えて原則として休業開始 1 ヶ月前までに申し出る。1 回に使用できる日数の上限は連続 60 日とする。 6. 会社が認めた再就職支援を<u>受けるために休業する場合</u>は、原則として休業開始 1 ヶ月前までに申し出る。1 回に使用できる日数の上限は連続 60 日とする。 7. <u>スペシャリティスタッフ</u>（無期）労働協約 620 条の災害休暇を取得し、さらに日数を延長して休業する場合は、原則として休業開始 2 日前までに申し出る。1 回に使用できる日数の上限は連続 120 日とする。 8. 看護を必要とする家族の看護のために休業する場合は、医師の診断書、証明書（但し、休業期間が連続 3 日以内の場合は受診者名、医療機関名および日付の記載された領収書により代用可とする）を添えて原則として事	
---	---	--

前にまたは休業開始後 1 週間以内に申し出る。1 回に使用できる日数の上限は連続 20 日とする。 9. 労働協約第 620 条の慶弔休暇を取得し、さらに日数を延長して休業する場合、または友人・知人の結婚式、通夜、告別式、法事に参列するために休業する場合は、事由および日付を証明できる書類を添えて原則として休業開始 2 日前までに申し出る。なお、止むを得ず書類提出が後日となる場合は、休業後 1 週間以内に提出するものとする。1 回に使用できる日数の上限は連続 1 日とする。 10. <u>子の学校行事等</u>のために休業する場合は、事由及び日付を証明できる書類を添えて原則として休業開始 1 ヶ月前までに申し出る。1 回に使用できる日数の上限は連続 1 日とする。 11. 本人の不妊治療を受診するために休業する場合は、<u>医師の診断書、証明書など治療による通院または休業の事実と期間を証明できるもの</u>を添えて、原則として休業開始 1 ヶ月前までに申し出る。1 回に使用できる日数の上限は連続 45 日とする。	前にまたは休業開始後 1 週間以内に申し出る。1 回に使用できる日数の上限は連続 20 日とする。 9. 労働協約第 620 条の慶弔休暇を取得し、さらに日数を延長して休業する場合、または友人・知人の結婚式、通夜、告別式、法事に参列するために休業する場合は、事由および日付を証明できる書類を添えて原則として休業開始 2 日前までに申し出る。なお、止むを得ず書類提出が後日となる場合は、休業後 1 週間以内に提出するものとする。1 回に使用できる日数の上限は連続 1 日とする。 10. <u>子の学校行事等参加</u>のために休業する場合は、事由及び日付を証明できる書類を添えて原則として休業開始 1 ヶ月前までに申し出る。1 回に使用できる日数の上限は連続 1 日とする。 11. 本人の不妊治療を受診するために休業する場合は、<u>通院または休業の事実と期間を証明できるもの（不妊治療連絡カード等）</u>を添えて、原則として休業開始 1 ヶ月前までに申し出る。1 回に使用できる日数の上限は連続 45 日とする。	
第 6 条(<u>エルダースペシャルスタッフ</u>への持越し) 定年後に<u>エルダースペシャルスタッフ</u>として雇用される場合は、ストック有給休暇を持越すことができる。 ②原則として退職日の 1 年前までに上長に申し出、承認を得る。持越し出来る日数の上限は 230 日とする。 ③持越したストック有給休暇の扱いについては、原則定年前の雇用形態での第 5 条「退職前の一括取得・買取」の適用とする。	第 6 条(<u>エルダースペシャルティスタッフ</u>への持越し) 定年後に<u>エルダースペシャルティスタッフ</u>として雇用される場合は、ストック有給休暇を持越すことができる。 ②原則として退職日の 1 年前までに上長に申し出、承認を得る。持越し出来る日数の上限は 230 日とする。 ③持越したストック有給休暇の扱いについては、原則定年前の雇用形態での第 5 条「退職前の一括取得・買取」の適用とする。	・名称変更
第 7 条(申し出の撤回) 第 4 条及び第 5 条に基づき使用の申し出のあったストック有給休暇について、社員が事前に撤回を申し出た場合には、会社は原則として撤回を認めるが、当該使用日に対して天災地変等による事業や店舗の臨時休業日が設定された場合には、ストック有給休暇の使用の撤回を申し出ることはできない。但し、申し出の事後に事由が発生した<u>スペシャルスタッフ</u>（無期）労働協約第 621 条に定める慶弔災害休暇及び労働災害により休業する場合には、使用の撤回を申し出ることができる。	第 7 条(申し出の撤回) 第 4 条及び第 5 条に基づき使用の申し出のあったストック有給休暇について、社員が事前に撤回を申し出た場合には、会社は原則として撤回を認めるが、当該使用日に対して天災地変等による事業や店舗の臨時休業日が設定された場合には、ストック有給休暇の使用の撤回を申し出ることはできない。但し、申し出の事後に事由が発生した<u>スペシャリティスタッフ</u>（無期）労働協約第 621 条に定める慶弔災害休暇及び労働災害により休業する場合には、使用の撤回を申し出ることができる。	・名称変更
第 8 条（有効期間）	第 8 条（有効期間）	

ストック有給休暇は、退職日(定年退職後にエルダースペシャルスタッフとして再雇用される場合には定年退職日)まで有効とする。	ストック有給休暇は、退職日(定年退職後にエルダースペシャルティスタッフとして再雇用される場合には定年退職日)まで有効とする。	
退職給付規程	退職給付規程	
第 1 章 総 則	第 1 章 総 則	
第 101 条(目 的) 本規程は、スペシャルスタッフ（無期）の退職給付に関する事項を定める。	第 101 条(目 的) 本規程は、スペシヤリティスタッフ（無期）の退職給付に関する事項を定める。	・名称変更
第 102 条（支給条件） 入社後満 3 年以上勤務したスペシャルスタッフ（無期）に対し、本規程の定めるところにより退職金を支給する。	第 102 条（支給条件） 入社後満 3 年以上勤務したスペシヤリティスタッフ（無期）に対し、本規程の定めるところにより退職金を支給する。	・参照元変更
キャリア形成支援制度規程	キャリア形成支援制度規程	
第 1 章 総 則	第 1 章 総 則	・名称変更
第 101 条(目 的) 本規程は、スペシャルスタッフ（無期）労働協約第 701 条に基づき、多様化する個人のニーズや中長期的なキャリア形成の一環として、自らの責任による社内およびグループ内でのキャリア選択の機会拡大と社外への転進を希望する者に対する支援に関する事項を定める。	第 101 条(目 的) 本規程は、スペシヤリティスタッフ（無期）労働協約第 701 条に基づき、多様化する個人のニーズや中長期的なキャリア形成の一環として、自らの責任による社内およびグループ内でのキャリア選択の機会拡大と社外への転進を希望する者に対する支援に関する事項を定める。	
第 2 章 グループライフイベント転籍制度	第 2 章 グループライフイベント転籍制度	
第 202 条(対象者) 本制度の対象者は、次の各号全てに該当する者とする。 1. スペシャルスタッフ（無期）として、会社が新会社雇用日として指定する月の前月末日時点で勤続 1 年以上となる者。 2. ライフイベントの変化により、他の地域へ転居せざるを得ない事情がある者。 3. 会社が定める申請期間に、所定の手続により申請し、本制度の適用を認めた者。	第 202 条(対象者) 本制度の対象者は、次の各号全てに該当する者とする。 1. スペシヤリティスタッフ（無期）として、会社が新会社雇用日として指定する月の前月末日時点で勤続 1 年以上となる者。 2. ライフイベントの変化により、他の地域へ転居せざるを得ない事情がある者。 3. 会社が定める申請期間に、所定の手続により申請し、本制度の適用を認めた者。	・名称変更
第 203 条(申請事由) 本制度は、新会社雇用日前日 2 年以内に次のいずれかの事由が発生した場合に使用することができる。 1. 結婚・配偶者転勤 原則新会社雇用時点で配偶者と同居する場合に限る。 (新設) (以下略)	第 203 条(申請事由) 本制度は、新会社雇用日前日 2 年以内に次のいずれかの事由が発生した場合に使用することができる。 1. 結婚・配偶者転勤 原則新会社雇用時点で配偶者と同居する場合に限る。 なお、配属者転勤とは、配偶者が、転居を必要とする地域（海外・国内）で勤務すること（長期出張、社命留学等を含む）または職業上の活動を個人で行うこと（事	・配偶者転勤の定義を補足

	<u>業の経営等）をいい、当該地域での滞在が概ね6ヵ月以上にわたって継続することが見込まれるものをいう。</u> (以下略)	
第3章 グループ内出向者転籍制度	第3章 グループ内出向者転籍制度	
第302条(申請対象者) 本制度の対象者は、次の各号の全てに該当する者とする。 1. 申請年度の4月1日時点で、全ての雇用形態（但し、アルバイトを除く）を通算して勤続5年以上の <u>スペシャルスタッフ</u> （無期）。 2. 申請年度の4月1日時点で、雇用を希望する企業（以下、「新会社」という。）への出向期間が引き続き1年以上であり、かつ通算2年以上である者。 <u>但し、出向期間において、研修出向の期間は除く。</u> 3. 申請時点で引き続き当該企業に出向している者。 4. 第303条に定める手続きに基づき、新会社および三越伊勢丹ホールディングスが本制度の適用を認めた者。	第302条(申請対象者) 本制度の対象者は、次の各号の全てに該当する者とする。 1. 申請年度の4月1日時点で、全ての雇用形態（但し、アルバイトを除く）を通算して勤続5年以上の <u>スペシャルティスタッフ</u> （無期）。 2. 申請年度の4月1日時点で、雇用を希望する企業（以下、「新会社」という。）への出向期間が引き続き1年以上であり、かつ通算2年以上である者。 <u>なお、出向期間は、全ての雇用形態を通算する。但し、研修出向及びアルバイトの期間は除く。</u> 3. 申請時点で引き続き当該企業に出向している者。 4. 第303条に定める手続きに基づき、新会社および三越伊勢丹ホールディングスが本制度の適用を認めた者。	・出向期間は全雇用形態を通算することを補足
ハラスメント防止規程	(削除)	・社員労働協約へ適用
他の労働協約を適用する諸規程等 <u>スペシャルスタッフ</u> （無期）労働協約のうち、以下の規程等については、本協約に定めるものを除き、 <u>ゼネラルスタッフ労働協約・メイトスタッフ労働協約</u> または <u>プロスタッフ労働協約</u> を適用しています。 必要な点は、総務・経営企画部事務所に備え付けの各労働協約を参照して下さい。 ＜ <u>ゼネラルスタッフ労働協約</u> ＞ 「通勤費支給細則」 「自家用車通勤管理細則」 「配偶者転勤休職制度規程」 「出張規程」	他の労働協約を適用する諸規程等 <u>スペシャルティスタッフ</u> （無期）労働協約のうち、以下の規程等については、本協約に定めるものを除き、 <u>社員</u> 労働協約を適用しています。 必要な点は、総務・経営企画部事務所に備え付けの <u>社員</u> 労働協約を参照して下さい。 <u>「時間外・休日勤務に関する規程」</u> <u>「賃金規程」</u> 「通勤費支給細則」 <u>「就業形態規程」</u> 「休日規程」 <u>「連続休暇規程」</u> <u>「自己研修休職規程」</u>	

「国内出向規程」 「安全衛生管理規程」 「安全衛生管理規程細則」 「安全衛生委員会規則」 「健康情報等の取扱規程」 「自動車安全運転規程」 「職務発明規程」 「苦情処理規程」 「紛争の解決・平和条項に関する協定」 「テレワーク規程」 ＜ <u>メイトスタッフ労働協約</u> ＞ 「就業形態規程」 「休日規程」 「連続休暇規程」 「賃金規程」 「自家用車通勤管理規程」 「自己研修休職規程」 「育児休業規程」 「育児勤務規程」 「介護・介護準備休業規程」 「介護・介護準備勤務規程」 「短時間勤務規程」 「子の看護・家族の介護のための休暇規程」 「福利厚生規程」	<u>「表彰・懲戒規程」</u> <u>「育児休業規程」</u> <u>「育児勤務規程」</u> <u>「育児のためのフルタイムシフト選択勤務規程」</u> <u>「介護・介護準備休業規程」</u> <u>「介護・介護準備勤務規程」</u> <u>「短時間勤務規程」</u> <u>「子の看護等・家族の介護のための休暇規程」</u> <u>「自家用車通勤管理細則」</u> 「配偶者転勤休職制度規程」 「出張規程」 「国内出向規程」 「安全衛生管理規程」 「安全衛生管理規程細則」 「安全衛生委員会規則」 「健康情報等の取扱規程」 「自動車安全運転規程」 <u>「福利厚生規程」</u> 「職務発明規程」 「苦情処理規程」 「紛争の解決・平和条項に関する協定」 <u>「ハラスメント防止規程」</u> 「テレワーク規程」	
就業規則	就業規則	
株式会社札幌丸井三越は、労働協約を同時に就業規則として使用する。 従って、就業規則として使用する場合は、労働協約中の「労働協約」を「就業規則」と読み替えるものとする。 なお、就業規則の付属諸規程として、次の規程を追加する。	株式会社札幌丸井三越は、労働協約を同時に就業規則として使用する。 従って、就業規則として使用する場合は、労働協約中の「労働協約」を「就業規則」と読み替えるものとする。 なお、就業規則の付属諸規程として、次の規程を追加する。	・名称変更

1. 服務規律 なお、服務規律については、ゼネラルスタッフ就業規則の規程を適用する。	1. 服務規律 なお、服務規律については、 <u>社員</u> 就業規則の規程を適用する。	
服務規律	(削除)	・社員労働協約へ 適用

<札幌丸井三越>スペシャリティスタッフ（有期）労働協約 付属諸規定新旧対照表

現行	改訂	備考
時間外・休日勤務に関する規程	(削除)	・社員労働協約へ適用
ストック有給休暇規程	ストック有給休暇規程	
第4条（使用事由・手続及び使用日数） 3. 満4歳未満の子の育児のために休業する場合は、原則として休業開始1ヵ月前までに申し出る。 この子の範囲には、法律上の親子関係がある子（養子を含む）、特別養子縁組のための試験的な養育期間にある子、養子縁組里親に委託されている子、当該従業員を養子縁組里親として委託することが適当と認められているにもかかわらず、実親等が反対したことにより、当該従業員を養育里親として委託された子も含まれる。 1回に使用できる日数の上限は連続230日とする。なお、スペシャルスタッフ（有期）労働協約第617条に定める産後休業をしていない場合は、子の出産予定日から取得することができる。 4. 会社または組合主催の研修及び能力開発に<u>参加する場合は</u>、証明書を添えて原則として休業開始1ヵ月前までに申し出る。1回に使用できる日数の上限は連続20日とする。 5. ボランティア活動に参加する場合は、証明書を添えて原則として休業開始1ヵ月前までに申し出る。1回に使用できる日数の上限は連続60日とする。 6. 会社が認めた再就職支援を受ける場合は、原則として休業開始1ヵ月前までに申し出る。1回に使用できる日数の上限は連続60日とする。 7. <u>スペシャルスタッフ</u>（有期）労働協約6201条の災害休暇を取得し、さらに日数を延長して休業する場合は、原則として休業開始2日前までに申し出る。1回に使用できる日数の上限は連続120日とする。 （中略） 9. <u>スペシャルスタッフ</u>（有期）労働協約第6210条の慶弔休暇を取得し、さらに日数を延長して休業する場合、または友人・知人の結婚式、通夜、告別式、法事に参列するために休業する場合は、事由および日付を証明できる書類を添えて原則	第4条（使用事由・手続及び使用日数） 3. 満4歳未満の子の育児のために休業する場合は、原則として休業開始1ヵ月前までに申し出る。 この子の範囲には、法律上の親子関係がある子（養子を含む）、特別養子縁組のための試験的な養育期間にある子、養子縁組里親に委託されている子、当該従業員を養子縁組里親として委託することが適当と認められているにもかかわらず、実親等が反対したことにより、当該従業員を養育里親として委託された子も含まれる。 1回に使用できる日数の上限は連続230日とする。なお、<u>スペシャリティスタッフ</u>（有期）労働協約第617条に定める産後休業をしていない場合は、子の出産予定日から取得することができる。 4. 会社または組合主催の研修及び能力開発に<u>参加するために休業する場合は</u>、証明書を添えて原則として休業開始1ヵ月前までに申し出る。1回に使用できる日数の上限は連続20日とする。 5. ボランティア活動に参加する場合は、証明書を添えて原則として休業開始1ヵ月前までに申し出る。1回に使用できる日数の上限は連続60日とする。 6. 会社が認めた再就職支援を<u>受けるために休業する場合は</u>、原則として休業開始1ヵ月前までに申し出る。1回に使用できる日数の上限は連続60日とする。 7. <u>スペシャリティスタッフ</u>（有期）労働協約6201条の災害休暇を取得し、さらに日数を延長して休業する場合は、原則として休業開始2日前までに申し出る。1回に使用できる日数の上限は連続120日とする。 （中略） 9. <u>スペシャリティスタッフ</u>（有期）労働協約第6210条の慶弔休暇を取得し、さらに日数を延長して休業する場合、または友人・知人の結婚式、通夜、告別式、法事に参列するために休業する場合は、事由および日付を証明できる書類を添え	運用ルールに合わせる（手続きの簡素化） ・要件（参加）の補足 ・表記の修正 ・名称変更

として休業開始2日前までに申し出る。なお、止むを得ず書類提出が後日となる場合は、休業後1週間以内に提出するものとする。1回に使用できる日数の上限は連続1日とする。 10. 子の<u>学校行事等</u>のために休業する場合は、事由及び日付を証明できる書類を添えて原則として休業開始1ヵ月前までに申し出る。1回に使用できる日数の上限は連続1日とする。 11. 本人の不妊治療を受診するために休業する場合は、<u>医師の診断書、証明書など治療による通院または休業の事実と期間を証明できるもの</u>を添えて、原則として休業開始1ヵ月前までに申し出る。1回に使用できる日数の上限は連続45日とする。	て原則として休業開始2日前までに申し出る。なお、止むを得ず書類提出が後日となる場合は、休業後1週間以内に提出するものとする。1回に使用できる日数の上限は連続1日とする。 10. 子の<u>学校行事等参加</u>のために休業する場合は、事由及び日付を証明できる書類を添えて原則として休業開始1ヵ月前までに申し出る。1回に使用できる日数の上限は連続1日とする。 11. 本人の不妊治療を受診するために休業する場合は、<u>通院または休業の事実と期間を証明できるもの（不妊治療連絡カード等）</u>を添えて、原則として休業開始1ヵ月前までに申し出る。1回に使用できる日数の上限は連続45日とする。	
第6条(<u>エルダースペシャルスタッフ</u>への持越し) 定年後に<u>エルダースペシャルスタッフ</u>として雇用される場合は、ストック有給休暇を持越しすることができる。 ②原則として退職日の1年前までに上長に申し出、承認を得る。持越し出来る日数の上限は230日とする。 ③持越したストック有給休暇の扱いについては、原則定年前の雇用形態での第5条「退職前の一括取得・買取」の適用とする。	第6条(<u>エルダースペシャルティスタッフ</u>への持越し) 定年後に<u>エルダースペシャルティスタッフ</u>として雇用される場合は、ストック有給休暇を持越しすることができる。 ②原則として退職日の1年前までに上長に申し出、承認を得る。持越し出来る日数の上限は230日とする。 ③持越したストック有給休暇の扱いについては、原則定年前の雇用形態での第5条「退職前の一括取得・買取」の適用とする。	
第7条(申し出の撤回) 第5条及び第6条に基づき使用の申し出のあったストック有給休暇について、社員が事前に撤回を申し出た場合には、会社は原則として撤回を認めるが、当該使用日に対して天災地変等による事業や店舗の臨時休業日が設定された場合には、ストック有給休暇の使用の撤回を申し出ることはできない。但し、申し出の事後に事由が発生した<u>スペシャルスタッフ</u>（有期）労働協約第621条に定める慶弔災害休暇及び労働災害により休業する場合には、使用の撤回を申し出ることができる。	第7条(申し出の撤回) 第5条及び第6条に基づき使用の申し出のあったストック有給休暇について、社員が事前に撤回を申し出た場合には、会社は原則として撤回を認めるが、当該使用日に対して天災地変等による事業や店舗の臨時休業日が設定された場合には、ストック有給休暇の使用の撤回を申し出ることはできない。但し、申し出の事後に事由が発生した<u>スペシャリティスタッフ</u>（有期）労働協約第621条に定める慶弔災害休暇及び労働災害により休業する場合には、使用の撤回を申し出ることができる。	
第8条（有効期間） ストック有給休暇は、退職日(定年退職後に<u>エルダースペシャルスタッフ</u>として再雇用される場合には定年退職日)まで有効とする。 ②前項にかかわらず、定年後再雇用をされる者は継続してストック有給休暇を持越しすることが出来る。	第8条（有効期間） ストック有給休暇は、退職日(定年退職後に<u>エルダースペシャルティスタッフ</u>として再雇用される場合には定年退職日)まで有効とする。 ②前項にかかわらず、定年後再雇用をされる者は継続してストック有給休暇を持越しすることが出来る。	

③前項の場合、ストック有給休暇は定年後再雇用後の退職日まで有効とする。	③前項の場合、ストック有給休暇は定年後再雇用後の退職日まで有効とする。	
退職給付規程	退職給付規程	
第 1 章 総 則	第 1 章 総 則	
第 101 条(目 的) 本規程は、 <u>スペシャルスタッフ</u> （有期）の退職給付に関する事項を定める。	第 101 条(目 的) 本規程は、 <u>スペシャリティスタッフ</u> （有期）の退職給付に関する事項を定める。	
第 102 条（支給条件） 入社後満 3 年以上勤務した <u>スペシャルスタッフ</u> （有期）に対し、本規程の定めるところにより退職金を支給する。	第 102 条（支給条件） 入社後満 3 年以上勤務した <u>スペシャリティスタッフ</u> （有期）に対し、本規程の定めるところにより退職金を支給する。	
キャリア形成支援制度規程	キャリア形成支援制度規程	
第 1 章 総 則	第 1 章 総 則	
第 101 条(目 的) 本規程は、 <u>スペシャルスタッフ</u> （有期）労働協約第 701 条に基づき、多様化する個人のニーズや中長期的なキャリア形成の一環として、自らの責任による社内およびグループ内でのキャリア選択の機会拡大と社外への転進を希望する者に対する支援に関する事項を定める。	第 101 条(目 的) 本規程は、 <u>スペシャリティスタッフ</u> （有期）労働協約第 701 条に基づき、多様化する個人のニーズや中長期的なキャリア形成の一環として、自らの責任による社内およびグループ内でのキャリア選択の機会拡大と社外への転進を希望する者に対する支援に関する事項を定める。	
第 2 章 グループライフイベント転籍制度	第 2 章 グループライフイベント転籍制度	
第 202 条(対象者) 本制度の対象者は、次の各号全てに該当する者とする。 1. <u>スペシャルスタッフ</u> （有期）として、会社が新会社雇用日として指定する月の前月末日時点で勤続 1 年以上となる者。 2. ライフイベントの変化により、他の地域へ転居せざるを得ない事情がある者。 3. 会社が定める申請期間に、所定の手続により申請し、本制度の適用を認めた者。	第 202 条(対象者) 本制度の対象者は、次の各号全てに該当する者とする。 1. <u>スペシャリティスタッフ</u> （有期）として、会社が新会社雇用日として指定する月の前月末日時点で勤続 1 年以上となる者。 2. ライフイベントの変化により、他の地域へ転居せざるを得ない事情がある者。 3. 会社が定める申請期間に、所定の手続により申請し、本制度の適用を認めた者。	
第 203 条(申請事由) 本制度は、新会社雇用日前日 2 年以内に次のいずれかの事由が発生した場合に使用することができる。 1. 結婚・配偶者転勤 原則新会社雇用時点で配偶者と同居する場合に限る。 <u>（新設）</u> （以下略）	第 203 条(申請事由) 本制度は、新会社雇用日前日 2 年以内に次のいずれかの事由が発生した場合に使用することができる。 1. 結婚・配偶者転勤 原則新会社雇用時点で配偶者と同居する場合に限る。 <u>なお、配偶者転勤とは、配偶者が、転居を必要とする地域（海外・国内）で勤務すること（長期出張、社命留学等を含む）または職業上の活動を個人で行うこと</u>	・ 配偶者転勤の定義を補足

	<u>（事業の経営等）をいい、当該地域での滞在が概ね6か月以上にわたって継続することが見込まれるものをいう。</u> （以下略）	
第3章 グループ内出向者転籍制度	第3章 グループ内出向者転籍制度	
第302条(申請対象者) 本制度の対象者は、次の各号の全てに該当する者とする。 1. 申請年度の4月1日時点で、全ての雇用形態（但し、アルバイトを除く）を通算して勤続5年以上の<u>スペシャルスタッフ</u>（有期）。 2. 申請年度の4月1日時点で、雇用を希望する企業（以下、「新会社」という。）への出向期間が引き続き1年以上であり、かつ通算2年以上である者。<u>但し、出向期間において、研修出向の期間は除く。</u> 3. 申請時点で引き続き当該企業に出向している者。 4. 第303条に定める手続きに基づき、新会社および三越伊勢丹ホールディングスが本制度の適用を認めた者。	第302条(申請対象者) 本制度の対象者は、次の各号の全てに該当する者とする。 1. 申請年度の4月1日時点で、全ての雇用形態（但し、アルバイトを除く）を通算して勤続5年以上の<u>スペシャリティスタッフ</u>（有期）。 2. 申請年度の4月1日時点で、雇用を希望する企業（以下、「新会社」という。）への出向期間が引き続き1年以上であり、かつ通算2年以上である者。 <u>なお、出向期間は、全ての雇用形態を通算する。但し、研修出向及びアルバイトの期間は除く。</u> 3. 申請時点で引き続き当該企業に出向している者。 4. 第303条に定める手続きに基づき、新会社および三越伊勢丹ホールディングスが本制度の適用を認めた者。	・出向期間は全雇用形態を通算することを補足
ハラスメント防止規程	（削除）	
他の労働協約を適用する諸規程等 <u>スペシャルスタッフ</u>（有期）労働協約のうち、以下の規程等については、本協約に定めるものを除き、<u>ゼネラルスタッフ労働協約・メイトスタッフ労働協約</u>または<u>プロスタッフ労働協約</u>を適用しています。 必要な点は、総務・経営企画部事務所に備え付けの各労働協約を参照して下さい。 ＜ゼネラルスタッフ労働協約＞ 「通勤費支給細則」 「自家用車通勤管理細則」 「配偶者転勤休職制度規程」 「出張規程」 「国内出向規程」	他の労働協約を適用する諸規程等 <u>スペシャリティスタッフ</u>（有期）労働協約のうち、以下の規程等については、本協約に定めるものを除き、<u>社員</u>労働協約を適用しています。 必要な点は、総務・経営企画部事務所に備え付けの<u>社員</u>労働協約を参照して下さい。 <u>「時間外・休日勤務に関する規程」</u> <u>「賃金規程」</u> 「通勤費支給細則」 <u>「就業形態規程」</u> 「休日規程」 <u>「連続休暇規程」</u> <u>「自己研修休職規程」</u>	

「安全衛生管理規程」 「安全衛生管理規程細則」 「安全衛生委員会規則」 「健康情報等の取扱規程」 「自動車安全運転規程」 「職務発明規程」 「苦情処理規程」 「紛争の解決・平和条項に関する協定」 「テレワーク規程」 ＜ <u>メイトスタッフ労働協約</u> ＞ 「就業形態規程」 「休日規程」 「連続休暇規程」 「賃金規程」 「自家用車通勤管理規程」 「育児休業規程」 「育児勤務規程」 「介護・介護準備休業規程」 「介護・介護準備勤務規程」 「短時間勤務規程」 「子の看護・家族の介護のための半日休暇規程」 「福利厚生規程」 ＜ <u>プロスタッフ労働協約</u> ＞ 「表彰・懲戒規程」	<u>「表彰・懲戒規程」</u> <u>「育児休業規程」</u> <u>「育児勤務規程」</u> <u>「育児のためのフルタイムシフト選択勤務規程」</u> <u>「介護・介護準備休業規程」</u> <u>「介護・介護準備勤務規程」</u> <u>「短時間勤務規程」</u> <u>「子の看護等・家族の介護のための休暇規程」</u> <u>「自家用車通勤管理細則」</u> 「配偶者転勤退職制度規程」 「出張規程」 「国内出向規程」 「安全衛生管理規程」 「安全衛生管理規程細則」 「安全衛生委員会規則」 「健康情報等の取扱規程」 「自動車安全運転規程」 <u>「福利厚生規程」</u> 「職務発明規程」 「苦情処理規程」 「紛争の解決・平和条項に関する協定」 <u>「ハラスメント防止規程」</u> 「テレワーク規程」	
就業規則	就業規則	
株式会社札幌丸井三越は、労働協約を同時に就業規則として使用する。 従って、就業規則として使用する場合は、労働協約中の「労働協約」を「就業規則」と読み替えるものとする。 なお、就業規則の付属諸規程として、次の規程を追加する。	株式会社札幌丸井三越は、労働協約を同時に就業規則として使用する。 従って、就業規則として使用する場合は、労働協約中の「労働協約」を「就業規則」と読み替えるものとする。 なお、就業規則の付属諸規程として、次の規程を追加する。	・社員労働協約へ適用

1. 服務規律	1. 服務規律 なお、服務規律については、 <u>社員</u> 就業規則の規程を適用する。	
服務規律	(削除)	

＜札幌丸井三越＞エルダースペシャルティスタッフ（無期）労働協約 付属諸規定新旧対照表

現行	改訂	備考
時間外・休日勤務に関する規程	(削除)	・社員労働協約へ適用
ストック有給休暇規程	ストック有給休暇規程	
第1条(目的) 本規程は、<u>エルダースペシャルスタッフ</u>（無期）労働協約第614条第2項労働協約第613条に基づき、その取扱いを定める。 なお、本制度は、時効により消滅する年次有給休暇のうち、一定限度の日数をストック有給休暇とし、従業員の福利厚生の向上を図るものとする。 従って、この制度による有給休暇は労働基準法で定める年次有給休暇とは別扱いとする。	第1条(目的) 本規程は、<u>エルダースペシャルティスタッフ</u>（無期）労働協約第614条第2項労働協約第613条に基づき、その取扱いを定める。 なお、本制度は、時効により消滅する年次有給休暇のうち、一定限度の日数をストック有給休暇とし、従業員の福利厚生の向上を図るものとする。 従って、この制度による有給休暇は労働基準法で定める年次有給休暇とは別扱いとする。	・名称変更
第4条（使用事由・期間及び手続手続及び使用日数）	第4条（使用事由・期間及び手続手続及び使用日数）	
3. 満4歳未満の子の育児のために休業する場合は、原則として休業開始1ヵ月前までに申し出る。 この子の範囲には、法律上の親子関係がある子（養子を含む）、特別養子縁組のための試験的な養育期間にある子、養子縁組里親に委託されている子、当該従業員を養子縁組里親として委託することが適当と認められているにもかかわらず、実親等が反対したことにより、当該従業員を養育里親として委託された子も含まれる。 1回に使用できる日数の上限は連続230日とする。なお、<u>エルダースペシャルスタッフ</u>（無期）労働協約第617条労働協約第616条に定める産後休業をしていない場合は、子の出産予定日から取得することができる。	3. 満4歳未満の子の育児のために休業する場合は、原則として休業開始1ヵ月前までに申し出る。 この子の範囲には、法律上の親子関係がある子（養子を含む）、特別養子縁組のための試験的な養育期間にある子、養子縁組里親に委託されている子、当該従業員を養子縁組里親として委託することが適当と認められているにもかかわらず、実親等が反対したことにより、当該従業員を養育里親として委託された子も含まれる。 1回に使用できる日数の上限は連続230日とする。なお、<u>エルダースペシャルティスタッフ</u>（無期）労働協約第617条労働協約第616条に定める産後休業をしていない場合は、子の出産予定日から取得することができる。	
7. <u>エルダースペシャルスタッフ</u>（無期）労働協約620条の災害休暇を取得し、さらに日数を延長して休業する場合は、原則として休業開始2日前までに申し出る。1回に使用できる日数の上限は連続120日とする。	7. <u>エルダースペシャルティスタッフ</u>（無期）労働協約620条の災害休暇を取得し、さらに日数を延長して休業する場合は、原則として休業開始2日前までに申し出る。1回に使用できる日数の上限は連続120日とする。	・名称変更
9. <u>エルダースペシャルスタッフ</u>（無期）労働協約第620条の慶弔休暇を取得し、さらに日数を延長して休業する場合、または友人・知人の結婚式、通夜、告別式、法事に参列するために休業する場合は、事由および日付を証明できる書類を	9. <u>エルダースペシャルティスタッフ</u>（無期）労働協約第620条の慶弔休暇を取得し、さらに日数を延長して休業する場合、または友人・知人の結婚式、通夜、告別式、法事に参列するために休業する場合は、事由および日付を証明できる書類	・名称変更

添えて原則として休業開始 2 日前までに申し出る。なお、止むを得ず書類提出が後日となる場合は、休業後 1 週間以内に提出するものとする。1 回に使用できる日数の上限は連続 1 日とする。	を添えて原則として休業開始 2 日前までに申し出る。なお、止むを得ず書類提出が後日となる場合は、休業後 1 週間以内に提出するものとする。1 回に使用できる日数の上限は連続 1 日とする。	
第 6 条(申し出の撤回)	第 6 条(申し出の撤回)	
第 4 条及び第 5 条に基づき使用の申し出のあったストック有給休暇について、社員が事前に撤回を申し出た場合には、会社は原則として撤回を認めるが、当該使用日に対して天災地変等による事業や店舗の臨時休業日が設定された場合には、ストック有給休暇の使用の撤回を申し出ることはいできない。但し、申し出の事後に事由が発生した <u>エルダースペシャルスタッフ</u> （無期）労働協約第 620 条に定める慶弔災害休暇及び労働災害により休業する場合には、使用の撤回を申し出ることができる。	第 4 条及び第 5 条に基づき使用の申し出のあったストック有給休暇について、社員が事前に撤回を申し出た場合には、会社は原則として撤回を認めるが、当該使用日に対して天災地変等による事業や店舗の臨時休業日が設定された場合には、ストック有給休暇の使用の撤回を申し出ることはいできない。但し、申し出の事後に事由が発生した <u>エルダースペシャルティスタッフ</u> （無期）労働協約第 620 条に定める慶弔災害休暇及び労働災害により休業する場合には、使用の撤回を申し出ることができる。	・名称変更
キャリア形成支援制度規程	キャリア形成支援制度規程	・名称変更
第 1 章 総 則	第 1 章 総 則	・名称変更
第 101 条(目 的) 本規程は、 <u>エルダースペシャルスタッフ</u> （無期）労働協約第 701 条に基づき、多様化する個人のニーズや中長期的なキャリア形成の一環として、自らの責任による社内およびグループ内でのキャリア選択の機会拡大と社外への転進を希望する者に対する支援に関する事項を定める。	第 101 条(目 的) 本規程は、 <u>エルダースペシャルティスタッフ</u> （無期）労働協約第 701 条に基づき、多様化する個人のニーズや中長期的なキャリア形成の一環として、自らの責任による社内およびグループ内でのキャリア選択の機会拡大と社外への転進を希望する者に対する支援に関する事項を定める。	
第 2 章 グループライフイベント転籍制度	第 2 章 グループライフイベント転籍制度	
第 202 条(対象者) 本制度の対象者は、次の各号全てに該当する者とする。 1. <u>エルダースペシャルスタッフ</u> （無期）として、会社が新会社雇用日として指定する月の前月末日時点で勤続 1 年以上となる者。 2. ライフイベントの変化により、他の地域へ転居せざるを得ない事情がある者。 3. 会社が定める申請期間に、所定の手続により申請し、本制度の適用を認めた者。	第 202 条(対象者) 本制度の対象者は、次の各号全てに該当する者とする。 1. <u>エルダースペシャルティスタッフ</u> （無期）として、会社が新会社雇用日として指定する月の前月末日時点で勤続 1 年以上となる者。 2. ライフイベントの変化により、他の地域へ転居せざるを得ない事情がある者。 3. 会社が定める申請期間に、所定の手続により申請し、本制度の適用を認めた者。	・名称変更
第 203 条(申請事由) 本制度は、新会社雇用日前日 2 年以内に次のいずれかの事由が発生した場合に使用することができる。 1. 結婚・配偶者転勤	第 203 条(申請事由) 本制度は、新会社雇用日前日 2 年以内に次のいずれかの事由が発生した場合に使用することができる。 1. 結婚・配偶者転勤	・配偶者転勤の定義を補足

原則新会社雇用時点で配偶者と同居する場合に限る。 <u>(新設)</u> (以下略)	原則新会社雇用時点で配偶者と同居する場合に限る。 <u>なお、配偶者転勤とは、配偶者が、転居を必要とする地域（海外・国内）で勤務すること（長期出張、社命留学等を含む）または職業上の活動を個人で行うこと（事業の経営等）をいい、当該地域での滞在が概ね6か月以上にわたって継続することが見込まれるものをいう。</u> (以下略)	
第3章 グループ内出向者転籍制度	第3章 グループ内出向者転籍制度	
第302条(申請対象者) 本制度の対象者は、次の各号の全てに該当する者とする。 1. 申請年度の4月1日時点で、全ての雇用形態（但し、アルバイトを除く）を通算して勤続5年以上の<u>エルダースペシャルスタッフ</u>（無期）。 2. 申請年度の4月1日時点で、雇用を希望する企業（以下、「新会社」という。）への出向期間が引き続き1年以上であり、かつ通算2年以上である者。<u>但し、出向期間において、研修出向の期間は除く。</u> 3. 申請時点で引き続き当該企業に出向している者。 4. 第303条に定める手続きに基づき、新会社および三越伊勢丹ホールディングスが本制度の適用を認めた者。	第302条(申請対象者) 本制度の対象者は、次の各号の全てに該当する者とする。 1. 申請年度の4月1日時点で、全ての雇用形態（但し、アルバイトを除く）を通算して勤続5年以上の<u>エルダースペシャルティスタッフ</u>（無期）。 2. 申請年度の4月1日時点で、雇用を希望する企業（以下、「新会社」という。）への出向期間が引き続き1年以上であり、かつ通算2年以上である者。<u>なお、出向期間は、全ての雇用形態を通算する。但し、研修出向及びアルバイトの期間は除く。</u> 3. 申請時点で引き続き当該企業に出向している者。 4. 第303条に定める手続きに基づき、新会社および三越伊勢丹ホールディングスが本制度の適用を認めた者。	・参照元変更 ・出向期間は全雇用形態を通算することを補足
他の労働協約を適用する諸規程等 <u>エルダースペシャルスタッフ</u>（無期）労働協約のうち、以下の規程等については、本協約に定めるものを除き、<u>ゼネラルスタッフ労働協約</u>・<u>メイトスタッフ労働協約</u>または<u>プロスタッフ労働協約</u>を適用しています。 <ゼネラルスタッフ労働協約> 「通勤費支給細則」 「自家用車通勤管理細則」 「配偶者転勤休暇制度規程」 「出張規程」 「国内出向規程」 「安全衛生管理規程」	他の労働協約を適用する諸規程等 <u>エルダースペシャルティスタッフ</u>（無期）労働協約のうち、以下の規程等については、本協約に定めるものを除き、<u>社員</u>労働協約・を適用しています。 <u>「就業形態規程」</u> <u>「休日規程」</u> <u>「連続休暇規程」</u> <u>「時間外・休日勤務に関する規程」</u> <u>「賃金規程」</u> 「通勤費支給細則」 「自家用車通勤管理規程」	

「安全衛生管理規程細則」 「安全衛生委員会規則」 「健康情報等の取扱規程」 「自動車安全運転規程」 「職務発明規程」 「苦情処理規程」 「紛争の解決・平和条項に関する協定」 「テレワーク規程」 ＜メイトスタッフ労働協約＞ 「就業形態規程」 「休日規程」 「連続休暇規程」 「賃金規程」 「自家用車通勤管理規程」 「自己研修休職規程」 「育児休業規程」 「育児勤務規程」 「介護・介護準備休業規程」 「介護・介護準備勤務規程」 「短時間勤務規程」 「子の看護・家族の介護のための半日休暇規程」 「福利厚生規程」	<u>「自己研修休職規程」</u> <u>「表彰・懲戒規程」</u> <u>「育児休業規程」</u> <u>「育児勤務規程」</u> <u>「育児のためのフルタイムシフト選択勤務規程」</u> 但し、一部を以下の通り、読み替えまたは削除する。 第3条については、以下の通り読み替える。 「従業員が選択できるシフトは、店舗・事業所等の営業時間及び労働条件通知書により定めた本人の始業・終業時間を踏まえ、個別に提示する。」 <u>「介護・介護準備休業規程」</u> <u>「介護・介護準備勤務規程」</u> <u>「短時間勤務規程」</u> <u>「子の看護等・家族の介護のための休暇規程」</u> 「配偶者転勤休暇制度規程」 「出張規程」 「国内出向規程」 「安全衛生管理規程」 「安全衛生管理規程細則」 「安全衛生委員会規則」 「健康情報等の取扱規程」 「自動車安全運転規程」 「職務発明規程」 「苦情処理規程」 「紛争の解決・平和条項に関する協定」 <u>「福利理厚生規程」</u> <u>「ハラスメント防止規程」</u> 「テレワーク規程」	
就業規則	就業規則	
株式会社札幌丸井三越は、労働協約を同時に就業規則として使用する。	株式会社札幌丸井三越は、労働協約を同時に就業規則として使用する。	

従って、就業規則として使用する場合は、労働協約中の「労働協約」を「就業規則」と読み替えるものとする。 なお、就業規則の附属諸規程として、次の規程を追加する。 1. 服務規律	従って、就業規則として使用する場合は、労働協約中の「労働協約」を「就業規則」と読み替えるものとする。 なお、就業規則の附属諸規程として、次の規程を追加する。 1. 服務規律 なお、服務規律については、 <u>社員</u> 就業規則の規程を適用する。	
服務規律	(削除)	・社員労働協約へ適用

＜札幌丸井三越＞エルダースペシャルティスタッフ（有期）労働協約 付属諸規定新旧対照表

現行	改訂	備考
時間外・休日勤務に関する規程	(削除)	・社員労働協約へ適用
ストック有給休暇規程	ストック有給休暇規程	・名称変更
第 4 条（使用事由・期間及び手続）	第 4 条（使用事由・期間及び手続）	
7. <u>エルダースペシャルスタッフ</u> （有期）労働協約 621 条の災害休暇を取得し、さらに日数を延長して休業する場合は、 原則として休業開始 2 日前までに申し出る。1 回に使用できる日数の上限は連続 120 日とする。	7. <u>エルダースペシャルティスタッフ</u> （有期）労働協約 621 条の災害休暇を取得し、さらに日数を延長して休業する場合は、 原則として休業開始 2 日前までに申し出る。1 回に使用できる日数の上限は連続 120 日とする。	・名称変更
第 6 条(申し出の撤回) 第 4 条及び第 5 条に基づき使用の申し出のあったストック有給休暇について、 <u>エルダースペシャルスタッフ</u> （有期）が事前に撤回を申し出た場合には、会社は原則として撤回を認めるが、当該使用日に対して天災地変等による事業や店舗の臨時休業日が設定された場合には、ストック有給休暇の使用の撤回を申し出ることはいできない。但し、申し出の事後に事由が発生した <u>エルダースペシャルスタッフ</u> （有期）労働協約第 620 条に定める慶弔災害休暇及び労働災害により休業する場合には、使用の撤回を申し出ることができる。	第 6 条(申し出の撤回) 第 4 条及び第 5 条に基づき使用の申し出のあったストック有給休暇について、 <u>エルダースペシャルティスタッフ</u> （有期）が事前に撤回を申し出た場合には、会社は原則として撤回を認めるが、当該使用日に対して天災地変等による事業や店舗の臨時休業日が設定された場合には、ストック有給休暇の使用の撤回を申し出ることはいできない。但し、申し出の事後に事由が発生した <u>エルダースペシャルティスタッフ</u> （有期）労働協約第 620 条に定める慶弔災害休暇及び労働災害により休業する場合には、使用の撤回を申し出ることができる。	
キャリア形成支援制度規程	キャリア形成支援制度規程	
第 1 章 総 則	第 1 章 総 則	・名称変更
第 101 条(目 的) 本規程は、 <u>エルダースペシャルスタッフ</u> 労働協約第 701 条に基づき、多様化する個人のニーズや中長期的なキャリア形成の一環として、自らの責任による社内およびグループ内でのキャリア選択の機会拡大と社外への転進を希望する者に対する支援に関する事項を定める。	第 101 条(目 的) 本規程は、 <u>エルダースペシャルティスタッフ</u> 労働協約第 701 条に基づき、多様化する個人のニーズや中長期的なキャリア形成の一環として、自らの責任による社内およびグループ内でのキャリア選択の機会拡大と社外への転進を希望する者に対する支援に関する事項を定める。	・名称変更
第 2 章 グループライフイベント転籍制度	第 2 章 グループライフイベント転籍制度	・名称変更
第 202 条(対象者) 本制度の対象者は、次の各号全てに該当する者とする。 1. <u>エルダースペシャルスタッフ</u> として、会社が新会社雇用日として指定する月の前月末日時点で勤続 1 年以上となる者。	第 202 条(対象者) 本制度の対象者は、次の各号全てに該当する者とする。 1. <u>エルダースペシャルティスタッフ</u> として、会社が新会社雇用日として指定する月の前月末日時点で勤続 1 年以上となる者。	・名称変更

第 203 条(申請事由) 本制度は、新会社雇用日前日 2 年以内に次のいずれかの事由が発生した場合に使用することができる。 1. 結婚・配偶者転勤 原則新会社雇用時点で配偶者と同居する場合に限る。 <u>(新設)</u> (以下略)	第 203 条(申請事由) 本制度は、新会社雇用日前日 2 年以内に次のいずれかの事由が発生した場合に使用することができる。 1. 結婚・配偶者転勤 原則新会社雇用時点で配偶者と同居する場合に限る。 <u>なお、配偶者転勤とは、配偶者が、転居を必要とする地域（海外・国内）で勤務すること（長期出張、社命留学等を含む）または職業上の活動を個人で行うこと（事業の経営等）をいい、当該地域での滞在が概ね 6 か月以上にわたって継続することが見込まれるものをいう。</u> (以下略)	・配偶者転勤の定義を補足
第 3 章 グループ内出向者転籍制度	第 3 章 グループ内出向者転籍制度	
第 302 条(申請対象者) 本制度の対象者は、次の各号の全てに該当する者とする。 1. 申請年度の 4 月 1 日時点で、全ての雇用形態（但し、アルバイトを除く）を通算して勤続 5 年以上の<u>エルダースペシャルスタッフ</u>（有期）。 2. 申請年度の 4 月 1 日時点で、雇用を希望する企業（以下、「新会社」という。）への出向期間が引き続き 1 年以上であり、かつ通算 2 年以上である者。<u>但し、出向期間において、研修出向の期間は除く。</u> 3. 申請時点で引き続き当該企業に出向している者。 4. 第 303 条に定める手続きに基づき、新会社および三越伊勢丹ホールディングスが本制度の適用を認めた者。	第 302 条(申請対象者) 本制度の対象者は、次の各号の全てに該当する者とする。 1. 申請年度の 4 月 1 日時点で、全ての雇用形態（但し、アルバイトを除く）を通算して勤続 5 年以上の<u>エルダースペシャルティスタッフ</u>（有期）。 2. 申請年度の 4 月 1 日時点で、雇用を希望する企業（以下、「新会社」という。）への出向期間が引き続き 1 年以上であり、かつ通算 2 年以上である者。 <u>なお、出向期間は、全ての雇用形態を通算する。但し、研修出向及びアルバイトの期間は除く。</u> 3. 申請時点で引き続き当該企業に出向している者。 4. 第 303 条に定める手続きに基づき、新会社および三越伊勢丹ホールディングスが本制度の適用を認めた者。	・参照元変更 ・出向期間は全雇用形態を通算することを補足
他の労働協約を適用する諸規程等	他の労働協約を適用する諸規程等	・名称変更
<u>エルダースペシャルスタッフ</u>（有期）労働協約のうち、以下の規程等については、本協約に定めるものを除き、<u>ゼネラルスタッフ労働協約</u>・<u>メイトスタッフ労働協約</u>または<u>プロスタッフ労働協約</u>を適用しています。 必要な点は、総務・経営企画部事務所に備え付けの各労働協約を参照して下さい。	<u>エルダースペシャルティスタッフ</u>（有期）労働協約のうち、以下の規程等については、本協約に定めるものを除き、<u>社員</u>労働協約を適用しています。 必要な点は、総務・経営企画部事務所に備え付けの<u>社員</u>労働協約を参照して下さい。 <u>就業形態規程</u> <u>「休日規程」</u>	

	「<u>連続休暇規程</u>」 「<u>時間外・休日勤務に関する規程</u>」 「<u>賃金規程</u>」 「通勤費支給細則」 「自家用車通勤管理規程」 「<u>自己研修休職規程</u>」 「<u>表彰・懲戒規程</u>」 「<u>育児休業規程</u>」 「<u>育児勤務規程</u>」 「<u>育児のためのフルタイムシフト選択勤務規程</u>」 但し、一部を以下の通り、読み替えまたは削除する。 第3条については、以下の通り読み替える。 「従業員が選択できるシフトは、店舗・事業所等の営業時間及び労働条件通知書により定めた本人の始業・終業時間を踏まえ、個別に提示する。」 「<u>介護・介護準備休業規程</u>」 「<u>介護・介護準備勤務規程</u>」 「<u>短時間勤務規程</u>」 「<u>子の看護等・家族の介護のための休暇規程</u>」 「配偶者転勤休暇制度規程」 「出張規程」 「国内出向規程」 「安全衛生管理規程」 「安全衛生管理規程細則」 「安全衛生委員会規則」 「健康情報等の取扱規程」 「自動車安全運転規程」 「職務発明規程」 「苦情処理規程」 「紛争の解決・平和条項に関する協定」 「<u>福利厚生規程</u>」	
--	---	--

	<u>「ハラスメント防止規程」</u> 「テレワーク規程」	
株式会社札幌丸井三越は、労働協約を同時に就業規則として使用する。 従って、就業規則として使用する場合は、労働協約中の「労働協約」を「就業規則」と読み替えるものとする。 なお、就業規則の付属諸規程として、次の規程を追加する。 1. 服務規律	株式会社札幌丸井三越は、労働協約を同時に就業規則として使用する。 従って、就業規則として使用する場合は、労働協約中の「労働協約」を「就業規則」と読み替えるものとする。 なお、就業規則の付属諸規程として、次の規程を追加する。 1. 服務規律 なお、服務規律については、 <u>社員</u> 就業規則の規程を適用する。	
服務規律	(削除)	・社員労働協約へ適用

<札幌丸井三越>フェロー社員労働協約 付属諸規定新旧対照表

現行	改訂	備考																																
就業形態規程	就業形態規程																																	
第1章 総 則	第1章 総 則																																	
第101条(目的) 本規程は、労働協約第602条に基づき、アシストスタッフの就業時間・休憩時間に関する事項を定める。	第101条(目的) 本規程は、労働協約第602条に基づき、フェロー社員の就業時間・休憩時間に関する事項を定める。	・名称変更																																
第2章 就業時間・休憩時間	第2章 就業時間・休憩時間																																	
第201条(就業時間及び休憩時間) アシストスタッフの就業時間及び休憩時間は、個々に定める。 ②具体的な就業時間等は、事前に設定する。 ③第1項にかかわらず、特定の部門について、会社・組合協議の上就業時間を別に定めることができる。 ④第1項にかかわらず、大晦日・店舗の初商日などの営業時間変更の日については、会社・組合協議の上、就業時間を別に定めることができる。	第201条(就業時間及び休憩時間) フェロー社員の就業時間及び休憩時間は、個々に定める。 ②具体的な就業時間等は、事前に設定する。 ③第1項にかかわらず、特定の部門について、会社・組合協議の上就業時間を別に定めることができる。 ④第1項にかかわらず、大晦日・店舗の初商日などの営業時間変更の日については、会社・組合協議の上、就業時間を別に定めることができる。	・名称変更																																
第202条(ワークスケジュール) 会社は、前月25日までに当月1ヵ月分のワークスケジュール（勤務表）を確定し、各アシストスタッフに対し、各日の始業・終業時間、休憩時間を明示する。	第202条(ワークスケジュール) 会社は、前月25日までに当月1ヵ月分のワークスケジュール（勤務表）を確定し、各フェロー社員に対し、各日の始業・終業時間、休憩時間を明示する。	・名称変更																																
第204条(休憩時間) アシストスタッフ労働協約第603条に基づき、アシストスタッフの休憩時間は、原則所属毎に設定した次のいずれかのパターンとする。 ②前項の規程以外の休憩時間を設定する場合においては、個別に定めることとする。 <table><tr><td>実働時間</td><td colspan="3">休憩時間</td></tr><tr><td>実働4時間未満の場合</td><td>0分</td><td></td><td></td></tr><tr><td>実働4時間以上6時間以下</td><td>60分</td><td>45分</td><td>30分</td></tr><tr><td>実働6時間を超える場合</td><td>90分</td><td></td><td></td></tr></table>	実働時間	休憩時間			実働4時間未満の場合	0分			実働4時間以上6時間以下	60分	45分	30分	実働6時間を超える場合	90分			第204条(休憩時間) フェロー社員労働協約第603条に基づき、フェロー社員の休憩時間は、原則所属毎に設定した次のいずれかのパターンとする。 ②前項の規程以外の休憩時間を設定する場合においては、個別に定めることとする。 <table><tr><td>実働時間</td><td colspan="3">休憩時間</td></tr><tr><td>実働4時間未満の場合</td><td>0分</td><td></td><td></td></tr><tr><td>実働4時間以上6時間以下</td><td>50分</td><td>45分</td><td>30分</td></tr><tr><td>実働6時間を超える場合</td><td>80分</td><td></td><td></td></tr></table>	実働時間	休憩時間			実働4時間未満の場合	0分			実働4時間以上6時間以下	50分	45分	30分	実働6時間を超える場合	80分			・名称変更
実働時間	休憩時間																																	
実働4時間未満の場合	0分																																	
実働4時間以上6時間以下	60分	45分	30分																															
実働6時間を超える場合	90分																																	
実働時間	休憩時間																																	
実働4時間未満の場合	0分																																	
実働4時間以上6時間以下	50分	45分	30分																															
実働6時間を超える場合	80分																																	
時間外・休日勤務に関する規程	(削除)	・社員労働協約 へ適用																																

ストック有給休暇規程	ストック有給休暇規程	
第 1 章 総 則	第 1 章 総 則	
第 1 条(目 的) 本規程は、 <u>アシストスタッフ</u> 労働協約第 6134 条に基づき、その取扱いを定める。 なお、本制度は、時効により消滅する年次有給休暇のうち、一定限度の日数をストック有給休暇とし、従業員の福利厚生の上をを図るものとする。 従って、この制度による有給休暇は労働基準法で定める年次有給休暇とは別扱いとする。	第 1 条(目 的) 本規程は、 <u>フェロー社員</u> 労働協約第 6134 条に基づき、その取扱いを定める。 なお、本制度は、時効により消滅する年次有給休暇のうち、一定限度の日数をストック有給休暇とし、従業員の福利厚生の上をを図るものとする。 従って、この制度による有給休暇は労働基準法で定める年次有給休暇とは別扱いとする。	
第 7 条(申し出の撤回) 第 4 条及び第 5 条に基づき使用の申し出のあったストック有給休暇について、 <u>アシストスタッフ</u> が事前に撤回を申し出た場合には、会社は原則として撤回を認めるが、当該使用日に対して天災地変等による事業や店舗の臨時休業日が設定された場合には、ストック有給休暇の使用の撤回を申し出ることはいできない。但し、申し出の事後に事由が発生した <u>アシストスタッフ</u> 労働協約第 620 条慶弔災害休暇及び労働災害により休業する場合には、使用の撤回を申し出ることができる	第 7 条(申し出の撤回) 第 4 条及び第 5 条に基づき使用の申し出のあったストック有給休暇について、 <u>フェロー社員</u> が事前に撤回を申し出た場合には、会社は原則として撤回を認めるが、当該使用日に対して天災地変等による事業や店舗の臨時休業日が設定された場合には、ストック有給休暇の使用の撤回を申し出ることはいできない。但し、申し出の事後に事由が発生した <u>フェロー社員</u> 労働協約第 620 条慶弔災害休暇及び労働災害により休業する場合には、使用の撤回を申し出ることができる。	
賃金規程	賃金規程	
第 1 章 総 則	第 1 章 総 則	
第 101 条(目的) 本規程は、労働協約第 6245 条に基づき、 <u>アシストスタッフ</u> の賃金に関する事項を定める。	第 101 条(目的) 本規は、労働協約第 6245 条に基づき、 <u>フェロー社員</u> の賃金に関する事項を定める。	
1. <u>アシストスタッフ</u> 「表略」	1. <u>フェロー社員</u> 「表略」	
第 106 条(欠勤及び遅刻、早退、外出の賃金) <u>アシストスタッフ</u> 労働協約第 615 条の欠勤及び <u>アシストスタッフ</u> 労働協約第 606 条第 1 項の遅刻、早退、外出に対しては、賃金は支給しない。	第 106 条(欠勤及び遅刻、早退、外出の賃金) <u>フェロー社員</u> 労働協約第 615 条の欠勤及び <u>フェロー社員</u> 労働協約第 606 条第 1 項の遅刻、早退、外出に対しては、賃金は支給しない。	・名称変更
第 107 条(休職・休暇等の賃金) <u>アシストスタッフ</u> 労働協約第 510 条に定める休職期間並びに <u>アシストスタッフ</u> 労働協約第 616 条、第 617 条、第 618 条、及び第 619 条の休暇期間は、無給とす	第 107 条(休職・休暇等の賃金) <u>フェロー社員</u> 労働協約第 510 条に定める休職期間並びに <u>フェロー社員</u> 労働協約第 616 条、第 617 条、第 618 条、及び第 619 条の休暇期間は、無給とする。但し、 <u>フェロ</u>	・名称変更

る。但し、アシストスタッフ労働協約第 510 条第 2 号及び第 3 号については、別に定めがある場合には通常の賃金を支給することがある。	<u>一社員</u> 労働協約第 510 条第 2 号及び第 3 号については、別に定めがある場合には通常の賃金を支給することがある。	
第 2 章 基本給	第 2 章 基本給	
第 201 条(原則) <u>アシストスタッフ</u> の基本給は、ベース給、地域別職種給、能力給、調整給によって構成され、すべて時間給とする。 ②会社は、ベース給については、区分・職種等にかかわらず、すべての <u>アシストスタッフ</u> に対して一律に設定する。 ③会社は、地域別職種給については、職種別に設定する。 ④会社は、各人の能力発揮度、勤務成績等を考課し、能力給を決定する。能力給変更の時期は年 2 回、7 月 11 日・1 月 11 日付とする。 ⑤会社は、調整給については、採用時の基本給を変動させる場合など、新規採用者・在籍者に対し必要に応じて各人毎に設定する。	第 201 条(原則) <u>フェロー社員</u> の基本給は、ベース給、地域別職種給、能力給、調整給によって構成され、すべて時間給とする。 ②会社は、ベース給については、区分・職種等にかかわらず、すべての <u>フェロー社員</u> に対して一律に設定する。 ③会社は、地域別職種給については、職種別に設定する。 ④会社は、各人の能力発揮度、勤務成績等を考課し、能力給を決定する。能力給変更の時期は年 2 回、7 月 11 日・1 月 11 日付とする。 ⑤会社は、調整給については、採用時の基本給を変動させる場合など、新規採用者・在籍者に対し必要に応じて各人毎に設定する。	・名称変更
第 3 章 諸手当	第 3 章 諸手当	
第 306 条(傷病調整手当) <u>アシストスタッフ</u> が業務外の傷病による欠勤により <u>アシストスタッフ</u> 労働協約第 615 条第 1 項及び第 2 項に定める手続きをとった場合で、 <u>アシストスタッフ</u> 労働協約第 614 条の年次有給休暇、ストック有給休暇の残数がなく、かつ、健康保険法上の給付(傷病手当金)が満了した場合、以後当該欠勤期間の間、本人の申請に対する傷病手当金の不支給決定通知書をもって、傷病調整手当を支給する。 ②傷病調整手当は基準内賃金の 60%とする。 ③健康保険法上の給付(傷病手当金)期間中に、本人の責により不支給となった場合は支給しない。	第 306 条(傷病調整手当) <u>フェロー社員</u> が業務外の傷病による欠勤により <u>フェロー社員</u> 労働協約第 615 条第 1 項及び第 2 項に定める手続きをとった場合で、 <u>フェロー社員</u> 労働協約第 614 条の年次有給休暇、ストック有給休暇の残数がなく、かつ、健康保険法上の給付(傷病手当金)が満了した場合、以後当該欠勤期間の間、本人の申請に対する傷病手当金の不支給決定通知書をもって、傷病調整手当を支給する。 ②傷病調整手当は基準内賃金の 60%とする。 ③健康保険法上の給付(傷病手当金)期間中に、本人の責により不支給となった場合は支給しない。	・名称変更
第 307 条(休職手当) <u>アシストスタッフ</u> 労働協約第 510 条第 1 号に定める事由により休職中の <u>アシストスタッフⅡ</u> が、健康保険法上の給付(傷病手当金)が満了した場合、その後同号に定める休職期間満了までの間、本人の申請に対する傷病手当金の不支給通知書をもって、基準内賃金の 60%を休職手当として支給する。但し、 <u>アシストスタッフ</u> 労働協約第 511 条に定める義務を履行した場合に限る。	第 307 条(休職手当) <u>フェロー社員</u> 労働協約第 510 条第 1 号に定める事由により休職中の <u>フェロー社員Ⅱ</u> が、健康保険法上の給付(傷病手当金)が満了した場合、その後同号に定める休職期間満了までの間、本人の申請に対する傷病手当金の不支給通知書をもって、基準内賃金の 60%を休職手当として支給する。但し、 <u>フェロー社員</u> 労働協約第 511 条に定める義務を履行した場合に限る。	・名称変更
第 309 条(休業手当)	第 309 条(休業手当)	・名称変更

会社の責に帰すべき事由で、アシストスタッフの一部または、全部休業させた場合は、休業日の日より1日につき平均賃金の60%を支給する。天災地変、火災等のやむを得ない理由でアシストスタッフの一部または全部を休業させた場合は、会社・組合協議の上決定する。	会社の責に帰すべき事由で、フェロー社員の一部または、全部休業させた場合は、休業日の日より1日につき平均賃金の60%を支給する。天災地変、火災等のやむを得ない理由でフェロー社員の一部または全部を休業させた場合は、会社・組合協議の上決定する。																																																																																																																											
第4章 賞 与	第4章 賞 与																																																																																																																											
第401条(賞与) アシストスタッフには賞与を支給しない。	第401条(賞与) フェロー社員には賞与を支給しない。	・名称変更																																																																																																																										
第5章 退職金	第5章 退職金																																																																																																																											
第501条(退職金) アシストスタッフには退職金を支給しない。	第501条(退職金) フェロー社員には退職金を支給しない。	・名称変更																																																																																																																										
(別表)雇入賃金 職種毎のベース給・地域別職種給・能力給 <table><tr><th>職種</th><th>ベース給</th><th>地域別 職種給</th><th>能力給</th></tr><tr><td>食品レーンPOS</td><td>765円</td><td>100円</td><td rowspan="10">上限 150円</td></tr><tr><td>専任POS</td><td>765円</td><td>20円</td></tr><tr><td>後方POS</td><td>765円</td><td>20円</td></tr><tr><td>営業支援</td><td>765円</td><td>20円</td></tr><tr><td>サービス</td><td>765円</td><td>100円</td></tr><tr><td>後方</td><td>765円</td><td>0円</td></tr><tr><td>販売POS(東京)</td><td>765円</td><td>235円</td></tr><tr><td>販売POS(旭川)</td><td>765円</td><td>95円</td></tr><tr><td>販売POS(釧路・苫小牧)</td><td>765円</td><td>65円</td></tr><tr><td></td><td></td><td></td></tr></table> 【早番固定勤務】 <table><tr><th>職種</th><th>ベース給</th><th>地域別 職種給</th><th>能力給</th></tr><tr><td>食品レーンPOS</td><td>765円</td><td>100円</td><td rowspan="10">上限 150円</td></tr><tr><td>専任POS</td><td>765円</td><td>20円</td></tr><tr><td>後方POS</td><td>765円</td><td>20円</td></tr><tr><td>営業支援</td><td>765円</td><td>20円</td></tr><tr><td>サービス</td><td>765円</td><td>100円</td></tr><tr><td>後方</td><td>765円</td><td>0円</td></tr><tr><td>販売POS(東京)</td><td>765円</td><td>235円</td></tr><tr><td>販売POS(旭川)</td><td>765円</td><td>95円</td></tr><tr><td>販売POS(釧路・苫小牧)</td><td>765円</td><td>65円</td></tr><tr><td></td><td></td><td></td></tr></table>	職種	ベース給	地域別 職種給	能力給	食品レーンPOS	765円	100円	上限 150円	専任POS	765円	20円	後方POS	765円	20円	営業支援	765円	20円	サービス	765円	100円	後方	765円	0円	販売POS(東京)	765円	235円	販売POS(旭川)	765円	95円	販売POS(釧路・苫小牧)	765円	65円				職種	ベース給	地域別 職種給	能力給	食品レーンPOS	765円	100円	上限 150円	専任POS	765円	20円	後方POS	765円	20円	営業支援	765円	20円	サービス	765円	100円	後方	765円	0円	販売POS(東京)	765円	235円	販売POS(旭川)	765円	95円	販売POS(釧路・苫小牧)	765円	65円				(別表)雇入賃金 【フェロー社員(シフト勤務)】 単位：円 <table><tr><th>職種</th><th>ベース給</th><th>地域別 職種給</th><th>能力給</th></tr><tr><td>食品レーンPOS</td><td rowspan="10">795円</td><td>100</td><td rowspan="10">上限 150円</td></tr><tr><td>専任POS</td><td>20</td></tr><tr><td>後方POS</td><td>20</td></tr><tr><td>営業支援</td><td>20</td></tr><tr><td>サービス</td><td>100</td></tr><tr><td>後方</td><td>0</td></tr><tr><td>販売POS(東京)</td><td>235</td></tr><tr><td>販売POS(旭川)</td><td>95</td></tr><tr><td>販売POS(釧路・苫小</td><td>65</td></tr><tr><td></td><td></td></tr></table> 【フェロー社員(早番固定勤務)】 単位：円 <table><tr><th>職種</th><th>ベース給</th><th>地域別 職種給</th><th>能力給</th></tr><tr><td>食品レーンPOS</td><td rowspan="10">795円</td><td>100</td><td rowspan="10">上限 150円</td></tr><tr><td>専任POS</td><td>20</td></tr><tr><td>後方POS</td><td>20</td></tr><tr><td>営業支援</td><td>20</td></tr><tr><td>サービス</td><td>100</td></tr><tr><td>後方</td><td>0</td></tr><tr><td>販売POS(東京)</td><td>235</td></tr><tr><td>販売POS(旭川)</td><td>95</td></tr><tr><td>販売POS(釧路・苫小</td><td>65</td></tr><tr><td></td><td></td></tr></table>	職種	ベース給	地域別 職種給	能力給	食品レーンPOS	795円	100	上限 150円	専任POS	20	後方POS	20	営業支援	20	サービス	100	後方	0	販売POS(東京)	235	販売POS(旭川)	95	販売POS(釧路・苫小	65			職種	ベース給	地域別 職種給	能力給	食品レーンPOS	795円	100	上限 150円	専任POS	20	後方POS	20	営業支援	20	サービス	100	後方	0	販売POS(東京)	235	販売POS(旭川)	95	販売POS(釧路・苫小	65			・名称変更
職種	ベース給	地域別 職種給	能力給																																																																																																																									
食品レーンPOS	765円	100円	上限 150円																																																																																																																									
専任POS	765円	20円																																																																																																																										
後方POS	765円	20円																																																																																																																										
営業支援	765円	20円																																																																																																																										
サービス	765円	100円																																																																																																																										
後方	765円	0円																																																																																																																										
販売POS(東京)	765円	235円																																																																																																																										
販売POS(旭川)	765円	95円																																																																																																																										
販売POS(釧路・苫小牧)	765円	65円																																																																																																																										
職種	ベース給	地域別 職種給	能力給																																																																																																																									
食品レーンPOS	765円	100円	上限 150円																																																																																																																									
専任POS	765円	20円																																																																																																																										
後方POS	765円	20円																																																																																																																										
営業支援	765円	20円																																																																																																																										
サービス	765円	100円																																																																																																																										
後方	765円	0円																																																																																																																										
販売POS(東京)	765円	235円																																																																																																																										
販売POS(旭川)	765円	95円																																																																																																																										
販売POS(釧路・苫小牧)	765円	65円																																																																																																																										
職種	ベース給	地域別 職種給	能力給																																																																																																																									
食品レーンPOS	795円	100	上限 150円																																																																																																																									
専任POS		20																																																																																																																										
後方POS		20																																																																																																																										
営業支援		20																																																																																																																										
サービス		100																																																																																																																										
後方		0																																																																																																																										
販売POS(東京)		235																																																																																																																										
販売POS(旭川)		95																																																																																																																										
販売POS(釧路・苫小		65																																																																																																																										
職種	ベース給	地域別 職種給	能力給																																																																																																																									
食品レーンPOS	795円	100	上限 150円																																																																																																																									
専任POS		20																																																																																																																										
後方POS		20																																																																																																																										
営業支援		20																																																																																																																										
サービス		100																																																																																																																										
後方		0																																																																																																																										
販売POS(東京)		235																																																																																																																										
販売POS(旭川)		95																																																																																																																										
販売POS(釧路・苫小		65																																																																																																																										

※但し「販売POS（旭川）」・「販売POS（釧路・苫小牧）」の <u>アシストスタッフ</u> が、18 時以降勤務した場合は、18 時以降の基本給に時間帯手当を 100 円上乗せします。	※但し「販売POS（旭川）」・「販売POS（釧路・苫小牧）」の <u>フェロー社員</u> が、18 時以降勤務した場合は、18 時以降の基本給に時間帯手当を 100 円上乗せします。																																																		
<table><tr><th>本給評価回数</th><th>SS</th><th>S</th><th>A</th><th>B</th><th>C</th><th>D</th></tr><tr><td>初回～19回</td><td>20</td><td>15</td><td>10</td><td>5</td><td>0</td><td>-5</td></tr><tr><td>20回～</td><td>15</td><td>10</td><td>5</td><td>0</td><td>0</td><td>-5</td></tr></table>	本給評価回数	SS	S	A	B	C	D	初回～19回	20	15	10	5	0	-5	20回～	15	10	5	0	0	-5	【昇給表】 <table><tr><th>ランク</th><th>SS</th><th>S</th><th>A</th><th>B</th><th>C</th><th>D</th></tr><tr><td>1</td><td>±0</td><td>±0</td><td>±0</td><td>±0</td><td>±0</td><td>-1</td></tr><tr><td>2～19</td><td>+3</td><td>+2</td><td>+1</td><td>±0</td><td>±0</td><td>-1</td></tr><tr><td>20</td><td>+3</td><td>+2</td><td>+1</td><td>±0</td><td>±0</td><td>±0</td></tr></table>	ランク	SS	S	A	B	C	D	1	±0	±0	±0	±0	±0	-1	2～19	+3	+2	+1	±0	±0	-1	20	+3	+2	+1	±0	±0	±0	
本給評価回数	SS	S	A	B	C	D																																													
初回～19回	20	15	10	5	0	-5																																													
20回～	15	10	5	0	0	-5																																													
ランク	SS	S	A	B	C	D																																													
1	±0	±0	±0	±0	±0	-1																																													
2～19	+3	+2	+1	±0	±0	-1																																													
20	+3	+2	+1	±0	±0	±0																																													
表彰・懲戒規程	(削除)	・社員労働協約 へ適用																																																	
キャリア形成支援制度規程	キャリア形成支援制度規程																																																		
第 1 章 総 則	第 1 章 総 則																																																		
第 101 条(目 的) 本規程は、 <u>アシストスタッフ</u> 労働協約第 701 条に基づき、多様化する個人のニーズや中長期的なキャリア形成の一環として、自らの責任による社内およびグループ内でのキャリア選択の機会拡大と社外への転進を希望する者に対する支援に関する事項を定める。	第 101 条(目 的) 本規程は、 <u>フェロー社員</u> 労働協約第 701 条に基づき、多様化する個人のニーズや中長期的なキャリア形成の一環として、自らの責任による社内およびグループ内でのキャリア選択の機会拡大と社外への転進を希望する者に対する支援に関する事項を定める。	・名称変更																																																	
第 2 章 <u>メイトスタッフ</u> 転換制度	第 2 章 <u>メイト社員</u> 転換制度																																																		
第 201 条（資格要件） 本制度の対象者は、選考の申請時点において、 <u>アシストスタッフ</u> の経験が継続して 6 ヶ月以上であり、原則直近の本給評価 B 以上かつ、所属長による登用考課が原則 A 以上の者とする。	第 201 条（資格要件） 本制度の対象者は、選考の申請時点において、 <u>フェロー社員</u> の経験が継続して 6 ヶ月以上であり、原則直近の本給評価 B 以上かつ、所属長による登用考課が原則 A 以上の者とする。	・名称変更																																																	
第 202 条（概要） <u>メイトスタッフ</u> 転換制度は、個々人の働く上での能力の高まりに応じたキャリアを実現し、活躍の場を拡大することを目的として、本人の希望により転換する制度とする	第 202 条（概要） <u>メイト社員</u> 転換制度は、個々人の働く上での能力の高まりに応じたキャリアを実現し、活躍の場を拡大することを目的として、本人の希望により転換する制度とする	・名称変更																																																	
第 3 章 自己申告制度	第 3 章 自己申告制度																																																		
第 302 条（対象者） 本制度の対象者は、全ての <u>アシストスタッフ</u> とする。	第 302 条（対象者） 本制度の対象者は、全ての <u>フェロー社員</u> とする。	・名称変更																																																	
第 4 章 グループライフイベント転籍制度	第 4 章 グループライフイベント転籍制度																																																		
第 402 条(対象者)	第 402 条(対象者)	・名称変更																																																	

本制度の対象者は、次の各号に該当する者とする。 (1) <u>アシストスタッフ</u>として、会社が新会社雇用日として指定する月の前月末日時点で勤続1年以上となる者。 (2) 新会社雇用時の年齢が60歳未満の者。 (3) ライフイベントの変化により、他の地域へ転居せざるを得ない事情がある者。 (4) 会社が定める申請期間に、所定の手続により申請し、本制度の適用を認めた者。	本制度の対象者は、次の各号に該当する者とする。 (1) <u>フェロー社員</u>として、会社が新会社雇用日として指定する月の前月末日時点で勤続1年以上となる者。 (2) 新会社雇用時の年齢が60歳未満の者。 (3) ライフイベントの変化により、他の地域へ転居せざるを得ない事情がある者。 (4) 会社が定める申請期間に、所定の手続により申請し、本制度の適用を認めた者。	
第403条(申請事由) 本制度の申請事由は、新会社雇用日前日2年以内に結婚・離婚・配偶者転勤・育児・介護・看護が発生し、次の要件を満たした場合に使用することができる。 (1) 結婚・配偶者転勤 原則、新会社雇用時点で配偶者と同居する場合に限る。 <u>(新設)</u> (以下略)	第403条(申請事由) 本制度の申請事由は、新会社雇用日前日2年以内に結婚・離婚・配偶者転勤・育児・介護・看護が発生し、次の要件を満たした場合に使用することができる。 (1) 結婚・配偶者転勤 原則、新会社雇用時点で配偶者と同居する場合に限る。 <u>なお、配偶者転勤とは、配偶者が、転居を必要とする地域（海外・国内）で勤務すること（長期出張、社命留学等を含む）または職業上の活動を個人で行うこと（事業の経営等）をいい、当該地域での滞在が概ね6ヵ月以上にわたって継続することが見込まれるものをいう。</u> (以下略)	・配偶者転勤の定義を補足
第5章 ライフイベント再雇用制度	第5章 ライフイベント再雇用制度	
第502条(対象者) 本制度の対象者は、次の各号の全てに該当する者とする。 1. 退職日時点で、<u>アシストスタッフ</u>として勤続満2年以上の者。 2. 退職後、再雇用時までの離職期間が12年以内の者。 但し、在籍期間中に休職期間がある場合には、休職後1年以上勤務した場合を除き、その休職期間は離職期間に通算する。 3. 再雇用時の年齢が58歳以下の者。 4. 過去に本制度を利用したことがない者。 5. 退職事由が、結婚、出産、育児、介護または配偶者転勤のいずれかである者。 <u>(新設)</u> ② 前項にかかわらず、特別な事情により会社が必要と認めた場合には、この限り	第502条(対象者) 本制度の対象者は、次の各号の全てに該当する者とする。 1. 退職日時点で、<u>フェロー社員</u>として勤続満2年以上の者。 2. 退職後、再雇用時までの離職期間が12年以内の者。 但し、在籍期間中に休職期間がある場合には、休職後1年以上勤務した場合を除き、その休職期間は離職期間に通算する。 3. 再雇用時の年齢が58歳以下の者。 4. 過去に本制度を利用したことがない者。 5. 退職事由が、結婚、出産、育児、介護または配偶者転勤のいずれかである者。 <u>なお、配偶者転勤とは、配偶者が、転居を必要とする地域（海外・国内）で勤務すること（長期出張、社命留学等を含む）または職業上の活動を個人で行うこと（事業の</u>	・名称変更 ・配偶者転勤の定義を補足

ではない。	<u>経営等）をいい、当該地域での滞在が概ね6ヵ月以上にわたって継続することが見込まれるものをいう。</u>	
	② 前項にかかわらず、特別な事情により会社が必要と認めた場合には、この限りではない。	
第 503 条(採用) 会社は再雇用の申請があった場合は、要員計画上の必要性のほか、 <u>アシストスタッフ</u> に実施している試験結果に在籍中の評価等を加味して選考を行い、再雇用の採否を決定する。なお、選考にあたっては、その内容の一部を省略する。	第 503 条(採用) 会社は再雇用の申請があった場合は、要員計画上の必要性のほか、 <u>フェロー社員</u> に実施している試験結果に在籍中の評価等を加味して選考を行い、再雇用の採否を決定する。なお、選考にあたっては、その内容の一部を省略する。	・ 名称変更
第 505 条(労働条件) 再雇用時の労働条件は次の通りとする。 (1)雇用形態は、退職時の雇用形態が <u>ゼネラルスタッフ</u> の場合は、在籍中の履歴等を勘案し、原則販売職として再雇用する。また、ステージA・ステージBの <u>ゼネラルスタッフ</u> については、離職期間が原則 5 年以内の場合には、在籍中と同資格にて再雇用する場合がある。 (2)再雇用時の雇用形態が <u>メイト</u> ・プロスタッフの場合の職種は、在籍時の経験、能力等を勘案の上、決定する。 (3)再雇用時の配属は社命により行う。 (4) <u>アシストスタッフ</u> を退職した者については、原則として在籍中と同一職種として再雇用する。 (5)再雇用時の賃金は、在籍時の経験、能力等及び再雇用時の雇用形態や資格、役割、職務等を勘案の上、決定する。	第 505 条(労働条件) 再雇用時の労働条件は次の通りとする。 (1)雇用形態は、退職時の雇用形態が <u>社員</u> の場合は、在籍中の履歴等を勘案し、原則販売職として再雇用する。また、ステージA・ステージBの <u>社員</u> については、離職期間が原則 5 年以内の場合には、在籍中と同資格にて再雇用する場合がある。 (2)再雇用時の雇用形態が <u>メイト社員</u> ・プロスタッフの場合の職種は、在籍時の経験、能力等を勘案の上、決定する。 (3)再雇用時の配属は社命により行う。 (4) <u>フェロー社員</u> を退職した者については、原則として在籍中と同一職種として再雇用する。 (5)再雇用時の賃金は、在籍時の経験、能力等及び再雇用時の雇用形態や資格、役割、職務等を勘案の上、決定する。	・ 名称変更
第 6 章 グループ内出向者転籍制度	第 6 章 グループ内出向者転籍制度	
第 602 条(対象者) 本制度の対象者は、次の各号の全てに該当する者とする。 1. 申請年度の 4 月 1 日時点で、全ての雇用形態（但し、アルバイトを除く）を通算して勤続 5 年以上の <u>アシストスタッフ</u> 。 2. 申請年度の 4 月 1 日時点で、雇用を希望する企業（以下、「新会社」という。）への出向期間が引き続き 1 年以上であり、かつ通算 2 年以上である者。但し、 <u>出向期間において、研修出向の期間は除く。</u>	第 602 条(対象者) 本制度の対象者は、次の各号の全てに該当する者とする。 1. 申請年度の 4 月 1 日時点で、全ての雇用形態（但し、アルバイトを除く）を通算して勤続 5 年以上の <u>フェロー社員</u> 。 2. 申請年度の 4 月 1 日時点で、雇用を希望する企業（以下、「新会社」という。）への出向期間が引き続き 1 年以上であり、かつ通算 2 年以上である者。 <u>なお、出向期間は、全ての雇用形態を通算する。但し、研修出向及びアルバイトの</u>	・ 名称変更 ・ 出向期間は全雇用形態を通算することを補足

3. 申請時点で引き続き当該企業に出向している者。 4. 第 603 条に定める手続きに基づき、新会社および三越伊勢丹ホールディングスが本制度の適用を認めた者。	<u>期間は除く。</u> 3. 申請時点で引き続き当該企業に出向している者。 4. 第 603 条に定める手続きに基づき、新会社および三越伊勢丹ホールディングスが本制度の適用を認めた者。	
自己研修休職規程	自己研修休職規程	
第 1 条(目 的) 本規程は、労働協約第 512 条第 5 号に基づき、 <u>アシストスタッフ</u> が自己啓発のため休職する場合の取扱いに関する事項を定める。	第 1 条(目 的) 本規程は、労働協約第 512 条第 5 号に基づき、 <u>フェロー社員</u> が自己啓発のため休職する場合の取扱いに関する事項を定める。	・ 名称変更
育児休業規程	(削除)	・ 社員労働協約へ適用
育児勤務規程	(削除)	・ 社員労働協約へ適用
介護・介護準備休業規程	(削除)	・ 社員労働協約へ適用
介護・介護準備勤務規程	(削除)	・ 社員労働協約へ適用
短時間勤務規程	(削除)	・ 社員労働協約へ適用
子の看護・家族の介護のための休暇規程	(削除)	・ 社員労働協約へ適用
福利厚生規程	(削除)	・ 社員労働協約へ適用
ハラスメント防止規程	(削除)	
<u>ゼネラルスタッフ労働協約を適用する諸規程等</u> <u>アシストスタッフ労働協約のうち、以下の規程等についてはゼネラルスタッフ労働協約を適用しています。必要な点は、総務・経営企画部事務所に備え付けのゼネラルスタッフ労働協約を参照して下さい。</u> 「通勤費支給細則」 「自家用車通勤管理規程」 「配偶者転勤休暇制度規程」	<u>社員労働協約を適用する諸規程等</u> <u>フェロー社員労働協約のうち、以下の規程等については社員労働協約を適用しています。必要な点は、総務・経営企画部事務所に備え付けの社員労働協約を参照して下さい。</u> <u>「時間外・休日勤務に関する規程」</u> <u>「通勤費支給細則」</u> <u>「表彰・懲戒規程」</u>	・ 育児のためのフルタイムシフト選択勤務の新設、 子の看護等休暇の改称 ・ 社員労働協約へ適用

「出張規程」	<u>「育児休業規程」</u>	
「国内出向規程」	<u>「育児勤務規程」</u>	
「安全衛生管理規程」	<u>「育児のためのフルタイムシフト選択勤務規程」</u>	
「安全衛生管理規程細則」	<u>但し、一部を以下の通り、読み替えまたは削除する。 第3条については、次の通り読み替える。 「従業員が選択できるシフトは、店舗・事業所等の営業時間及び労働条件通知書により定めた本人の始業・終業時間を踏まえ、個別に提示する。」</u>	
「安全衛生委員会規則」	<u>「介護・介護準備休業規程」</u>	
「健康情報等の取扱規程」	<u>「介護・介護準備勤務規程」</u>	
「自動車安全運転規程」	<u>但し、一部を以下の通り、読み替えまたは削除する。 第2条（対象者及び期間等）のうち、第5項は削除する。 第4条（期間の変更）のうち、第1項については次の通り読み替える。</u>	
「職務発明規程」	<u>「介護勤務の期間は、第2条の範囲内で変更することができる。」</u>	
「苦情処理規程」	<u>第7条（所定労働日数の低減）のうち、第1項については次の通り読み替え、第2項は削除する。 「介護勤務を所定労働日数の低減による実施する場合の週所定労働日数は4日とする。」</u>	
「紛争の解決・平和条項に関する協定」	<u>「短時間勤務規程」</u>	
「テレワーク規程」	<u>但し、一部を以下の通り、読み替えまたは削除する。</u>	
	<u>第3条（期間）のうち、第2項は削除する。</u>	
	<u>第5条（期間の変更）のうち、第1項は次の通り読み替える。</u>	
	<u>「短時間勤務の期間は、第3条の範囲内で変更することができる。」</u>	
	<u>第8条（所定労働日数の低減）のうち、第1項については次の通り読み替え、第2項は削除する。</u>	
	<u>「短時間勤務を所定労働日数の低減による実施する場合の週所定労働日数は4日とする。」</u>	
	<u>「子の看護等・家族の介護のための休暇規程」</u>	
	<u>「配偶者転勤休職制度」</u>	
	<u>但し、一部を以下の通り、読み替えまたは削除する。</u>	
	<u>第3条（休職期間及び中断・再開）第3項のうち、「1日」については「11日」に、「末日」については「10日」にそれぞれ読み替える。</u>	
	「出張規程」	

	「安全衛生管理規程」 「安全衛生管理規程運用細則」 <u>但し、一部を以下の通り、読み替えまたは削除する。</u> <u>2. 要保護者の措置（2）要保護者Cの取扱いのうち、②所定労働日数の低減について</u> <u>は、次の通り読み替える。</u> <u>「週所定労働日数は4日とする」</u> <u>2. 要保護者の措置（2）要保護者Cの取扱いのうち、要保護者C期間中の賃金ア．につ</u> <u>いては、次の通り読み替える。</u> <u>「ア．賃金は実働時間分を支給する」</u> 「安全衛生委員会規則」 「健康情報等の取扱規程」 「自動車安全運転規程」 <u>「福利厚生規程」</u> <u>「ハラスメント防止規程」</u> <u>「テレワーク規程」</u> 「職務発明規程」 「苦情処理規程」 「紛争の解決・平和条項に関する協定」	
就業規則	就業規則	
株式会社札幌丸井三越では、 <u>アシストスタッフ</u> 労働協約を同時に就業規則として使用する。	株式会社札幌丸井三越では、 <u>フェロー社員</u> 労働協約を同時に就業規則として使用する。	・名称変更
従って、就業規則として使用する場合は、労働協約中の「労働協約」を「就業規則」と読み替えるものとする。	従って、就業規則として使用する場合は、 <u>社員</u> 労働協約中の「労働協約」を「就業規則」と読み替えるものとする。	・社員労働協約へ適用
なお、就業規則の付属諸規程として、次の規程を追加する。	なお、就業規則の付属諸規程として、次の規程を追加する。	
1. 服務規律	1. 服務規律	
	<u>なお、服務規律については、社員就業規則の規程を適用する。</u>	
服務規律	(削除)	・社員労働協約へ適用

＜札幌丸井三越＞エルダーフェロー労働協約 付属諸規定新旧対照表

現行	改訂	備考
就業形態規程	就業形態規程	
第1章 総 則	第1章 総 則	・名称変更
第101条(目的) 本規程は、労働協約第602条に基づき、<u>エルダーアシストスタッフ</u>の就業時間・休憩時間に関する事項を定める。	第101条(目的) 本規程は、労働協約第602条に基づき、<u>エルダーフェロー</u>の就業時間・休憩時間に関する事項を定める。	・名称変更
第2章 就業時間・休憩時間	第2章 就業時間・休憩時間	
第201条(就業時間及び休憩時間) <u>エルダーアシストスタッフ</u>の就業時間及び休憩時間は、個々に定める。 ②具体的な就業時間等は、事前に設定する。 ③第1項にかかわらず、特定の部門について、会社・組合協議の上就業時間を別に定めることができる。 ④第1項にかかわらず、大晦日・店舗の初商日などの営業時間変更の日については、会社・組合協議の上、就業時間を別に定めることができる。	第201条(就業時間及び休憩時間) <u>エルダーフェロー</u>の就業時間及び休憩時間は、個々に定める。 ②具体的な就業時間等は、事前に設定する。 ③第1項にかかわらず、特定の部門について、会社・組合協議の上就業時間を別に定めることができる。 ④第1項にかかわらず、大晦日・店舗の初商日などの営業時間変更の日については、会社・組合協議の上、就業時間を別に定めることができる。	・名称変更
第202条(ワークスケジュール) 会社は、前月25日までに当月1ヵ月分のワークスケジュール（勤務表）を確定し、各<u>エルダーアシストスタッフ</u>に対し、各日の始業・終業時間、休憩時間を明示する。	第202条(ワークスケジュール) 会社は、前月25日までに当月1ヵ月分のワークスケジュール（勤務表）を確定し、各<u>エルダーフェロー</u>に対し、各日の始業・終業時間、休憩時間を明示する。	・名称変更
第204条(休憩時間) <u>エルダーアシストスタッフ</u>労働協約第603条に基づき、<u>エルダーアシストスタッフ</u>の休憩時間は、原則所属毎に設定した次のいずれかのパターンとする。	第204条(休憩時間) <u>エルダーフェロー</u>労働協約第603条に基づき、<u>エルダーフェロー</u>の休憩時間は、原則所属毎に設定した次のいずれかのパターンとする。	・名称変更
時間外・休日勤務に関する規程	(削除)	・社員労働協約へ適用
ストック有給休暇規程	ストック有給休暇規程	・名称変更
第1章 総 則	第1章 総 則	・名称変更
第1条(目 的) 本規程は、<u>エルダーアシストスタッフ</u>労働協約第614条第2項に基づき、その取扱いを定める。 なお、本制度は、時効により消滅する年次有給休暇のうち、一定限度の日数をス	第1条(目 的) 本規程は、<u>エルダーフェロー</u>労働協約第614条第2項に基づき、その取扱いを定める。 なお、本制度は、時効により消滅する年次有給休暇のうち、一定限度の日数をス	・名称変更

ストック有給休暇とし、従業員の福利厚生の上をを図るものとする。 従って、この制度による有給休暇は労働基準法で定める年次有給休暇とは別扱いとする。	ストック有給休暇とし、従業員の福利厚生の上をを図るものとする。 従って、この制度による有給休暇は労働基準法で定める年次有給休暇とは別扱いとする。	
第 4 条（使用事由・手続及び使用日数） 中略 3. 満 4 歳未満の子の育児のために休業する場合は、原則として休業開始 1 ヶ月前までに申し出る。 この子の範囲には、法律上の親子関係がある子（養子を含む）、特別養子縁組のための試験的な養育期間にある子、養子縁組里親に委託されている子、当該従業員を養子縁組里親として委託することが適当と認められているにもかかわらず、実親等が反対したことにより、当該従業員を養育里親として委託された子も含まれる。 1 回に使用できる日数の上限は連続 230 日とする。なお、<u>エルダーアシスタ</u> <u>ップ労働協約第 617 条に定める産後休業を</u>してい ない場合は、子の出産予定日から取得することができる。 7. <u>エルダーアシスタスタッフ労働協約第 620 条の災害休暇</u>を取得し、さらに日数を延長して休業する場合は、原則として休業開始 2 日前までに申し出る。1 回に使用できる日数の上限は連続 120 日とする。 9. <u>エルダーアシスタスタッフ労働協約第 620 条の慶弔休暇</u>を取得し、さらに日数を延長して休業する場合、または友人・知人の結婚式、通夜、告別式、法事に参列するために休業する場合は、事由および日付を証明できる書類を添えて原則として休業開始 2 日前までに申し出る。なお、止むを得ず書類提出が後日となる場合は、休業後 1 週間以内に提出するものとする。1 回に使用できる日数の上限は 1 日とする。	第 4 条（使用事由・手続及び使用日数） 中略 3. 満 4 歳未満の子の育児のために休業する場合は、原則として休業開始 1 ヶ月前までに申し出る。 この子の範囲には、法律上の親子関係がある子（養子を含む）、特別養子縁組のための試験的な養育期間にある子、養子縁組里親に委託されている子、当該従業員を養子縁組里親として委託することが適当と認められているにもかかわらず、実親等が反対したことにより、当該従業員を養育里親として委託された子も含まれる。 1 回に使用できる日数の上限は連続 230 日とする。なお、<u>エルダーフェロー労働協約第 617 条に定める産後休業を</u>してい ない場合は、子の出産予定日から取得することができる。 7. <u>エルダーフェロー労働協約第 620 条の災害休暇</u>を取得し、さらに日数を延長して休業する場合は、原則として休業開始 2 日前までに申し出る。1 回に使用できる日数の上限は連続 120 日とする。 9. <u>エルダーフェロー労働協約第 620 条の慶弔休暇</u>を取得し、さらに日数を延長して休業する場合、または友人・知人の結婚式、通夜、告別式、法事に参列するために休業する場合は、事由および日付を証明できる書類を添えて原則として休業開始 2 日前までに申し出る。なお、止むを得ず書類提出が後日となる場合は、休業後 1 週間以内に提出するものとする。1 回に使用できる日数の上限は 1 日とする。	・名称変更
第 6 条(申し出の撤回) 第 4 条及び第 5 条に基づき使用の申し出のあったストック有給休暇について、<u>エルダーアシスタスタッフ</u>が事前に撤回を申し出た場合には、会社は原則として撤回を認めるが、当該使用日に対して天災地変等による事業や店舗の臨時休業日が	第 6 条(申し出の撤回) 第 4 条及び第 5 条に基づき使用の申し出のあったストック有給休暇について、<u>エルダーフェロー</u>が事前に撤回を申し出た場合には、会社は原則として撤回を認めるが、当該使用日に対して天災地変等による事業や店舗の臨時休業日が設定された場	・条数の誤植 ・名称変更

設定された場合には、ストック有給休暇の使用の撤回を申し出ることはいけません。但し、申し出の事後に事由が発生したエルダーアシストスタッフ労働協約第 620 条慶弔災害休暇及び労働災害により休業する場合には、使用の撤回を申し出ることができる。	合には、ストック有給休暇の使用の撤回を申し出ることはいけません。但し、申し出の事後に事由が発生したエルダーフェロー労働協約第 620 条慶弔災害休暇及び労働災害により休業する場合には、使用の撤回を申し出ることができる。	
賃金規程	賃金規程	・条数の誤植
第 1 章 総 則	第 1 章 総 則	・条数の誤植
第 101 条(目的) 本規程は、エルダーアシストスタッフ労働協約第 6245 条に基づき、エルダーアシストスタッフの賃金に関する事項を定める。	第 101 条(目的) 本規程は、エルダーフェロー労働協約第 6245 条に基づき、エルダーフェローの賃金に関する事項を定める。	
第 102 条(賃金構成) エルダーアシストスタッフの通常の月例賃金は、次の通りとする。 1. エルダーアシストスタッフ	第 102 条(賃金構成) エルダーフェローの通常の月例賃金は、次の通りとする。 1. エルダーフェロー	・名称変更
第 104 条 (控除) (中略) 2. 法令以外のもの (中略) (21) 健康保険証再発行にかかる費用 (22) 賃金過払を調整するための返済金 (23) 本条に定めるもので、欠勤期間中及び休職期間中に控除できず、会社が一旦立て替えて納めたもの (24) その他会社と労働組合が協定したもの	第 104 条 (控除) (中略) 2. 法令以外のもの (中略) (21) 健康保険資格確認書再交付にかかる費用 (22) 会社貸与品再交付にかかる費用 (23) 賃金過払を調整するための返済金 (24) 本条に定めるもので、欠勤期間中及び休職期間中に控除できず、会社が一旦立て替えて納めたもの (25) その他会社と労働組合が協定したもの	・法改正：健康保険証廃止に伴う変更 ・会社貸与品再交付にかかる費用を賃金控除可能とする
第 106 条(欠勤及び遅刻、早退、外出の賃金) エルダーアシストスタッフ労働協約第 615 条の欠勤及びエルダーアシストスタッフ労働協約第 606 条第 1 項の遅刻、早退、外出に対しては、賃金は支給しない。	第 106 条(欠勤及び遅刻、早退、外出の賃金) エルダーフェロー労働協約第 615 条の欠勤及びエルダーフェロー労働協約第 606 条第 1 項の遅刻、早退、外出に対しては、賃金は支給しない。	・名称変更
第 107 条(休職・休暇等の賃金) エルダーアシストスタッフ労働協約第 511 条に定める休職期間並びにエルダーアシストスタッフ労働協約第 616 条、第 617 条、第 618 条、及び第 619 条の休暇期間は、無給とする。但し、エルダーアシストスタッフ労働協約第 511 条第 2 号及	第 107 条(休職・休暇等の賃金) エルダーフェロー労働協約第 511 条に定める休職期間並びにエルダーフェロー労働協約第 616 条、第 617 条、第 618 条、及び第 619 条の休暇期間は、無給とする。但し、エルダーフェロー労働協約第 511 条第 2 号及び第 3 号については、別	

び第 3 号については、別に定めがある場合には通常の賃金を支給することがある。	に定めがある場合には通常の賃金を支給することがある。	
第 2 章 基本給	第 2 章 基本給	・名称変更
第 201 条(原則) <u>エルダーアシストスタッフ</u> の基本給は、ベース給、地域別職種給、能力給、調整給によって構成され、すべて時間給とする。 ②会社は、ベース給については、区分・職種等にかかわらず、すべての <u>エルダーアシストスタッフ</u> に対して一律に設定する。 ③会社は、地域別職種給については、職種別に設定する。 ④会社は、各人の能力発揮度、勤務成績等を考課し、能力給を決定する。能力給変更の時期は年 2 回、7 月 11 日・1 月 11 日付とする。 ⑤会社は、調整給については、採用時の基本給を変動させる場合など、新規採用者・在籍者に対し必要に応じて各人毎に設定する。	第 201 条(原則) <u>エルダーフェロー</u> の基本給は、ベース給、地域別職種給、能力給、調整給によって構成され、すべて時間給とする。 ②会社は、ベース給については、区分・職種等にかかわらず、すべての <u>エルダーフェロー</u> に対して一律に設定する。 ③会社は、地域別職種給については、職種別に設定する。 ④会社は、各人の能力発揮度、勤務成績等を考課し、能力給を決定する。能力給変更の時期は年 2 回、7 月 11 日・1 月 11 日付とする。 ⑤会社は、調整給については、採用時の基本給を変動させる場合など、新規採用者・在籍者に対し必要に応じて各人毎に設定する。	・条数の誤植
第 3 章 諸手当	第 3 章 諸手当	
第 305 条（有給休暇賃金） <u>エルダーアシストスタッフ</u> が年次有給休暇を使用した日の賃金は、(週勤務労働時間÷週勤務日数)×基本給で算出した金額とする。	第 305 条（有給休暇賃金） <u>エルダーフェロー</u> 年次有給休暇を使用した日の賃金は、(週勤務労働時間÷週勤務日数)×基本給で算出した金額とする。	・条数の誤植
第 306 条(傷病調整手当) <u>エルダーアシストスタッフ</u> が業務外の傷病による欠勤により <u>エルダーアシストスタッフ労働協約第 615 条第 1 項及び第 2 項に定める手続きをとった場合で、エルダーアシストスタッフ労働協約第 614 条の年次有給休暇、ストック有給休暇の残数がなく、かつ、健康保険法上の給付(傷病手当金)が満了した場合、以後当該欠勤期間の間、本人の申請に対する傷病手当金の不支給決定通知書をもって、傷病調整手当を支給する。</u>	第 306 条(傷病調整手当) <u>エルダーフェロー</u> が業務外の傷病による欠勤により <u>エルダーフェロー労働協約第 615 条第 1 項及び第 2 項に定める手続きをとった場合で、エルダーフェロー労働協約第 614 条の年次有給休暇、ストック有給休暇の残数がなく、かつ、健康保険法上の給付(傷病手当金)が満了した場合、以後当該欠勤期間の間、本人の申請に対する傷病手当金の不支給決定通知書をもって、傷病調整手当を支給する。</u>	
第 307 条(休職手当) <u>エルダーアシストスタッフ労働協約第 511 条第 1 号に定める事由により休職中のエルダーアシストスタッフ</u> が、健康保険法上の給付(傷病手当金)が満了した場合、その後同号に定める休職期間満了までの間、本人の申請に対する傷病手当金の不支給通知書をもって、基準内賃金の 60%を休職手当として支給する。但し、 <u>エルダーアシストスタッフ労働協約第 511 条に定める義務を履行した場合に限</u>	第 307 条(休職手当) <u>エルダーフェロー労働協約第 511 条第 1 号に定める事由により休職中のエルダーフェロー</u> が、健康保険法上の給付(傷病手当金)が満了した場合、その後同号に定める休職期間満了までの間、本人の申請に対する傷病手当金の不支給通知書をもって、基準内賃金の 60%を休職手当として支給する。但し、 <u>エルダーフェロー労働協約第 511 条に定める義務を履行した場合に限る。</u>	

る。		
第 309 条(休業手当) 会社の責に帰すべき事由で、 <u>エルダーアシストスタッフ</u> の一部または、全部休業させた場合は、休業日の日より 1 日につき平均賃金の 60%を支給する。天災地変、火災等のやむを得ない理由で <u>エルダーアシストスタッフ</u> の一部または全部を休業させた場合は、会社・組合協議の上決定する。	第 309 条(休業手当) 会社の責に帰すべき事由で、 <u>エルダーフェロー</u> の一部または、全部休業させた場合は、休業日の日より 1 日につき平均賃金の 60%を支給する。天災地変、火災等のやむを得ない理由で <u>エルダーフェロー</u> の一部または全部を休業させた場合は、会社・組合協議の上決定する。	・名称変更
第 310 条(通勤手当) 会社は、通勤の為に必要な交通費については、原則として社員労働協約「通勤費支給細則」に基づき支給する。なお、週の契約勤務日数が 4 日以下の者については、原則本人の主たる事業所への出社日数に応じた会社が認めた通勤経路の実費を支給するものとするが、会社の判断により会社が認めた通勤経路の定期券購入代金を支給する場合がある。但し、特に労働条件通知書に定めた場合は支給しない。 ②通勤手当として支給された金額は全額通勤費として使用しなければならない。 ③自家用車を利用する場合の取扱いについては、 <u>ゼネラルスタッフ</u> 労働協約「自家用車通勤管理細則」に定める基準を準用する。	第 310 条(通勤手当) 会社は、通勤の為に必要な交通費については、原則として社員労働協約「通勤費支給細則」に基づき支給する。なお、週の契約勤務日数が 4 日以下の者については、原則本人の主たる事業所への出社日数に応じた会社が認めた通勤経路の実費を支給するものとするが、会社の判断により会社が認めた通勤経路の定期券購入代金を支給する場合がある。但し、特に労働条件通知書に定めた場合は支給しない。 ②通勤手当として支給された金額は全額通勤費として使用しなければならない。 ③自家用車を利用する場合の取扱いについては、 <u>社員</u> 労働協約「自家用車通勤管理細則」に定める基準を準用する。	・名称変更
第 311 条(販売応援手当) 「専任 POS」で採用された <u>エルダーアシストスタッフ</u> が交差応援等により、「食品レーン POS（丸井フード）」業務を 1 時間以上行った場合、「販売応援手当」として、「160 円/1 日」を支給する。	第 311 条(販売応援手当) 「専任 POS」で採用された <u>エルダーフェロー</u> が交差応援等により、「食品レーン POS（丸井フード）」業務を 1 時間以上行った場合、「販売応援手当」として、「160 円/1 日」を支給する。	・名称変更
第 4 章 賞 与	第 4 章 賞 与	
第 401 条(賞与) <u>エルダーアシストスタッフ</u> には賞与を支給しない。	第 401 条(賞与) <u>エルダーフェロー</u> には賞与を支給しない。	・名称変更
第 5 章 退職金	第 5 章 退職金	
第 501 条(退職金) <u>エルダーアシストスタッフ</u> には退職金を支給しない。	第 501 条(退職金) <u>エルダーフェロー</u> には退職金を支給しない。	・名称変更
(別表) 雇入賃金	(別表) 雇入賃金	・名称変更

職種	ベース給	地域別 職種給	能力給
食品レーンPOS	765円	100円	上限 95円
専任POS	765円	20円	
後方POS	765円	20円	
営業支援	765円	20円	
サービス	765円	100円	
後方	765円	0円	
販売POS(東京)	765円	235円	
販売POS(旭川)	765円	95円	
販売POS(釧路・苫小牧)	765円	65円	

【早番固定勤務】

職種	ベース給	地域別 職種給	能力給
食品レーンPOS	765円	100円	上限 95円
専任POS	765円	20円	
後方POS	765円	20円	
営業支援	765円	20円	
サービス	765円	100円	
後方	765円	0円	
販売POS(東京)	765円	235円	
販売POS(旭川)	765円	95円	
販売POS(釧路・苫小牧)	765円	65円	

※但し「販売POS（旭川）」・「販売POS（釧路・苫小牧）」のエルダーアシスト
スタッフは、18 時以降勤務した場合は、18 時以降の基本給に時間帯手当を 100 円
上乘せします。

【エルダーアシストスタッフ 本給表】（シフト勤務）

単位：円

職種	ベース給	地域別 職種給	能力給
食品レーンPOS	795円	100	上限 95円
専任POS		20	
後方POS		20	
営業支援		20	
サービス		100	
後方		0	
販売POS(東京)		235	
販売POS(旭川)		95	
販売POS(釧路・苫小牧)		65	

【エルダーアシストスタッフ（早番固定勤務）】

単位：円

職種	ベース給	地域別 職種給	能力給
食品レーンPOS	795円	100	上限 95円
専任POS		20	
後方POS		20	
営業支援		20	
サービス		100	
後方		0	
販売POS(東京)		235	
販売POS(旭川)		95	
販売POS(釧路・苫小牧)		65	

※但し「販売POS（旭川）」・「販売POS（釧路・苫小牧）」のエルダーフェロー
が、18 時以降勤務した場合は、18 時以降の基本給に時間帯手当を 100 円上乘せし
ます。

表彰・懲戒規程	(削除)	・社員労働協約へ適用
キャリア形成支援制度規程	キャリア形成支援制度規程	
第 1 章 総 則	第 1 章 総 則	
第 101 条(目 的)	第 101 条(目 的)	・名称変更

本規程は、 <u>エルダーアシストスタッフ</u> 労働協約第 701 条に基づき、多様化する個人のニーズや中長期的なキャリア形成の一環として、自らの責任による社内およびグループ内でのキャリア選択の機会拡大と社外への転進を希望する者に対する支援に関する事項を定める。	本規程は、 <u>エルダーフェロー</u> 労働協約第 701 条に基づき、多様化する個人のニーズや中長期的なキャリア形成の一環として、自らの責任による社内およびグループ内でのキャリア選択の機会拡大と社外への転進を希望する者に対する支援に関する事項を定める。	
第 2 章 自己申告制度	第 2 章 自己申告制度	
第 202 条 (対象者) 本制度の対象者は、全ての <u>エルダーアシストスタッフ</u> とする。	第 202 条 (対象者) 本制度の対象者は、全ての <u>エルダーフェロー</u> とする。	・名称変更
第 3 章 グループライフイベント転籍制度	第 3 章 グループライフイベント転籍制度	
第 302 条 (対象者) 本制度の対象者は、次の各号に該当する者とする。 1. <u>エルダーアシストスタッフ</u> として、会社が新会社雇用日として指定する月の前月末日時点で勤続 1 年以上となる者。 2. ライフイベントの変化により、他の地域へ転居せざるを得ない事情がある者。 3. 会社が定める申請期間に、所定の手続により申請し、本制度の適用を認めた者。	第 302 条 (対象者) 本制度の対象者は、次の各号に該当する者とする。 1. <u>エルダーフェロー</u> として、会社が新会社雇用日として指定する月の前月末日時点で勤続 1 年以上となる者。 2. ライフイベントの変化により、他の地域へ転居せざるを得ない事情がある者。 3. 会社が定める申請期間に、所定の手続により申請し、本制度の適用を認めた者。	・名称変更
第 303 条 (申請事由) 本制度の申請事由は、新会社雇用日前日 2 年以内に結婚・離婚・配偶者転勤・育児・介護・看護が発生し、次の要件を満たした場合に使用することができる。 1. 結婚・配偶者転勤 原則、新会社雇用時点で配偶者と同居する場合に限る。 <u>(新設)</u> (以下略)	第 303 条 (申請事由) 本制度の申請事由は、新会社雇用日前日 2 年以内に結婚・離婚・配偶者転勤・育児・介護・看護が発生し、次の要件を満たした場合に使用することができる。 1. 結婚・配偶者転勤 原則、新会社雇用時点で配偶者と同居する場合に限る。 <u>なお、配偶者転勤とは、配偶者が、転居を必要とする地域（海外・国内）で勤務すること（長期出張、社命留学等を含む）または職業上の活動を個人で行うこと（事業の経営等）をいい、当該地域での滞在が概ね6ヵ月以上にわたって継続することが見込まれるものをいう。</u> (以下略)	・配偶者転勤の定義を補足
第 4 章 グループ内出向者転籍制度	第 4 章 グループ内出向者転籍制度	
第 402 条 (対象者) 本制度の対象者は、次の各号の全てに該当する者とする。 1. 申請年度の 4 月 1 日時点で、全ての雇用形態（但し、アルバイトを除く）を通算して勤続 5 年以上の <u>エルダーアシストスタッフ</u> 。	第 402 条 (対象者) 本制度の対象者は、次の各号の全てに該当する者とする。 1. 申請年度の 4 月 1 日時点で、全ての雇用形態（但し、アルバイトを除く）を通算して勤続 5 年以上の <u>エルダーフェロー</u> 。	・出向期間は全雇用形態を通算することを補足

2. 申請年度の4月1日時点で、雇用を希望する企業（以下、「新会社」という。）への出向期間が引き続き1年以上であり、かつ通算2年以上である者。<u>但し、出向期間において、研修出向の期間は除く。</u> 3. 申請時点で引き続き当該企業に出向している者。 4. 第403条に定める手続きに基づき、新会社および三越伊勢丹ホールディングスが本制度の適用を認めた者。	2. 申請年度の4月1日時点で、雇用を希望する企業（以下、「新会社」という。）への出向期間が引き続き1年以上であり、かつ通算2年以上である者。 <u>なお、出向期間は、全ての雇用形態を通算する。但し、研修出向及びアルバイトの期間は除く。</u> 3. 申請時点で引き続き当該企業に出向している者。 4. 第403条に定める手続きに基づき、新会社および三越伊勢丹ホールディングスが本制度の適用を認めた者。	
自己研修休職規程	自己研修休職規程	
第1条(目的) 本規程は、労働協約第512条第5号に基づき、<u>エルダーアシストスタッフ</u>が自己啓発のため休職する場合の取扱いに関する事項を定める。	第1条(目的) 本規程は、労働協約第512条第5号に基づき、<u>エルダーフェロー</u>が自己啓発のため休職する場合の取扱いに関する事項を定める。	・名称変更
育児休業規程	(削除)	・社員労働協約へ適用
介護・介護準備休業規程	(削除)	・社員労働協約へ適用
子の看護・家族の介護のための半日休暇規程	(削除)	・社員労働協約へ適用
福利厚生規程	(削除)	・社員労働協約へ適用
ハラスメント防止規程	(削除)	・社員労働協約へ適用
<u>ゼネラルスタッフ労働協約</u>を適用する諸規程等 <u>エルダーアシストスタッフ労働協約</u>のうち、以下の規程等については<u>ゼネラルスタッフ労働協約</u>を適用しています。 必要な点は、総務・経営企画部事務所に備え付けの<u>ゼネラルスタッフ労働協約</u>を参照して下さい。 「通勤費支給細則」 「自家用車通勤管理細則」	<u>社員</u>労働協約を適用する諸規程等 <u>エルダーフェロー</u>労働協約のうち、以下の規程等については<u>社員</u>労働協約を適用しています。 必要な点は、総務・経営企画部事務所に備え付けの<u>社員</u>労働協約を参照して下さい。 <u>「時間外・休日勤務に関する規程」</u> 「通勤費支給細則」	・育児のためのフルタイムシフト選択勤務の新背う、子の看護等休暇の改称 ・名称変更

「配偶者転勤休暇制度規程」 「出張規程」 「国内出向規程」 「安全衛生管理規程」 「安全衛生管理規程細則」 「安全衛生委員会規則」 「健康情報等の取扱規程」 「自動車安全運転規程」 「職務発明規程」 「苦情処理規程」 「紛争の解決・平和条項に関する協定」 「テレワーク規程」 <u>アシストスタッフ労働協約</u>を適用する諸規程等 <u>エルダーアシストスタッフ労働協約</u>のうち、以下の規程等については<u>アシストス</u> <u>タッフ労働協約</u>を適用しています。 必要な点は、総務・経営企画部事務所に備え付けの<u>アシストスタッフ労働協約</u>を 参照して下さい。 「育児勤務規程」 「介護・介護準備勤務規程」	<u>「表彰・懲戒規程」</u> <u>「育児休業規程」</u> <u>「育児勤務規程」</u> <u>「育児のためのフルタイムシフト選択勤務規程」</u> <u>但し、一部を以下の通り、読み替えまたは削除する。</u> <u>第3条については、次の通り読み替える。</u> <u>「従業員が選択できるシフトは、店舗・事業所等の営業時間及び労働条件通知</u> <u>書により定めた本人の始業・終業時間時間を踏まえ、個別に提示する。」</u> 「自家用車通勤管理細則」 <u>「介護・介護準備休業規程」</u> <u>「介護・季語準備勤務規程」</u> <u>但し、一部を以下の通り、読み替えまたは削除する。</u> <u>第2条（対象者及び機関等）のうち、第5項は削除する。</u> <u>第4条（機関の変更）のうち、第1項については次の通り読み替える。</u> <u>「介護勤務の期間は、第2条の範囲内で変更することができる。」</u> <u>第7条（所定労働日数の低減）のうち、第1項について初gの通り読み替え、</u> <u>第2項は削除する。</u> <u>「介護勤務を所定労働日数の低減による実施をする場合の所定労働日数は4日</u> <u>とする。」</u> <u>「短時間勤務規程」</u> <u>但し、一部を以下の通り、読み替えまたは削除する。</u> <u>第3条（期間）のうち、第2項は削除する。</u> <u>第5条(機関の変更)のうち、第1項は次の通り読み替える。</u> <u>「短時間勤務の期間は、第3条の範囲内で変更することができる。」</u> <u>第8条（所定労働日数の低減）のうち、第1項については次の通り読み替え、</u> <u>第2項は削除する。</u> <u>「短時間勤務を所定労働日数の低減による実施をする場合の所定労働日数は4</u> <u>日とする。」</u> <u>「子の看護等・家族の介護のための休暇規程」</u> 「配偶者転勤休暇制度規程」	
--	---	--

	<u>但し、一部を以下の通り、読み替えまたは削除する。</u> <u>第3条（休職期間及び中断・再開）第3項のうち、「1日」については、「11日」に、「末日」については「10日」にそれぞれ読み替える。</u> 「出張規程」 「国内出向規程」 「安全衛生管理規程」 「安全衛生管理規程細則」 「安全衛生委員会規則」 「健康情報等の取扱規程」 「自動車安全運転規程」 <u>「福利厚生規程」</u> <u>「ハラスメント防止規程」</u> 「職務発明規程」 「苦情処理規程」 「紛争の解決・平和条項に関する協定」 「テレワーク規程」	
就業規則	就業規則	
株式会社札幌丸井三越は、労働協約を同時に就業規則として使用する。 従って、就業規則として使用する場合は、労働協約中の「労働協約」を「就業規則」と読み替えるものとする。 なお、就業規則の付属諸規程として、次の規程を追加する。 1. 服務規律	株式会社札幌丸井三越は、労働協約を同時に就業規則として使用する。 従って、就業規則として使用する場合は、 <u>社員</u> 労働協約中の「労働協約」を「就業規則」と読み替えるものとする。 なお、就業規則の付属諸規程として、次の規程を追加する。 1. 服務規律 <u>なお、服務規律については、社員就業規則の規程を適用する。</u>	
服務規律	（削除）	・社員労働協約へ適用